拓殖大学論集（279）　ISSN 1344−6630

拓殖大學論集

政治・経済・法律研究

第13巻　第1号

2010年12月

論　文

「民主主義」は適訳か
——「デモクラシー」訳語考序説——　−3−　……野口　忠彦　（1）

都市の盛衰と政策　……川又新一郎　（57）

世界金融危機と中東欧の銀行　……高橋　智彦　（97）

居住用建物の賃貸借における更新料に関する裁判例をめぐる議論
−更新料の意義における民法的視点と消費者契約法的視点−　……長　友昭（117）

研究ノート

形式論理学と数学の関係
−経済学の応用に向けて−　……信田　強（139）

「政治・経済・法律研究」投稿規則　……（164）

「政治・経済・法律研究」執筆要領　……（167）

拓殖大学政治経済研究所

政治・経済・法律研究　Vol. 13　No. 1,　pp. 1 － 56　　December　2010

「民主主義」は適訳か

―「デモクラシー」訳語考序説―　－ 3 －

Semantic Analysis of Japanese “ Minshushugi” Translated from “Democracy” － 3 －

野　口　忠　彦

序
1、「デモクラシー」の訳語について
　ⅰ「民主」の初訳
　ⅱ「民主々義」の初期の訳語（「デモクラシー」や「リパブリック」以外からの訳語「民主」と「民主々義」を含む）　（以上前々号、－ 1 －）
　ⅲ「デモクラシー」についてのさまざまな訳語　（前号、－ 2 －）
2、「民主主義」は適訳か
　ⅰ「民主主義」の「民主主義」以外の政治形態の訳語との意味的非整合性
　ⅱ「民主主義」の語源的意味の非明示性
　ⅲ「民主主義」の意味的非適切性
　　(1)「民主」の多義性と意味内容の非適切性
　　①「君主」の非適切性
　　②「民が主」あるいは「民が主役」の非適切性
　　③「主権在民」の非適切性
　　(2)「主義」の意味的非適切性　（以上本号、－ 3 －）
　　(3)「民主主義の」意味的非適切性
結語

2、「民主主義」は適訳か

ⅰ「民主主義」の「民主主義」以外の政治形態の訳語との意味的非整合性、

C. ピルキントン C. Pilkington の「デモクラシーという語彙は、政治 politics それ自身を含む非常に多くの政治的用語と同様に、ギリシア語に由来する。[1]」という指摘を俟つまでもなく、政治形態、政治制度、政治機構あるいは政治体制を意味する英語には、ギリシア語由来の語彙が多い。たしかに、「ギリシア語には、政治を意味する 2 つの語彙があった。Archeia があったし、それから、われわれは、monarchy, oligarchy, あるいは anarchy さえにおけるように、－ archy という語尾を持つ英語を得る。次に、kratia があったし、それから、われわれは democracy あるいは aristocracy におけるように、われわれの－ cracy という語尾を持つ英語を得る。[2]」そこで、比較的よく使われていると思われる政治形態を意味する英語の語彙を幾

つか挙げて、それらの語尾に従い分類すると、それらのギリシア由来の語尾“－ archy”と“－ cracy”を持つ２つのグループ、さらに、それらに“－ ship”の語尾を持つグループとその他のグループを加えて、４つのグループに分類できる（下表)。それらの英語には、手許の英和辞典を参考にしたが、訳語もつけてみた。もちろん、場合によれば、「政治」の代わりに「制度」としてもよいし「政」としても「制」としても良いし、「政治機構」、あるいは「政治体制」などととしてもよい。

政治形態を意味する英語の語尾による分類と訳語	
---cracy	
Democracy	**民主主義　？**
Aristocracy	**貴族政治**
Autocracy	**専制政治**
Bureaucracy	**官僚政治**
Plutocracy	**財産政治：金権政治**
Theocracy	**神権政治**
---archy	
Oligarchy	**寡頭政治**
Monarchy	**君主政治**
（Anarchy）	**（無政府状態）**
---ship	
Kingship	**王政**
Dictatorship	**独裁政治**
その他	
Tyranny	**僭主政治**
Republic	**共和政治**

この「政治形態を意味する英語の語尾による分類と訳語」表を一見しただけでも、(“Tyranny”も含めて）ギリシア語由来の語尾を持つ語彙の多さはもちろん、とりわけ、「民主主義」という訳語の、その他の政治形態の訳語との整合性のなさについてはすぐ分かる。それは、この表に挙げられていない政治形態を意味するの英語の訳語と比較してみても同様である。

さらに、具体的にいえば、この表の“Democracy”の訳語「民主主義」以外の訳語は「治者」

を表す語彙、「貴族」、「専制（君主）」、「官僚」、「財産政治家：金権政治家」、「神権政治家」、「少数の治者」、「君主」、「国王」、「独裁者」、「僭主」、あるいは「二人以上の治者（の共同和合）[3]」と「政治」という語彙との結合である。それに反して「民主」は後述するように多義的である上に、いずれにしても即あるいは全き「治者」そのものを意味する語彙であるとはいえないし、「主義」については、“－ cracy”という語尾を持つ「デモクラシー」以外の訳語についてはもちろん、それらを含むその他の政治形態を意味する英語の訳語との整合性が全くない。

注

1 Colin Pilkington, *Representative Democracy in Britain Today*（ Manchester : Manchester University Press, １９９７：平成９年）, p. ３.

2 Colin Pilkington, Representative *Democracy in Britain Today* , p. ４.

3 野口忠彦、「民主主義は適訳か －「デモクラシー」訳語考－ －１－」、〔『拓殖大学論集』（２７６）、第１２巻 第１号、拓殖大学政治経済研究所、２００９年：平成 21 年１２月〕、１, ｉの注１８（１９頁～２０頁）。また、新村出編、『広辞苑』第六版、岩波書店、２００８年：平成 20 年、「共和」の項①（７４１頁）も参照のこと。

ii 「民主主義」の語源的意味の非明示性

野口は、学部の３年次に、政治学のゼミを選択した。そして何も知らない恐ろしさというか、無知ゆえというか、たいした考えもなく、ただプラトン Plato の対話篇『国家』に興味があっただけで、できればそれを読みたいといってしまった。それに対して、厳しかったけれども、やさしくて寛大な指導教授は、それでは Everyman's Library から出ている Republic を読もうといわれ、無知な学生にお付き合いくだされ、指導してくださった。おかげで、その時以来、古典期ギリシアのポリス Polis・アテネ Athens の政治を中心に、興味を持ち続けた。学生のころ学んだことで、その後役に立ったと思われることが少なからずあるが、そのようなもののうち、ここでは、本稿に関係のある３点を記す。

その１つは、「ポリス」は、一般的には、「都市国家」と訳されることからか、主に単に政治的なるものとしてみられがちであるが、もともとは、つまり起源的には単に政治的なるものだけではなく、それに加えて、宗教的ならびに軍事的なものとの３つのものの複合体であるということである。したがって、一般によく引用される「人間はポリス的動物である」、といわれる時はもちろん、同じ言葉を「人間は社会的動物」とか「人間は政治的動物」といわれる時も、ただ「ポリス的」、「社会的」、「政治的」とかいうだけではなくて、もともと、それらは、どの語彙を用いようとも、「ポリス」は「政治、宗教、および軍事」という３つのものの複合体であったことに留意する必要があること。このように、ポリスに限らず、何であれ、とくに、歴史的な事物について、論及や考察の対象とする場合には、その起源的な特性を知ることは大切である。

その２つは、「デモクラシー」について、プラトンやアリストテレス Aristotle が批判的、否定的あるいは最善のものと認めなかったといことについても、２点で留意する必要があることである。その１点は、プラトンは哲人王によって統治される国制を、（あの有名なラファエロ Raffaello Sanzio の名画『アテネの学園 Scura　Atene』において、２人とも片方の手には書物を携えているが、もう片方の手で、プラトンは天を指さし、アリストテレスは地を示しているようにして描かれているとみられもすることからも理解されるように、プラトンは理想主義的であり、アリストテレスは現実主義的であるという見方もあるが、そのようにみられもするアリストテレスも“Polity”という、現実に存在しない、その意味でもいわば理想的な政治形態を最善のものとしていたので、２人とも現実形態ではなく理想的な存在の政治形態を最善のものとしていたし、比較の基準にしていたということ。つまり、（当時の現実の）「デモクラシー」を最善の政治形態とは認めなかったこの２人は、現実の政治形態だけを比較検討したのではなくて、それぞれが自分の理想とする政治形態を含め、それを基準にして評価していたこと。その２点は、「デモクラシー」といっても、古典期アテネにおける「デモクラシー」は、今日的認識においては「直接デモクラシー direct democracy」であって、近代や現代における「間接デモクラシー indirect democracy」つまり「代表デモクラシー representative democracy」とは異なるということ。ましてや、プラトンもアリストテレスもこの「間接デモクラシー」つま

り「代表デモクラシー」については、全く認識していないし、認識していなければ、評価の対象にもしえないし、もちろん、当然に、肯定も否定もしえなかったということ。（したがって、いうまでもなく、現代において、「プラトンやアリストテレスはデモクラシーを最善の政治形態とは認めていなかった。」などという表現は必ずしも正しくない。このようなことをいう場合には、「デモクラシー」の前に、「当時の」とか「直接」とかがつけられていた方が、より正確といえる。）

その３つは、後述するように「民主主義をイズムと勘違いしている人が少なくない。[1]」という指摘もあるように、「デモクラシー」という名称は、特に、「民主主義」の［主義］という訳語から考えられる可能性もあるが、たとえば「マルクス・レーニン主義 Marxism-Leninism」あるいは「社会主義 Socialism」とか「共産主義 Communism」とかいう思想あるいは観念が先にあり、「共産主義国家」あるいは「社会主義国家」などと称される国家が誕生したように、「デモクラシー」という思想や観念などが先にあり、それが現実化されたものでは、決してなく、政治改革の結果できた政治形態が、それまでに存在したものとは異り、その名称もなく、この現実の新政治形態誕生の、何時とは分からないが、ある程度後から「デモクラシー」の語源である名称が造られ呼称されるようになったものであるということ。

以上のことを念頭において、本論を進めるが、まず、上述の３つめのことについて、もう少し詳しくみる。「デモクラシー」という英語の語源である語彙は、古典期ギリシアのポリス・アテネで創造された。そこでは、それまでに、色々な政治形態が存在したが、紀元前５０８年のクレイステネス Kleisthenes の改革[2]によってそれまでにない新しい政治形態がまず誕生した。しかも、それは、それまでにない政治形態であったので、当然に名称もない。そこで、その後、いつ、どこで、だれによって、造られたかも分からないが、“δημοκρατια (demokratia)”という語彙が造られて、何時とはなしに、一般に使われるようになったようである。

“δημοκρατια”という語彙は、たとえば、「歴史の父[3]」といわれ、紀元前４８４年頃に生まれ、紀元前４２４年頃に没した[4]、ヘロドトスの『歴史』Herodoti, *Historiae* においても用いられている（例を挙げれば、Ⅱ：Ⅵ, ４３,4[5]）。

また、およそ紀元前４６０年頃に生まれ紀元前４０１年以前に没した[6]、ツキュディデスによって書かれたペロポンネソス戦争の『歴史』Thucydides, *Historiae* の第２巻おける、ペリクレス Perikles（前 495 頃～前 429 頃[7]）のつとに知られている「葬送演説」においても用いられている。もちろん、「ペリクレスの有名な葬送演説は、われわれがすぐに想像するような、戦死者の死を悲しむ「おくやみ」演説ではないのである。[8]」

> われわれの採用してゐる国政は、近隣諸国の法制を有難がって、それの真似をしたやうなものではない。われわれは他の真似をするよりも、自分の方を他の模範となるものにしたのである。国政は少数の意向によるのではなくて、多数者のそれに従って行われるが故

に、デーモクラティアーδημοκρατίαの名をもって呼ばれてゐる。[9]

この演説は、紀元前４３１年から紀元前４３０年にかけての冬に行われた[10]。したがって、アテネにおいて、「デーモクラティアーδημοκρατίαの語彙は、遅くともこの頃までには、既に、一般的に使われていたとみてよさそうである[11]。

この「デーモクラティアーδημοκρατίαの語彙こそが、英語の「デモクラシーdemocracy」の語源である。“δημοκρατια”は「人民」を意味する“δημος”(demos)と「政治」あるいは「支配」などを意味する“κρατεω(kuratia)”,“κρατος(kuratos)”から造られた[12]。(「デーモクラティアー」は、原語の発音により近い表記ではあるが、通例「デモクラティア」と表記される。)

“δημοκρατία”は、「デモクラシー」以外の英語でいえば、“governmnt by the people 人民による政治[13]”あるいは“popular government 民衆政治[14]”などとなる。要するに、日本語でいえば、「人民」(「民衆」、あるいは「衆民」など)の、あるいは「人民」(「民衆」、あるいは「衆民」など)による「政治」というところである。「人民」(「民衆」、あるいは「衆民」など)ということ、つまり、「人民」(「民衆」、あるいは「衆民」など)そのものだけということと「民が主」とか「民に主権がある」などということとは全くもって異なる。それにくわえて、“κρατεω”つまり「政治」あるいは「支配」などという意味はどこをどうしても「主義」には見出しえない。したがって、「民主」は“δημος”つまり、ただの「人民」(「民衆」、あるいは「衆民」)のというだけの意味でもなければ、「主義」にも“κρατεω”つまり「政治」あるいは「支配」などという意味も、「民主主義」という訳語が造られるまではなかったし、今なお「民主主義」を除いてはほとんどない。要するに、「民主主義」は　その語源的意味をほとんど持っていない。

注

1　企画報道室　石井庸雄、「再考政治の言葉」 究極の失敗訳語は「民主主義」」、『朝日新聞』(朝刊)、１９９３年：平成５年７月３０日。詳しくは本稿２，iii、(３)注３８(本稿－４－、１１頁)を参照のこと。

2　たとえば下に掲げる書をみること。

Sanford Lacoff, *Democracy － History, Thory, Practice －* (Boulder, Colorado : Westview Press, １９６６：昭和41年), p. ４５. ; *The Blackwell Encyclopaedia of Political Science,* ed.Vermon Bogdanor (Oxford : Blackwell, [１９８７：昭和62年], １９９１：平成３年), p. １６６. ; *Democracy ― The Unfinished Journey* ５０８*BC to AD* １９９３：平成*5*年 ―, ed. Johon Dunn (Oxford : Oxford University Press, １９９２：平成４年), pp. １, ２４０. ; David Robertson, *A Dictionary of Modern Politics,* Second Edition (Rochester, Kent ; Europa Publications, １９９３：平成５年), p. １２９. ; Anton Powell, *Athens and Sparuta, Constructing Greek Political and Social History From* ４７８ *BC* , Second Ed. (London : Loutledge, [１９８８：昭和63年], ２０００：

平成 12 年 ）, p. ２８４. ; G. E. M. de Ste. Croix, *Athenian Democratic Origins and Other Essays*（ Oxford : Oxford University Press, ２００４：平成 16 年）, p. １３６. ; Sarah B. Pomeroy, Stanly M. Burstein, Walter Donlan, Jennifer Tolbert Roberts, *A Brief History Ancient Greece*（ New York : Oxford University Press, ２００４：平成 16 年）, p. １２２. ; Paul Woodruff, *First Democracy－The Challenge of an Ancient Idea－*（ Oxford : Oxford University Press, ２００５：平成 17 年 ）, p. ８. ; P. J. Rhodes, *The Greek City States－A Source Book－*, Second Edition（ Cambridge : Cambridge University Press,［１９８６：昭和 61 年］, ２００７：平成 19 年）, p. １０１. ; 堀井健一、『アテナイの前４１１年の寡頭派の政変と民主政』、渓水社、２００８年：平成 20 年、１２頁。；Paul Cartledge, *Ancient Greek Political Thought in Practice*（ Cambridge : Cambridge University Press, ２００９：平成 21 年）, p. ５５. ; Antony Black, *A World History of Ancient Political Thought*（ Oxford : Oxford University Press, ２００９：平成 21 年 ）, p. １４０.

3　たとえば、次の書をみること。

村川堅太郎、「歴史叙述の誕生」、『世界の名著』５、〔ヘロドトス、トゥキュディデス〕、中央公論社、昭４５年：1970 年、２８頁～３１頁 ; John Warrington, “ Introduction”, *The Histories of Herodotus,* ２ vols, reprint ed., trans. George Rawlinson, Everyman's Library（ London : Dent,［１９１０：明治 43 年］, １９７０：昭和 45 年 ）, 1 : xxi.

4　生年も没年も確実には分からず、たとえば、次の通り。本文には John Warrington によるものを用いた。

John Warrington によれば、「紀元前４８４年」に生まれ、「紀元前４２４年」に没。

John Warrington, “Introduction”, *The Histories of Herodotus,* ２vols, １, iv .

松平千秋によれば、生年は「前４９０年から４８０年の間」、死没は「４３０年の数年後」。

松平千秋、「解説」、『ヘロドトス』、松平千秋訳、『世界古典文学全集』１０、筑摩書房、昭和４２年：1967 年、４４５頁～４４６頁。

青木巌によれば、「紀元前４８０年頃に」生まれ、その没年は「４２５年の頃」。

青木巌、「ヘロドトス―― その人と歴史」、『ヘロドトス』、青木巌訳、『歴史』、新潮社、昭和４３年：1968 年、５６５頁、５６７頁。

村川堅太郎によれば、生まれは「前４８５年頃」、「前４４４／３年」「後少なくとも十何年は存命」。

村川堅太郎、「歴史叙述の誕生」、１７頁、２０頁。

『岩波＝ケンブリッジ世界人名辞典』によれば、「前４８５頃－前４２５」。

『岩波＝ケンブリッジ世界人名辞典』、岩波書店、１９９７年：平成９年、「ヘロドトス」（９６８頁。）

“Biographical Note”, Herodotus, *The History of the Herodotus,* によれば、「紀元前４８４C 年―紀元前４２５年」。

“Biographical Note”、Herodotus, *The History of the Herodotus, The History of the Herodotus and The History of the Thucydides*（ Chicago : William Benton, １９５２：昭和 27 年 ）, p. Ⅳ .

5　Herodoti, *Historiae,* ２ vols., recognovit breviqe adnotatione critica instruxit Carolus Hude（ Oxonii : E Typographo Clarendoniano,［１９１２？：明治 45 年？］１９４２：昭和 17 年 ）, Ⅱ : Ⅵ. ４３,４ . ; *The Histories of Herodotus,* ２vols, trans. George Rawlinson, ２: Ⅵ. ４３（p. ７２）. ；『ヘロドトス』、坂本健一訳、大正３年：1914 年、隆文館、えらとの巻、２７４ 頁；『ヘロドトス』、松平千秋訳、『世界古典文学全集』１０、筑摩書房、昭和４２年：1967 年、巻六、４３（４４６頁）；『ヘロドトス』、青木巌訳、『歴史』、新潮社、昭和４３年：1968 年、巻六、４３（３５０頁～３５１頁）。

6　生年も没年も確実には分からず、たとえば、次の通り。本文には John Warrington によるものを用いた。

John Warrington によれば、「およそ紀元前４６０年」に生まれ、「４０１年以前」に没す。

John Warrington, “Introduction”, Thucydides, *The History of the Pelopponesian War, trans.* Richard Crawlei, (London : J. M. Dent,[１９１０：明治 43 年], １９７４：昭和 49 年) ,p. Ⅶ .

W. Robertconnor によれば、起源前「４５０年代半ばに生まれ、」「４世紀の早くに亡くなった。」

W. Robertconnor, “Introduction”, Thucydides, *History of the Pelopponesian War,trans.* Richard Crawley, The Everyman Library, (London : J.M.Dent,[１ ９ １ ０： 明 治 43 年], １９９３：平成５年) , p. XⅣ .

村川堅太郎によれば、生まれは「おそらく前４６０年ころだろう」、「前４１１年」後没。

村川堅太郎、「歴史叙述の誕生」、２１頁、２２頁。

久保正章によれば、「前４６０年頃」生まれ、二十七年間の「戦史」「二十一年目の記述なかばにして世を去った」。

久保正章、「解題」、トゥーキュディデース、久保正章訳、『戦史』全３冊、(上)、岩波文庫、岩波書店、１９６６年：昭和４１年、１２頁、２４頁。

『岩波＝ケンブリッジ世界人名辞典』によれば、「前４６０頃－前４００頃」。

『岩波＝ケンブリッジ世界人名辞典』、「トゥキュデイデス」（６３０頁)。

“Biographical Note”, *The History of the Thucydides,* によれば、「紀元前４６０年―紀元前４００年」。

“Biographical Note”、*The History of the Thucydides, The History of the Herodotus and The History of the Thucydides,* p. ３４５.

7　『岩波＝ケンブリッジ世界人名辞典』、岩波書店、「ペリクレス」（９５５頁)。

8　田中美知太郎、『ツキュディデスの場合』、筑摩書房、昭和４５年：1970 年、３９９頁。なお、詳しくは本書を読むこと。

9　Thucydidise , *Hisoriae,* ２vols., recognovit breviqe adnotatione critica instruxit Henricus Stuart Jones , aparatum criticum correxit et auxit Johannes Enoch Powell, [Oxonii : E Typographo Clarendoniano] , Reprinted with Emended and Augmented Apparatus Criticcus (Glasgow : Oxford University Press, [１９００：明治 33 年] , [Reprint ed. １９０２：明治 35 年] , １９７４：昭和 49 年) , 1: Ⅱ . ３６－３７. ; Thucydides, *The History of Peloponnessian War,* trans. Richard Crawlei (London : J. M.Dent, [１９１０：明治 43 年] , １９９３：平成５年) ,1: Ⅱ . ３７ (p. ８９) . ; Thucydides,*The History of Peloponnessian War,* The Complete Hobbes Translation, (Chicago : The University of Chicago Press, １９８９：平成１年) , p. １０９. ; 田中美知太郎、『ツキュディデスの場合』、筑摩書房、昭和４５年:1970 年、４０３頁 ; トッゥキュデェデス、村川堅太郎訳、『歴史』、『世界の名著』５、〔ヘロドトス、トゥキュディデス〕、３５６頁 ; 、トゥーキュディデース、久保正章訳、『戦史』(上)、３２６頁。引用の訳文は田中美知太郎（『ツキュディデスの場合』）による。

10　田中美知太郎、『ツキュディデスの場合』、３００頁　；　トッゥキュデェデス、村川堅太郎訳、『歴史』、３５４頁、３５５頁注(1)。; トゥーキュディデース、久保正章訳、『戦史』(上)、３２３頁～３２４頁。

11　たとえば、W. Robert Connur によれば、「デモクラティア *demokratia* という語彙は（紀元前）４４０年代以前に存在している」という。W. Robert Connur, *The New Politicians of Fifth-Century Athens* , Reprint ed. ([Indiananapolis : Hackett Publishing, １ ９ ７ １： 昭 和 46 年] Princeton : Princeton University Press, １９９２: 平成４年), p. ６３N ５４, See also, pp. ２０１－２０４. また、J. K. Davies も、たとえそれほど早くないとしながらも、(紀元前)「４４０年代までには」といい、ほ

ぼ同じ見解を示している〔 J. K. Davies, *Democracy and Classical Greece,* Second ed.（ Hammersmith, London： Fontana Press,［１９７８：昭和53年］, １９９３：平成５年 ）, p. ２５.〕。ちなみに、Morgens Herman Hansen は、「デモクラティア *demokratia* 」という語彙の最初の１例を、紀元前「４２０年頃」に見出している〔 Morgens Herman Hansen, Trans. J. A Crook, *The Athenian Democracy in the Age of Demosthenes* ― *Structure, Principles and Ideology* ―（ Oxford : Blackwell, １９９１：平成３年 ）, p. ７０.〕。

12　このことは既述の本稿－３－、２、ｉの注１（－３－、１頁）の Colin Plkington, *RepresentativeDemocracy in Britain Today* , p. ３. からの引用文においても明らかであるが、たとえば、以下の書もみること。Florence Elliott, *A Dictionary of Politics* （ Harnondsworth, Middleesex : Penguin Books, １９５７：昭和 32 年), S.V. “Democracy.”（ p. １２０）. ； Carl Cohen, *Democracy*（ New York : The Free Press, １９７１：昭和 46 年 ）, p. ３. ; Josia Ober, *Mass and Elite in Democratic Athens* ― *Rhetoric, Ideology, and the Power of the People* ―（ Princeton : Princeton University Press, １９８９：平成１年 ）, p. ３. ； *The Blackwell Encyclopaedia of Political Science* ed. Vernon Bogdonaor（ Oxford : Blackwell, １９９１：平成３年),V.S. “democracy”（p. １６６）. ; Anthony Arblaster, *Democracy,* Second ed.（ Backigham : Open University Press,［１９８７：昭和 62 年］, １９９４：平成６年 ）, p. １３. ; アンソニー・アーブラスター、渋谷浩・中谷聡訳、『民主主義』、昭和堂、１９９１年：平成３年、２１頁。) ; Ross Harrison, *Democracy* （ London： Routledge, １９９３：平成５年）, p. ３. ; David Judge, Represenntation － *Theory and Practicein Britain* －（ London : Routledge, １９９９：平成 11 年 ）, p. ２. ； Robert A, Dahl, *On Political Equality*（ New Haven : Yale University Press, ２００６：平成 18 年 ）, p. ８. ; R.A. ダール、飯田文雄・辻康夫・早川誠訳、『政治的平等とは何か』、法政大学出版部、２００９年：平成 21 年、１１頁。なお、B. ラッセルは、「デモクラシーは、その言葉も実体も共に、ギリシア人によって、創り出された。」[Bertrand Russesell, *Facts and Fiction* (London : George Allen, １９７９：昭和 54 年 ）, p. ７４.］といっている。

13　本稿１のⅲの注１５０（－２－、１７頁）に引用の Norh Webster,*An American Dictionary of the English Language,* による。

14　Robert A. Dahl, *Modern Political Analysis*、; R.A. ダール、高橋通敏訳『現代政治分析』からの、本稿１のⅲの注１４９（－２－、１７頁）に引用の文を参照のこと。

ⅲ 「民主主義」の意味的非適切性

（1）「民主」の多義性と意味内容の非適切性

前述のように、「デモクラシー」の訳語である「民主主義」という語彙は「民主」と「主義」という２語から成立しているので、まず前者の意味について考察する。意味について考えれば、「民主」とは「民が主」ということはすぐ分かる。しかし、それだけではなく、野口もそれを知った時には大変驚かされたことであるが、「民主」は、もともとは、「民が主」とは正反対の「民の主」つまり「君主」の意味であった。ここでは、この「民」とは正反対の意味である「君主」を始め、「民主」の意味と解されうる「主（あるじ）」あるいは「主役」、および「主権在民」について、「デモクラシー」との関係に焦点を合わせて考察する。

①「君主」の非適切性

「民主」の「民が主」とは正反対の意味というのは、「君主」である。辞書によれば、「民主」の項に、たとえば、『大言海』には「人民の君主。国民の君。[1]」、『日本国語大辞典』には「人民の支配者。君主。[2]」（これに続いて『神皇正統記』と『書経』における例文が示されている。）、『広辞苑』には「（中国では古く、民の主すなわち君主の意に用いた。）[3]」（これにも『書経』における例文が示されている。）とある。中国では、もともとは、「民主」とは「民の主」つまり「君主」のことで、「民が主」という意味はなかった。このように、「民主」の意味は「君主」であったものが、後に、「君主」が「君が主」を意味することと同様にしてか、「民主」を「民が主」という意味にとるようになった。わが国においても、中国においてと同様に、もともとは、「民主」は「君主」の意味で用いられていたが、西周によって、中国における訳例が踏襲されて、「デモクラシー」などの訳語としての「民が主」という意味での「民主」が用いられた。さらに、その後、肥塚龍によって「デモクラシー」などの英語からの訳語としての「民主々義」が使われ、これがかなり一般化したようではあるが、「民主」のもともとの意味である「「君主」という意味の「民主」を用いた「民主主義」も明治時代はもちろん大正時代においてさえも、まだ用いられていた。この実例を挙げれば、たとえば、本稿１，ⅲにおいて「民主主義」を、著作の中の章あるいは節などに用いている例を示した中に、明らかに「デモクラシー」の訳語ではない「民主主義」もあることを示しておいた（本稿－２－、１４頁）が、それは最初に挙げる広池のものであり、その他の２つも含めて提示すれば以下の通りである。

「第九章　支那に於ける法律と云ふ語の固有の意義なる中正平均と一致する各種と思想
第六項　古代支那に於いて民主主義の盛なりし事を述ぶ」
広池千九郎、『東洋法制史序論』、早稲田叢書、早稲田大学出版部、１９０５年：明治 38 年。http://kindai.ndl.go.jp/BIBibDetail.php,（accessed 2009/08/24）.

「第七　支那国民思想及び生活概論

二　民主主義」

宇野哲人、『東洋哲学大綱』、國學院大學出版部、明治４４年：1911年。http://kindai. ndl. go.jp/BIBibDetail.php,（accessed 2009/08/24）.

「第五　儒教と民主主義」

大津淳一郎、『肇国の本義』、柾木書院、大正４年：1915年。http://kindai.ndl. go.jp/BIBibDetail.php,（accessed 2009/08/24）.

これらをみても分かるように、大正時代になってからでも、「君主」の意味での「民主」が用いられていた。ただし、「君主」の意味での「民主」がいつまで用いられていたかは定かではない。いつまでかは別として、今日なお、辞典や辞書には、「民主」には「君主」の意味があることは載っており、確認できる。それどころか、「君主」の意味で使われていた「民主」は、書かれているものについては、その文書あるいは書籍は、上掲のように今日既に電子化されたものもあり、全部が消滅するということは何かよほど特別の事態が生じない限り、なくなることはないであろう。

もちろん「君主」の政治はどう考えても「デモクラシー」ではなく、むしろ、「デモクラシー」とは正反対の位置にある。たしかに、１７８９年：寛政１年のフランス大革命の結果制定された１７９１年：寛政３年のフランスにおける最初の「（代表）デモクラシー」的な憲法においては、立法府たる議会の議員と共に国王は行政府における国民の代表者であって、治者の一部とみなされるが、この憲法に基づかれた政治は国王の政治あるいは君主政治とはいえない。なぜなら、その憲法においては三権分立制が導入されていて、しかも、「行政」は「法による行政」であって、国王は「行政」の長であるにすぎず、立法権は議会が掌握し、国王は、デクレ décre への同意を拒否できるが、それは停止的なものでしかなかったし、ただ執行権を行使できるにすぎなかったからである[4]。つまり、１７８９年：寛政１年のフランス大革命の結果制定された１７９１年：寛政３年のフランスにおける最初のデモクラシー的な憲法下の政治は、国王の意思による政治（「人による政治」）ではなく、憲法、および、議会によって（予め）定められた「法による政治」であった。

イギリスにおいては、議会 Parliament は、貴族院 The House of Lords と庶民院 The House of Commonns からなる二院制であるが、「議会における国王 King（Queen）in Parliament」ともいわれるように、三部構成であるともみられ、たしかに、国王は議会の一部でもあったし、現に一部でもある。ただし、両院と国王との関係は、最終的に、光栄革命（名誉革命）Glorious Revolution によって決着がつけられ、議会側の勝利に終わり、これを契機として、政治形態は「（代表）デモクラシー」となり、それ以後、後述の現在なお持っている３つの権利

rights を別にすれば、国王は、完全にではないがほぼ形式上の存在となった。そして、それ以前からいわれていた「国王（女王）は君臨すれども統治せず The King（Queen）Reigns, but he（she）does not rule」という言葉が実体化した。つまり、イギリスも光栄革命以後は「（代表）デモクラシー」となり、たしかに君主政治とはいえない。（もっとも、光栄革命以前についても、国王の権力は両院との関係で、後述の「議会主権」という点からみても分かるように、必ずしも絶対的ともいえない側面はあった。）

② 「民が主」あるいは「民が主役」の非適切性

既にみたように、「デモクラシー」の訳語「民主」は、支那に渡ったアメリカ人宣教師 Willian Alexander Martin 丁韙良によって、Henry Weheaton, *Elements of International Law,* Sixth Edition,（１８５５：安政２年、１８５７：安政４年に重刊 ）を訳して、同治３年：1864 年：元治１年に、北京で上梓された漢訳『万国公法』全４冊の中で初めて用いられた。もちろん、これは、恐らく漢字圏で「デモクラシー」の訳語「民主」が用いられた最初の例であり、わが国においては、西周が最初に明治３年：1870 年に『百学連環』の中で、「デモクラシー」の訳語「民主」を用いて、漢訳『万国公法』における「デモクラシー」などの訳語「民主」を踏襲した。この「デモクラシー」の訳語「民主」は、（「民主」とは、上述のように、中国においてもわが国においても、もともとは、「民の主」つまり「君主」を意味していたが、それとは正反対の）「民が主」という意味である（本稿－１－、８頁～１１頁を参照のこと。）。

さらに、「民主」には、「民」（あるいは、「国民」または「人民」）が「主（あるじ）」あるいは「主役」の意味もあるとも解される。「民」（あるいは、「国民」または「人民」）が「主」、あるいは「主役」というような言は、１９９６年：平成８年９月民主党が結党された時に民主党によって「市民が主役」と唱えられていたし、最近の共産党の主張にも謳われている。「市民」とは「民」（あるいは、「国民」または「人民」）ともみられうる。また、朝日新聞の「天声人語」においても、「民主主義は文字どおり民が「あるじ」となる政治である。[5]」と書かれている。「主（あるじ）」というのは普通「従（者）」との関係を前提にしている言葉であって、「主従」関係とはどう考えても「デモクラシー」的とはいえない。「主」といえば、イギリスにおいて、ロンドン塔内で虜囚であったレヴェラーズ Levellers の指導者の１人ジョン・リルバーン Johon Lilburne が、かれを捕らえていた長老派議会 The Presbyterian Parliament に向かって、「われわれはお前達の Principals であり、そしてお前達はわれわれの Agents である」と主張したということを、野口は思い出さずにはいられない。これについては後述（２，ⅲ、注２４、：－３－、５２頁～５３頁）もするが、この“Principal”がまさに、「主」あるいは「主人」という意味でもあり、その“Principal”に従うのは“Agent”である。いうまでもなく、これはイギリスがまだ「（代表）デモクラシー」となる以前の「代表者」とその「発送主」（具体的には「代表者」を送り出していて、「代表者」によって「代表」される「被代表者」たる「コミュニティ」であるが、「被代表者」あるいは「代表者」の「送り主」にあたる）との関係である。いったい、「民」（あ

るいは、「国民」または「人民」）が「主人」あるいは「主役」なら、だれが「従者」あるいは「端役」であるというのであろうか。他の政治形態や、わが国の一部で今はやりの「メイド喫茶」ならともかく、直接間接を問わず「デモクラシー」あるいは「デモクラシー国家」において、（もちろん、政治の世界では、）「主従関係」はない。ただし、今、一部の人々の間で人気のある「メイド喫茶」に行く人のように、あなたが「ご主人様」などとといわれれば、お金を支払ってでもそう扱われたい人もいるこの世の中、「民が主」とか「市民が主役」とかいわれれば、まんざら悪い気もしない人もいるのであろうか。

③「主権在民」の非適切性

さらに、「民主」には、「民に主権があること」という意味もあるとされることについて、その根拠が明確に示されていない。しかし、たとえば、「一国の主権が人民にあること。」という意味があることが、本稿１、ｉの注４（本稿－１－、８頁）に引用の記述に確かにある。（これについては、果たして本当にそんな解釈があるのか、あるいはできるのか、もともと「民主」にそんな意味があることも見出せないので、もしあるとすれば、その例なり、典拠なり、あるいは、根拠なりが示されなくては、少なくとも、根拠などについての検討ができない。（野口には、「主権在民」は「民主」そのものの意味であるというよりは、「デモクラシー」そのものでもなく、むしろ、「デモクラシー」についての観念あるいは理念に付随するもので、「民主」が「デモクラシー」の訳語として用いられたために、「デモクラシー」についての観念あるいは理念に付随していたものが、「民主」の意味に入り込み、民主の意味と受け取られるようになってしまったのではないのかとも思われもする。しかし、根拠が不明な以上、できれば、本稿において、その確かな根拠があるのか否か、もしあるとすれば、それは何であるのかなども探りたい。）そこで、「民主」には、「民に主権があること」という意味もあるということの根拠については後回しにして、とりあえず、「民に主権があること」について検討する。この「民主」の「民」は必ずしも「人民」に限られず、「国民」とも解されうる。あるいはまた、「民に主権があること」ば、「主権在民」と同じ意味とも解されうる。つまり、「民主」には、「民に主権があること」、あるいは「主権在民」という意味があることになる。ただし、いずれの場合についても、厳格にいえば「人民」と「国民」とは異なるし、区別されうるが、「民主」の「民」は、「民」、「国民」、あるいは「人民」のどれにも解釈可能であるし、それらのうちのどれかでなければならないと解される決定的根拠もない。場合によれば、それらのうちのどれでもよいし、さらにはそれら全てが含まれるというより広いい意味にも解釈可能である。しかしながら、これらのどの意味に解されたとしても、そこには、重大な問題点がある。

それは、「主権在民」であればデモクラシーであると、本当にいえるのか。また、もしそうであるにしても、それでは「主権在民」でなければデモクラシーでない、といえるのかという問題もある。

しかも、これには、重要な問題が潜んでいる。たとえば、憲法に、「民」（「国民」あるいは「人民」

など）に「主権がある」などと規定されているただそれだけで、「民に主権がある」あるいは「主権在民」といえるのか。「主権」といえば、当然に、その「主権」とは何で、どのようなもの（「主権者」はだれで、「主権」は「主権者」によって行使しうるのか否か）であり、もし行使しうる「主権」であれば、だれによって、どのように（たとえば、「人の意思に従って」とか、「法に従って」とか、何に従って）行使されるのかくらいは、だれでも思い付くことであろう。まして、「主権在民」というからには、その「主権」とは何であるのかについての明示はもちろん、「民」が行使しうる「主権」であり、その「主権」が「民」によって行使しうるかどうかは、その行使の方法が示されているかどうかで明らかになるので、その行使の方法までもが具体的に明示されていることが、不可欠であろう。つまり、このようなことがなされることなくして、果たして本当に「主権在民」といえるのかという問題もある。

少なくとも「主権」というとき、その「主権」とは何であるのかについての明示はもちろん、「主権」が「主権者」によって行使しうる「主権」であるのかどうかは重要であり、その明示が必要とされよう。また、実は、「デモクラシー」というとき、それは「直接デモクラシー」をいっているのか、間接的な「代表デモクラシー」をいっているのか、あるいはその両者を含んでいっているのか、を判別することあるいは明示することが必要であるのと同様に、「主権」というとき、それは行使しうる「主権」か否かの判別、あるいは明示も極めて重要である。さらに、行使しうる「主権」を持っている「主権者」でなくとも「主権者」といえるのであろうか、あるいは、そういってもよいのであろうかという問題もある。このように、「主権者」については２つの問題があることになる。さらには、もし、行使しうる「主権」とは何かが、明示にされたとしても、それは正当なものとみなされうるのかという問題も生ずるかもしれない。

これらの問題について考察する場合、いずれの問題にしても、「主権」の問題を含んでいいることもあって、「主権の理論は、中世、ルネッサンス、啓蒙期には大変重要であったが、ジャン・ボダン Jean Bodin（１５２９：享禄２年―１５９６：慶長１年）の著作において、その最初の十全な構築された表現 formulation を受理する。[6]」とみられることからも、ボダンの『国家論６巻 *Les Six Livres de la République*』（１５７６年：天正４年）における「主権」論をみることは参考になる。ボダンは「主権」の問題を巡り、以下のように論じている。

> 主権 La souvererinneté は国家の絶対的で、また永続的な権力 la puissance absoluë perpetuslle d'une Repblique である・・・。主権が主要点であり、国家についての論文において、最も説明されるべき必要のあることでさえあるのに、法学者や政治哲学者は主権を定義していないし、：主権は国家の主要な点であるし、また、さらに主権は必然的に国家の特色でもあるので、今や主権の定義を構築し表明することは必要である。[7]

ここでは、「主権」が定義（「主権」とは何かが明確に）されているだけではなくて、また、そ

うする必要がある理由も明らかにされている。なるほど、留意されなければならないのは、ボダンがこの書において、初めて［主権］についての定義（明確に述べるという意味で）をしたということはもちろん、「主権」が「国家」の「主要な点」であり「特色」でもあるとして、「国家」の問題であるとされ、「主権」の関わる領域も明らかにされていることである。さらに、「主権」という研究対象は「法律」学だけに限定されるものではなくして「政治」学（哲学）の対象でもあることが教示されていることである。このボダンの「主権」論については２つの先行研究がある。その２つの先行研究を手がかりに、ボダンのいう「主権」とは何かを探る。

原田鋼は、その著『主権概念を中心としてみたる政治学説史』（昭和２２年：1947 年）において、次のように論ずる。「　然らば、主権の内容として如何なるものがボーダンの思考の対象とされたであらうか。・・・ボーダンは主権者の契約への結合、個人的自由、及び被治者の私有財産の不可侵性の主要命題を通して主権の効用の限度に対し、若干の問題を提起している。即ち第一に、・・・彼は、自然法の見地より、個人的自由の不可侵性、及び服従者側の私有財産の不可侵性を主張する。更に又主権は、不譲渡性（Unveräusserlichkeit）や不時効性（Unferjarrbarkeit）に止まらず不分離性をも有する。即ち主権の分離が不可能なこと、最高権力が統一性を持つこと、それらはボーダンに依れば、絶対的必然性を以て主張され得るのである。[8]」さらに、続けていう。

> さて、ボーダンは、立法権及び行政権の両範疇の上に主権を組織付け、更に具体的な内容として、次の八つの権利に分類する。
> 第一は、立法権である。即ち方は主権者の意思表示的命令に他ならない。・・・
> 第二は、宣戦布告、媾和締結の権利である。・・・
> 第三は、官吏の任命権である。・・・
> 第四は、最高裁判権である。
> 第五は、恩赦権である。・・・
> 第六に、忠節、服従に対する権利が挙げられる。・・・
> 第七は、貨幣鋳造権と度量衡選定権である。貨幣鋳造権は立法権に直属帰属せしめられる。・・・
> 第八は、課税権である。・・・[9]

そして、「ボーダンに依れば、法王は俗界の皇帝及びキリスト的君主に対して、最高権力を保持するものではないが、ただ地上における単一にして、最高の立法者であり最高の立法者である。かくの如く、ボーダンに於ては、教会至上権は概念必然的に国家権力に内在するのである。[10]」

また、佐々木毅は、その著『主権・抵抗権・寛容－ジャン・ボダンの国家哲学－』（昭和４８年：1973 年）において、「永続性、絶対性と共に通常主権の属性として不可分性が挙げられるが、ボダンはそれを絶対性の議論によって解決し、特に論じない。また不可譲性は例えば人民主権

の絶対性を主張するルソーの如く一定の主権者に固執するのと異なって主権の属性を構成しない。むしろ絶対性の名の下にその譲渡が承認され、主権の移動はボダンにとって自明の問題であった。不可譲性はこのように主権そのものに関しては妥当せず、以下に述べる如き具体的諸権力に関してのみ妥当性を有するのである。[11]」と論ずる。

> それでは主権は如何なる具体的権力として現れるのであろうか。ボダンは第一の権力として、・・・立法権を挙げる。・・・また、「法とは全ての臣民乃至一般的事柄に関する主権者の命令」であり・・・。第二の権力は外交権、第三は人事権、第四は終審裁判権、第五は恩赦権、第六は貨幣鋳造権及び度量衡統一権、第七は課税権であり、その他若干の微細な権力が存在する。[12]

また、「主権制限論」のなかで「契約遵守義務」、「立法内容の拘束」、「私有財産による制限」、および「王国基本法」について論じられている。たとえば、「立法内容の拘束」において、「一定の限界を有しつつも、主権者は自然法解釈権を保有するところとなり、それと同時に自然法及び神法が主権者に対する服従の根拠づけとされていることは、その一定の制限にも関わらずボダンの自然法乃至神法の微妙な機能を示唆している。」こと、および、「私有財産による制限は自然法による制限の中で最も明確かつ具体的で」あることが、明らかにされている[13]。

ここでは引用の注番号や、注は全て省いた、この点については直接両著に当たること。この両者の用いた原典のラテン語版かフランス語版かによる版の違いはある[14]が上述のように、両者のいう主権の具体的内容についてはそれほど違いはない。なお、このように、主権の具体的内容についてはそれほど違いがないといえばいえるが、野口の気になったことは、原田は、「立法権及び行政権の両範疇の上に主権を組織付け、」といいながら、「具体的内容」には、「立法権」があるのに、「行政権」がなく、「最高裁判権」（司法権）があることであり、佐々木は「行政権」には全く触れていないことである。たしかに、ボダンは「行政権」という言葉は使っていないようであるが、「主権」とは、（自然法と神の法を除いて）、ボダンの時代の、（後に立法、司法、行政の三権の分立が図られる以前の、）世襲の絶対王政の政治権力で、（後からみれば、）三権全体に渡るものと解されるのではないかということである。そうであるとすれば、「主権」とは「絶対的で永続的な」（今日的には、三権分立化が図られる以前の、政治権力がまだ一体的あるいは一元的であった時代の三権たる）権力の総称ともみられる。

いずれにしても、このような「主権」を前提にして、ボダンは、既に本稿１のⅲ（本稿－２－、４１頁）で引用した国家形態の３分類を展開する。（もう一度引用するが、）すなわち、主権が、１人の君主にあるならば、その国家を「君主（政治）的 Monarchie」と、全人民にあるならば、その国家を「民衆（政治）的 populaire」（英訳によれば、Jurian H. Francrin は「デモクラシー的 democratic」と、Richard Knolles は「デモクラシー的、あるいは民衆（政治）的

Democracie, or Popular」と訳している。）と、そしてそれが少数の人々にあるならば、その国家を「貴族（政治）的 Aristcratique」であるとする[15] ３類型である。このように、ボダンは「主権」を中心にして、その所在」と「数」、つまり「主権の所在」（「主権者」）と「主権者の数」とを基準にして、国家の形態を分類している。また、ボダンにとっては「君主（政治）的」「国家」が中心とされていたので当然のこととともとも考えられるが、「主権」の「絶対的」な特性については、「主権」が「君主」という１人に、あるいは、「少数の人々」に集中されていたことによるもの、および、そのような「権力の集中性」に加えて、「主権」行使の方法にもよるもので、「君主」あるいは「少数の人々」の「意思による」「主権」の行使、つまり「主権者」たる「人の意志による」「主権」の行使によることも少なからずあるものと、思われる。しかし「主権」が（ボダンに従えば）「全人民にある」「民衆（政治）的」「国家」においては、そのような「絶対性」が他の２種の「国家」における場合と同じ程度かどうかは、「主権者」が「全人民」という多数性、さらには、（ボダンによって必ずしも留意されていなかったと思われるが、）具体的には、「主権」の行使がどのようになされるのかについて、古典期のポリス・アテネの場合が示しているように、民会に出席した市民達や、抽選や選挙で選出された市民達によって（分担されて）、主に「法に従って」行使されることなどだけを考慮しても、かなり疑問であろう。

なお、上述の注１１で佐々木のいう「以下に述べる如き具体的諸権力に関してのみ妥当性を有する」「不可譲性」とは原田のいう「不分離性」、「即ち主権の分離が不可能なこと」であろう。（もちろん、佐々木が「人民主権の絶対性を主張するルソーの如く一定の主権者に固執する」ということからも分かるように、「人民主権の絶対性を主張する」ルソーは、「主権の絶対性」についてはボダンを踏襲していたし、「人民主権」の「主権」については、―――この国家形態の３類型の基準となった「主権」論にせよ、あるいは『国家論６巻』全体にせよ、論議を展開するボダンの頭の中心にあったのは、当時のフランスの世襲的絶対王政であり、国家形態の３類型における表現によれば、「君主（政治）的」「国家」、つまり「主権」を持つ君主によって治められている「国家」であるが、―――ボダンが『国家論６巻』を著述していた当時のフランスの世襲的絶対王政の世襲同様に「人民主権」の「主権」について、「主権者」たる全「人民」を構成する、部分的つまり個人な相続人たる後継者への相続による、たとえば、死亡と誕生もしくは成人とによる、入れ替わりは、当然にそれがなければ、「人民」が消滅してしまうので、否定しえないであろう。この相続的な実質的な人民の入れ替わりは、全「人民」の「主権」がいかに「不分離」であるとしても、この全「人民」を構成している個々人の入れ替わりを、どう理論づけるかは、興味のあるところであるが、これについて、ルソーが理論化しているとは思われない。）

いうまでもなく、「主権」論にせよ、「主権」の所在（「主権者」）と「主権者の数」に基づく国家形態の３類型にとって、この書が著された、１５７６年：天正４年という「年」つまり「時代」も重要である。すなわち、上に引用した、ボダンによって提示された「主権」の所在と「主

権者」の数に基づく国家の３類型についても、その書が著された時代やそれ以前の、ボダンが知りえた「主権」論や国家形態が対象であり、その点で、限界があった。つまり、「デモクラシー」について、プラトンやアリストテレスなどと同様に、近代以降の「間接デモクラシー」である「代表デモクラシー国家」については、予見できなかったし、そうである以上、近代以後の間接的な「代表デモクラシー国家」を国家形態の類型化の対象にもできなかったという限界があった。つまり、第３類型の「民衆（政治）的」「国家」は、もちろん「デモクラシー国家」であるが、明らかに、それは古典期ギリシアのポリス・アテネにおいて行われていたような、「直接デモクラシー国家」であって、近代や現代の間接的な「代表デモクラシー国家」とは異なる。近代や現代の「代表デモクラシー国家」はボダンより後の時代の存在であり、当然にボダンの３類型には該当しない。

この時代的限界に加えて、国家形態の３類型にとって、「主権」の所在と「主権者の数」のみという基準にも限界があった。それは、ボダンが中心に考えていた、「君主（政治）的」「国家」についてであれば問題はないかもしれないが、あるいは、「君主（政治）的」「国家」を中心に考えていたので問題がなかったのかもしれないが、「民衆（政治）的」「国家」という「デモクラシー国家」について考察するときに、より明確になるとも思われるのは、「主権の所在」（「主権者」）と「主権者の数」に加えて、「主権の行使者」と何による「主権の行使」かという基準も必要になることである。つまり、ボダンによっては、「主権」を中心にしたとしても、「主権者」が「だれ」で、「主権」が「だれ」によって、どのように（何に従って）行使されるのかという「行使者」とその「行使の方法」について、特に、「（主権者たる）人の意思に従って」とか「（予め定められた）法に従って」とかいうような、何に従って行使されるのかという「行使の方法」についての（違いの）配慮がなされていなかった。あるいは、ボダンにとっては、「君主（政治）的」「国家」を中心に考えていたので、その配慮の必要性はなかったのかもしれない。たしかに、「君主（政治）的」「国家」については、「主権者」も「主権の行使者」も「行使の方法」も「君主」１人であるので、「主権者」と「主権の行使者」、および「主権」「行使の方法」（「君主の意思による」）も、当然に、常に不分離で一体的である。「貴族（政治）的国家」についてはともかく、「民衆（政治）的・デモクラシー的国家」については、ボダンの認識において、「主権者」は「全人民」であるとしても、古典期ギリシアのポリス・アテネにおける「直接デモクラシー」を例にとるならば、「主権の行使」については、「全人民」によって、完全に常に一体として当たられていたとはいえないようである。つまり、「民衆（政治）的・デモクラシー的国家」は、（実は、「主権者」が「全人民」であるといういう認識についても問題がないわけでもないが、）「主権者」と「主権の行使者」という点では、常に完全に一体的な「君主（政治）的国家」とは、多分、「貴族（政治）的国家」とも、明確に異なっていた。このような視点は、「君主（政治）的」「国家」を中心に考えるボダンにとって、必要でなかったかもしれないが、「デモクラシー」における「主権」を検討する場合には、特に重要となる。

ここで、「主権在民」であれば「デモクラシー（国家）」であるのかということについて、ボダンの「主権」論に従えば、「主権が」「全人民にある」「国家は」、「主権が」「全人民にある」ので「民衆（政治）的･デモクラシー的国家」であるとはいえないが、「主権が」「全人民にある」「国家」は、「民衆（政治）的・デモクラシー的国家」であるとは確かにいえる。ただし、この「デモクラシー的国家」というのは、前述のように、「直接デモクラシー国家」であって、近代や現代の「間接的」な「代表デモクラシー国家」には当てはまらない。また、これはあくまでボダンの「主権」論に従えばであって、古典期ギリシアのポリス･アテネにおいて、その政治は、「主権」が「全人民にある」ので「デモクラシー」であるとか、「主権」が「全人民にある」「デモクラシー」であるなどと考えられていたかどうかではない。そのようなことについては後で触れる。ただし、今までみた限りでも、「主権が全人民にある」ので、「デモクラシー」という呼称がつけられたものでは、決してないことだけは確かである。

次に、「民主」には「主権在民」という意味があるのかということについては、後で検討することにしたが、それは別にしても、「主権在民」であればデモクラシーであるといえるのかということについて検討する。ここで、問題になるのは「主権」とは何かである。既述（本稿１、ｉの注４：本稿－１－、８頁）に引用の、民主」とは「一国の主権が人民にあること。」と記載されている『日本国語大辞典』によれば、「主権」とは次のように記されている。

〔名〕（英 sovereignty の訳語）①国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。＊泰西国法論（１８６８：明治１年）‹津田真道訳›一・二「通国の大権位は他一切の小権位の本原なるを以て一箇の特称を設けて之を別ち、之を称して、主権と云ひ、此主権を操る人を君主と云ふ」＊附音挿図英和字彙（１８７３:明治６年）‹柴田昌吉･子安峻›「sovereignty　主権、君権、王威、統轄」＊風俗画報 - 三三三号（１９０６：明治 39 年）日露講和談判経過「前途日本国の措置実行の為に韓国皇帝の主権を侵害す可らざることを知るべし」＊日本国憲法（１９４６：昭和 21 年）一条「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」②国民および領土を支配する権利。統治権または国権。・・・③事柄の最終的なありかたを決定するする権力。・・・（語誌）漢籍では、もともと「君主の権力」という意味であったが、一九世紀に中国に渡った宣教師が西洋文明を紹介する漢訳書において国家の権力という近代的な意味に転用した。この影響で、日本でもおもに①の意で用いられた。[16]

ここでは、「主権」の意味が３つ挙げられているが、それらの検討は後にして、先に（語誌）における記述を検討する。（語誌）において、まず２点で補正が必要であろう。その第１点は、「・・・中国に渡った宣教師が西洋文明を紹介する漢訳書において国家の権力という近代的な意味に転用した。」とあるが、これは、必ずしも「・・・宣教師が・・・転用した。」ということではな

くて、むしろ、「国家の権力という近代的な意味で書かれている原語を漢訳した」が、その際に訳語として用いられた「主権」という語彙は、もともと「君主の権力」という意味であったものが、「国家の権力という近代的な意味」に用いられている原語の訳語として使われたということであろう。その第２点は、「主権」とは、もともと「君主の権力」という意味であったものが、「国家の権力という近代的な意味」で用いられるようになったことは、なにも、「漢籍」のみに限られたことではなくて、正に漢訳書（の原典？）も示しているように、また、欧米においても同じことであろう。欧米についてみれば、一般的には、たとえば、「主権 sovereignty（「～への支配」を意味する古いフランス語に由来する）は、もともと君主の彼または彼女の王国への権力を意味した。後に、その用語は、独立している領域たる、国の領域への国家的統制を意味することにまで拡大した。[17]」ともみられる。むしろ、中国であれ、欧米であれ「主権 sovereignty」という語彙は変わらなかったが、その意味する内容あるいは、概念において、変化があったというべきであろう。要するに、漢訳についていえば、漢語では、「主権」とはもともと欧米においてと同様に「君主の権力」という意味であったが、原典では「国家の権力という近代的な意味に」使われているが、もともとは「君主の権力」を意味する語彙の訳語に「主権」が用いられたといえよう。

また、「・・・漢訳書において国家の権力という近代的な意味に転用した。この影響で、日本でもおもに①の意で用いられた。」という。①とは「国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。」である。この場合、もともとの「君主の権力」も「国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。」とみられることから、国王の「国家の権力」であったともみられうるので、もともとの「君主の権力」も「近代的な」「国家の権力」も、ただ「国家の権力」という点だけでは類似的であるし、ただ「国家の権力」だけではもともとの「君主の権力」と「近代的な」「国家の権力」とを必ずしも明確に区別しえない。ここで、「国家の権力という近代的な意味」（もともとの「君主の権力」については国家レヴェルでの用語であるが、この「国家の権力」については、多分、国家レヴェルというよりは国際レヴェルでの用語とも思われ、もしそうであれば、そのレヴェルの違いを無視してのこの論述にも問題があることになる。）ということについても後述のように問題はある。（それをさておき、その両者を区別するとすれば、むしろ、「主権者」はだれで、「主権」をだれが何に従って行使するのかという「主権者」および「主権」「行使の方法」の方が重要であろう。これに従えば次のようになる。つまり、その両者は、「主権者」という点では、「君主」と「国家」であり、「主権」の行使という点では、その前者は「主権者」たる「主権」を独占する１人の「君主」が「自らの意思」に従って「主権」を行使するのに対して、その後者、特に「近代的な」「代表デモクラシー」の「主権国家」においては、「主権者」たる「国家」が、予め制定された「法」に従って、「主権」を行使するが、しかし、「国家」が「主権」を行使するというのは、どちらかといえば、形式上であって、事実上は、「主権」の行使は分担され、選挙で選ばれた人々および選挙で選ばれた人々によっ

て任命された人々によって担当される。）

そして、その①には、４つの例が挙げられていて、その１（この数字は、以下の「４」まで便宜上、野口が付けたものである。）は君主が操る「主権」、２は諸訳語、３は韓国皇帝の「主権」であり、そして、４はわが国の現行憲法における国民「主権」の例である。この①における４つの例は、全てが「国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。」の例ということになるのであろう。それにしてもすっきりしない。「・・・近代的な意味に転用した。この影響で、日本でもおもに①の意で用いられた。」という。ここで、「この影響で、」ということは、「近代的な意味に転用」されたことの「影響で」ということになる。①には上掲の４つの例が挙げられているが、この４つのうち３は、英和辞典における訳語の例であって、その訳例全てが①の例に当てはまるとも解されえないが、これを別にしても、「この影響で、①の１と３の例の意で用いられたというのも（１と３の例は、時代的には、もともとの「君主の権力」の時代とは異なるにせよ、「君主の主権」そのものであろうが、それがどうして「この影響で、」なのかも）よく分からないが、４の例の意で用いられたというのも、さらに納得のいかぬことである。なぜならば、「日本でもおもに①の意で用いられた。」つまり、「国民主権」の例を含む「主権」の意味でおもに用いられたということと、こうなった理由は「国家の権力という近代的な意味に転用した。」「この影響で」ということが理解しえないからである。

この①は「国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。」のことで、その挙げられている例から、（わが国の現行憲法における）「主権」が「国民に存する」という場合の「主権」のことも含んでいるものと解せられるが、この「国民主権」という意味の「主権」がどうして「国家の権力という近代的な意味に転用した。この影響で」なのかも理解することが難しい。「国家の権力という近代的な意味に転用した。この影響で」とは、「国家の権力という近代的な意味に用いたことの影響で」と文字通り解せば、「国家の権力」つまり「国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。」とまでは理解できるが、それがどうすれば「国民主権」と結びつくのかは分からない。「主権」を「国家の権力」というのは、今日では、どちらかといえば、国家的レヴェルからであるよりは「国際的」なレヴェルからの見方とも思われるし、たしかに、国家的レヴェルでもアメリカのような例があることもよく分かるが、「国家の権力という近代的な意味に転用した。この影響」と「国民主権」との関係が分からない。かりに、「国家の権力」が国際的レヴェルでの用語であるとしても、「国民主権」というのは国家的レヴェルの用語と解されるが、それにしても結局「国家の権力という近代的な意味に転用した。この影響で」と「国民主権」との関係は分からない。また、かりに、「国家の権力」が国家的あるいは国政的レヴェルでの用語であるとしても、「国家の権力という近代的な意味に転用した。この影響で」と「国民主権」との関係は分からない。どのように考えても、「国家の権力という近代的な意味に転用した。この影響で」と「国民主権」との関係は分からない。

「近代的な意味」ということもよく分からない。たとえば、具体的に、近代の初期「デモクラシー

国家」といえば、まず、イギリス、アメリカ、フランスが挙げられよう。国家レヴェルで、「主権」という点からみれば、アメリカは「国家主権」、イギリスは「議会主権」、そして、フランスは（最初のデモクラシー的といわれる１７９１年：寛政３年の憲法において）「国民主権」であった。（このうち、アメリカの「国家主権」とイギリスの「議会主権」ということについては現在も変わることがない。）この３国をみただけでも、「国家の権力という近代的な意味」ということがよく分からない。国際レヴェルで、「主権」という点からみれば、「国家の権力という近代的な意味」ということについては、「近代的な意味」ということもよく分からないばかりか、「国民主権」がどうして「国家の権力という近代的な意味に転用した。この影響で」なのかも理解しえない。

しかも、この「国民主権」はそこに書かれているとおり（１９４６：昭和21年）に公布された憲法によるもので、敗戦後のことである。この憲法制定に当たって、どのようにして、「この影響」があったのであろうか。

それに、「日本でもおもに①の意で用いられた。」とあるが、この(語誌)の付けられている「主権」という項目にも３つの意味が記述されていて、「おもに①の意で用いられた。」とも書かれていない。それだけではない。「日本でもおもに」とはいうのはいつのことであろう。「国民主権」は現行憲法においてのことで、現行憲法上でのことであれば「おもに」は何を意味するのか分からない。「国民主権」以外の「主権」があることを前提にしているのであろうか 。（「主権者」とは１つの全体としての「国民」と解されるが、１つの全体としての国民によって行使しうる「主権」については、その行使方法１つをみても憲法上に規定されていないし、「国民」が行使しうる「主権」そのものもないに等しい唯名的存在であるのに、何と較べて、あるいは、何を前提として、「おもに」なのか分からない。）また、現行憲法以前は明治憲法であって、明治憲法においては「国民主権」ではなかった。「用いられている。」なら現行憲法下のことであるとも解されるが、「用いられた。」ということは単なる過去のことであるのか、はっきりしない。つまり、「日本でもおもに・・・用いられた。」という表現は何をいっているのかまるで分からない。

さらに、「一九世紀に中国に渡った宣教師が西洋文明を紹介する漢訳書」といわれるが、ここでも、「宣教師」名や「漢訳書」名が（原典名も）明示されていない。それらが分かっていなければこのようなことは書けないであろう。そうであれば、それらを明示した方が、説得力もある。「宣教師」名や「漢訳書」名（場合によれば、その原典名も）明示されていれば、この疑問を解く助けになる可能性もある。「一九世紀に中国に渡った宣教師が西洋文明を紹介する漢訳書」というのは、それほど多くはないとみられることから、そうである可能性も少なくはないとみられるのは、本稿１，ｉでも、２，ⅲの②でも触れたことのあるアメリカ人宣教師Willian Alexander Martin丁韙良により同治３年：1864年：元治１年に北京で上梓された漢訳『万国公法』全４冊で、その原典はHenry Weheaton, *Elements of International Law with a Sketch of the History of the Science,* with the last Corrections of the Author, Additional Remarks, Containing a Notice of Mr. Wheaton, Diplomatic Career, and of the Antecedents

his Life, sixth ed.（Boston : Little Brown, １８５５：安政２年）. http:// books.google.co.jp./books? = BqMBAAAAJ,（accessed 2009/07/23）.である。（これについては本稿－１－、１０頁～１１頁、１３頁を参照のこと。）この漢訳『万国公法』全４冊については、官版『万国公法』全６冊（開成所翻刻、慶應元年：1865年）。も内容は同じである。他に、堤殼士志訳、『万国公法訳義』全４冊（上下）（松屋久兵衛他、御用御書物製本所、慶應４年：1868年）。重野安繹訳述『万国公法』全２冊（鹿児嶋藩蔵梓、明治３年頃：1870年頃）。高谷龍洲注解『万国公法蠡管』全８冊（中村正直閲、北畠茂兵衛、明治９年：1976年）、蕃地事務局訳、大音龍太郎構成、『万国公法』（明治９年：1976年）。および、大築拙蔵訳、『万国公法』（司法省蔵版、明治１０年：1877年、明治１５年：1882年）。などもある。

「一九世紀に中国に渡った宣教師が西洋文明を紹介する漢訳書」というのがこの漢訳『万国公法』全４冊であるとすれば、「この影響で」「①の意で用いられた。」ということが、益々理解不可能になる。なぜなら、今日でいえば国際法の範疇を対象とする『万国公法』という「漢訳書において」、「国家の権力という近代的な意味に転用した。この影響で、日本でもおもに①の意で用いられた。」といわれるが、その①には「国民主権」が含まれている。つまり、「この影響で、」「日本でもおもに」（「国民主権」を含む）「①の意で用いられた。」ことになる。「国家の権力という近代的な意味に転用した。」ことが、（どのような）「この影響」で「日本でもおもに」「国民主権」を含む「①の意で用いられた。」というのであろうか。この漢訳書に当たっても、その和訳書に当たっても「国民主権」（の「主権」）についての記述はない。（もちろん、原典に当たってもない。）このことは、「宣教師が西洋文明を紹介する漢訳書」といわれる書物が、仮に漢訳『万国公法』全４冊でなかったとしても、少なくとも、「西洋文明を紹介する漢訳書において」「国家の権力という近代的な意味に転用した。」「この影響」で「日本でもおもに」「国民主権」を含む「主権」つまり、「①の意で用いられた。」とはいえないという反証の１つにはなる。特に、「この影響」で「日本でもおもに」「①の意で用いられた。」というが、「この影響」についても、「日本でもおもに」の「・・・でも」や「・・・おもに」についても分からないが、それら以上に、どうして、「この影響」で「日本でもおもに」「国民主権」を含む「主権」という「①の意で用いられた。」といわれることも理解しえない。

①については、ここで少し触れておく。１、３、は、（「主権」を行使する、あるいは、しうる）「主権者」たる君主の「主権」である。いうまでもなく、君主は「主権者」であると共に「主権」を「行使する者」、あるいは「できる者」であると解される。このことは、「主権」の行使者と「主権者」が不分離であって同一の者であることを意味している。それに反して４に含まれる「国民主権」の「主権」は１つの全体としての「国民に存する主権」である。このことは「国民」が「主権者」であるから、１、３、４，はたしかに「主権者」の「権力」であって、この点では、同じ権力であるかのようにみなされる可能性もあるが、しかし、わが国の憲法において、「主権者」たる「国民」の行使するあるいはできる「主権」は何があるのであろうか。違ういい方をすれば４の「主

権」というのは「主権者」たる「国民」が行使できる実体がないかそれに等しい（具体的には、「主権」行使の方法も規定されていない)「主権」ではないのか。２の訳語でいえば、１と３は「君権」たる「主権」であるが、４は「主権」といっても名ばかりの、行使できる実体のない、行使できる実体のない実体と分離されたる「主権」である。この実行しえない「主権」がどうして、他の１、２、および３と共に、①に例として挙げられうるのかについては、理解に苦しむ。しかも、１，３、は君主の「主権」であり、２には「君権」も含まれていて、それらは「国民主権」と相容れないばかりか、①とは異なる、「もともと」の「君主の権力」ではないのか。これは野口の理解であって、この著者はこれと別の基準があるのかもしれないが、この１，２，３，および４のそれぞれは、なぜ１，２，３，および４をひとまとめにして、「もともと」の「君主の権力」という意味とは異なる「①国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。」にまとめることができるのか、あるいは、そのそれぞれと①とがどのような関係にあるのかを、だれが読んでも分かるように明確に示して欲しいものである。念のためにいえば、４の「国民主権」は「①国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。」の１例と解するのが普通であろうが、「国民主権」の「国民」に「国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。」があるとは全く考えられない。もし、あるならば、たとえば、具体的に、「国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力」には、具体的に、どんな権力（「主権」）があり、それをどのような方法で行使しうるのかを、どんな権力（「主権」）があるだけではなく、たとえ、「行使」しうるといわれても、その行使の方法が示されなければ、その有効性がないので、その行使の方法についても明文を挙げて、全てを、明確に示して欲しいものである。

また、辻村美代子は、『三省堂・憲法辞典』（２００１年：平成 13 年）において次のように、記している。

> ①主権概念は、歴史的で多義的な概念である。もともと近世の絶対王制形成期に君主の権力の最高・絶対性、対外的独立性を示すために、１６世紀のフランスでボーダン（Bodin, Jean）らによって、理論化された。近代国民国家が形成された市民革命期以降は、おもに、国内の主権の帰属についてナシオン主権・プープル主権など具体的な担い手を問題としつつ理論化されてきた。今日では主権概念は一般的に以下の三つの意味で用いられ、日本国憲法上の概念でもある。第一は、国家権力そのもの、あるいは統治権を意味する用法で、ボーダンが「国家の絶対的かつ永久的権力として認めたものがこれにあたる。ポツダム宣言８項は「…日本国ノ主権ハ本州、北海道九州及四国……に極限セラルベシ」と定め、また、憲法は「国権」の語で表示している（憲９・４１）。第二は、国家の権力の属性、すなわち国家権力の対外的な独立性や対内的な最高性を意味する用法である。憲法は前文３段（「自国の主権を維持し…」）で特に、その対外的側面を重視しつつこの概念を用いている。第三は、国家における主権、すなわち国内の最高意思決定権を意味する用法であり、憲法

前文１段・１条の国民主権はこれにあたると解されている。[18]（②は本稿と直接関係がないことなので省略した。）

これによれば、まず「主権」とは「歴史的で多義的な概念である。」とした上で、「近代国民国家が形成された市民革命期以降は、おもに、国内の主権の帰属についてナシオン主権・プープル主権など具体的な担い手を問題としつつ理論化されてきた。」というが、そのことは、「市民革命」といえば、近代の代表デモクラシーは、イギリス、アメリカ、およびフランスにおいて、いわゆる「三大市民革命」の所産であるとみられることを考慮すれば、その「ナシオン」や「プープル」という言葉も大変示唆的であるが、フランスにおいてはともかく、イギリスやアメリカにおいても、当てはまるのか、さらにはその２国以外のデモクラシー諸国にも当てはまるのか、つまり、デモクラシー諸国に共通のことであるのかという疑問が生ずる。

また、敢えていえば、フランスにおいてさえ、１７８９年：寛政１年の革命後制定されたフランスにおける最初のデモクラシー的な憲法である、１７９１年：寛政３年の憲法においても「具体的な担い手」は「ナシオン」そのもの、つまり「ナシオン主権」であったのであろうか。たしかに、その憲法においては「全ての主権の本源は、本質的に国民に存する。La principe toute souvereainté rèside essentiellenment dans la Nation. いかなる団体も、如何なる個人も、そこから明示的に発しない権威を行使することはできない。」（「人および市民の権利の宣言」第５条[19]）と規定され、「全ての主権の本源 La principe toute souvereainté」が「本質的に国民に存する。」とされている。また「主権は、単一、不可分、不可譲で、時効によって消滅することができない。主権は、国民に属する Elle apatrtient à la Nation：人民のいかなる部分も、いかなる個人も、その行使を自己に帰属させることはできない。（第３編第１条）ともされている。ここでは「主権は、国民に属する Elle apatrtient à la Nation」ものとされている。

この前者における「全ての主権の本源 La principe toute souvereainté」が「本質的に国民に存する。」ことと、後者における「主権は、国民に属する Elle apatrtient à la Nation」こととは、（いうまでもなく、この両者は同じ憲法内にあるが、）全く同じであるのか , つまり、（「全ての主権の」）「本源」と「主権」そのものは全く同じであるのか、という疑問も生ずる。さらに、これらの「人および市民の権利の宣言」第５条と第３編第１条のいずれにおいても「国民」というのは「1 つの全体としての国民」であろう。（古典期ギリシアのポリス・アテネにおける直接デモクラシーにおいてさえ、ボダンがいうように「主権」が「全人民にある」としても、一つの全体としての資格がある市民が常に一体的に主権を行使していなかったことは、公務執行に当たる公職者が抽選によって選出されたり、特に将軍については選挙で選出されたりしていたという、比較的によく知られていることからも理解されうるが、）このような「1 つの全体としての」存在たる「国民」が、「主権」を実行する「担い手」でありうるのか、あるいはどんな「主権」を行使できるというのであろうか。つまり「国民」というのは「主権の本源」

とか「主権が帰属する」存在とされる以外に、憲法においてどんな存在であるのか。たしかに、「憲法制定国民議会は、国民がその憲法を変更する時効によって消滅することができない権利を有することを宣言する　；ただし・・・（第７篇１条）と書かれてはいる。しかし、「ただしという文言が示唆するとおり、それを受けて定められたいる具体的な憲法改正手続きは、きわめて複雑・周到で、憲法改正作用への手続上および内容上の法的拘束をふくむものであるとともに、国民の直接的関与を完全に排除するものであった。[20]」ことが指摘されている。ここで、「国民の直接的関与を完全に排除するもの」といわれることは、ここに限られず、「国民」の「主権」行使について、１７９１年：寛政３年の憲法全体に渡ってもいわれうる。「国民」が行使できる「主権」はほとんど何もない。つまり、「主権」の「属する」あるいは「主権の本源である」「国民」は、ただそういわれているだけであって、「主権」の行使はできない単なる名目上の「主権者」たる存在にすぎなかったのではないのか。このように「ナシオン主権」とは「半主権」とさえいえず、ただの「唯名主権」ではないのか。また「主権」は「単一、不可分、不可譲で」あるとされながら、「国民」を形成しているともみられる実体としての個々人は「能動市民 citoyens actifs」と「受動市民 citoyens passifs」とに分けられて、その後者は選挙権すら与えられていない。「能動市民」はたしかに選挙権を与えられているが、それは間接選挙で、国会議員を選挙する選挙人を選ぶ選挙でしかない（第３編第１章第２節第１条）。「能動市民」の条件は、フランス人として生まれ、またはフランス人となっている（男性[21]である）こと、満 25 歳に達していること、一定の都市またはカントン canton に一定期間以上住所を持っていること、少なくとも３労働日の価額に等しい価額の直接税を支払い、かつ、その支払済証を提示すること、僕婢、すなわち被傭の奉公人の身分にないこと、その住所の市町村庁において国民衛兵台帳に記載されていること、また公民宣誓を供与したこと（第３編第１章第２節第２条）などである。ここで重要なことは、非常に限られていたとはいえ、政治的参加という点からみれば、「市民」の全ては「国民」とは認められず、「能動市民」だけが「国民」と認められていたともみられうる。

「人民革命の上首尾の処方箋である」といわれる（本稿１，ⅱ注１３；本稿－１－、２６頁～２７頁を参照）『第三身分とは何か *Qu' est-ce Que le Tiers État?* 』の中で、国民の形成、さらには発展について３段階を想定しているシエース Emmunuel Joseph Sieyés（僧院長 Abbé シエース）は、「活動しているのがもはや真の共通意思ではなくて、代表者の１つの共通意思 une volonté commune représentative であることにおいて、わたくしは第２期から第３期を区別する。[22]」といっているが、この第３期は、憲法により、「県において選出される代表者は特定の県の代表者ではなくて、全国民の代表者であり、代表者にはいかなる委任も与えられえない（第３篇第１章第３節第７条）。」ことになって、代表者の代表内容の自由は保証され、実現した。しかも、「立法権は人民によって自由に選挙され任期を有する代表者から構成される国民議会に授権され以下に定められる方法で、国民議会によって、国王の裁可を得て行

使される。（第３編２条２項）」と規定され、1つの全体としての代表者である国民議会だけが立法権を行使できることになり、立法権をを独占した。つまり、法律は国民議会における個々の代表者の自由意思に基づく代表の結果となった。

『第三身分とは何か、』はまた、既述のように、「ルソーの『社会契約論』の観念を１７８９年：寛政１年の言葉に翻訳した」（本稿１，ⅱ注１３；本稿－１－、２６頁を参照）ともいわれているが、ルソーは『社会契約論』において、「主権は譲りわたされえない。これと同じ理由によって、主権は代表されえない。（本稿１，ⅱ注１３；本稿－１－、２６頁を参照）」としているのに対して、革命の所産たる１７９１年：寛政３年の憲法においては、上述のように、「国民」は「主権の本源」とかあるいは「主権が属する」とされる以外に、どんな地位も与えられてはいないし、国民議会（および、国王）によって代表されている。このように、当然といえば当然ではあるが、この両者には開きがある。つまり、革命の所産たる憲法における「国民」や「主権」の行使は、ルソーの描いた『社会契約論』における、特に「人民」とも「主権」やその行使とも、かなりの相違がある。『社会契約論』においては、「人民」は「主権者」であり「主権」の「行使者」であって、「主権者」と「主権の行使者」との分離はない。いうまでもなく、『社会契約論』は書かれた当時においてさえ既に現実的ではなく、ルソーによって認識された古典期ギリシアのポリス・アテネにおいて行われていたような、（そこでの政治に参加しうる資格のあるアテネ人の成人男性に限られていた「市民」について、ルソーがどのように考えていたかも興味を惹くとともに、）直接デモクラシーを志向しているものとも理解されうるが、それに対して、（革命の所産たる憲法における「国民」は、「主権の本源」とかあるいは「主権が帰属する」とされる以外に、何ができるといえるのであろうか。事実上は、「国民」には、「行使しうる主権」はない。

もちろん、『社会契約論』も示唆しているような、「国民」であれ「市民」であれ、「行使できる主権」を持つということは、つまり、［主権者］と「主権の行使者」が分離されていない完全な「主権在民」は、「直接デモクラシー」であった古典期のアテネにおいてさえ、行いえなかったことは、「デモクラシー」が間接的な「代表デモクラシー」であるこの１７９１年：寛政３年の憲法制定当時やその憲法が効力のあった時代では、物理的にも、（「代表デモクラシー」下での）「直接デモクラシー」化はまだまだ実現不可能であったろう[23]。

「ナシオン」というのは上述のように「1つの全体としての」存在であると解されるが、「プープル」も同じで「1つの全体としての」存在ではないのか。そうであるとすれば、「プープル主権」下において、「1つの全体としての」存在である「プープル」は、「ナシオン」主権下の「ナシオン」同様に、「具体的な担い手」、つまり「主権」の完全な行使者でありえなかっであろうという想定も、当然に生ずる。もし「1つの全体としての」存在である「プープル」たる「主権者」が「主権」を常に一体的に直接行使しうるのであれば、「代表者」は不必要になり、「代表デモクラシー」ではなくて「直接デモクラシー」であることになる。フランスにおいてさえ、「ナシオン」主権（１７９１年：寛政３年）以降「直接デモクラシー」になったことはない。

辻村は、続けて、「今日では主権概念は一般的に以下の三つの意味で用いられ、日本国憲法上の概念でもある。」という。この「一般的に」ということも、「日本国」においてなのか、どこの国々（少なくとも、デモクラシー諸国）においてもなのかでは、両者にかなりの相違がある。「日本国憲法上の概念でもある。」という表現の「・・・でも・・。」からは、これはどこの国々においてものことともとも解されうるが、必ずしも決定的ではない。ただし、本稿１のｉ注９（本稿－１－、１７頁～１８頁）において既に明らかなように、アメリカにおいては、「主権在民」的「主権」概念は「一般的」でもないし、憲法にも「主権」という用語はない。また、イギリスにおいては「議会主権 Parliamentary Sovereignty[24]」である。この２国についてみただけでも、「三つの意味で用いられ」ているとはいえない。そうであれば、「一般的に以下の三つの意味で用いられ、」ているのは、わが国においてのことであり、そして、「以下の三つの意味で用いられ」ているのは「日本国憲法上の概念でもある。」ことになる。これについては、『日本国語大辞典』（以下においては『大辞典』と表記する。）における見解と共に検討する。

「主権」の意味については、『大辞典』も辻村も共に３つの意味があるという。つまり、「主権」については、「多義的」であるということである。しかも、『大辞典』において、「①国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。」②国民および領土を支配する権利。統治権または国権。および「③事柄の最終的なありかたを決定するする権力。」という。この①と②については、①は、「国家」と「国」を用いている、あるいは使い分けしている意味も必ずしも明確とはいい難いし、どちらかといえば、抽象的な表現である。②は①よりも具体的な表現であり、内容的には、①の具体的例示とも解しうるが、「権利」とされている。③は「事柄」といい、対象領域を広く取り、①は「国家の政治」といい、「事柄」の範囲を限定しているが、「最終的に決定する権力」も「最終的なありかたを決定するする権力」もそれほど違いはない、強いていえば、①は③の「国家の政治」への限定版ともいえないこともないが、むしろ、実際は①が元で、③はその派生的・拡大解釈的多様化ともとれる。②は、「国家の権力という近代的意味」とも解せうるし、「主権」そのものとも解しうる。さらに、①、②、および③に共通していえることは、「主権」の意味が必ずしも明確ではないこと、および、用例は挙げるに超したことはないが、３点それぞれに、あるいは全体としてであれ、そのように分類する根拠が明示されていないことである。

辻村は、第一は、国家権力そのもの、・・・憲法は「国権」の語で表示している（憲９・４１）。第二は、国家の権力の属性、すなわち国家権力の対外的な独立性や対内的な最高性を意味する用法である。憲法は前文３段（「自国の主権を維持し…」）で・・・この概念を用いている。第三は、国家における主権、すなわち国内の最高意思決定権を意味する用法であり、憲法前文１段・１条の国民主権はこれにあたると解されている。ここでは第二と第三において、両方に、「最高」という文言が使われている。「第一は、国家権力そのもの、あるいは統治権を

意味する用法で、ボーダンが「国家の絶対的かつ永久的権力として認めたものがこれにあたる。」というが、（「ボーダンが」「認めた」「国家の絶対的」「権力」の「絶対性」は現行憲法が採用している「三権分立制」、「法治主義」、および「代表制議会主義」によって、変化が全く生じないのかという疑問もあるが、）はたして、これだけなのかという疑問も生ずる。これだけではなく、ボダンがいう、「国家における、絶対的で、永続的権力」というのは、明確に「国家」という範囲が確定されているので、それは「第二に、・・・。」に当たらないのか。さらには「国家」における「絶対的」「権力」ということからも、「第三は、・・・・。」にも当たるのではないのかという疑問も生ずる。しかも、第一の「国家権力そのもの」、第二の「国家の権力の属性、すなわち国家権力の対外的な独立性や対内的な最高性」、および、第三の「国家における主権、すなわち国内の最高意思決定権を意味する用法」としているが、結局は、第一の「国家権力そのもの」と、その「属性」、および、その「意思決定権」であり、あえて、そのような分類をする有効性がどこにあるのかという問題もあり、そうする場合に、特に、第二の「最高性を意味する」、および、第三の「国家における主権、すなわち国内の最高意思決定権を意味する用法」については、そう解することの根拠（明文）が憲法上のどこに見出されうるのかという問題もある。

本稿のここでの問題は「主権在民」であるが、『大辞典』では「①国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。」と、辻村は「第三は、国家における主権、すなわち国内の最高意思決定権を意味する用法」という。そして、『大辞典』は、幅広い範疇であり、その中の一例として日本国憲法（１９４６：昭和 21 年）一条「天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく」といい。辻村は、「憲法前文１段・１条の国民主権はこれにあたると解されている。」という。（ここで、辻村が、「・・・国民主権はこれにあたる。」、あるいは「･･･国民主権はこれにあたると解される。」といわないで、「・・・と解されている。」としているのは、正直であると思われるし、辻村の良心を感じる。）

『大辞典』では「①国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。」と、辻村は「第三は、国家における主権、すなわち国内の最高意思決定権を意味する用法」という。これらのどちらにしても、なぜ、このように解釈されるのかについては、とくに「最高」の基準ないし根拠は明確にされていない。そこで、憲法においてはどうであるのか。

確かに、わが国の現行憲法においては、前文において、「ここに主権が国民に存することを宣言」している。しかも、その憲法一条には、「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく。」とある。同じ憲法は、第２条に「、皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」皇位つまり天皇の地位は世襲であると定めている。吉村正は、『現行憲法の矛盾』（昭和５０年：1975 年）において、「国民の総意に基づくと世襲制は矛盾でないか？」と疑問を投げかけて、次のように主張している。

第二に、第一条後半は「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」というのであるが、これは天皇が象徴たる地位は、日本国民の総意に基づいて存在するものであるということを意味し、したがって日本国民の意思が天皇の地位そのものを否定しようとすれば、、否定しうることを示しすものである、という意味のことが、多くの憲法に関する書物に記されている。例えば、『注解日本国憲法』にも「天皇の地位は、主権者たる国民の意思による根拠づけによってはじめて象徴としての存在を認容されていることを意味するものでありそのような法的基礎を失えば、天皇の地位は変動せざるをえないものである」と解している。そして同書は、総意につき、「この文字はルソーのヴォロンテ・ジェネラールの観念を想起せしめる。ルソーのそれは合理的意思として、規定されるが、現実にこの合理的意思を発見する方法としては、民主主義においては、多数決が唯一の方法である。本条の場合にも、多数決を指しているので、その他の擬制された合理的理念的な意思ではない。」と述べている。

そうなると、もし多数決で日本国民が、天皇の象徴たる地位を否定すれば、天皇はその地位に在ることができなくなってしまうであろうとも解される。けれどもそうなると、第二条の「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」という規定と矛盾をすることになるであろう。しかも皇室典範では皇位継承の原因として天皇が崩ぜられたのみを挙げ、天皇の生前の退位を認めていない。したがって、憲法に「総意」というのは、多数決ではなくて、むしろルソーのヴォロンテ・ジェネラールのような合理的理念的意思を意味し、天皇が日本国の象徴であるということは、日本国民の総意を基礎として、その上に確立しているのであるということ、すなわち天皇の地位の基礎づけを示しただけで、国民の多数決によってその地位を否定しうるということではないと解釈すべきではあるまいか。[25]

ここで引用されている『注解日本国憲法』は法学協会によるもので、初めは全３巻、（有斐閣、昭和２３年:1948年～昭和２５年:1950年。）であったが、後に改訂され（上下各巻は２冊組で）全４冊、（有斐閣、昭和２８年：1953年～昭和２９年：1954年。引用は上巻（１）、昭和２８年：1953年，６９頁～７０頁。）となり、さらに、全２冊、（有斐閣、昭和６２年：1987年～昭和６３年：1988年。引用は上巻、昭和６２年：1987年，６９頁～７０頁。）も出された。なるほど、この「国民の総意」と「世襲」は「総意」の解釈によっては矛盾することになる。この解釈の分かれるところは、「主権が存する」「国民」は「主権」を行使しうるか否かである。「現実にこの合理的意思を発見する方法としては、民主主義においては、多数決が唯一の方法である。」というのは、『注解日本国憲法』の著者の単なる見解の表明にすぎないことであって、憲法のどこをみても、「主権者」たる（一つの全体としての存在である）「国民」が「主権」を

行使する方法はもちろん、その方法が多数決であるとの明文は見出されえない。つまりこの著者の見解の表明根拠となる明文はない。しかも、多数決というとき、それは、「成年者」によるとでもいうのであろうか。くわえて、「多数決」といっても、それは単純多数決であるのか、あるいは、たとえば３分の２以上であるとか、必ずしも一様ではない。もちろんこれらについて決定しうる明文もない。そればかりか、「主権」について、「国民」以外のものによる行使の明文はある（後述）のに、「主権者」たる（一つの全体としての存在である）「国民」が行使しうる「主権」が、（その具体的方法を示す明文がないことからも、）想定されていないものと判断され、憲法全体の整合性を考慮しても、また、この第一条だけを例外あるいは特別であるとする根拠もないことからも、どちらに与するかといわれれば、吉村の解釈に野口も当然に賛成であるが、問題は、どちらにしても、『大辞典』のいう「①国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。」であるとも、辻村のいう「第三は、国家における主権、すなわち国内の最高意思決定権を意味する用法」ともいえない。仮に、この「国民の総意」を国民が行使しうる「主権」と解すれば、第二条の「世襲」とたしかに矛盾することになり、同じ憲法上の条文であって、優先順位もなく、どちらを優先するかも決定できないことになり、「主権」といってもその程度のこととなってしまい、少なくともこの点においては、『大辞典』と辻村の両者が主張するような「最高」性は見出せず、「最高」性が「主権」の決定要因であるとすれば、結局は、「国民の総意」は国民が行使しうる「主権」でないことにすらなる。また吉村説を採れば、「国民主権」の「主権」とは行使しえない「主権」となり、これにも、どんな「最高」性もみられない。

しかも、「日本国民」といわれる場合の「国民」というのは、前述の「ナシオン主権」や「プープル主権」の「ナシオン」ヤ「プープル」同様に、いわば「１つの全体としての存在たる国民」であろう。（ただし、「国民」を１つの全体としての「国民」と解せば、その前に「全」が付けられた第４１条の「全国民」をどう解すべきかという問題も、当然にあることではあるが、ここではその問題に触れず、問題のあることを指摘しておくにとどめる。）「この１つの全体としての存在たる国民」に「主権が国民に存する」ことも含めて考慮したとしても、「主権」を行使しうるどんな地位が定められているのであろうか。たとえば、国民が行使する「主権」として挙げられている「主権」もなければ、国民が「主権」を行使する具体的な方法を示す明文もないことから、「ナシオン主権」や「プープル主権」と同様に、「国民」には「国民」として果たしうる具体的「主権」がないのではないのか。いわば、「国民主権」とは単なる「唯名主権」にすぎない。たとえ、「主権が国民に存する」と書かれていても、何が「国民」の行使しうる「主権」であるかの（全てが列挙された）明文と、国民が「主権」を行使する具体的な方法を示す明文がなければ、それは「半主権在民」とさえいえないであろう。なぜならば、行使しうる「主権」がゼロであるからである。たとえ、「主権がある」といっても、ただそれだけでは、行使しうる「主権」と、それを有効にするための具体的な行使方法がゼロであれば、「主権」が半分あることにもならないであろうからである。

それにしても、行使しうる「主権」が何もないのに、「主権がある」ということはどんなことになるのか。憲法上「主権が国民に存することを宣言し」という文言があるだけで、行使しうる「主権」がないにもかかわらず、「主権」が「国民」にあるということは、「主権」に２つの意味があることになる。つまり、「主権在民」には、「民」が「主権」を持つとされているとしても、１つの場合には、「民」が行使しうる「主権」を持つが、もう１つの場合には、「民」が行使しえない「主権」を持つ、つまり、「民」が行使しうる「主権」を持たないという、２つの違った意味の「主権」があることになる。しかも、それが少しの違いであればともかく、それには雲泥の差がある。この大なる違いを承知の上で、「主権在民」という場合には、その「主権」が、「主権者」たる「民」によって行使しうる「主権」か行使しえない「主権」かを区別することが必要になるので、その区別を明示することも必要になる。ただ「主権在民」とだけいえば、その「主権」については、行使しうる「主権」なのか行使しえない「主権」なのか、あるいはその両者なのか、全く以て不明となる。いずれにしても、「主権在民」という場合の「主権」には２つの意味があることだけは少なくとも留意される必要がある。たとえ、この大なる違いを承知の上でないとしても、「主権が国民に存する」とあるから「主権在民」であるなどという場合、「主権」とは具体的にどんなものであり、その「主権」を「国民」が具体的にどのように行使しうるのか、あるいは、行使しえないのかを明確にする必要があろう。ただ「主権在民」であるとか、それが現行憲法の特色であるなどというだけでは無責任のそしりを免れえまい。それは、「主権在民」について、当然に「主権」が何であるかが問題であるし、その「主権」を「国民」がどのように行使しうるかが問題となるからである。ただし、わが国の現行憲法において、「国民に存する」「主権」とは具体的にどんなもので、どんなものとどんなものとがあるのかの全体像も示されてもいない。しかも、「国民」がその「主権」を具体的にどのように行使しうるのかの方法についても明文で示されてはいない。もっとも、行使しうる「主権」がなければ、「主権」を行使する方法を示す必要もないので、「主権」を行使する方法を示す明文がないことは、行使しうる「主権」がないことを前提にすれば、むしろ当然のことと考えられもする。

ただし、一般的にも、「主権在民」には２つの意味があるというのは、言葉の上でのことである。事実上は、古典期ギリシアのポリス・アテネのような「直接デモクラシー国家」の場合も、「主権在民」であるとすれば、（その場合でも、「主権在民」であったのかどうかについては、見解の分かれるところでもあり、必ずしも、「主権在民」であったともいえないようでもある。）それも含まれるが、少なくとも、近代以降、「代表デモクラシー国家」においては、たとえ「主権在民」であるとしても、１つの全体としての「民」が常に一体的に「主権」全部を行使している国家はなかろう。つまり、「主権在民」といったところで、「民」が「主権」を行使している「国家」はなく、「主権在民」といっても、意味上はともかくとして、事実上は、「民」が「主権」を行使していない「国家」しかないという結果になる。（「主権在民」といっても、事実上は、「民」が「主権」を行使していない「国家」しかないのに、この事実が正しく認識されず、

「主権在民」という言葉によって、「主権者」も「主権」の行使者も同じ「民」であるかのような事実とは異なる虚構的認識が、もしあるとすれば、それは直接間接を問わず「デモクラシー」についても正しい認識を損なうものとなる。）

さらに、わが国の憲法上、「国民主権」の「国民」とそれを構成する個々人との関係も、必ずしも明確であるとはみられない。たしかに、第１５条①に「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」とされている。（この場合の「国民」も１つの全体としての「国民」なのであろうか。もしそうでなくて、「国民」を構成している個々人たる「国民」を意味しているものとすれば、同じ憲法が同じ「国民」という語彙を、違う意味で使っていることになり、おかしなことになるが、それにしても、その場合、その意味の違いを区別するもの、ないし、基準が明示されなければ、区別しえないことになるが、それも明示されてはいないので、さらに、おかしなことになる。）その上に、同条③に「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保証する。」とある。これによれば、「成年者による普通選挙」は「公務員を選定し、及びこれを罷免する」という「国民固有の権利」の行使とも解されうる。この場合の「国民」を、一つの全体としての「国民」と解せば、一つの全体としての「国民」が個々の「成年者による普通選挙」に「国民固有の権利」の行使を委ねていることと解されもする。あるいは、この場合の「国民」とは一つの全体としての「国民」ではなくて、一つの全体としての「国民」を構成している個々の「国民」であるとも解しうる。これについても２つの解釈が可能であろう。その１は、個々の「国民」とは個々の「成年者」であるという解釈である。そして、その２は、個々の「国民」が個々の「成年者」に、「国民固有の権利」の行使を委ねているという解釈である。ただし、この場合も、個々の「国民」と個々の「成年者」との関係は明確ではない。（両者の関係についての明文はない。）このように、「国民」を、一つの全体としての「国民」と解しても、一つの全体としての「国民」ではなくて、一つの全体としての「国民」を構成している個々の「国民」であると解しても、これらのどちらかに決定しうる明文は見出せない。（つまり、明文に基づかない解釈に過ぎない。）

いずれにしても、「公務員」とは、具体的には国会議員、つまり、衆議院議員と参議院議員のことで、立法という場での意思決定に参加する人（その中には、内閣に属して、行政における意思決定に参加することになる人もいる）のことで、しかも、「公務員」は、「成年者」が全く自らの意思で任命したい人を直接任命するのではなくて、「成年者」の意思に関わりなく立候補した立候補者の中から、つまり、「成年者」の意思とは無関係の選択肢の中から、選挙の結果として間接的に決定される。また、「公務員を」「罷免する」ことについても、選挙の結果として間接的に決定される。

したがって、「成年者による普通選挙」は「公務員を選定」する「国民固有の権利」の完全な行使とも解せえない。また、憲法改正に当たっては、各院の総議員のでの３分の２以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案した場合の、承認権（第９６条）についても、この

場合、憲法改正の手続き過程としては、つまり時間的には最終的段階に位置するものではあるが、成年者は、憲法改正の「発議権」もなければ、その内容形成への関与もなく（選択肢形成への関与もなく）、単に承認するのかしないのかの二者択一的選択の余地しかない憲法改正手続きにおいて、必ずしも決定的あるいは最高の権力を持っているとはいえない。（また「国民に提案」の「国民」についても、その「国民」とは個々の「国民」なのか、あるいは、１つの全体としての「国民」なのかに加えて、「国民」と「成年者」との関係も明確ではない。）

ここで、強調したいことは、「選挙」については立候補、憲法改正の「承認権」については「発議」にあたって、それがいいとか悪いということではなくて事実として、１つの全体としての「国民」であれ、個々の「成年者」であれ、全く関与がないということである。つまり、「立候補」であれ、「発議」であれ、「選挙」および「憲法改正」（の「承認権」）の最初の過程への、「国民」であれ、個々の「成年者」であれの関与が全くないということは、それらの全課程にわたる関与と決定権がないことであって、「国民」あるいは個々の「成年者」は、「選挙」および「憲法改正」への初めから最後までの全課程にわたる完全な関与と決定権を持ってはいないということである。

しかも、一方で、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」といい、他方で、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保証する。」という。つまり、前者は「・・・権利である。」のに、後者は「・・・保証する。」となっている。なぜ、こように書き分けられるのかも分からないし、「主権者」たる「国民固有の権利」の行使が、どうして（何あるいはだ誰によって）「保証」されるのであろうかという疑問も湧く。

それにしても、「国民」と「成年者」との関係も、憲法上必ずしも明確であるとはみられないが、「成年者」でさえ、持っているのは、具体的には、憲法改正の「承認権」、（「保証」されたる）「選挙」権、（衆議院選挙の際の）最高裁裁判所裁判官への「審査権」（第７９条）、および、裁判制度への１部的参加権であろう。これらはどうみても、（「主権」行使からみれば、）せいぜい不完全な行使権であって、憲法改正の「承認権」、および（「保証」されたる）「選挙」権は、その行使権の不完全性だけをみても、「主権」そのものあるいはその一部であるともいえないであろう。たとえば、立法権について、全国民を代表する選挙で選ばれた両院議員によって構成（第４３条、なお、前述のように、ここに「全国民」という場合に「全」がつけられていて、「主権が国民に存する」（前文）という場合の「国民」も「一つの全体としての国民」つまり「全国民」であると解されるので、この両者には少なくとも文字上の整合性がない。）されている「国会は国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」（第４１条）ことと比較しても、「主権在民」とは「国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。」とか「国家における主権、すなわち国内の最高意思決定権を意味する」とかは、何を根拠に、あるいはなぜいえるのであろうか。なお、ここで気をつけなければいけないことは、憲法上、「主権」の（直接的）行使方法についての規定のないことは、（直接的に）行使しうる「主権」が存在しない以上、当然のことでもあると考えられるが、既に触れたように、１つの全体としての存在であ

る「国民」を構成する個々人（としての「国民」）と、さらには「成年者」と、「主権」者としての１つの全体としての存在である「国民」との関係は、明文を以て示されていないということである。したがって、「成年者」の投票権、最高裁裁判所裁判官への審査権、憲法改正に当たっては両院での３分の２以上の賛成を得た後での承認権、裁判制度への１部的参加権などは、あくまでも「成年者」（せいぜい「国民」を構成する個々人）のそれらであって、それら以上のものでは決してない。つまり、憲法上、「成年者」と一つの全体としての存在である「主権者」たる「国民」との、少なくとも直接的関係を示す明文は見出しえないということである。

こうみてくると、『大辞典』の「①国家の最高の意思および国の政治を最終的に決定する権力。」にせよ、辻村の「第三は、国家における主権、すなわち国内の最高意思決定権を意味する用法」にせよ、その基準、特に「最高」性の基準がが必ずしも明確であるとはいい難いし、（「主権」を３種に分けていることもよく分からないが、）本当に日本の「国民」はそのように「最高」といわれる権力を持っているのか、「国民に存する」「主権」の何がそんなに「最高」なのか。それは何を根拠にそういえるのかということも、素朴な疑問である。もっとも、その疑問も、「主権」を持っているといわれるだけで、行使しうる「主権」がないとしたら、「主権は国民に存する」といわれることに、どんな意義があるのかという疑問に変わる。

くわえて、それ以上の最大の疑問もある。『大辞典』の「②国民および領土を支配する権利。統治権または国権。」と辻村の「第一は、国家権力そのもの、あるいは統治権を意味する用法」というのは、同じであろう。後者は明らかにわが国の現行憲法についての見解であり、前者は必ずしもわが国の現行憲法に限定はしていないが、わが国の現行憲法に当てはめてもよいものと解せられる。『大辞典』の「②」と辻村の「第一」にいう主権とは、行使できる「主権」である。しかも、この「主権」を行使するものつまり「主権者」は、（「国家権力そのもの、あるいは統治権を意味する」ということから考えても、）「国家」であって、一つの全体としての存在である「主権者」たる「国民」ではない。そうであるとすれば、少なくても、この「主権」については、その行使者は明らかに「主権者」とされている「国民」ではない。（それは「国家」である。）この事実は大変重い。「大変重い」ということの真意は、「主権」の行使者が「国民」でなければいけないとか、「主権」の行使者が「国民」以外ではいけないということではなくて、「国民」以外のものによって行使しうる「主権」があるということと較べて、「主権が国民に存する」といわれながら、「国民」が行使しうる「主権」がないのに、なぜ「最高」といいうるのかということである。

なお、「主権在民」の根拠として、わが国の現行憲法の前文の「‥、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」を、アメリカにおける南北戦争のさなか、１８６３年：文久３年のゲティスバーグでの激戦後の戦死者への墓地奉献式での大統領リンカーンの演説 Abraham Lincoln, The Gettysburg Address におけるフレイズ “government of the people, by the people, for the people” をデモクラシーの定義、

概念、あるいは本質などとする解釈に基づき、「権威は国民に由来し」を“government of the people,”つまり「国民主権」と解釈する向きもある[26]が、これは幾重ものの過ちを犯しているものといえる。

まず第１に、リンカーン自身このフレイズについて、「デモクラシー」の定義、概念、あるいは本質などといっていないどころか、この演説のどこをどうみても、デモクラシーの定義、概念、あるいは本質などを語っているとはみられえないどころか、「デモクラシー」という語彙さえ見出しえない。この演説は正に戦死者を弔い、墓地を奉献し、また、アメリカの連邦政治を消滅させないためにといい、生存の味方兵士を励ましたものであろう。つまり、そのフレイズをよく検討しても、「デモクラシー」の定義、概念、あるいは本質を説くなどとする必然性もなければ、偶然にそうされたということも決してないことが分かる。どこをどうみたところで、そのフレイズを「デモクラシー」の定義、概念、あるいは本質などとする正当な根拠は、見出せない。（詳しくは、次の論文をみられたし。野口忠彦、「リンカーンのゲティスバーグ演説における「人民の、人民による、人民のための政治」という言葉を「デモクラシー」の「定義」、「概念」、あるいは「本質」などとすることについて」、『語学研究』第７１号、拓殖大学語学研究所、平成５年：1993 年。）これによって、このフレイズが「デモクラシー」の定義、概念、あるいは本質などというものでないことは、明らかであり、かりに、「国民主権」という解釈が正しいとしても、それはそれだけで、「デモクラシー」とは結びつけられずに終わってしまうし、第２に、「主権在民」でなければ「デモクラシー（国家）」でないとすれば、「議会主権」のイギリスも「国家主権」のアメリカも「デモクラシー（国家）」でなくなってしまうことは、既に指摘したとことでもあり、「国民主権」という解釈が正しいかどうかをみる必要のないことではあるが、「国民主権」という解釈があるので、その解釈が正しいかどうかを、念の為にみることにする。

つまり、第３に、“government of the people,”を「国民主権」と解釈する根拠も、全く見出しえない。“people”を「国民」と解することについても、問題がないのかどうかは別にして、“government of the people”を「国民主権」と解釈する根拠は“of”である。“of”については、たしかに、文法上は、それを「所有」あるいは「由来」の意味にとり、「人民」の所有する政治、あるいは、「人民」に由来する政治とされ、そのことは「人民主権」を意味するという解釈は可能である。しかし、“of”については、すでに、文法上可能な幾つかの解釈が示されていて、その「主権（在民）」という解釈も、“of”についての幾つかの解釈のうちの１つではあるが、この“of”が「主権（在民）」を意味すると解すべき決定的な根拠は見出せない。この演説をしたリンカーンとて、既述（本稿１、ｉ、注９；本稿－１－、１７頁～１８頁。）の（アメリカにおいて、）「主権」は「人民に」結びつけられることはなかったというメリアム C. E. Merriam の指摘から外れることはないであろうし、法律家であったリンカーンが「マクラック対メリーランド州 MaCulloch V. State of Maryland」事件や、それについての「主権」は「州」

にではなくて「連邦」たる「合衆国」（という「国家」）にあるという連邦最高裁判所判決（１８１９年：文政２年）は当然に熟知していたであろう。いずれにしても、リンカーンは“of”を「主権」の意味で用いたとは到底解しえないし、“of”を「主権」の意味に解さなければならない根拠も見出されえない。

つけくわえれば、1つには、リンカーンのゲティスバーグ演説におけるあまりにも有名なそのフレイズについては、オリジナリティとそれに付随する問題もある。2つには、ゲティスバーグ演説は正に連邦と（南部諸）州との戦争であった南北戦争のさなかに語られたものである。そのような状況において、あえて「主権」が「連邦」にあるというのであればともかく、「人民」（国民）にあるということを含む演説をするという根拠も、当然に見出しがたい。しかも、ゲティスバーグ演説において、リンカーンはアメリカの政治について語ったというのであれば、ともかく、アメリカの「デモクラシー」の定義などはもちろんしていないし、アメリカの政治について語ったことが、直ちに「デモクラシー（諸国家）」に共通の、いわば「デモクラシー」の定義などに結びつくものでもなおさらありえない。

「デモクラシー（国家）」において、「主権」がどこにあるのか、あるいは「主権者」とは誰なのか、さらには、「主権」がどのように行使されるのかについて考察するとき、その端緒ともなり示唆的であるのは、次のような、既に引用の記述である。つまり、「最高権力 supreme power は集合的な人民の掌中に託されている」という第１章iiiの注１５０（本稿－２－、１７頁）に引用の記述、並びに「主権権力 sovereign power が人民によって選ばれた代表者達に託されている。」という第１章iiiの注１５１（本稿－２－、１８頁）に引用の記述である、それらは共に１８２８年：文政１１年にアメリカで発行された英語辞典によるものであるが、当時の一般的な見解を示しているとも解され、また、示唆的でもある。いうまでもなく前者は「直接デモクラシー国家」、後者は間接的な「代表デモクラシー国家」における「主権者」についての記述である。この前者は、ボダンと同じ認識に立っていて、主権の行使について触れられていない。また、必ずしも「主権」の問題のみ限られたことではないが、「デモクラシー」については、古典期ギリシアのポリス・アテネにおいて行われていたような、「直接デモクラシー」も近代や現代の間接的な「代表デモクラシー」も区別せずに一緒にして「デモクラシー」で一括して議論できるのかという問題も生じがちであるが、その両者は、ここでは明確に区別されている。

具体的にみれば、古典期のポリス・アテネにおけるような「直接デモクラシー」においてさえ、ボダンのように、もし「主権が」「全人民にある」と認識したとしてさえも、「主権」の行使には、「主権者」たる一体としての資格のある市民によって常に当たられていたとはみられない。つまり、アテネにおいてさえ、「主権者」と「主権の行使者」が常に全く一体的であることはなく、分離していた。比較的よく知られていることであるが、国家意思決定機関であった民会に、「全人民」が常に出席していたことはなく、その民会の議題などは、抽選で選ばれた市民からなる５００人会議が担当し、民衆法廷も抽選で選ばれた市民によって担当されていた点を

みただけでも、「主権」の行使は「全人民」によって、つまり「主権者」たる一体としての資格のある市民によって、常に当たられていたとはみられない。このようにみれば、大まかにも、アテネについては、「主権在民」であったので「直接デモクラシー（国家）」であったとはいえない。たとえ、「主権在民」であったと（認識したと）しても、「主権」が「全人民」にあることが、アテネを「直接デモクラシー（国家）」にしていることにはならない。いいかえれば、「主権」が「全人民」にあることが、アテネという「直接デモクラシー（国家）」に必須の要件となっていないとみられる。もちろん、「主権在民」であったので「直接デモクラシー（国家）」であったとはいえない以上、「主権在民」でなければ「直接デモクラシー（国家）」であったともいえない。なお、１７９１年：寛政３年のフランス憲法やわが国の現行憲法においては、間接的な「代表デモクラシー」で、憲法上、たしかに「主権在民」（「国民主権」）の文言があるが、その「主権」とはむしろ行使権のないことが特徴的な「主権」である。それゆえ、これらの２国家の憲法においては「主権在民」ではあるが、この「主権」は「国民」によって行使しえない「主権」であって、しかも、「主権在民」と書かれてはいるが、「主権在民」それ自身が「代表デモクラシー」の必須条件とはいえず、「主権在民」であるから間接的な「代表デモクラシー（国家）」あるとはいえない。（もちろん、「直接デモクラシー（国家）」であるとはなおさらいえない。）「代表デモクラシー（国家）」における場合は、具体的に、１７９１年：寛政３年のフランス憲法やわが国の現行憲法についてみれば分かるように、憲法上「主権在民」（「国民主権」）とされているから、「直接デモクラシー（国家）」でないことはもちろん、間接的な「代表デモクラシー（国家）」であるともいえない。その理由の１つは、そのような文言がなくても、これらの憲法下の２国家は間接的な「代表デモクラシー（国家）」といえるからである。間接的な「代表デモクラシー（国家）」かどうかを決定する基準は、「主権在民」（「国民主権」）であるからではなくて、既に明らかにしたように、他にあるからである。従って、近代以降の間接的な「代表デモクラシー（国家）」において、「主権在民」であれば「デモクラシー（国家）」であるとはいえないことになる。

要するに、「直接デモクラシー（国家）」においてであれ、間接的な「代表デモクラシー（国家）」においてであれ、「主権在民」であれば「デモクラシー（国家）」であるとはいえないし、「主権在民」でなければ「デモクラシー（国家）」ではないとはなおさらいえない。

かくして、アテネは「主権在民」であったとする（決定的であるとは決していえない）見解からみた「直接デモクラシー（国家）」のアテネも、「主権」行使担当者の抽選による選出方法を別にすれば、「代表デモクラシー（国家）」のなかで、憲法上「主権在民」であるとされるが、「主権」の行使に当たっては、「主権」は１つの全体としての民ではない別々の担当者（選出された公職者か、その選出された公職者によって任命された担当者）によって行使されている国家もほぼ同じ類のものともみられよう。

それよりも、憲法に「主権が国民に存する」などと書かれているだけで、その「主権」とは「国民」が行使しえない「主権」でさえあるのに、「主権在民」といったところで、どんな価値

があるというのであろうか。憲法に「主権が国民に存する」と書く意義は何であるのか、全く不明である。こう考えると、本当に、「国民」は「主権者」であるといえるのであろうかということもさりながら、「主権」が「国民」にあることが、わが国の憲法の一大特色であるということさえはばかれよう。もちろん、「行使しえない主権」ということが特色であるというのであれば、話は別である。「お金を持っている、お金を持っている」といわれて、そのお金がどんなお金でいくらかも分からず、ましてや、そのお金が何の価値もない使えないお金でさえあるのに、それを喜ぶ人もいなければ、まさか、そのお金は使えないから価値があるという人もいないであろう。

「デモクラシー」というとき、イギリス、アメリカ、およびフランスにおける「近代デモクラシー」国家は三大市民革命の結果として成立したもので、市民革命は、（ボダンの「主権」論における「君主（政治）的国家」のような権力の集中と絶対性に対する市民の側からの反抗として起きたもので、これらの「近代デモクラシー国家」の採用した政治運営の基本原則は、市民の自由を守るために、そのような権力の集中と絶対性を避け、防ぐためにも、採用されたものである。その基本原則の１つは三権分立主義であるが、アメリカの（連邦）「国家主権」にしてもイギリスの「議会主権」にしても、厳格さと緩やさの差こそあれ、少なくとも、その機関と担当者という点からは、権力は分立されているとみられうる。「国家主権」にせよ「議会主権」にせよ、「国家」あるいは「議会」という点からみればであって、実体的には三権分立、つまり、立法権は議会、行政権はイギリスにおいては内閣、アメリカにおいては大統領、そして、司法権は裁判所へというような権力保持の多元化によって、牽制と均衡を図り、権力の集中を妨げ、相対的に、また、法治主義の採用により、「人の意思による政治」を排して「法による政治」になったことでも、代表制の採用により、異見の容認や多数決、公職者の任期と選挙などにもよって、絶対性も低下している。（もちろん、それらの現代化の問題点もあるが、それらについては別稿に譲りたい。）

「デモクラシー」の漢訳に当たり、それをなしたアメリカ人宣教師によって、詳しい経緯は分からないが、「民主」はもともと「君主」の意味であるのに、「君主」になぞらえてか、「民が主」という意味に解して「民主」が採用された。これをなした人が、アメリカ人ではなくもし中国人であったならば、「民主」を「民が主」という意味に取ることができなかったかもしれず、アメリカ人であったが故に、それができ「民主」の採用が可能であったのかもしれないが、「君主」にはたしかに「従者」がいて、「君主」は「主（あるじ）」である。しかし「民主」は「民が主」という意味であることは理解できたとしても、だれが「従者」であるというのであろう。どだい、「主従」関係は「デモクラシー」とは無縁であろう。「主権」とか「主権者」と称することについても、野口は、もともとは「君主」の意味を持ちながら、「デモクラシー」の訳語として採用された「民主」と同様の傾向の一面を感じざるをえない。もともと、ボダンがその「主権」論において中心においていた「君主（政治）的国家」の「主権」とか「主権者」は「絶

対性」や「集中性」を帯びていたというよりは、それが特色であった。ただし、「民衆（政治）的・デモクラシー的国家」とされた、「直接デモクラシー国家」については、アテネの例も示しているように、仮にボダンに従い、「主権」が「全人民」にあったとしても、「主権者」たる１つの全体としての資格のある「市民」は常に一体的に「主権」を行使しているとは限られなかったし、公職担当の期限（交替）もあったので、「主権」の行使に当たっては、とくに、「行使者」と「行使方法」という点で、「君主（政治）的国家」におけるそれらとは異なっていた。さらに、間接的な「代表デモクラシー国家」において、憲法上「国民」（人民）に「主権が存する」とか、「国民」（人民）は「主権者」であるとされていること、あるいは、されているだけのことは、近代から現代に至るまで、あらゆる「代表デモクラシー国家」において共通して行われていることでもないし、「代表デモクラシー（国家）」にとって、必要不可欠な要件でもない。「デモクラシー（国家）」において、「主権」や「主権者」、あるいは「主権」の行使については、「直接デモクラシー（国家）」においても、ボダンがその「主権」論において中心においていた「君主（政治）的国家」のそれとも異なるし、「直接デモクラシー（国家）」においても、間接的な「代表デモクラシー（国家）」においても、１つの全体としての「国民」（「市民」）が「主権」を直接行使することなどはしえない。それにもかかわらず、「主権在民」的「主権」を尊重したり、評価したりするとすれば、それには、一方には、ボダンに従い、（それが決定的ではないにしても、）「主権」が「全人民」にあるものとみるまではともかく、「直接デモクラシー」についての（１つの全体としての資格のある市民が常に１体として主権を行使していたという、さらに、もしかしたら、だからそれができるという、あるいは、そうしなければならないという）誤った認識とそれに基づく信奉、もう一方には、それは過去の「君主（政治）的国家」の遺物とさえみられうる権力の集中と絶対性への信奉があって、（近代「代表デモクラシー」国家の出現は、この「権力の集中と絶対性」への市民達による反抗の結果でもあったが、）そのどちらにしても、そのようなものは、「直接デモクラシー（国家）」にせよ、間接的な「代表デモクラシー（国家）」にせよ、それらとは本来異質の無縁のものであろう。「主権」については、「主権」という語彙そのものは変化がないが、とくに、今日の「代表デモクラシー国家」における「主権」は、その行使という点で、ボダンがその「主権」論において中心に据えていた「君主（政治）的国家」のそれとも異なっている。「主権者」に至っては、今日の「代表デモクラシー国家」において、どの国家においても「主権在民」であるとは限らず、「主権在民」とされている国家においてさえ、「主権者」たる「国民」は行使しうる「主権」を持たず、ボダンがその「主権」論において中心に据えていた「君主（政治）的国家」の「主権者」とも異なっている。たしかに、今日においても、「主権」そのものは「絶対性」や「集中性」を別にすれば、ボダンが『国家論６巻』において列挙した「主権」とそれほど変わりがないともみられ、それらは、行政、立法、および、司法の３権の中に収まるものとみられもしよう。しかし、それらの行使者という構造的側面をみても、行使といういう機能的側面もみても、ボダンがその『国家論６巻』において

中心に据えていた「君主（政治）的国家」のそれらと今日の「代表デモクラシー国家」におけるそれらとでは、全く異なっている。確かに、「主権」という語彙は同じでも、ボダンがその「主権」論において中心においていた「君主（政治）的国家」における「主権」の構造的、機能的両側面をみても、それらと今日の「代表デモクラシー国家」におけるそれらとでは、「民主」という同じ語彙でも「君主」の意味と「民が主」の意味とでは全く違うくらいの、大きな違いがある。

さらにいえば、「主権在民」とか「主権在民であるのでデモクラシーである」とか、あるいは「主権在民でなければデモクラシーでない」などということは、「人民のための政治」を唱えることに等しいと、野口には思われてならない。「人民のための政治」を唱えることだけでは、本当に「人民のための政治」かどうかは分からないのである。「人民のための政治」かどうかを判断する側においては、その明確な基準が必要であり、唱える側は、行動を含めて、その判断に堪えうるものの提示が必要とされよう。ただ「人民のための政治」を唱えたり、一時的にいったりすることだけでは、僭主が、僭主になる過程において、僭主になるという目的達成の手段として、ただ「人民のための政治」を唱えたこと、あるいは、一時的にそうすること、「人民のための政治」をした者又はすると称した者を「衆民政者」（デモクラット）だということ、あるいは、「人民のために政治」ということは「デモクラシー」だということなど[27]と大して変わらない。同様に、ただ「主権在民」であるというだけでは、不十分であり、少なくとも「主権」とは何かを明確にして、その行使者はだれで、「主権」は何に従ってどのように行使されるのか程度は明確にされるべきである。さらに、「主権在民であるのでデモクラシーである」とか、あるいは「主権在民でなければデモクラシーでない」などというのであれば、「主権」とは何で、その行使者はだれで、「主権」は何に従ってどのように行使されるのかを明らかにすることに加えて、「デモクラシー」をどのように認識していて、「デモクラシー」と「主権」について明らかにされたこととがどんな関係であるのか、あるいは、その上で、なぜ「主権在民でなければデモクラシーでない」のかの理由を明示しなくては、ただ「人民のための政治」を唱えることと全く変わらない。

なお、国家についての多元的な認識に基づく多元論的国家論については、否定どころか、その有効性も認められもするが、世界政府が樹立されていない現在、他の集団あるいは組織と比較して、たとえば、交戦権なども含む「主権」を保持し行使している「主権国家」にその特別の地位を認めざるをえない。国家レヴェルでは、現代の「代表デモクラシー国家」においては、国内的には、予め制定された「法」に基づいて、「主権」は、多少の差や程度の差は別にして、立法、行政、および、司法という三権に分担されて、具体的には、選挙で選ばれた担当者やその人々によって任命された担当者によって担当されて、行使されていることも事実である。（念のためにいえば、この事実は、アメリカについては「国家主権」であることと矛盾しないというよりは、「国家主権」そのものであるとみられるし、イギリスについは「議会主権」であることとも、前述のことからも分かるように、視点の違いに過ぎず矛盾しないし、「国民主権」

ともいわれるわが国についても、「主権」の行使についてはこのようにもみられるし、もちろん、矛盾しない。）しかし、対外的、あるいは国際的には「国家」が「主権者」として「主権」を行使しているものともみられよう。このようなことを考慮した上で、「主権」については、過去、現在、および、未来というように時間的な認識と共に、国家的レヴェルと国際的レヴェルというように空間的認識をすることが必要であろう。たとえば、「君主主権」というのは過去の国家的的レヴェルでの「主権」であったものと見られ、現在は、少なくとも国家的レヴェルでは、「デモクラシー国家」においては、「議会主権」とか「国家主権」とかであるが国際的レヴェルでは「国家主権」であるとみられ、空間的には両レヴェル的存在であるとみられるが、カール・レーヴェンシュタインが「今日、主権の役割は、国際法の理論、および国際関係の実際に、ほとんど専ら移された。[28]」と、既に指摘しているように、今日「主権」の主たる舞台は国内であるよりは、国際間にあるとみた方がよさそうである。このように時間的にも空間的にも「主権在民」であれば「デモクラシー」であるとか、「主権在民」でなければ「デモクラシー」でないなどという主張あるいは論議は意味のないものになろう。

なお残されている問題が１つある。それは「民主」には「主権在民」という意味があることを主張した起源についてである。これについては、つぎに「主義」の意味的非適切性について、考察した後で、「主義」と一緒に考察したい。

（２）「主義」の意味的非適切性

既述のように「主義」という語彙はもともとわが国にはなかった語彙ではあるが、明治時代に造られ一般に使われるようになったものとみられ、大正１２年:1923 年に刊行された『字源』には、「○理想に進み行く道ゆき。○自己の執り守る一定の方針。[29]」とあり、諸橋轍次、『大漢和辞典』には、「①固く主張する一定の方針。〔史記、以下省略。②道義をもととすること。〔逸周書、以下省略。③　目的を達する目あて。意志の実行を遂げるたちば。[30]」とある。そして、『日本国語大辞典』の「主義」の項には、「①道義をもととすること。また、正しいと信じて守る一定の主張。②（英 principle の訳語思想や学説などの拠って立つ原理、原則。また、主として守る思想上の立場。③常に持っている考え方や行動の方針。④特定の原理に基づく社会体制制度など。絶対主義封建主義などの類。（語誌）（1）日本では、明治以降英語の principle の訳語として用いられるようになって一般化し、さらに英語の接尾辞 -ism の訳語にも当てられるようになって、今日に至る。(2) …ヘボンの「和英語林集成」には第三版（一八八六：明治一九年）に至って認められ、この時期には定着していたと思われる。）とある[31]。（語源など一部省略）また、『広辞苑』第五版には、（principle の福地桜地による訳語）①思想・学説などにおける明確な一つの立場。イズム。「自然――」「マルクス――」②特定の制度・体制または態度。「資本――」「民主――」③常々持っている意見。主張。「事なかれ――」「肉食は食わない――だ」とある[32]。ここに、「(principle の福地桜地による訳語)」という説明があるが、この類のものは他にもあり、たとえば、『漫談　明治初年』の「主義といふ字始まり」にも同じ説明が載っ

ている[33]。ところが、いずれも典拠がが示されていないのが難点である。なお、『広辞苑』の記述に戻れば、②特定の制度・体制または態度。「資本――」「民主――」について、「資本主義」と「民主主義」がそれらの語尾である「主義」という訳語が同じであるとはいえ、「資本主義」は「キャピタリズム capitalism」の訳語であり、「民主主義」は「デモクラシー democracy」の訳語であるので、「――イズム」と「――クラシー」は全く違うのに、訳語の語尾である「――主義」が同じだからとはいえ、同じく扱えるのかという疑問を持つのは当然である。特に「――クラシー」は政治の形態あるいは制度を意味する英単語の語尾である。英語の他の政治形態を意味する単語、特に他の「――クラシー」という語尾を持つ単語の訳語に較べ、「デモクラシー」の「――クラシー」だけを「――主義」と訳すことが、既述のように不適切な上に、「――イズム」と並列し、一緒にすることはなおさら不適切である。この「資本――」「民主――」との並列について、『朝日新聞』企画報道室の石井庸雄も、『朝日新聞』に掲載の「敗戦のお仕着せ　主義の訳に二系統」において、次のようにいっている。

> 民主主義をイズムと勘違いしている人が少なくない。「広辞苑」が第四版で、「主義」の説明に、資本主義と民主主義を並列させたのは、紛らわしい改変だ。デモクラシーは民主制であってイズムではない。君主制、貴族制と並ぶ政体の一つである。
>
> それなのに、民主主義と訳されたのは訳語の変遷が絡む。主義は当初プリンシプル（原理原則）の訳語に用いられていた。ところが主義は程なくイズムの訳語にも転用される。今ではこちらが母屋になったため錯覚を招く。民主制や民主政治の訳で差し支えなかったのに、意義を強調する特異な用語として残った。
>
> デモクラシーは衆愚政治と背中合わせである。だがこれをしのぐ政治形態は、目下、見当たらない。もろさを内蔵するものの、試行錯誤を重ね、完成品に磨き上げるしか、道はなさそうである。[34]

『広辞苑』のこの「主義」の項目の冒頭には、「(principle の福地桜地による訳語)」と丁寧にも原語である英単語“principle”が載せられている。「資本――」「民主――」についても、その原語の英単語“capitalism”と“democracy”も載せられていれば、この不適切さは一目瞭然である。たしかに、その善し悪しは別にして、現実に使われている「民主主義」の「主義」は政治形態あるいは制度の訳語であり、それが一般に使われている以上、辞書あるいは辞典の編者は、それを取り入れることは当然のことであろう。しかし、『広辞苑』における、その採り入れ方、あるいは、記述の仕方は、かなり問題であり、適切とは決していえない。「資本主義と民主主義」の原語を示すことはもちろん、せめてこの“―― cracy”を「―― 主義」と訳すことの不適切さを指摘するくらいはなされるべきある。なるほど、「主義」の説明に、「資本主義と民主主義を並列させたのは、紛らわしい改変」どころか、大改悪とさえいえよう。なぜ

ならば「資本主義と民主主義」の原語を知らずに『広辞苑』を読む人も少なくないと思われるが、この「並列」は、そのような人を「資本主義」も「民主主義」も同じ「主義」の類であるという誤解に導く可能性が極めて大きいからである。

「主義」に限っていえば、もともと、『字源』や『大漢和辞典』に明らかなように、当初「主義」には政治形態や政治制度を表す使い方はなく、それは、既にみたように、「デモクラシー」以外の政治形態あるいは制度を意味する英単語の訳語と比較すれば明白であるが、「民主主義」という語の（「民主」はもちろん、）「主義」の使い方も特に例外であり、非適切極まりない。

なお、この「主義」を踏襲しているもう一つの、有名な「主義」がある。こういえば、すぐ分かることではあるが、それは、「大正デモクラシー」のリーダーの１人とさえ目される吉野作造の「民本主義」における「主義」である。吉野は「デモクラシー」を「民主主義」と「民本主義」に２分割して訳出する立場をとっており（本稿１のｉ注７：本稿－１－、１６頁～１７頁。および、１のⅲ注２０２：本稿－２－、５１頁。を参照のこと）、どちらにしても「主義」は「―― クラシー」の訳語であり、いままでみたように、不適切であることはいうまでもない。しかし、当時、明治憲法（大日本国帝国憲法）の下での現実は「デモクラシー」ではないので、「デモクラシー化」を図れば、当然に、「デモクラシー」は明治憲法との軋轢を余儀なくされることになるので、吉野は、「デモクラシー」そのものではなくて、明治憲法下でできる限り「デモクラシー」への接近を意図した「民本主義」にしようとしたとみられる。こうみる限り、事実上、「民本主義」は現実ではなくて、吉野が目指した政治形態という「観念」あるいは「理念」であった。つまり「民本主義」の「主義」は「現実（の政治形態）」ではなくて、吉野が意図した政治形態が実現しえなかったので、現実の政治形態そのものとしての意味というよりも、吉野が目指したその政治形態の文字通り「主義」ないし「主張」そのものであったともみられうる。こうみれば、それは、吉野の主張していたこととは異なるが、むしろ、自然でさえある。（同じことは、「大正デモクラシー」の「デモクラシー」というネーミングについてもいえよう。

「大正デモクラシー」は、現実が「デモクラシー」でないからこそ、「デモクラシーにしようとする運動」あるいは「デモクラシーに近づけようとする運動」、いわば、「大正デモクラシー化運動」であった。つまり、「大正デモクラシー」の「デモクラシー」とは「政治形態」そのものではなくて、目標とする「政治形態」の「観念」ないし「理念」あるいは「主張」ないし「主義」に他ならなかった。（こうみる限り、「デモクラシー」というネーミングは、当然に「デモクラシー」にはその「理念」とか「観念」を含むものであるということは承知の上でも、必ずしも適切であるとはいいがたい。）既述のように、吉野の例以外にも、政治形態を意味する英語の訳語として「―― 主義」という訳語を用いている例は、既にみた例を含めて少なからずあるが、それらは、今日では、ほとんど使われていない。

注

1　大槻文彦、『新編　大言海』新編版、冨山房、昭和５７年：1982年、２０１５頁。

2　『日本国語大辞典』第２版、第１２巻、小学館、２００１年：平成13年、８７８頁。

3　新村出篇、『広辞苑』第四版、岩波書店、１９９１年：平成３年、２４８２頁。

4　野口忠彦、「欧大陸における国民代表観念および国民代表制の成立」、『政治科学研究』Ⅲ、 政治科学研究所、昭和５６年：1981年、８４頁。

5　「天声人語」、『朝日新聞』朝刊、２００８年：平成20年５月１４日。

6 *A New Handbook of Political Science* ed. Robert E.Goodin and Hans-Dieter Klingermann（ Oxford : Oxford University Press, １９９６：平成８年 ）, p. ５８.

7 Jean Bodin, *Les Six Libres de la République*（ Paris : Fayard,［１５７６年：天正４年］, １９８６：昭和61年 ）, Ⅰ : C. Ⅷ（p. １７９）. ; *The Six Books of the Commonweale,* Written by Jean Bodin, Out of the French and Latine Copies, done into English by Richard Knolles（ London : Impensis G. Bishop, １６０６：慶長11年 ）, I: C. Ⅷ, H,I,（ p. ８４）. Http://www. archive.org/stream/ sixbooks ofcommo00bodi,（accessed 2010/03/07）. ; Jean Bodin, *On Sovereginty,* Four chapters from *The Six Books of the Commonwealth,* ed. and trans. Jurian H. Francrin（ Cambridge : Cambridge University Press, １９２２：平成４年 ）, p. １.

8　原田鋼、『主権概念を中心としてみたる政治学説史』、研進社、昭和２２年:1947年、３３頁～３４頁。

9　原田鋼、『主権概念を中心としてみたる政治学説史』、３５頁～３８頁。

10　原田鋼、『主権概念を中心としてみたる政治学説史』、３９頁。

11　佐々木毅、『主権・抵抗権・寛容－ジャン・ボダンの国家哲学－』、岩波書店、昭和４８年：1973年１０２頁。

12　佐々木毅、『主権・抵抗権・寛容－ジャン・ボダンの国家哲学－』、１０２頁～１０３頁。

13　佐々木毅、『主権・抵抗権・寛容－ジャン・ボダンの国家哲学－』、１１８頁～１２７頁。

14　ボダンの『国家論６巻』については１５７６年：天正４年のオリジナルなフランス語版と、ボダン自身の翻訳による１５８６年：天正14年のラテン語版との両版があることが知られている。（Jurian H. Francrin、“Note on the text” *Four chapters from The Six Books of the Commonwealth,* ed. and trans. Jurian H. Francrin, p. ＸＸＸＶ. 原田訳はラテン語によるものを用いているが、何年版かなども記されていない。（原田鋼、『主権概念を中心としてみたる政治学説史』、３２頁。 佐々木はフランス語版を用いているが、ラテン語版も参照している。（佐々木毅、『主権・抵抗権・寛容－ジャン・ボダンの国家哲学－』、２４８頁～２６２頁）フランス語版とラテン語版については、次の書ををみられたし。Jurian H. Francrin、“Note on the text” in *Four chapters from The Six Books of the Commonwealth,* ed. and trans. Jurian H. Francrin, pp. ＸＸＸＶ―ＸＸＸＶｉｉｉ. また、佐々木も所々で触れている〔例えば、第３章第４節の注28（２６７頁）、と注39（２６８頁）〕。

15　Jean Bodin,*Les Six Livres de Repubulique,* Ⅱ : C.Ⅰ（p. ７）. ; The *Six Books of the Commonweale,* Written by Jean Bodin, Out of the French and Latine Copies, done into English by Richard Knolles, II, C.1（ p. １８３）. ; Jean Bodin, *On Sovereginty* - Four chapters from *The Six Books of the Commonwealth* - ed. and trans. Jurian H.Francrin, Ⅰ : C. １（ p. ８９）.

なお、この国家形態の３類型については、Johannes Aluthusius, *Politica* -An Abridged Translation of *Politics Methdically Set Force and Illustrated with Sacred and Profane Examples,* ed. and trans. with an introduction by Federick Carney foreword by Daniel Elazar（Indianapolis : Liberty Fund, [１６０３：慶長８年], １９９５：平成７年 ）. によれば、キケロ Maurcus Tullius Cecero の『国家』

（Ⅰ、２６)、と聖アウグスティヌス Saint Augustine の『神の都』（Ⅱ，２１）にその先例を見出すことができるという。（ p. ６７，N. ４.）なるほど、たしかにある。キケロの『国家』（紀元前５４年～紀元前５２年）には、次のように書かれている。

スキーピオー 「・・・。それゆえ国政の全権が一人の者にあるとき、わたしたちはその一人の者を国王と呼び、その国家の政体を王政と名づける。それが選ばれたる市民にあるとき、その国家は貴族の裁量によって治められると言われる。しかし、市民に全権がある国家は、民衆政国家――というのは、そのように呼ばれているからだ――である。・・・。」〔Maurcus Tullius Cecero, *Cicero XVI - De Re Publica : De legibus-* with English trnslation by Clinton Walker Keyes, Loeb Classical Library, reprint ed.（ Cambridge, Massachusetts : Havard University Press,［１９２８：昭和３年］, ２００６:平成１８年 ）, Ⅰ, ４２（XXVI, p. ４３ ）.；キケロー， 岡道男訳、『国家について』、『キケロー - 選集８-』、岩波書店、１９９９年：平成 11 年、Ⅰ、４２（二六, ３９頁)。〕

また、アウグスティヌスの『神の都』（４１３年～４２６年）には次のように書かれている。

・・・。次いでかれ（スキピオ）は、討論に従事するばあいに（概念を）明確に規定するすることが有益であるということを明らかにし、そして、かれ自身があげた概念にもとづいて、「国家」、すなわち、「人民のもの」は、それが一人の君主によるばあいであっても、あるいは、ある少数の貴族政政治家、またはすべての人民ににによる場合であっても、いずれも正義によって統治されているときにのみ存在すると結論する。〔Sancti Avrelil Avgvtinni, *De Civitate Dei*（［Vindobonae : F. Tempsky, １８９９：明治 32 年］, New York : Johnson Reprint Co. １９６２：昭和 37 年 ）, Ⅰ：Ⅱ, ２１（９０－９１）. なお、“Episcopi” は “Opera”, “Vindobonae” は “Wien” である。； Saint Augustine, *City of God* , Trans. Henry Bettenson, With a New Introduction by G. B. Evans（ London : Penguin Books, [１４６７:応仁１年], ２００３:平成 15 年 ）, Ⅰ:Ⅱ, ２１（ p. ７３）.; アウグスティヌス、服部英次郎訳『神の国』全５冊、岩波文庫、岩波書店、１９８２年：昭和５７年、(一)、Ⅱ、２１（１５０頁～１５１頁)。〕

加えて、国家形態の３類型については、小野塚喜平次、『政治学大綱』全２巻、上巻、博文館、明治３６年：1903 年、第二編、第二章、第二節　国体的分類、第１欵　アリストートル氏等の国体３分説（１１２頁～１１５頁）もみること。

16 『日本国語大辞典』第２版、第６巻、１３５８頁。

17 Michael G. Roskin et al., *Political Science : An Introduction,* Ninth Edition（ Upper Saddle Liver, New Jersey : Person Prenticehall,［１９７４：昭和 49 年］, ２００６：平成 18 年)、p. ６.

18 辻村美代子、『三省堂・憲法辞典』、三省堂、２００１年：平成 13 年、「主権」の項（２３８頁)。

19 １７９１年：寛政３年のフランス憲法については、次の書を用いた。*Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis* １７８０：安永 *9* 年 ; Collationnées sur les Textes Offiels, précédées des Noteces historiques et suivies d’ une Table Analytique détaillée par L éon Duguit et Henry Monnier, Ouvrage continué par Roger Bonnard, Cinquème Édition（ Paris :［ F. Pichon, １８９８:明治 31 年］, Libbarie Generare de Droit et de Jurisprudence, １９３２:昭和７年). ; Appendix 1. : The Constitution of １７９１：寛政３年、Henry C. Lockwood, *Constitutional History*

of France（Chicagou : Land McNally, １８９０:明治23年）.;「Ⅲ　フランス憲法典」、『１７９１年:寛政３年憲法の資料的研究』東京大学社会科学研究所資料－第５集－、東京大学社会科学研究所、昭和４７年：1972年。訳文は、この後者による。以下も同様である。なお、１７９１年：寛政３年の憲法によって、「国民代表制」が成立したとみられるが、それについては、以下の論文もみること。野口忠彦、「欧大陸における国民代表観念および国民代表制の成立」、『政治科学研究』Ⅲ、政治科学研究所、昭和５６年：1981年。

20 「解説」、『１７９１年:寛政３年憲法の資料的研究』東京大学社会科学研究所資料－第５集－、６頁。詳しくは、本書をみること。

21 Henry C. Lockwood, *Constitutional History of France*, p. ２５.

22 Emmanuel Juseph Sieyès, *Qu' est-ce Que le Tiers État?* Édition critique avec une introduction par Edme Champion（Paris : Au siège de la Société, １８８８：明治21年）, p. ６６.; Emmanuel Juseph Sieyès, *What is the Third Estate?* trans. M.Blondel and edited, with historical note by S.E.Finer, Introduction by Peter Campbell（London : Pall Mall, １９６３：昭和38年）, pp. １２２－１２３.;シエイエス、大岩誠訳、『第三階級とは何か』、岩波文庫、岩波書店、昭和２５年:1950年、８３頁。

23 ここで、「物理的にも、(「代表デモクラシー」下での)「直接デモクラシー」化はまだまだ実現不可能であったろう。」というのは、(たしかに、アテネのように、たとえば、１つの全体としての資格のある市民が常に一体的に一箇所に集まり会議を開くなどということは、国家が巨大化し、「国民」の数が較べようもなく増大している当時のフランスにおいて、事実上（物理的にも）不可能なことであるが、つまり「直接デモクラシー」化は不可能なことであるが、)「代表デモクラシー」下においては、ＩＴの進歩などにより、(物理的にも、)現在、あるいは近い将来において、かなりの程度の「直接デモクラシー化」は、実現可能であると野口には思われるからである。ただし、いうまでもなく、『社会契約論』は書かれた当時においてさえ既に現実的ではなく、古典期ギリシアのポリス・アテネにおいて行われていた直接デモクラシーを志向していたものとも理解されうるが、アテネの「直接デモクラシー」においてでさえ、主権の所在について、①ボダンのいうように「全市民」、②「民会」、および、③民衆「法廷」〔②③は次の書による。Simon Honblower, "C.1,Creation and Development of Democratic Institutions in Greece", *Democracy –The Unfinished Journey* ５０８*BC to AD* １９９３：平成*5*年 Edited by John Dunn（Oxford : Oxford University Press, １９９２:平成４年）, pp. 6, １３－１４.〕という説がある。ここでは「主権在民」が問題なので、①説についてみれば、「全人民」つまり１つの全体としての資格を持っている市民が、常に一体となって、完全に「主権」を行使しえたとは、いえないであろう。この点については、たとえば、次の書をみること。David Judge, *Representation –Theory and practce in Britain*（London : Routledge, １９９９：平成11年）, pp. ３－５.〕また、それは、公職担当者（５００人会議のメンバーや民衆法廷の担当者、将軍など）が予選を含み抽選 lot, lottery、あるいは（挙手による）選挙で選出されていたことなどを考慮しただけでも明らかといえよう。この点については、次の書をみること。ＡＰＩＳＴＯＴＥＬＯＹＳ, *ΑΘΗΝΑΙΩΝ ΠΟΛΙΤΕΙΑ*, The Loeb Classical Library, Aristotle XX, *The Athenian Constitution ; The Eudemian Ethics ; OnVirtues andVices,* with an English translation by H. Rackham（[London : William Heinemann, １９５２:昭和27年],Cambridge, Mass. : Harvard University Press, １９６１：昭和36年）, ＸＬⅡ－ＬＸＩＸ（pp. １１８－１８１）.; Aristotle, *The Athenian Constitution* Translated with Introduction and Notes by P. J. Rhodes（London : PenguinBooks, １９８４：昭和59年）, ４２―６９（pp. ８６－１１４）.:アリストテレス、村川堅太郎訳『アテナイ人の国制』、岩波文庫、岩波書店、１９８０年：昭和55年、第４２章ー第６９章

（７４頁～１１２頁）: Simon Honblower,, “C.1,Creation and Development of Democratic Institutions in Greece”, *Democracy － The Unfinished Journey* ５０８*BC to AD :* １９９３：平成*5*年－, Ed. John Dunn, p. １４.; G. E. R. Lloid, “C. ３, Democracy, Philosophy, and Science, in Ancient Greece”, *Democracy –The Unfinished Journey* ５０８*BC to AD* １９９３：平成*5*年, p. ４２.; G. E. M. Deste. Croix, Athenian *Democratic Origins And Other Essays ,* Ed. David Harvey and Robert Parker, with the assistance of Peter Thonnemann, pp. ８９－１０８, ３１６－３１７.; Paul Cartledge, *Ancient Greek Political Thought in Practice*（２００９：平成２１年）, pp. ５８, ６６, ７２, ７７.; Paul Woodruff, *First Democracy*, pp. １４－１５.; Sanford Lakoff, *Democracy － History, Theory, Practice －*, p. ４７.; A. H. M. Jones, *Athenian Democracy,* A Blackwell Paperback, repint ed.（Oxford : Basil Blackwell, [１９５７：昭和３２年], １９７７：昭和５２年）, pp. ４７－４８, １００－１０７.; Sarah B. Pomeroy et al., *A Brief History of Ancient Greece － Politics, Society, and Culture －*, p. １２２.; P. J. Phodes, The Greek City States － *A Source Book －*, １９６－２０２（pp. １２１－１２５）, ４０１（pp. ２４２－２４３）.; Morgens Herman Hansen, Trans. J. A Crook, *The Athenian Democracy in the Age of Demosthenes － Structure, Principles and Ideology －*, pp. ４９－５２.; Antony Black, *A World History of Ancient Political Thought,* pp. １４０－１４１.〕

24 John Kingdom, *Government & Politics in Britain － An Introduction －*（Cambridge : Polity Press, １９９１：平成３年）, p. ４１.: *The Blackwell Encyclopaedia of Political Science,* ed. Vernon Bogdanor（Oxford : Blackwell,［１９８７：昭和62年］、１９９１：平成３年）. P. ４０７.: *A New Handbook of Political Science,* p. １９５.: NormanWilding and Philip Laundy *An Encyclopaedia of Parliament,* Completely Revised Fourth Edition（London : Cassell, １９７１：昭和４６年）, S.V. “Sovereign”（pp. ７０１－７０３）.

なお、イギリスが「議会主権」であることについての野口の理解は次の通りである。すなわち、イギリスが「議会主権」であることについては、よく引用される「議会は女性を男性に、および、男性を女性にすること以外のあらゆることをなしうる。」というド・ロルム De Lolme の言がよく知られている〔たとえば、以下の書をみること。 A.V. Dicey, *An Introduction to the Studt of the Law of the Constitution,* with an introduction by E. C. S.Wade, tenth reprint ed.（London : Macmillan Press, １９６０：昭和 35 年）, p. ４３. この文に続けて、ダイシーは、ド・ロルムのよく引用されるこの表現を「グロテスク Grotesque」であるという。ド・ロルムのよく引用されるこの表現は、わが国でも明治初期に加藤弘之によって紹介されている。それは、ド・ロルムの言であることは示されてはいないが、「巴力門ハ萬般ノ冂ヲ為シ得ル権力アリ唯男ヲシテ女ニ化セシメ女ヲシテ男ニ化セシムル能ハサルノミト云ヘリ」（ビーデルマン著、加藤弘之訳、『各国立憲政体起立史』全六冊、第一冊、明治８年：1875 年、頁数不記載。）と訳されている。〕が、「議会主権」論の起源については、かなり古く、チューダー朝最後の統治者エリザベス１世 Elizabeth Ⅰの時代まで遡って求められうる。エリザベス女王に仕えたトーマス・スミス卿 Sir Thomas Smith は、著作後１８年目、没後６年目の１５８３年：天正 11 年に刊行されたイギリス政治についての古典的な書 *De Republica Anglorum* において、次のように記している。

> ･･･、そして、イギリスの議会は、頭と胴体の両者たる全王国の権力を代表しているし、また持っている。なぜなら、あらゆるイギリス人は、･･･イギリスの君主（かれが国王であれ、女王であれ）から最も身分の低い人々に至るまで、本人自らかあるいは代理権を持つ代理人達 procuration and attornies によるかのいずれかによって、そこに出席しているものと思われるからである。而して

議会の同意はあらゆる人々の同意であると看做される。〔Thomas Smith, *De Republica Anglorum : An Discourse on the Gommonwealth of England,* Ed. L. Alston, with preface by F. W. Maitland（[London : Ano Domoni, １５８３：天正11年］, Cambridge : Cambridge University Press, １９０６：明治39年）. P. ４９.〕

ここで重要であるのは、最初の１文である。イギリス議会が持つ「頭と胴体の両者たる全王国の権力」は「最高の、しかも絶対的な権力」〔 J. G. Edwards, “The Plena Potestas of English Parliamentary Representatives”, *Historical Studies of the English Parliament,* ２vols., ed., E. B. Fryde & Edward Miller（Cambridge : Cambridge University Press, １９７０：昭和45年）、１：１４８.; Karl Loewenstein, *British Cabinet Government* （ London : Oxford University Press, １９６７:昭和42年), p. ４７.; K・レーヴェンシュタイン、阿部照哉訳『イギリスの政治－議会制民主主義の歴史－』、潮新書、潮出版社、１９６７年：昭和42年、５７頁。〕とさえ解せられる。そして、この「スミスのドクトリンはイギリスの一般的な法律家達の確立された伝統に一致する。」と述べ、それは必ずしもスミスのみに特徴的な独自なドクトリンでもなく、当時としては一般的であったことを示した上で、それに続けて、「歴史的には、議会の法的主権が、１つのルートだけからではなくて、２つのルートから生じていること」を示唆している。〔 この２つのルートというのは“the character of Parliament as a high court”と“ the plena potestas of the representaives of the Commonns”であるという。J. G. Edwards, “The Plena Potestas of English Parliamentary Representatives”２：１４９～１４９, esp. １４９.〕という。ここで、スミスのこのドクトリンは「議会主権」の起源であるとみられうる。たしかに、J. G. Edwards は、「議会主権」といわず、「議会の法的主権」に限定しているが、それは J. G. Edwards の一解釈に過ぎない。「議会の法的主権」という解釈は、今日においてもなお存在しているが、それは、「議会主権」の法的側面にのみ限定した側面的な一解釈でもあるとみられる。）歴史的には、ここでいわれている「議会主権」は、「政治的」というのであればともかく、必ずしも「法的主権」のみに限定されているとも解せられないし、限定される必要もない。国王の存在しない時はあっても、議会の存在しない時はなかったともみられるように、当時の議会が今日の議会にまで発展し、今日においても「議会主権」は「法的主権に」に限定されることなく、「議会主権」であることには変わりがないとみられる。何よりも、スミス自身は、*De Republica Anglorum* からの上記引用において、「法的主権」に限定せず、「イギリス議会は、・・・全王国の権力を代表しているし、また持っている。」と記述しているだけである。

ここで「全王国の権力」を共通にして、「代表している」という語彙に着目すれば「国民代表」の起源論とも、「持っている。」に着目すれば、「議会主権」の起源論にともみられうる。ここで、「国民代表」と「議会主権」との両起源論が同時に、同位的に、かつ同価的に出現したとみられることは「国民代表」と「議会主権」の両論にとって、かなり示唆的なものがあると受け取るのは、野口だけであろうか。少なくとも両論にとって両論は互いに影響力を持つものと思われる。つまり、ただ「持っている。」だけでは、たとえば、フランスの１７９１年:寛政３年の憲法も示しているように、「全王国の権力を」必ずしも行使しうるとは限らない。「全王国の権力を」「代表している」という方法で、１つの全体としての「代表者」たる「議会」が「全王国の権力」を行使していることを示している。そして、それは「全王国の権力を」「持っている。」（権力保持者つまり「主権者」である）ということを示すと共に、だから、「全王国の権力を」（「主権」を）行使しうるという理由も示しているものと解される。しかも、このような、スミスのドクトリンはその当時のイギリスの現実を捉えていたものであるから、スミスのドクトリンとそれによって捉えられた現実は、後の「デモクラシー」化にも対応しうるものへの発

展性のあるものでもあった。ここで野口が指摘しておきたいことは、「議会主権」について、とくに、近代「代表デモクラシー」下の「議会主権」については、「代表デモクラシー」の政治運営の基本原則たる代表制議会主義、三権分立主義、および、法治主義の影響も考慮されなければならないが、なかでも代表制議会主義の中核をなす「国民代表」は、「議会主権」の当初から考慮なされるべき存在であり、「国民代表」と「議会主権」とは切っても切れない関係にあったことである。あるいは「国民代表」によって「議会主権」は実質的に「主権」を行使しえた、つまり、実現可能となったとさえみられうることである。

なによりも、この「国民代表」と「議会主権」との両起源論とも解されうる *De Republica Anglorum* の著者が、エリザベス女王に仕えたトーマス・スミス卿であることは、イギリスにおいて、国王至上法 The Act of Supremacy : The Supreme Act を制定し、イギリス国教会 The Anglican Church を創造し、世俗（政治）界の長であるにとどまらず、（イギリスにおいて特徴的であるともみられる）宗教界の長も兼ね、絶対王政を確立したとみられるヘンリィ８世 Hennry Ⅷの後継者の中でも、群れを抜く絶大な権力を振るい絶対王政の頂点に達したとさえみられるエリザベス女王の時代に、このような「議会主権」の起源が、既に認識されていたということを意味する。「議会主権」ということは、イギリスにおいては、１つの全体としての代表者たる「議会」が「全王国の権力を代表しているし、また持っている。」ので、国王（女王）といえどもその権力は、必ずしも絶対的でなく、勅令といえども議会（両院）の承認を必要とすることもあった。それは、たとえば、１５７６年：天正４年に、ボダンによって、「イギリス法のマキシム la maxime des loix d’ Angrleterre 」として、国家の基礎に影響を与える勅令は、それらがイギリス議会によって承認されない限り効力を発しないということはいつでも観察される。〔Jean Bodin, *Les Six Livres de Repubulique,* Ⅰ：２１０（. ; *The Six Books of the Commonweale,* Written by Jean Bodin, Out of the French and Latine Copies, done into English by Richard Knolles, 1 : C. Ⅷ（pp. １０１－１０２.）. ; Jean Bodin, *On Sovereginty* ― Four chapters from *The Six Books of the Commonwealth* ― ed. and trans. Jurian H.Francrin, Ⅰ : C. ８、３８１, (p. ２８）.〕とみられている。そして、そのくだりへは「イギリスの慣習 Coustume d’ Angleterre」というタイトルが付けられている。(Jean Bodin, *Les Six Livres de Repubulique,* Ⅰ：２１０.）

なお、イギリスでは、とくに、「議会主権」というときの「議会」は、貴族院 The House of Lodrds : Upper Chamber と庶民院 The House of Commons : The Lower Chamber との２部構成ではなくて、「議会における国王（女王）King（Queen）in P arliament」という言葉もあるように「議会」には「国王（女王)」も含まれ、したがって、３部構成である。ただし、デモクラシーにおける「議会主権」という場合は、１６８８：年元禄１年～１６８９年：元禄２年の光栄（名誉）革命 Glorious Revolution 以後ということになる。(なお、「光栄」たる所以は無血革命であるからということはよく知られている〔たとえば、イギリスで１２歳～１４歳用の Schools Pack ,*The Glorious Revolution* １６８８－８９ *:* 元禄 *1* 年―元禄 *2* 年 に収められている *The Glorious Revolution* １６８８－８９ *:* 元禄 *1* 年―元禄 *2* 年 においては、次のようにいわれている。「“glorious” という語は大きな戦いや有名な勝利を記述するために時々用いられるが、しかし、１６８８年：元禄１年はそれとは全く違う。実に、それは平和的に起こり、少なくともイングランドにおいては一滴の流血 Bloodshed もほとんどなかったということは、それについての最も光栄なこと glorious thing である。（*The Glorious Revolution* １６８８－８９*:* 元禄 *1* 年―元禄 *2* 年、Produced by the Education Unit,Public Information Office,House of Commons Library (Portsmouth : Grosvenor Press, １９８８：昭和 63 年) , p. ２.〕ことであるが、G.M トレヴェリアンの見解は、それにとどまらない。すなわち、次のよ

うにいわれている。「この革命の真の“glory 光栄”は、成功に必要であった暴力が最小限におさえられたことにではなく、光栄革命体制が以後のイングランド人諸世代のために発見した暴力回避の方法にある。・・・イングランド人の流血を伴わなかったということはイングランドの真の光栄である。〔George Macaulay Trevelyan, *The Englishu Revolution* １６８８―１６８９：元禄*1*年～元禄*2*年（Oxford : Oxford University Press,［１９３８：昭和13年］, １９７９：昭和54年）, p. ４. ; G.M.トレヴェリアン、松村赳訳、『イングランド革命』、みすず書房、１９７８年：昭和53年、３頁～４頁。〕具体的には、議会が権利の章典 Bill of Rights を決議し、国王ウイリアム夫妻がそれを裁可した後のことである。いうまでもなく、両院を通過した法案は国王の裁可をえてはじめて法律となるが、国王が裁可しなかった最後の例はアン Anne 女王の１７０７年：宝永４年の the Scotish Militia Bill への不裁可〔 F. W. Maitland, *The Constitutional History of England,* reprint ed.（Cambridge : Cambridge University Press,［１９０８：明治41年］、１９０９：明治42年）, p. ４２３.: F. W. メートランド、高田勇道訳、『英国拳法史』、明玄書房、昭和２９年：1954年、５２１頁。〕であることは、比較的よく知られている。このことからも理解しうるが、「デモクラシー化」と「デモクラシー」の発展に伴い、国王の権力は、凋落し形式化への途を辿ったが、完全に消滅したわけではない。たとえば、「女王は、・・・国の政府について、相談され、励まし、そして警告するという３つの権利をなおまだ保持している」〔NormanWilding and Philip Laundy, *An Encyclopaedia of Parliament,* S.V.“Sovereign”（p. ７０１）.〕とみられている。（たとえば、次のような、議会主権についての説明において果たした国王の役割は、正にこの権利によるものと解せられる。すなわち、「英蘭銀行が取付けに遭い、昭和６年：1931年７月、その責を負うて、マクドーナルド労働党内閣は総辞職を断行した。そのとき、国王は、マクドーナルドと、保守党の党首のボールドウィンを召されて、いまはイギリス国家にとって重大な時であるので、二人が協力して難局に当ることを要請され、それによって、二人は連立内閣をつくって、難局を切り抜けたが、これは主権が国王を含む議会にあることを立証するものであろう。」（吉村正、『現行憲法の矛盾』、３５頁～３６頁。）

たしかに、２００６年：平成１８年９月までは、（内閣が行政を、議会が立法を、そして,）貴族院内の最高裁判所が司法を担当していた。（内閣は全閣僚が必ず両院の何れかの議員でなければならないし、）１４世紀以来６００年以上に渡り最高裁判所は、上院たる貴族院内に設置され、裁判官は全員が貴族院議員（常任上訴貴族 Lords of Appeal in Ordinary : 法官貴族 Law Lords）であり、長官（大法官 Lord Chancellor）は貴族院の議長と内閣の閣僚を兼ねていた。したがって、三権の構成員は全て、両院議院のいずれかの議員であった。しかも裁判官は貴族院議員であり、首相を含む閣僚は全てが議員であり。裁判官と閣僚は議員との兼職であった。２００３年：平成15年トニー・ブレア Tony Blair 首相によって発せられ、進められた改革の結果、２００６年：平成18年１０月からは、２００５年：平成17年の憲法改革法 Constitutional Reform Acct ２００５: 平成17年により、貴族院内にあった最高裁判所は改組され貴族院から外に出て独立した最高裁判所になった。これによって、最高裁判所は場所的には分立された。しかし、その最高裁判所の裁判官（１２名）は、全員が貴族院議員であることは変わっていない。つまり、立法はもちろん、行政、および司法の三権の全構成員は議員であり、行政、および司法の担当者は議員の兼職であることは全く変わっていない。それゆえ、議会という視点からみれば、三権を保持しているし、ボダンのいう主権を、その行使に当たっては、人の意思に従ってではなく予め制定された法に従ってとなったり、分立的にすることにより分担されたり、庶民院議員には任期があるし裁判官の場合でも世襲ではないことなどにもより、「主権」の集中性や絶対性などは別にして、ほぼ保持しているものとも解せられうる。これが、今日なお「議会主権」といわれる所以であろう。

なお、ここで注意が必要である。たしかに、モンテスキュウーは『法の精神』Montesquieu,Charles de Secondat,baron de, *De l' Esprit des Loix,*（Geneve : Barrillot & Fils, １７４８：寛延１年）. において、ロックの『政治二論』Jhon Lock , *Two Treatises of Government*（London : Awnsham Churchill, １６９０：元禄３年）. における国家権力には立法権、執行権および外交権（ロック自身の言葉によれば、“federative 連合権”）ががあり、それらは本来別個のものであるが、執行権と外交権は別個の人々の手におくことができないという〔Johon Locke,*Two Treatises of Government* with A Supplement *Patriarcha* by R obert Filmer, Edited with An Introductiob by Thomas I. Cook, Reprint Ed.（ London :［Awnsham Churchill, １６９０：元禄３年］, Hafner Press, １９７４：昭和 49 年 ）, The Second Treatise of Civil Government, C.XI, XII, esp. p. １４７.〕、いわば三権二者担当論と、当時のイギリスについての自らの認識によって、立法権 la puissance législative、裁判権（司法権）la puissance de juger、および行政権（執行権）la puissance executtrice〔Montesquieu,Charles de Secondat,baron de, *De l' Esprit des Lois,* Édition de R.Derathé , ２vols.（ [Geneve : Barrillot & Fils, １７４８：寛延１年], Paris : Garnier Frères, １９７３：昭和 48 年）, Ⅱ：１６９.；モンテスキュー、野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳、『法の精神』全３巻、上、岩波文庫、岩波書店、１９８９年：平成１年、２９１頁。〕の三権分立論を完成したとみられる。（これについては、たとえば、以下の書もみること。吉村正、『現代政治の解明（増補版)』、前野書店、昭和２９年：1954 年、第三章の一；吉村正、『現代政治の機能と構造（新版)』、前野書店、昭和５７年：1982 年、第三章の一。なお、この三権分立は、「それらの相互間に牽制と均衡の原則を保たしめ、以つて政治的権力が絶対化することを防遏し、個人の政治権力からの自由を確保せんとする制度である。」（吉村正、『現代政治の解明（増補版)』６４頁。）と、また、『法の精神』について、「執行部、立法部、および司法部の間に権力の分立があるところで政治的自由が専ら発達するようであるという理論のゆえに最もよく知られている。」〔A.H.Birch, Representation,（ London : Macmillan Press, １９７２：昭和 47 年 ）, p. ４４.〕とも指摘されているが、とくに、三権分立が個人の自由を確保しようとする制度であるという認識は重要であろう。もちろん、この三権分立論は、「イギリスの国家構造」について書かれた章にあるが、この有名な三権分立論に続く文中で、イギリスの立法府の一翼を担う庶民院議員の選挙について触れている重要な件がある。そこでは、代表者の選挙が “dans chaque lieu principal” において行われることが適切であると書かれている〔 Montesquieu, *De l' Esprit des Loixs*（ Paris : Gharnier Frères, [１７４８：寛延１年], １９７３：昭和４８年 ）, Ⅱ：１７１.〕この “principal” の解釈が問題なのであるが、『法の精神』については、明治時代以来今日まで、英訳からの重訳を含め１０種類以上の翻訳書が出されているが、最初の翻訳書（「モンテスキュー邦訳」、樋口欽一編、『モンテスキュー研究』、白水社、１９８４年：昭和 59 年、巻末２０頁。によれば、 浅見忠雄訳『法律精義』１８７５：明治８年。があるというが、探してはみたものの、現在まで所在が不明である。もし所在などについて御存知の方がおられれば、御教示を切に仰ぎたい。）はみることができなかったので、それを別にすれば、“ principal” について適切に訳している翻訳書は残念ながら見出せなかった。この語彙について、英訳からの重訳である阿礼之訳『万法精理』（明治９年：1876 年。）と根岸国孝（抄）訳『法の精神』、（河出書房、昭和２５年：1950 年）、（河出書房新社、昭和３７年：1962 年）、（河出書房新社、昭和４０年：1965 年）、（河出書房新社、昭和４１年：1966 年）、（河出書房新社、昭和４９年：1974 年。）における訳文ではその件を訳さず、この２種以外の翻訳書（もっとも、最初の英訳書でさえそうであるが、）においては、その件を一様に「主要（な)」と訳している。これでは、なぜ「主要（な)」場所でしか選挙が行われないのかという論理的疑問を生ずるし、（もちろん、「代表者」の選出については、必ずしも選挙によるとは限られていなかったにしても、）当時のイギリ

スの現実にも合わない。いくらモンテスキューが当時のイギリスの国家構造についてについて正しく認識していなかったとみられる点があるからとはいえ、“ principal”を用いたことまで間違っていたとはいえない。“ principal”という語彙は、英語も同じ綴りであるし、イギリスの当時の事例についての記述でも用いられているし、もともと当時のイギリスにおいても用いられていた。たとえば、その語彙は、ロンドン塔内で虜囚であったレヴェラーズ Levellers の指導者の１人ジョン・リルバーン Johon Lilburne が、かれを捕らえていた長老派議会 The Presbyterian Parliament に向かって、「われわれはお前達の Principals であり、そしてお前達はわれわれの Agents である」と主張した〔 Alfred De Grazia, *Public and Republic : Political Representation in America* (New York : Alfred A. Knopf, １９５１：昭和 26 年) , p. ２２. 〕ことが知られているが、その主張の中でも使われている。その語彙は、また、たとえば、代表が導入された１２５４年:建長６年から１２６５年文永２年のモンフォールの議会までを論じている件や、１６８８年：元禄１年～１６８９年：元禄２年の光栄（名誉）革命を論じている件でも用いられている。〔 Karl Loewenstein, *British Cabinet Government* （ Chicago : The University of Chicagou Press, １９５７：昭和３２年) , p. ２４. ; K. レーヴェンシュタイン、阿部照哉訳、『イギリスの政治－議会制民主主義の歴史－』、有信堂、昭和４２年:1967 年、３２頁。（なお、“ principal”は、ここでは「委託者」と訳されている。）; *English Historical Documents* １６６０－１７１４: 万治３年－正徳４年 , Ed. Andrew Browning (London : Eyre & Spottiswoode, １９６６：昭和 41 年) , p. １２３. 〕

もちろん、“ principal”には、「主要（な）」という意味もあるが、「主人（の）」という意味もあるし（「被代理人（の）」という意味での）「本人（の）」という意味もある。そうであるとはいえ、「主要（な）」という訳は、明らかに誤訳であろう。この意味からは、「委託者」という訳語はあながち間違いであるとはいえない。ただし、それは法律的な〔代理人〕とその「被代理人」たる「本人」との関係であれば、ともかく、ここでは、政治的な「代表者」と「被代表者」との関係である。この代表関係の意味にとれば、（「代表者」によって）「代表されている」あるいは「被代表者（の）」でも間違いではない。ただ、当時の「代表者」と「代表者」を送り出している「被代表者」との関係についてみると、〔いうまでもなく、現代のプリンシパル－エイジェント理論 Principal － agent（agency）theory における“ principal”の意味とも異なって、〕エドマンド・バーク Edmund Burke による「ブリストルの選挙人へ To the Electors of Bristol」の演説がなされた１７７４年：安永３年を基準にすれば、それ以前は、代表者が代表する内容は、代表者の自由裁量の余地もなく限定的であって、代表者はその発送主だけを代表していた〔詳しくは、次の論文をみること。野口忠彦、「イギリスにおける国民代表観念の成立」、『政治科学研究』1、政治科学研究所、昭和５４年 :1979 年、「五　バークによる国民代表観念」（１１０頁～１１４頁）。; 野口忠彦、「イギリスにおける国民代表制の成立過程」、『政治科学研究』Ⅱ、政治科学研究所、昭和５５年：1980 年、「二　限定的代表から自由代表へ」（９８頁～１０２頁）。〕。したがって、「被代表者」と「代表者」との関係は、対等ではなく、どちらかといえば主従関係であった。このようなことを考慮すれば、“ principal”は、「代表」という点からは、「被代表者（の）」、および（「代表者」を）「送り出している主（の）」という点からは「発送主（の）」という意味になり、このどちらでもよいが「被代表者たる発送主（の）」、あるいは、このような意味を表す語彙であればよりよいであろう〔詳しくは、次の論考をみること。野口忠彦、「モンテスキューの『法の精神』における“ principal”の意味について――「代表」研究の立場から――」、『行動科学研究』第３０号、東海大学社会科学研究所、１９９０年 : 平成２年。〕。

イギリスの政治構造も機能も現代化した点を別にすれば、基本的には、それほどの違いはない。たしかに、「議会主権」という伝統的な、どちらかといえば構造的ないし組織的な点からみれば、「議

会」という組織が全権力あるいは「主権」を保持していた。その点で、なるほど、モンテスキュウーは、たとえば、ラスキ H. Laski によって、「イギリスの国家構造についての誤った解釈 a mistaken interpretation of English constitution」〔 Harold Laski, *Authority in the Modernstate,* reprint ed.（[New Heaven : Yale University Press, １９１９：大正８年], Hamden,Connecticut : Archon Books, １９６８：昭和４３年 ）, p.７０.〕ともいわれるように、イギリス政治の実体を必ずしも正しく認識していなかったともみられる。そうであることはたしかであるに違いはないが、機能的にみれば、一面的ではあるが、立法権は議会にあり議員によって、司法権は裁判所にあり裁判官によって、行政権は内閣にあり閣僚によって、それぞれ行使されていたともみられうる。この点からは、極めて大まかにいえば、イギリスは（大変ルースであるとしても）三権分立制であったとみられうる。

25　吉村正、『現行憲法の矛盾』、永田書房、昭和 50 年：1975 年、５６頁～５８頁。

26　例えば、以下の書がある。小川光夫、『制定秘話から学ぶ日本国憲法』、清水書院、２０００年：平成 12 年、３５頁。この書には「このゲティスバーグ演説の of the people ＝国民主権の原理、by the people ＝国民代表の原理、for the people 国民受益の原理」は民主主義の三大原理といわれ、日本国憲法はこの原理に基づいて作られた。」（３５頁）と書かれている。「・・・といわれる」というからには、そういっている元があるのであろう。その引用元も明記されるべきである。「このゲティスバーグ演説の of the people」が「＝国民主権の原理、」といわれることについては上述の通りで、そういえないし、「by the people 」を「＝国民代表の原理」とすることについても、たとえば、「直接デモクラシー」における政治を「人民による政治」であるとしても、（そうすることさえも、実は無理があることは、既述のとおりであるが、）間接的な「代表デモクラシー」における政治は「人民」による選挙によって選ばれた「代表者」による政治であって、この両者をまとめて（区別することもなく）「人民による政治」とはいえないということを考えただけでも、「by the people 」を「＝国民代表の原理」とすることとはできないし、そうすることへ決定的な根拠も全く見出せない。それどころか、このフレイズが語られたアメリカについてさえ、どのような「国民代表の原理」であるというのであろうか。さらには、これらを「民主主義の三大原理」とどうしていえるのであろうか。少なくとも「of the people ＝国民主権」の「of the people ＝国民主権」は成り立たないことについては既に明らかであって、「国民主権」だけについても、理論的にも、実際的にもそうでないことは既述のとおりで、これらについて、引用元はどういっているのか、引用元が示されるべき理由もある。

27　ラッセルは、「僭主」について、次のように語り、その地位を、「自らを人民のための闘士（擁護者）とする」（「人民のための政治」といっていないが、「人民のため」が重要なので引用した。ここでは、「人民のための闘士」も「人民の擁護者」もほぼ同じ意味であると理解されうる。）ことによって、獲得したという。つまり、自らを「人民のための闘士」とすることは僭主になるための手段であった。

僭主は、ギリシア人がその語彙を理解したように必ずしも悪い支配者ではなかった。というのは、かれは武力あるいは民衆の支持によって、そして、世襲によってではなく、ただ君主の権力を獲得しただけの男に過ぎなかったからである。かれは、一般的には貴族政治家達や財産政治家達に対して、自らを人民のための闘士（擁護者）にした。そして、かれが十分な支持を獲得した時、かれはかれの敵達がかれを暗殺しようと企んでいるということを、および、もしかれの生命が保持されるべきであるならば、かれはボディガードを必要とするということを、表明した。かれがボディガードをひとたび獲得するやいなや、かれはそれを構成している人々に目をかけさえ

すればよかった。そして人民は忘れ去られた。」〔 Bertrand Russell, *Fact and Fiction*（London : George Allen & Unwin, [１９６１：昭和 36 年], １９７９：昭和 54 年 ）, p. ７５.〕

矢部貞治は、「デモクラシー（衆民政）」の本質を論じ、「何らかの理念的内容であるか、それとも方法ないし形態であるか」と問い、その後者であるとしているが、もし「デモクラシー（衆民政）」の本質が、「人道」という内容にあるなら、人道を保持する限り、どんな方法も形態もこれを「デモクラシー（衆民政）」であると云わねばならぬ。として、それについて具体的に言及している中に、次のような言もある。

・・・。若し「国民のため」に政治をした者、又はすると称した者を、衆民政者だというなら、古今の名君や独裁者も多くは衆民政者であろう。（ 矢部貞治、『民主主義の本質と価値』、弘文堂、昭和２４年：1949 年、１５頁。なお、ここで矢部は、「デモクラシー」の訳語として「民主主義」を用いているが、それは矢部の本意ではなく、既述（本稿－２－、２２頁。）のように、本当は師小野塚喜平次の用いた「衆民政」という訳語を用いたいと思っていたことはいうまでもない。そこで、ここでも、野口の「民主主義」が適訳ではないという見解からも、「民主主義」のままであるよりは「衆民政」とした方が分かり易いこともあり、タイトルを除く引用文全体において、「民主主義」と表記されているところを、矢部の吐露したとおり「衆民政」と、野口が勝手に入れ替えた。野口の勝手な変更に、お許しを乞う。 ）

吉村正は、次のように指摘し、「人民のための政治」ということでは、「デモクラシー」の特性を示すことにはならない、と断じている。

・・・。例えばムッソリニによると、ファシズムはイタリア全国民のために政治を行うものであるから、これこそ真のデモクラシーで、英・米のデモクラシーは似非デモクラシーであるといい、またヒットラーもナチズムは独逸民族共同体を最高の価値とし、それを目的とし、そのために政治を行うものだといっているので、もし人民のために政治を行うものがデモクラシーなら、ムッソリニやヒットラーの政治もデモクラシーだということになるが、いかに強弁してみても、かれらの政治をデモクラシーだというわけにはゆくまい。従って、「人民のための政治」ということでは、デモクラシーの特性を示すことにはならない。（ 吉村正、『デモクラシーの現代化』、東海大学出版会、１９７２年:昭和４７年、４６頁。吉村は、「デモクラシー」について、この書のタイトルからも、「デモクラシー」と表記する心算であったと思われるが、この引用文においては、何かの事情でか「民主主義」という訳語で表記されている。そこで、野口が勝手に、引用文に限り「民主主義」という表記を「デモクラシー」に換えた。野口の勝手な変更に、お許しを乞う。 ）

28　Karl Loewenstein, Political *Power and the Governmental Process* , p. 4.；カール・レーヴェンシュタイン、阿部照哉・山川雄己共訳、『現代憲法論―政治権力と政治過程―』、１５頁。

29　簡野道明、『字源』、北辰館、大正１２年：1923 年、59 頁。

30　諸橋轍次、『大漢和辞典』、大修館、［昭和３０年：1955 年］、昭和５９年：1984 年、３３１頁。

31　『日本国語大辞典』第二版、第６巻、［１９７１］、２００１年：平成１３年、１３３２頁。

32　新村出編、『広辞苑』第四版、岩波書店、［１９５５年：昭和30年］、１９９１年：平成３年、１２２７頁。

33　同好史談会編集、『漫談　明治初年』、批評社、２００１年：平成１３年、１０７頁。

34　企画報道室　石井庸雄、「「再考政治の言葉」 究極の失敗訳語は「民主主義」」、『朝日新聞』朝刊、１９９３年：平成５年７月３０日。

（原稿受付　平成21年9月24日）

政治・経済・法律研究　Vol. 13　No. 1,　pp. 57 － 95　　December　2010

都市の盛衰と政策※

Political Influence on the Growth and Decline of Cities

川　又　新一郎

要約

都市は種種の理由により成長、衰退するが、理由としては、現代では経済的要因が重要である。しかし、都市の経済政策に関する政治家／住民の偏向も中長期的な均衡に影響するだろう。本稿では日本の都市のうち、比較可能な統計を得やすい政令指定都市に関し、民生費の大小に表われる政治家の偏向が都市人口に与えた効果を推測する。得られた結果は必ずしも予想通りではないが、今後、真の地方分権が進展し、地域の受益と負担が対応し、更に、住民の移動可能性が高まれば、（短期的な政治目的から採用する）政治家、政策の差がより大きな中長期的効果を齎すだろう。

Key Words：都市の成長、衰退、首長の効果、受益と負担の対応

1　はじめに：都市の成長、衰退

人口の都市集中は産業革命後本格化したが、今やあらゆる国の徴候である（Acemoglu et al, 2002）。都市の成長、衰退は付加価値等でも測ることができるだろうが、本稿では最も重要な生産要素である人口を尺度とする。

都市は種種の理由により成長、衰退する。これらを自然環境（例、気候、Cheshire and Magrini, 2006）、政治の中心、宗教上の聖地等の経済外的要因、移動不可能な生産要素の存在（例、鉱山）、規模の経済（例、大規模生産の利益がある企業を中心とする企業城下町）、集積の利益等の経済的要因に分ければ、現代では経済的要因の効果が最も大きい（例、OECD, 2006）。集積の利益 economy of agglomeration とは次のような正の外部効果である。

① 多様な業種の企業があれば地域全体として経済活動の変動が小さくなり、個別企業、労働者にとっての危険が小さくなる。

② 財の市場が大きく、企業にとって港湾、倉庫、交通等、生産に使用する中間投入物／中間財 intermediate inputs/goods、補完財を得ることが容易になる。地域の市場が大きいことによる利益を地域市場効果 home market effect と言う。

③　労働市場が大きく、特定の仕事、特定の能力に関する労働者、企業の探索 search の効率性が高く、労働需給の一致 matching が容易になる。同種の企業が複数あるため、就業危険 risk が小さい（処遇等に不満な場合、他の企業に転職し易い）。

④　教育を受け易く、経験を積み、適応力を高めることができる（人的資本の外部効果。Eaton and Eckstein（1997）はこの考えに基づき都市成長をモデル化している）。

⑤　取引費用、交通、通信費用を節約できる。

⑥　消費市場が多様で大きいため、労働者、企業の専門化が進み、分業の利益を大きくする。特殊能力を持つ者 super star が大きな準地代を得る。

⑦　対面接触（直接相手に会う）により新技術、新商品への刺激がある。人的交流を通じ、能力 skills の模倣、蓄積が容易になる。換言すれば、知識の外部経済効果 spill over がある。

⑧　公共財の供給水準が高く、生活の便宜、教育文化等に恵まれる。

集積の利益は次の 2 種類を区別することがある。

①　企業立地の利益 localization economy：産業内部に生じる。その産業の雇用量または産出高により測る。Marshall（1890）が指摘した。

②　都市化の経済 urbanization economy：都市の経済活動水準上昇の結果、産業の外部に生じる。都市の人口等により測る。Jacobs（1969）による。

逆に、集積の不経済 diseconomies もある。高い物価水準／居住費用の増加、交通、公共施設の混雑、社会的摩擦、犯罪、（正負両面があるが）環境等である。

都市の人口規模は集積の経済による集積力／求心力と集積の不経済による分散力／遠心力とが均衡する点で決まる。Krugman（1991）は次のような特徴を持つ新経済地理理論 new economic geography を提案した。

①　企業の生産は固定費用 fixed overhead 等のため、規模に関して収穫逓増である。

②　市場は不完全競争である。

③　地域間の財の輸送は輸送／取引費用を要する。

④　立地選択は内生的に決定される。

⑤　財への需要／支出は内生的に決定される。

この時、一定の条件の下で、都市への人口集中が均衡となる。ただし、集積の経済、不経済は外部効果なので、市場均衡は必ずしも社会的に最適 Pareto efficient とならない。

長期的には個人は地域間の効用の差に応じて移動する。実質賃金（正確には効用で測った賃金 utility adjusted wage）が高い都市には個人が流入し、労働供給が増加し、賃金が低下し、実質賃金は均等化に向かう [(1)]。従って、長期的には地域間の貨幣賃金の差は生活費用に比例したものとなる。ただし、Greenwood（1997）が実証研究を纏めているように、均衡への収束に

は長期間を要するので、変化する経済はつねに不均衡状態にある可能性がある。また、Fratesi and Riggi（2007）は移動が労働者の能力 skills に依存する場合、賃金の地域間格差は拡大する可能性があるとする。更に、Cebula（2005）、Lundholm and Malmberg（2006）等は経済外的要因を重視する。しかし、移動する者の主観的理由が経済外的要因にあるとしても経済的要因により誘因が歪められている可能性は大きい。いずれにせよ、実質賃金の差は移動への強い誘因となる。

生活費用は地域財／非交易財 local/non-traded goods（土地、人的サービス等がある）の価格と地域間で取引される交易財／取引財 traded goods の価格とに依存する。人口移動に関して外部効果が無い場合、個人の居住地、企業の立地選択に対して公共部門が介入すれば立地効率性は低下する。交通、運搬、通信手段の多様化、費用の低下は個人、企業の移動可能性を高め、立地選択肢を多様にした。なお、より詳細には 1 つの都市内の人口移動に関しても留意する必要がある（例、Buzar et al, 2007）。

日本では交通、通信等、移動手段の技術進歩は大きいが、地域間の人口移動が趨勢的に高くなっているとは言えない。すなわち、地域間人口移動対人口比率は経済変動が大きい時に大きくなる傾向がある（『厚生労働白書 2006 年版』32 図 1-2-16）。労働移動は地域の失業率に影響しない（『2007 年版経済財政白書』）との分析もあるが、これは経済成長率が低い時期の労働移動が（短期的に）小さいためではないかと思われる。労働の移動可能性を高めること、つまり、市場の 1 つである労働市場を整備することは個人の選択肢を拡げ、個人の効用可能領域 frontier を拡大するので、実際に移動するか否かは別として、社会厚生を大きくする。欧米主要国では 1980 年代まで都市から近郊への移動があったが、1990 年代から再び都市集中に転じたとされる（例、Buzar et al, 2007）。

全体として人口は都市に集中しているが、時代の変化とともに都市間の人口分布も変化する。ただし、人口増加の中には合併による都市区域拡大に伴うものもある。人口増加が頭打ちになっている東京都特別区、大阪市の例を見れば、（先進工業国では）都市人口の規模に一定の上限があるかもしれない。今後の総人口の停滞、低下により人口減少となる都市も増加するだろう。平行成長仮説 parallel growth hypothesis（Eaton and Eckstein, 1997）では、人口が多いほど人的資本の効率性が高い場合等、異なる都市の相対的人口比率は一定となるとするが、実際には個別の都市の人口は大きく変動している。図 1 で一部の都市について人口推移を見ると、札幌市は北海道の中心都市として、さいたま、千葉各市は東京圏の経済拡大に伴い、それぞれ大きく発展した。他方、1920 年にはこれらの都市中最大であった呉、長岡、また、小樽、大牟

（1）より現実的には、地域間で職種に差があれば、職種の賃金格差に伴う実質賃金格差が残る。

田各市は経済環境の変化により人口減少が著しい。前橋市はその相対的地位を殆んど変えていない（図１の統計数値は都市の 2000 年の行政区域を遡及して同一の地理的範囲の過去の人口を推計しているが、本稿の以下の数値では歴史的な行政区域の変化を考慮に入れていない）。

図１：都市の人口推移：対全国人口比率：％

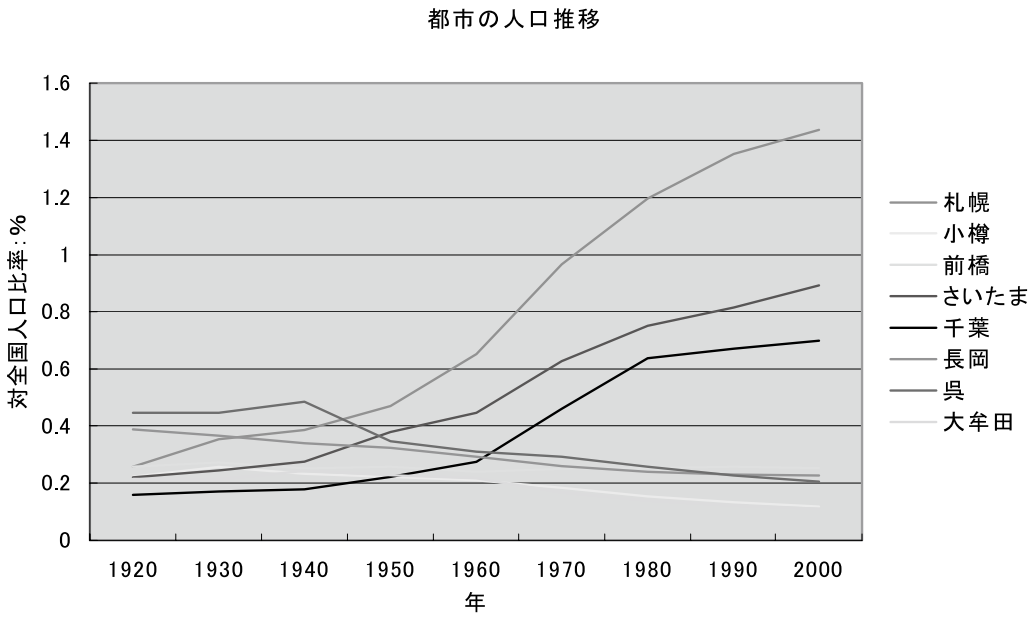

資料：（財）統計情報研究開発センター他編（2005）

図２：都市の人口と順位：2000 年

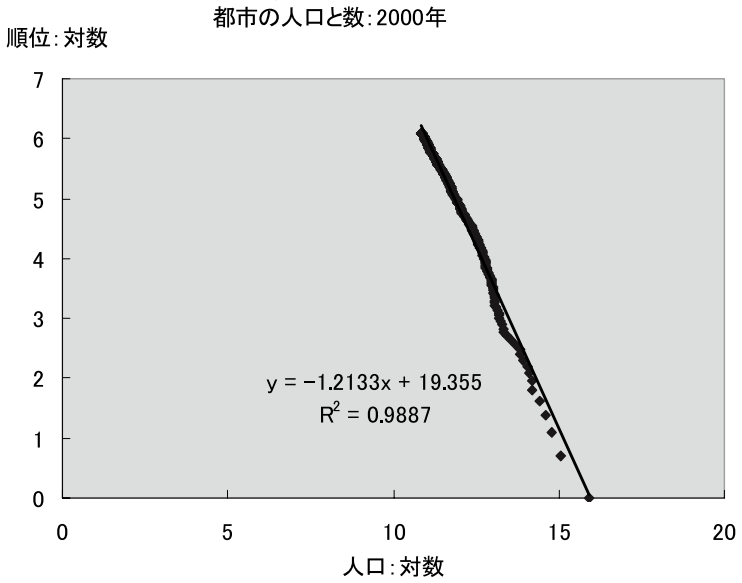

資料：『国勢調査報告』

日本の2000年の人口5万人以上の都市445について人口と順位の両対数グラフを作ると図2のように相関が高い。ただし、傾き（の絶対値）は1より大きい。最大値は東京都特別区（8,099千人）である。また、小都市の部分の傾きは小さい。

都市人口の成長率の確率分布（平均、分散）が都市規模に依存しないならば、人口規模別の都市数の分布の極限分布 limit distribution は冪乗法則／パレート法則 power law/Pareto law の特殊例（傾きの絶対値は1）であるジプ法則 Zipf's law に収束する（Zipf, 1949。人口規模別の都市数の分布の法則性は F Auerbach が1913年に指摘した）。ただし、収束（定常均衡）のためには都市規模に最低限度を仮定する必要がある（Gabaix, 1999）。Eeckhout（2004）は小都市も考慮に入れる場合、ジプ法則ではなく、対数正規分布／ジブラ法則 log normal distribution/Gibrat's law に従うことを示した。日本の都市の分布に関して、図2の範囲の都市であれば、ほぼジプ法則が成り立っていることが分る。

2　政令指定都市の成長、衰退

現代の都市の成長、衰退は主として経済的要因とくに産業活動の結果として説明できる（例、Duranton, 2007）。しかし、副次的に、政治的影響もあるだろう。県庁所在都市が成長し、東京への人口集中に対して首都移転論があるのはその状況証拠でもある。

日本の都市は人口規模により、市とそれが属する県との間の事務配分、税源配分が異なる（川又、2007）。都市の成長、衰退と政策との関係、政治的要因の効果を調べるためには、権限配分が同じである市同士を比較する必要がある。以下、資料を得やすい政令指定都市／大都市を対象とする。ただし、現在の政令指定都市は指定年に差があるので、ある程度の長さの時系列統計を得ることができる市のみを対象とする。

図3はこのようにして選んだ政令指定都市の（政令指定都市となる前の時期を含む）人口の推移だが、成長が著しい横浜、札幌、長期的に停滞している大阪、北九州、最近頭打ちの名古屋、京都、神戸、着実に成長している他の都市の4群に分れる。

図4は1975年から2005年までの変化を比べるが、札幌、仙台、千葉、横浜、福岡が成長し、京都、大阪、北九州が停滞している。

人口変化は次のような変化と連動している。

① 成長都市の高齢者人口比率は停滞都市よりも低い（図5）。

② 成長都市の所得は停滞都市よりも増加率が高い（図6）。増加率の図は省略したが、札幌8.6倍、福岡8.0倍、横浜6.8倍に対し、大阪3.1倍、北九州4.3倍、名古屋、京都4.4倍となっている。

③ 都市の歳出（図7）、地方税収入（図8）は人口増加と比例して増加している[(2)]。

図３：政令指定都市人口推移

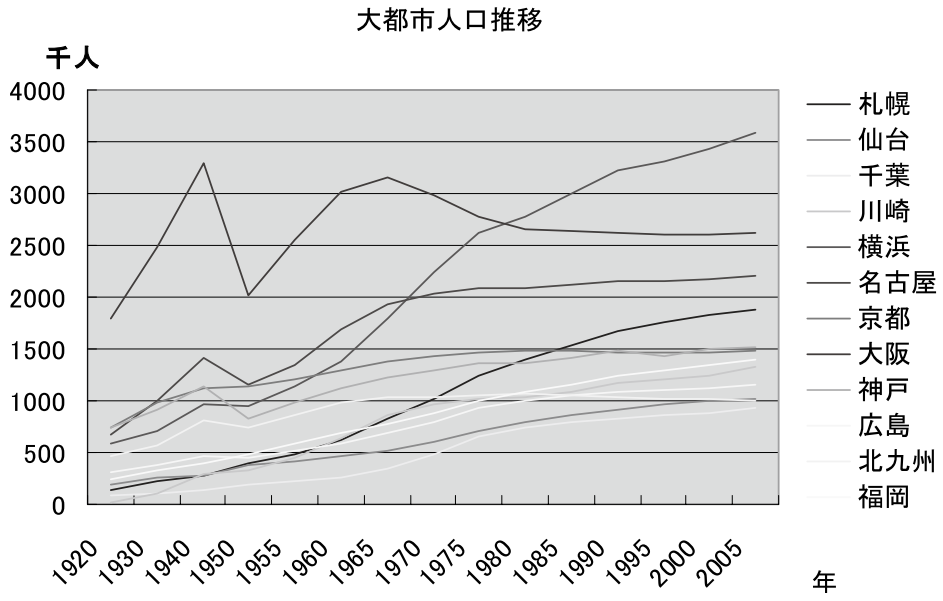

図４：政令指定都市の人口変化

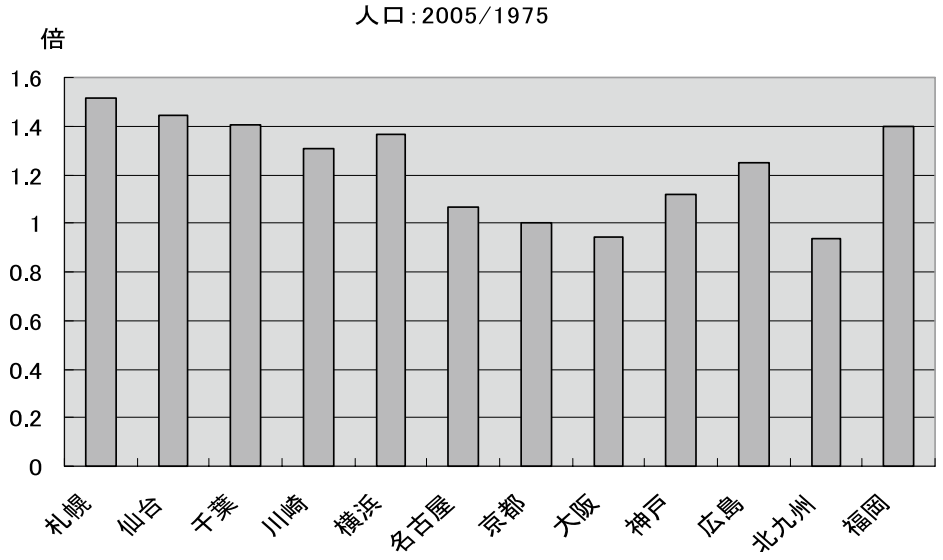

資料：図３、図４とも『国勢調査報告』

図 5：高齢者人口比率：%、1975、2005 年度

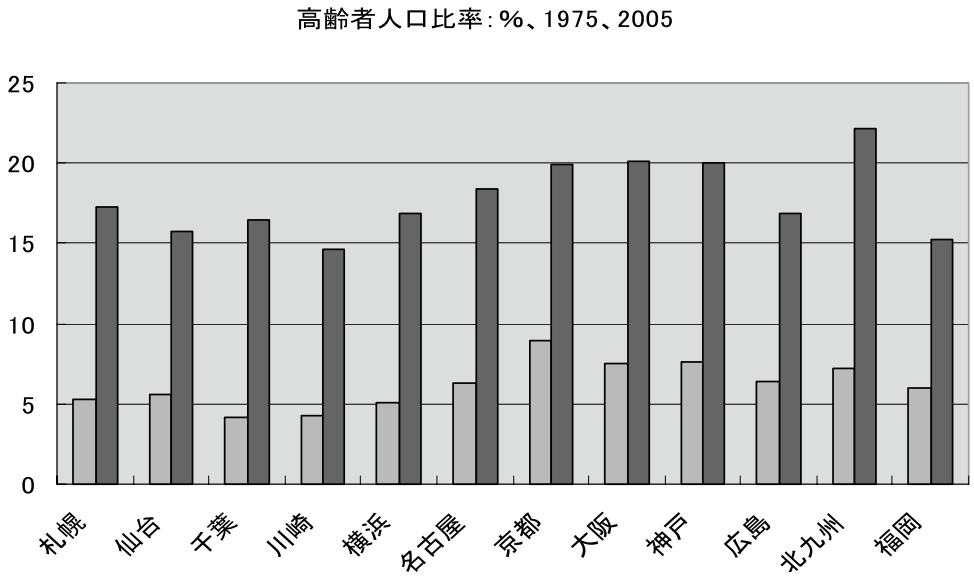

資料：『国勢調査報告』

図 6：分配市民所得

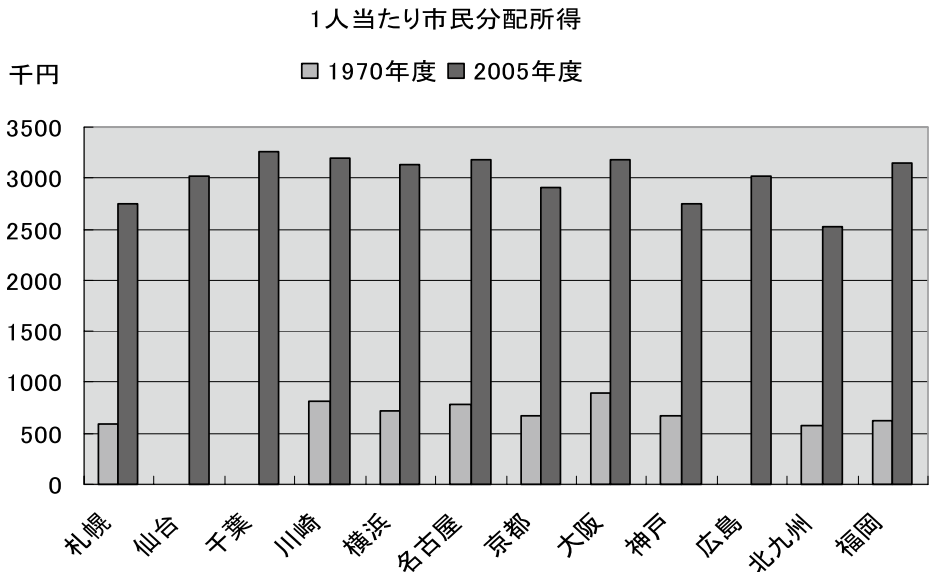

資料：『大都市比較統計年表』

図 7：人口増加と歳出増加：2005/1975 年度

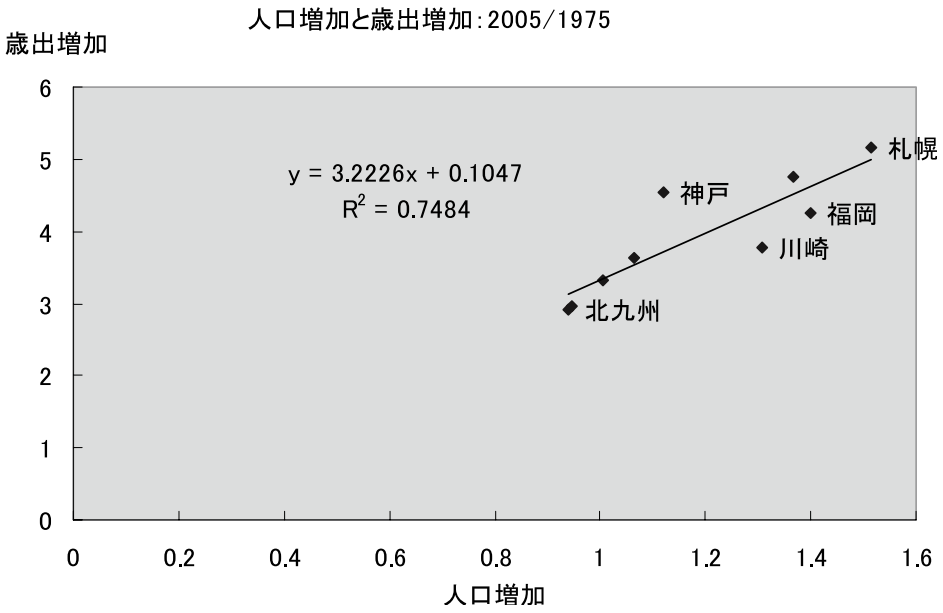

図 8：人口増加と地方税増加：2005/1975 年度

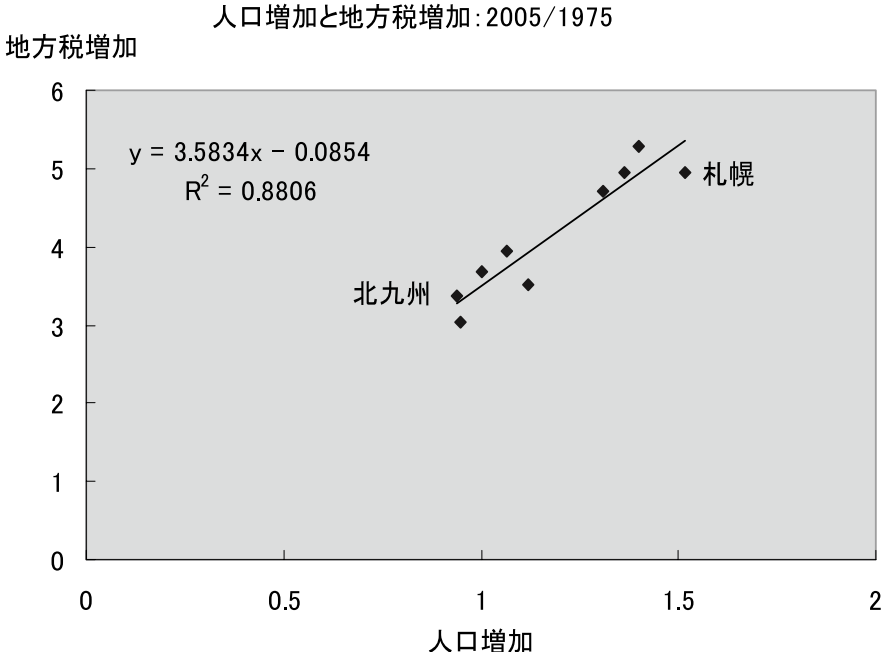

資料：図 7、図 8 とも『国勢調査報告』、『地方財政統計年報』

図 9：住宅地平均公示価格変化：2005/1975 年度

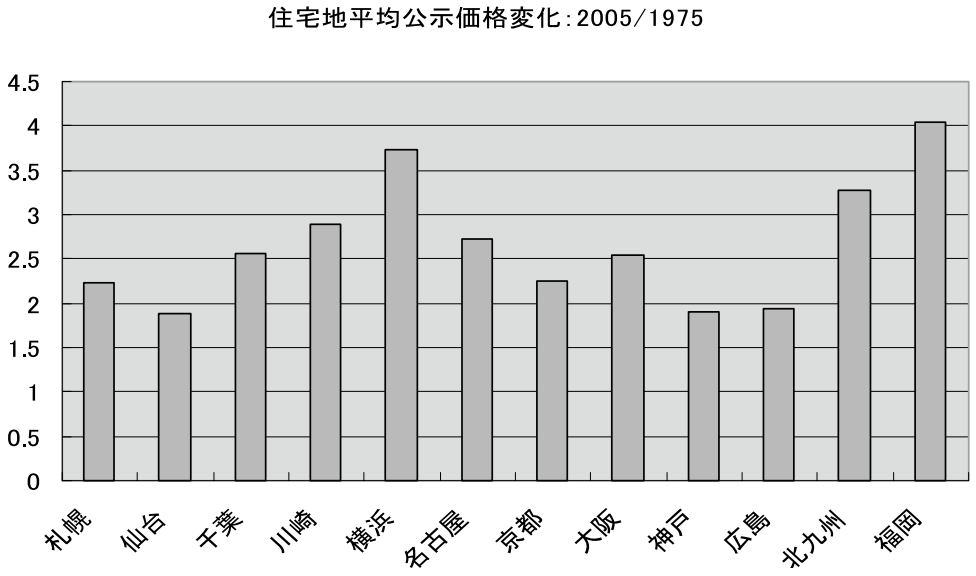

資料：『地価公示』

図 10：都市面積と住宅地平均公示価格：2005 年

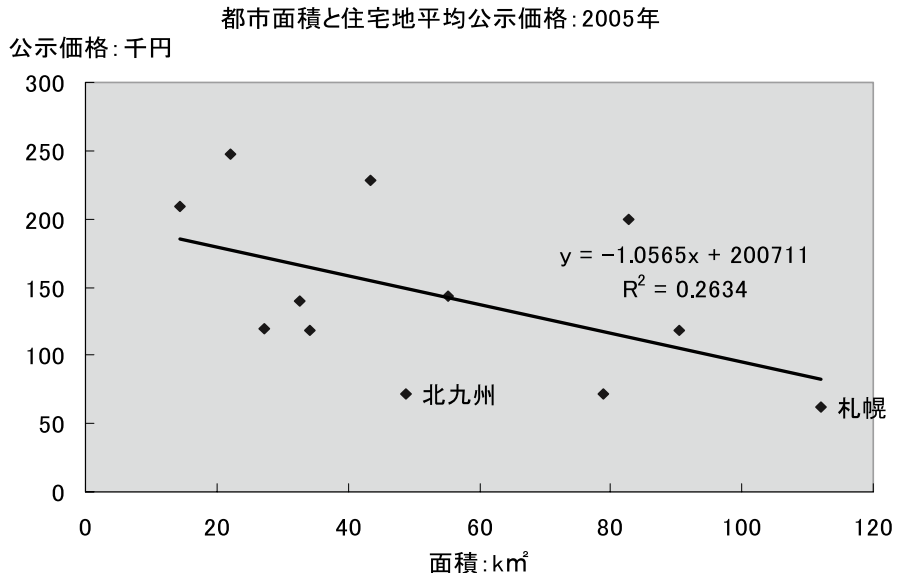

資料：『大都市比較統計年表』、『地価公示』

他方、次のような予想と反する結果もある。

① 1 人当たり市民分配所得は成長都市札幌、停滞都市北九州でともに小さい（図 6）。

② 住宅地平均公示価格変化は成長都市、停滞都市の差を反映していない（図 9）。

市民分配所得に関しては、名目所得と実質所得の差がある他、札幌は北海道他地域からの人口流入が 1 人当たり分配所得を引き下げているかもしれない。また、公示価格に関しては、都市面積の大小 availability とは負の相関関係がある（図 10）他、土地流通市場が不完全なため、土地価格は市場条件の変化に対する感応度がかなり低いのかもしれない。

3　地方財政と都市人口：政令指定都市の民生費支出状況

地方財政の主要項目は、戦前は教育、土木費であり、戦後はこれに民生費が加わった（川又、2007 の表 7.1、表 7.2）。民生費は福祉国家の象徴だが、主として私的財であり、（一部の）個人への移転である。経済成長が鈍化し、財政に余裕が無くなれば、効率性、公平性への配慮が不可欠である。戦前は民生費に相当するものとして社会事業費があった。これは救助費、公設／日用品市場費、職業紹介所費、結婚紹介所費、人事相談所費、感化救済費、託児所費、保育所費、部落改良／改善費、無料／簡易宿泊所費、公設食堂、公営質屋、公営浴場費、住宅建設費／公営住宅費、家計および労働調査費、精神病者看護費、行旅病人取扱費等からなるが、規模は限定的である。戦後は生活保護費、民生委員費、児童福祉費、公園費、住宅費、災害救助費、労働費、失業対策費からなる社会及び労働施設費と改称したが、1964 年度から現行の民生費に改めた。民生費は社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害救助費に分かれる。

民生費対歳出比率（図 11）、そのうちの生活保護費対歳出比率（図 12）を見ると時期による変化が大きいが、京都、大阪は高く、北九州は高かったが低下し、札幌は上昇している。大都市は高所得者も多いが、低所得者も集中する。歴史的に大都市は経済的弱者を吸引してきた。資源の限られている者が地方圏で住みにくいのは古今東西を問わない。ただし、現代では公共部門による社会福祉支出も吸引の理由になる welfare magnets。生活保護費の被保護者数は資格者の一部に過ぎないとされるが、被保護者対資格者比率は地域差が大きい。これには生活保護新規申請に対する審査の厳寛の地域差も影響している。つまり、資格があるが支給を受けない者 Type I error と資格が無いのに支給を受ける者 Type IIerror の問題に地域差がある。ひとたび被保護者となれば、日本では保護は長期に継続することが多い。低所得者に対する情報開示、定期的な再審査、働く能力がある者の労働条件付け workfare を要する。

---

(2)　これらの図は統計的な厳密性を求めていないが、参考までに t 値を求めれば、図 7 は 13.12、図 8 は 14.28 である。

札幌市は近年、生活保護率が高いが、これは転入超過比率が高く、病気による転入を含む高齢者転入が多いためであると言う（札幌市教育委員会編、第５巻（2005））。他方、北九州市では近年、生活保護新規申請に対して審査を厳格化している（例、湯浅、2007）。

図 11：民生費／歳出比率

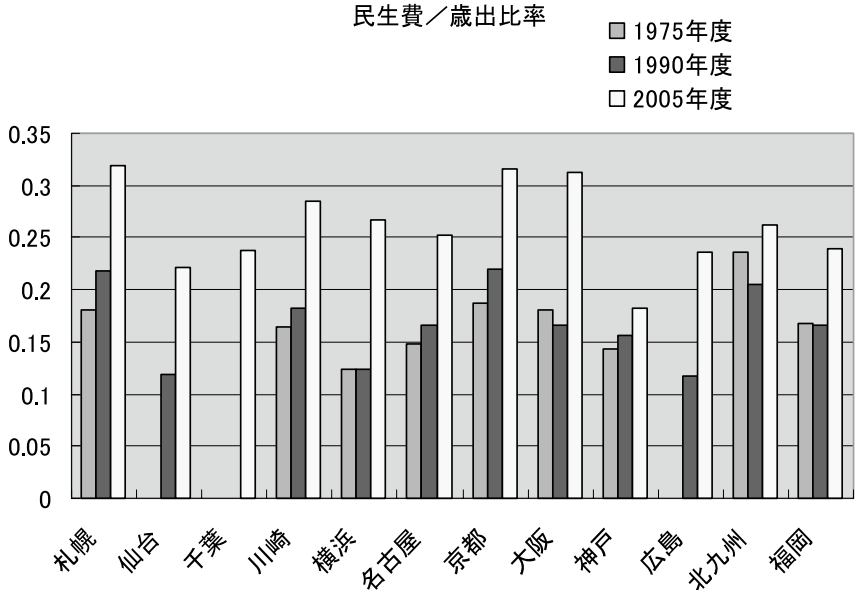

図 12：生活保護費／歳出比率

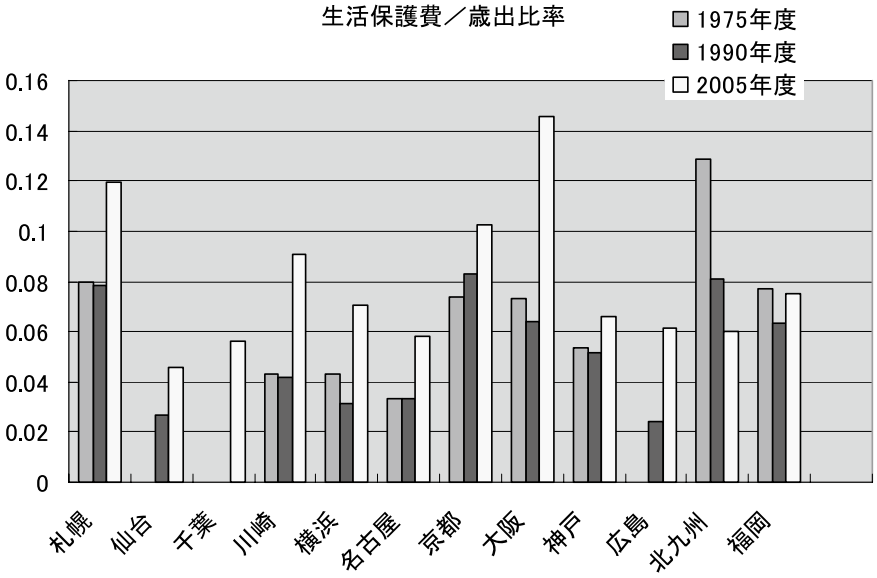

資料：図 11、図 12 とも『地方財政統計年報』

図 13：医療サービスの差：2005 年度

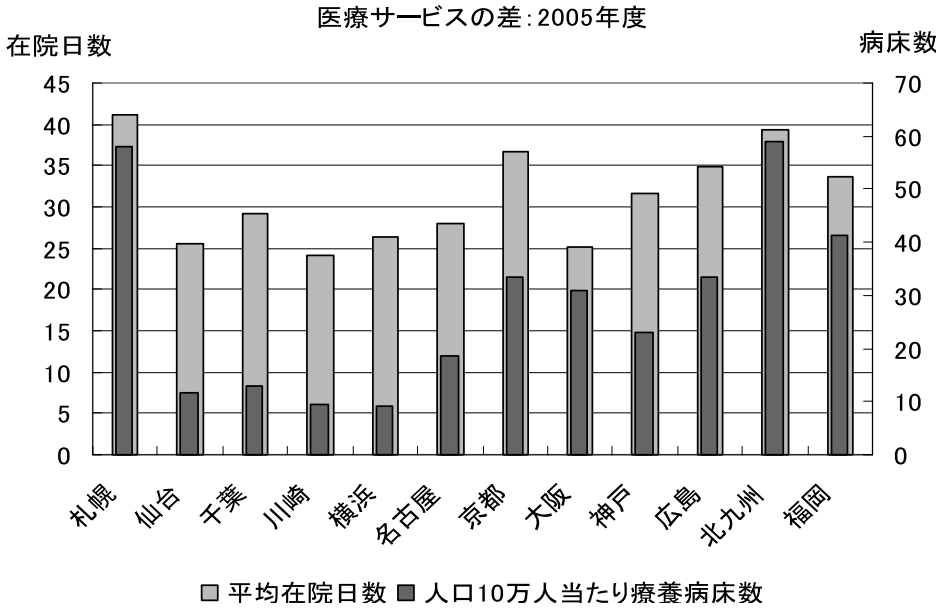

資料：『医療施設調査、病院報告』

図 14：人口 10 万人当たり医師数

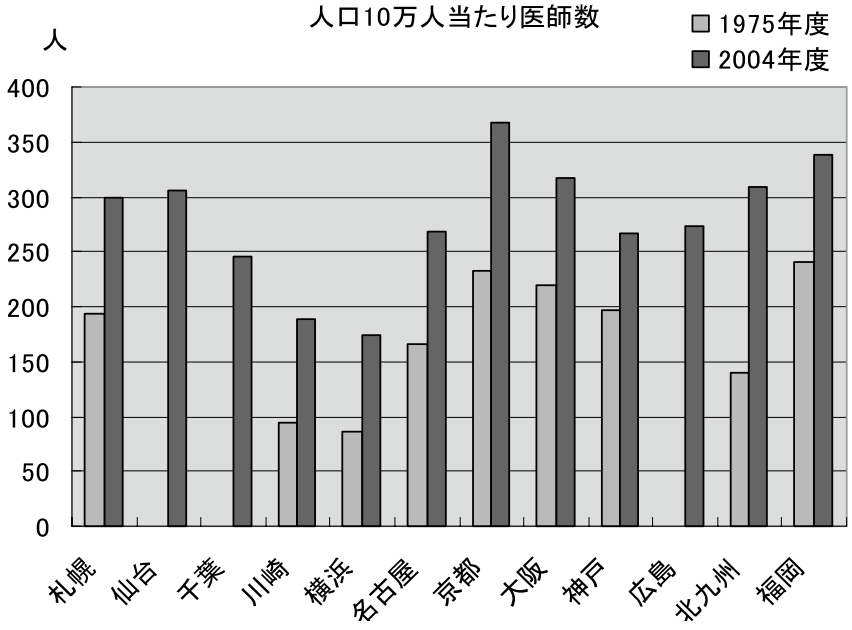

資料：『医師・歯科医師・薬剤師調査』

図 15：人口千人当たり公的賃貸住宅戸数：2005 年度

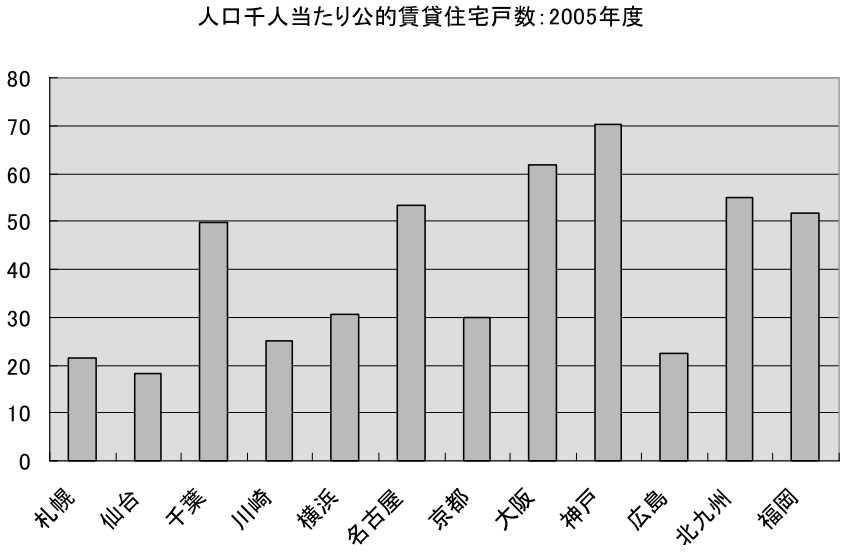

資料：『大都市比較統計年表』

生活保護費も同様だが、民生費中老人福祉費は医療支出が大きい。現行制度のままでは高齢化に伴い、歳出は増加せざるを得ない。札幌市／北海道は老人医療費に対して独自の助成制度がある。札幌市は 1971 年 8 月から 70 歳以上の国民健康保険加入者に対し、自己負担分を補助する老人医療費助成事業を始め、北海道は 1978 年 2 月から国の老人医療費公費負担制度の対象とならない 65-69 歳の者に対し、老人医療助成事業を始めた。札幌市の老人保健法による医療費は 1 人当たり 2000 年度 980,532 円、2005 年度 1,041,561 円となっており、他の政令指定市に比べて次の特徴がある（札幌市教育委員会編、第 5 巻（2005））。

① 医療費に占める老人医療費の比率が高い。

② 医療費に占める入院費比率が高い。

入院費が高いのは、札幌市は人口当たり病床数が多く、とくに療養病床が多い（図 13）ので、（高齢者中心の）社会的入院（主たる目的が医療でない入院を言う）が多いためと思われる。その傍証として寒冷期に入院件数が増加すると言われる。この結果、他の政令指定市に比べて 1 人当たり入院件数、入院日数、入院費が大きい。人口 10 万人当たり医師数（図 14）を比べると施設密度との間に相関があるのが分る。

公共部門とくに地方公共団体が私的財の供給者となる例は多いが、公的賃貸住宅は民間企業が大部分を供給する市場で公共部門が競合して供給者となる。居住形態選択の多様化は個人の効用を高める。とくに職業選択に伴う人口移動が大きい大都市圏地域ではこの効果は大きいだ

ろう。ただし、公共部門は住宅市場の整備を事務の中心とするべきであり、公的賃貸住宅供給者として直接関与するのは、その必要が無いだけでなく、公共部門特有の生産の非効率性があるので、資源配分上も問題である。図 15 の公的賃貸住宅には市営、市住宅供給公社、道府県営、道府県住宅供給公社、（独）都市再生機構（旧日本住宅公団、住宅・都市整備公団、都市基盤整備公団）によるものを含む。人口当たり保有戸数は地域差が大きい。

以上、私的財供給のうち経常費（民生費）、投資費（土木費中住宅費）ともに地域差が大きいことが分る。日本は全国で画一的な地方公共財供給を受けられるよう、地方交付税を始め、巨額の財政調整をしているが、実際には、支出内容に地域差が見られる。例えば、民生費の一部に関して、認可保育所の保育料、乳幼児（都市によっては就学後も含む）医療費助成、国民健康保険保険料等、図 16 のような大きな差がある。これは政治家／政策の偏向の効果も無視できないことを示す。しかし、地方公共団体ごとの支出内容の差に関する情報公開は殆んど無い。全国紙地方版にもそのような情報は無く、他の地域においてどのような地方公共財支出があるかを知ることは困難である（図 16 は日本経済新聞社、日経産業消費研究所のアンケート調査による）。地域間の競争による効率性 Tiebout Model が成り立つ条件の 1 つは完全情報であり（川又、2007）、地方分権化の過程で、（独自政策の）受益と負担等に関して情報公開の必要性は大きい。

4　政治的要因

民生費支出を始め、地方政府の支出には地域ごとにかなりの格差があるようである。格差は主として、政治的要因とりわけ地方政治において権限が大きい市長の政治的位置に基づくであろう。そのような政治的要因が都市の発展、衰退に与える影響を調べたい。以下の議論はかなり直感的 heuristic なものである。

政治的要因の効果は市長就任後、直ちには現れないが、その遅れ time lag をどの程度と考えるかが問題となる。統計的に決めるべきかもしれないが、政治的要因は経済的要因に比べて小さいので、ここでは恣意的 ad hoc に 5 年を単位とする。つまり、市長就任後、5 年以後（最初の数値は市長就任年により 5 年よりは短い）ごとの数値の変化を見る。

図 16：民生費支出の格差、2000 年

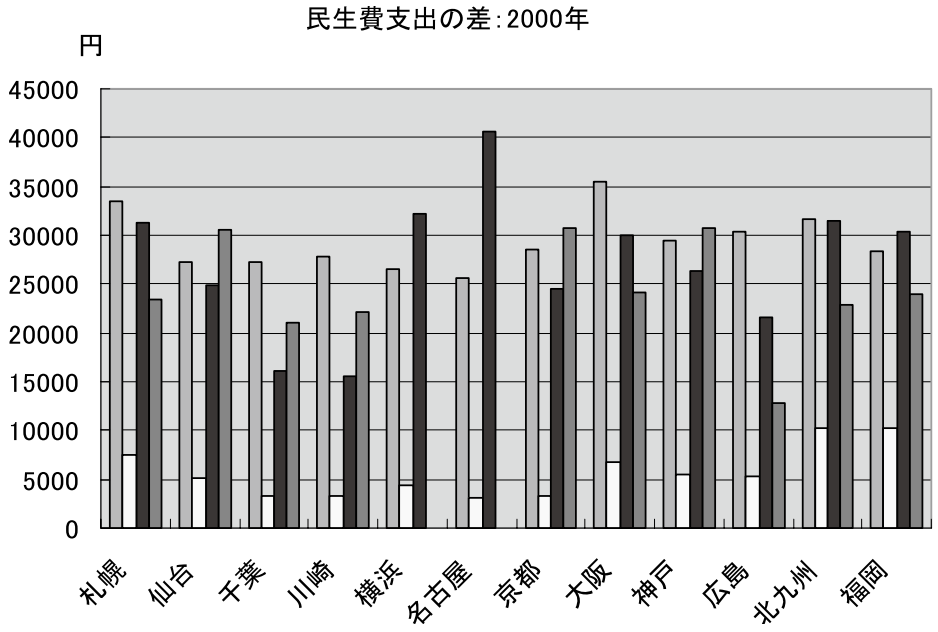

注：グラフは各都市とも左から認可保育所保育料（夫婦 2 人所得税額 30 万円の 3 歳の第 1 子月額)、同（夫婦 2 人住民税均等割りのみの 3 歳の第 1 子月額)、国民健康保険保険料均等割額、同世帯平等割額である（横浜、名古屋は世帯平等割額が無い)。

資料：日本経済新聞社、日経産業消費研究所『全国市区の行政比較調査データ集』(2000)

1947 年、地方自治法により市長は住民の直接選挙により決めることになった（17 条)。表 1 は戦後、政令都市指定（その年は各市の最後の数値で示す）後の市長、うち「革新」政党所属または「革新」系である者、「革新」系市長の在任期間比率を掲げる。政令指定都市を含む市の長は近年、無党派票 swing voters を獲得するため、特定政党に帰属せず、無所属を表明する者が多くなっている。政党所属はもとより、政党推薦も辞退し、無所属を強調する例が多いが、「革新」系であるか否かは前職、新聞報道により判定してある。2009 年の中央政府の政権交代後の民主党は「革新」系とは言えないが、野党時代、地方政府では「革新」系としている。

「革新」系市長の政策にどのような革新性があったかは必ずしも明らかではないが、一般的に公共事業よりも民生費に注力したと考えられる（ただし、「革新」系である横浜市の飛鳥田一雄は公共事業（6 大事業：みなとみらい 21、港北ニュータウン、幹線道路、地下鉄、横浜ベイブリッジ等）を推進した)。それが都市の成長、衰退にどのような効果を及ぼしたかを知りたい。このため、図 17 で政令都市指定後 2009 年までの期間に占める「革新」系市長在任期間の比率を横軸として人口変化との相関を見ると、相関関係は明らかでない。ただし、人口変化

が大きい横浜を outlier として恣意的に除外すると弱い負の相関があることが分る（図は省略。$y = -49.957x + 10{,}293$, $R^2 = 0.0234$）。

表 1：大都市の市長

札幌　（1947-1959 高田富與 3 期）、1959-1971 原田與作 3 期、1971-1991 板垣武四 5 期、1991-2003 桂信雄 3 期（自民、社会、公明、民社）、2003- 上田文雄＊ 2 期（民主、社民支持）。1970-、「革新」系市長在任期間の比率 15.4％

仙台　（1946-1957 岡崎栄松 3 期、1958-1984 島野武＊ 7 期）、1984-1993 石井亨 3 期、1993-2005 藤井黎 3 期、2005-2009 梅原克彦 1 期、2009- 奥山恵美子＊。1989-、「革新」系市長在任期間の比率 5.0％

千葉　（1950-1970 宮内三朗 5 期、1970-1977 荒木和成 2 期目在任中死亡）、1977-2001 松井旭 6 期、2001-2009 鶴岡啓一 2 期、2009- 熊谷俊人（民主）＊。1992-、「革新」系市長在任期間の比率 5.9％

川崎　（1946-1971 金刺不二太郎 6 期）、1971-1989 伊藤三郎＊ 5 期、1989-2001 高橋清 3 期、2001- 阿部孝夫 3 期。1973-、「革新」系市長在任期間の比率 44.4％

横浜　（1947-1951 石河京市（社会、僅差で当選）1 期）、1951-1959 平沼亮三 2 期、1959-1963 半井清 1 期（戦中にも市長）、1963-1978 飛鳥田一雄＊ 4 期、1978-1990 細郷道一 3 期、1990-2002 高秀秀信 3 期、2002-2009 中田宏＊ 2 期、2009- 林文子＊。1956-、「革新」系市長在任期間の比率 43.4％

名古屋　（1947-1952 塚本三 1 期）、1952-1961 小林橘川 2 期、1961-1973 杉戸清 3 期、1973-1985 本山政雄 3 期＊、1985-1997 西尾武喜 3 期、1997-2009 松原武久（自民、民主、公明）3 期、2009- 河村たかし（民主）＊。1956-、「革新」系市長在任期間の比率 22.6％

京都　（1947-1950 神戸正雄（保守、地方行政調査委員会議に転出））1 期、1950-1966 高山義三（社会党、1 年目に離党、保守、3、4 期は自民推薦）4 期、1966-1967 井上清一（自民推薦）1 期目在任中死亡、1967-1971 富井清＊ 1 期（府医師会長、社共推薦）、1971-1981 船橋求己＊ 3 期在任中死亡（社共支持）、1981-1989 今川正彦 2 期（前助役、6 党推薦、古都税）、1989-1996 田辺朋之（公明、民社推薦、自民支持）2 期、1996-2008 桝本頼兼（5 党推薦）3 期、2008- 門川大作（相乗り）。1956-、「革新」系市長在任期間の比率 28.3％

大阪　1951-1963 中井光次（無）3 期、1963-1971 中馬馨＊ 2 期（社共推薦）、1971-1987 大島靖（社会、公明、民社推薦）＊ 4 期、1987-1995 西尾正也 2 期、1995-2003 磯村隆文 2 期、2003-2007 関淳一 1 期、2007- 平松邦夫＊。1956-、「革新」系市長在任期間の比率 49.1％

神戸　（1947-1949 小寺謙吉 1 期）、1949-1969 原口忠次郎 5 期、1969-1989 宮崎辰雄 5 期（2 期目は社会、公明、民社、3 期目から相乗り）、1989-2001 笹山幸俊（社会、民社、共産、社民連推薦）

＊3期、2001- 矢田立郎3期＊。1956-、「革新」系市長在任期間の比率45.3%

広島　（1947-1955 濱井信三2期、1955-1959 渡辺忠雄1期、1959-1967 濱井信三2期、1967-1975 山田節男2期）、1975-1991 荒木武4期、1991-1999 平岡敬（社会、民社、社民連推薦）＊2期、1999- 秋葉忠利（前社民）＊3期。1985-、「革新」系市長在任期間の比率75.0%

北九州　1963-1967 吉田法晴（社会）1期＊、1967-1987 谷伍平（自民、民社）5期、1987-2007 末吉興一（自民、公明、民社推薦）5期、2007- 北橋健治（民主、社民、国民新推薦）＊。1963-、「革新」系市長在任期間の比率13.0%

福岡　（1947-1951 三好弥六2期、1951-1956 小西春雄2期、1956-1960 奥村茂敏1期、1960-1972 阿部源蔵3期）、1972-1986 進藤一馬（自民）4期、1986-1998 桑原敬一（自民、公明、民社、社民推薦）3期、1998-2006 山崎広太郎（前民主）＊2期、2006- 吉田宏（民主、社民推薦）＊。1975-、「革新」系市長在任期間の比率32.4%

注：＊は「革新」系、（　）内の市長は政令指定都市以外の期間（政治的分類をしていない）である。
資料：各市市史、新聞報道。

もう1つ試みる。図18は先に引用した日本経済新聞社、日経産業消費研究所による調査に基づき、都市を行政サービス水準で順位づけたものである（日経産業消費研究所、2008、2009も参照）。順位は子育て環境7、高齢者福祉7、教育7、公共料金等4、住宅、インフラ5項目の行政サービス（地方公共財）に関する評価の合計であるが、短期的な順位の変動が大きく、地方公共財供給水準を正しく反映しているとは言えないかもしれない。2000年から2008年までの順位を単純平均すると大阪、川崎、広島、神戸、名古屋、千葉、北九州（千葉と同順位）、横浜、仙台、京都（仙台と同順位）、福岡、札幌の順である。歴史的にこれらの公共財を手厚く提供していた都市が上位にあるとは限らないところに注目したい。対応する5年前の期間のうち市長が「革新」系であった年数の比率は札幌11.1%、横浜22.2%、神戸、広島各100%、福岡66.7%、その他は0%である（表1による）。両者の関係は図19である。短期間の数値であり、相関関係は弱いが、革新市長期間が長いほど民生費支出水準が高めであると言えないことはない。

Glaeser et al（1995）は米国の1960年-1990年の間の203都市の人口成長に関し、地方政府の衛生支出は成長促進的だが、全体として効果は明らかでないとしている（Glaeser et al, 1995、表10）。

図 17：革新市長の効果（1）

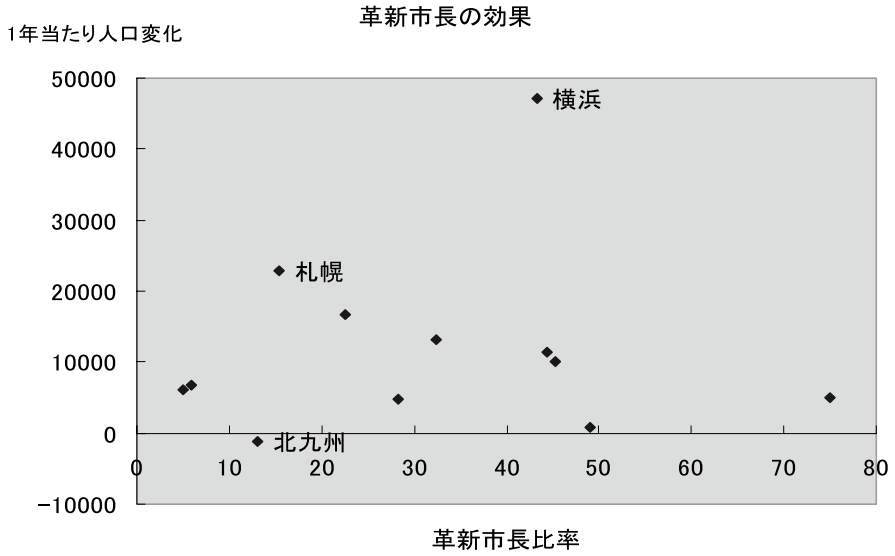

資料：革新市長比率は表 1、人口は『国勢調査報告』または住民基本台帳人口（『大都市比較統計』）。

図 18：行政サービス順位、2000-2008 年

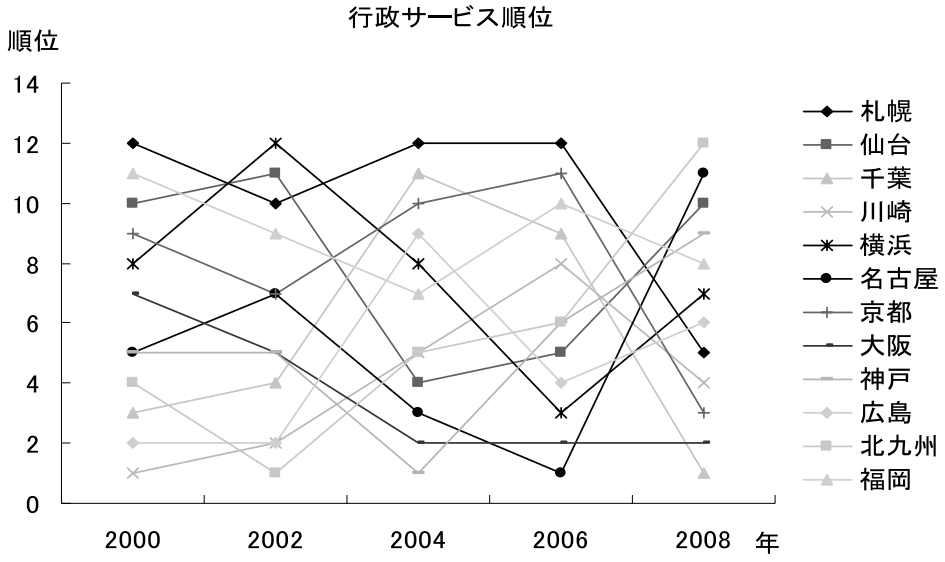

資料：日本経済新聞社、日経産業消費研究所『全国市区の行政比較調査データ集』

図 19：革新市長の効果（2）

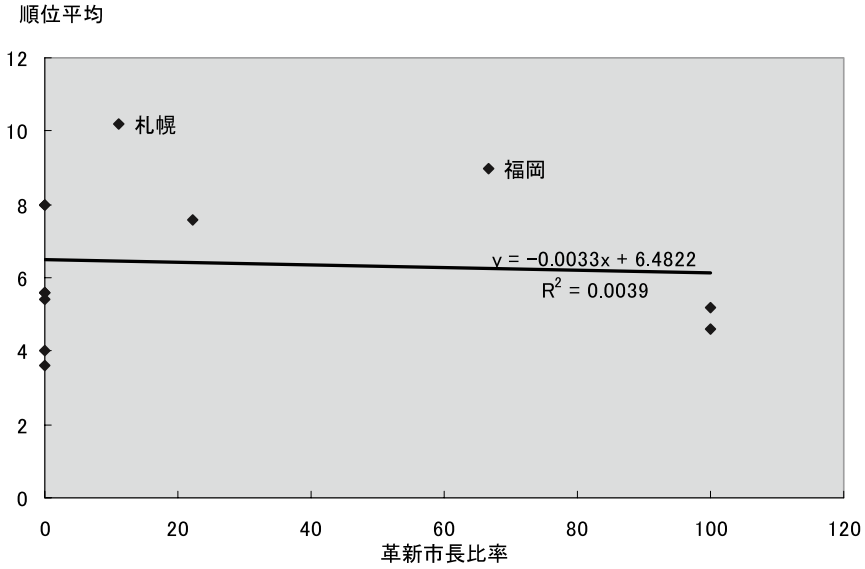

資料：革新市長比率は表 1、順位は図 18。

5　都市財政の補填

政令指定都市の歳出は人口増加とともに増加するが、停滞している都市の歳出も増加している。これらの都市が独自の政策費用を賄えないわけではない。これは日本では地方公共団体の財源の多くを地方交付税を始めとする国／他地域からの移転により補填しているからである。地方自治の観点からは、地方住民はその選好に従い、受益すべき地方公共財を支出し、地方税を中心とする住民の負担で賄うべきである。しかし、日本ではほとんどの地方公共団体で住民の負担は支出の一部を賄うに過ぎない。地方交付税（地方特例交付金を含む）対地方税比率（図 20）によれば､北九州､札幌､京都（および 2005 年度の神戸）等は地方交付税への依存度が高い。本来、地域的な差は小さくすべき特定補助金／国庫支出金に関しても、国庫支出金対地方税比率（図 18）によれば、北九州、札幌等の比率は高い。これは北九州は都市活力の低下、札幌は明治期、開拓使以来の中央財政依存によると思われる。従前、日本では大都市を含め、財政面での地方自治は名ばかりで、負担、責任を伴わなかったことが分る。

図 20：地方交付税（2005 年度は地方特例交付金を含む）対地方税比率

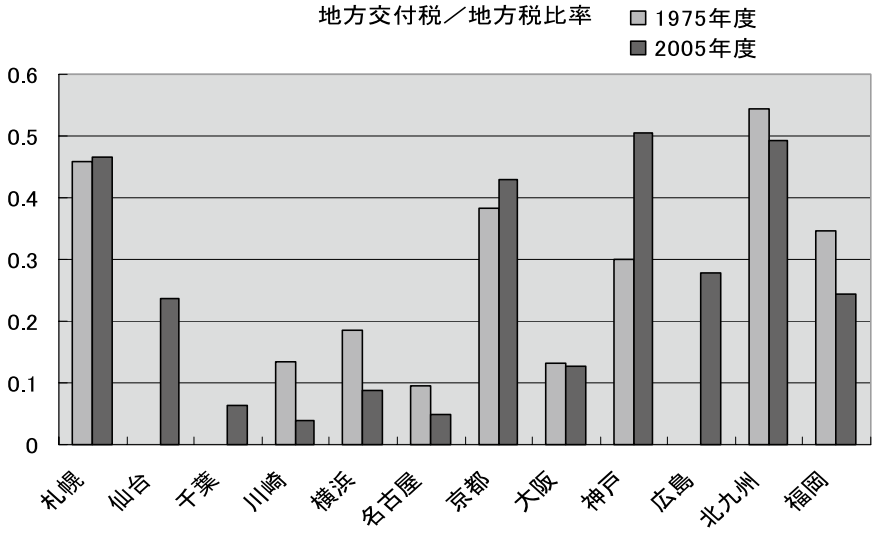

資料：『地方財政統計年報』

図 21：国庫支出金対地方税比率

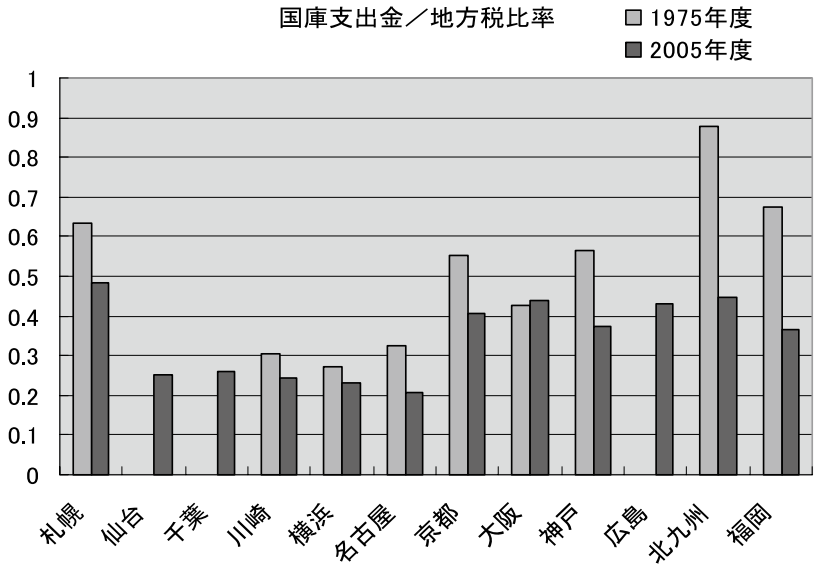

資料：『地方財政統計年報』

国の財政状況の悪化に歯止めが無くなり、地方公共団体も 2007 年、地方公共団体の財政の健全化に関する法律制定（施行は 2009 年）後、財政健全化の意識が出てきている。ただし、(政令指定都市ではないが）現実に財政再建団体になるのは民生費の過大支出ではなく、物的資本投資 project で失敗している（例、夕張市の場合は市が出資する観光目的の第 3 セクターの破綻である)。中小市町村では議会議員の多くを建設業者、農業者が占める等、特定産業の影響力が大きい。

地方公共団体への国／他地域からの移転は財政力が弱い団体、小規模団体ほど大きく、最終的な 1 人当たり歳出はこれらの地方公共団体の方がはるかに大きいという逆転現象が生じている（図 22)。また、地方圏の財政支出の大きな部分が公的固定資本形成であり、地方圏では県内総支出に占める公共部門の比率が高いので、公的固定資本形成対県内総支出は財政力が弱い団体、小規模団体ほど大きくなる（図 23)。これらの逆転現象は、しかし、日本独特であり、他の主要国では統一の過程にあるドイツを除き、見られない（川又、2007)。

図 22：1 人当たり県内総支出と 1 人当たり歳出：2000 年度

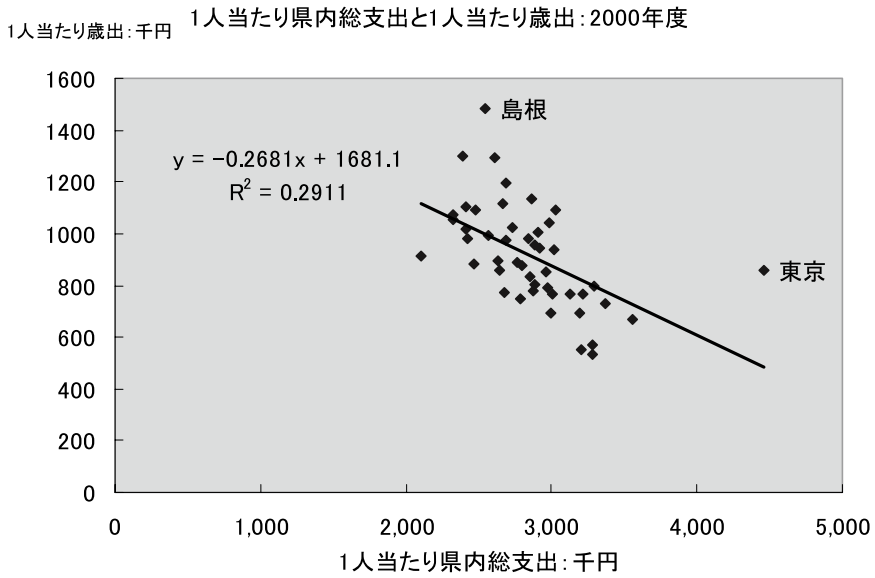

注：歳出は都道府県、市町村の単純合計である。

資料：『地方財政統計年報』、内閣府編『県民経済計算年報』

図 23：1 人当たり県民所得と公的固定資本形成対県内総支出：2000 年度

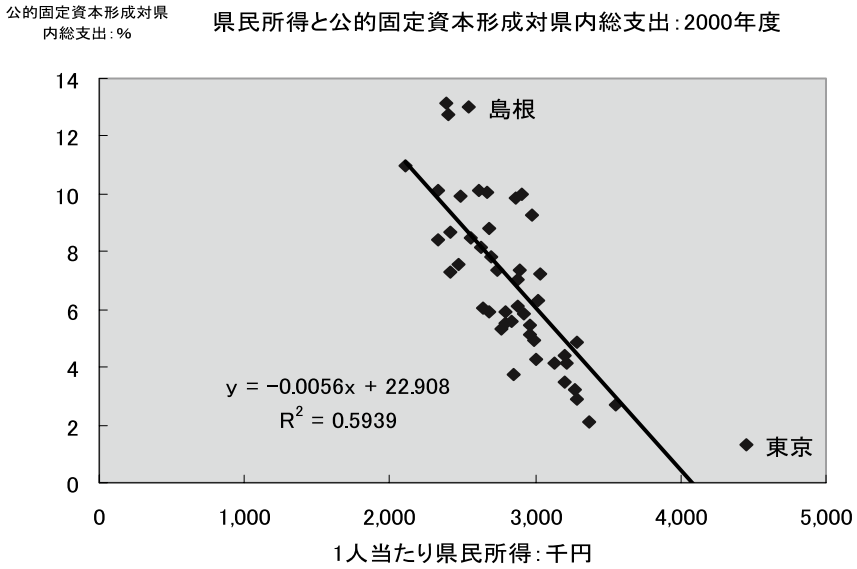

資料：内閣府編『県民経済計算年報』

例えば、米国の連邦補助金の州、地方政府への支出はほぼ人口に比例している（図 24）。また、1 人当たり連邦補助金はばらつきが大きく、(2005 年度は Wyoming と）Alaska および（制度が異なる）DC が特別に大きな補助金を受けているが、他の州は 1 人当たり GDP に依らずほぼ一定である（図 25）。連邦国家と単一国家の差であるとも言えるが、日本の場合、国から地方政府への移転を通じ、人口密度が大きい地域から小さい地域へ、1 人当たり GDP が大きい地域から小さい地域へ大きな移転があり、その結果、地方政府の 1 人当たり歳出は後者の方が大きくなる。他の主要国とは顕著な違いである。図 26 で 1975 年度から 2005 年度までの地方交付税増加と人口増加を比べると、相関係数は大きくないが、地方交付税増加率が大きい都市の人口増加は小さい（国庫支出金の場合は図 27 のように増加率と人口増加はほぼ無関係である）。都市が停滞しているから他の地域からの移転が増えるのか、他の地域からの移転が大きいから停滞してしまうのか、因果関係は不明だが、後者の可能性も無視できないのではないだろうか。

図 24：米国州人口と連邦補助金：2005 年度

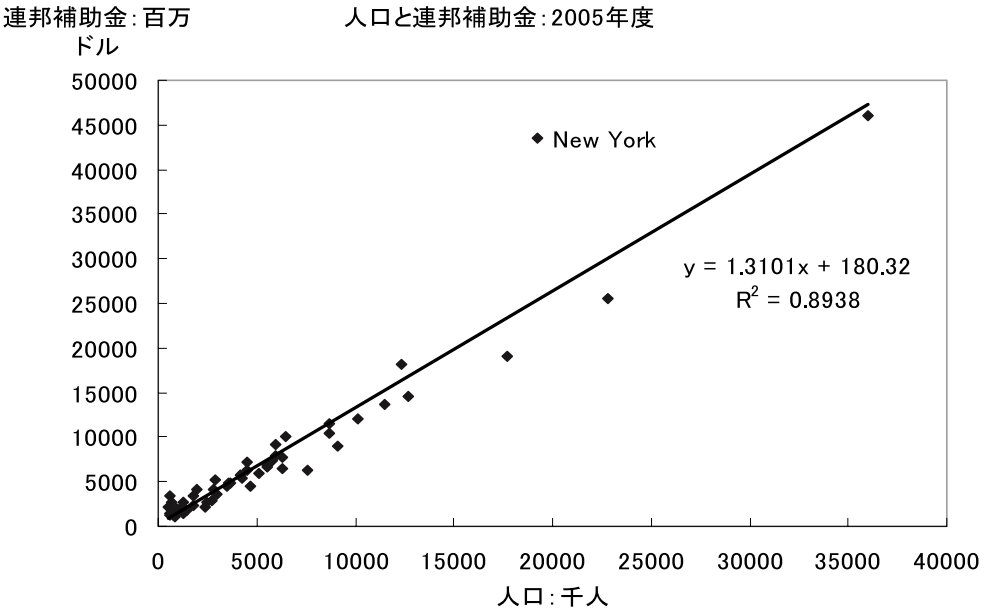

図 25：米国州 1 人当たり GDP と連邦補助金：2005 年度

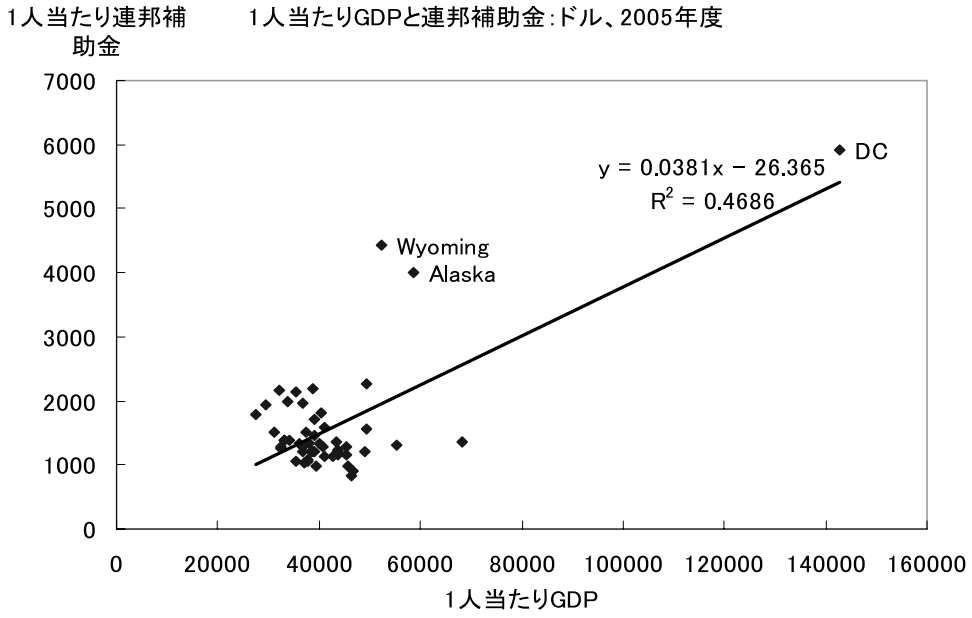

資料：図 24、図 25 とも Statistical Abstract of the US

図 26：1 人当たり地方交付税増加と人口増加：2005/1975 年度

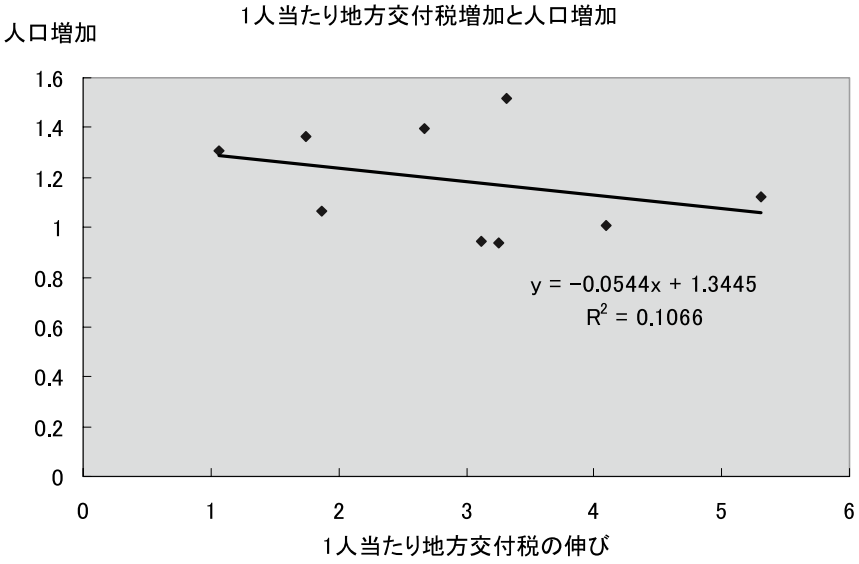

図 27：1 人当たり国庫支出金増加と人口増加：2005/1975 年度

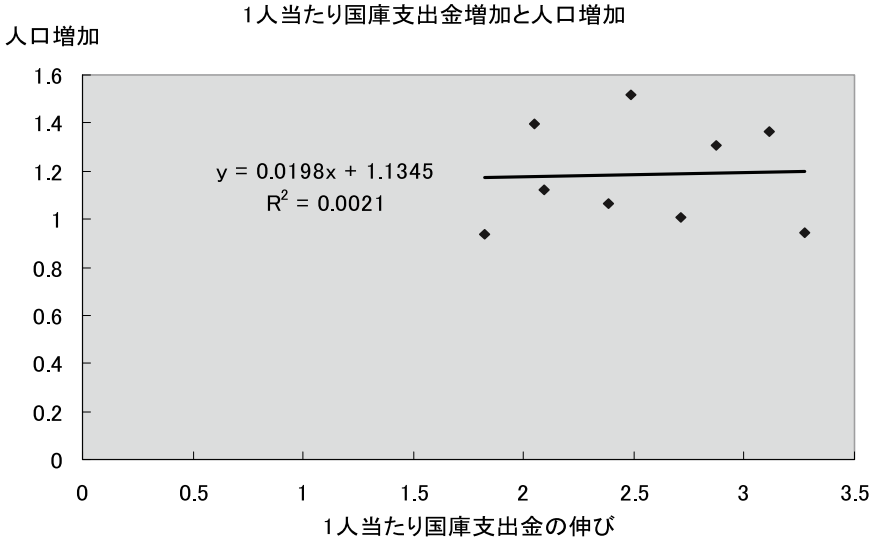

注：図 26、図 27 とも 1975 年度現在指定都市でない仙台、千葉、広島を含まない。

資料：図 26、図 27 とも『地方財政統計年報』、『国勢調査報告』

6　札幌と北九州

都市人口の変化に対する政治的要因の効果に関して、それを示唆する諸点を掲げたが、必ずしも十分に明らかな結果であるとは言えない。首長は「革新」でなくても、選挙事情、周辺地域の政策等の理由により、「革新」的な福祉ばらまき政策を採用するかもしれない。受益と負担の対応が不十分な限り、「革新」か否かを問わず、政治家が決定する支出は過大になる偏向があり、政治的効果の実証は困難だろう。

次に、政令指定都市のうち、人口の推移では対称的だが、民生費支出が大きく、国／他地域からの移転が大きい等で共通面も有する札幌、北九州について追加的な検討をする。両市の人口が道県に占める比率の推移は、図 28 のように人口の変化と同様、対称的である。北海道の面積を勘案すると札幌への人口集中は極端である。北九州は同一県内の県庁所在市である福岡の存在の影響が大きい。

1 人当たり地方交付税（図 29)、特定補助金／国庫支出金（図 30）の推移を見ると札幌、北九州はいずれも政令指定都市平均よりも大きい（1995 年度の 1 人当たり国庫支出金は指定都市平均が札幌よりも大きくなっているが、これは阪神淡路地震後の神戸市への移転が急増した特殊事情による)。

図 28：札幌、北九州の人口比率の推移

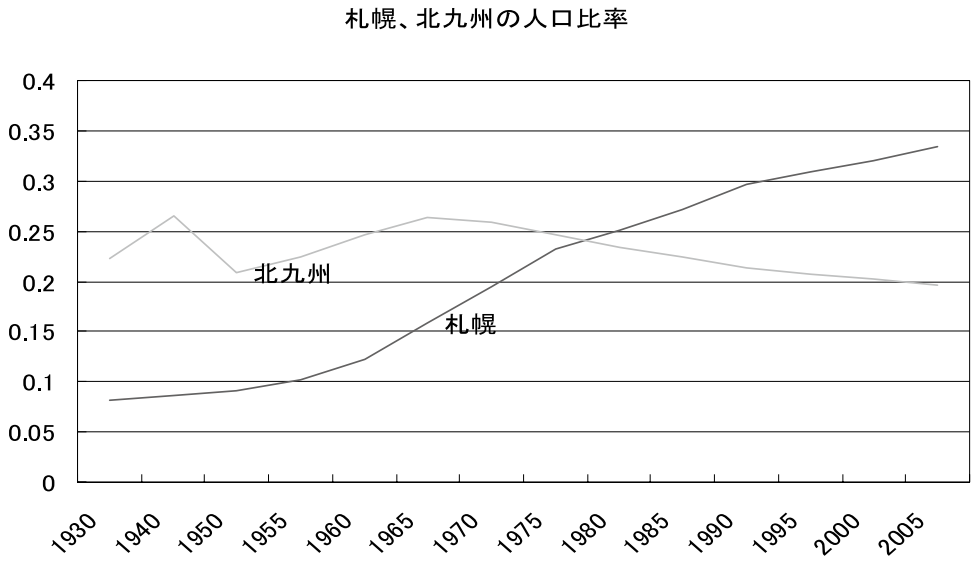

注：札幌対北海道、北九州対福岡県の人口比率。

資料：『国勢調査報告』

図 29：1 人当たり地方交付税の推移

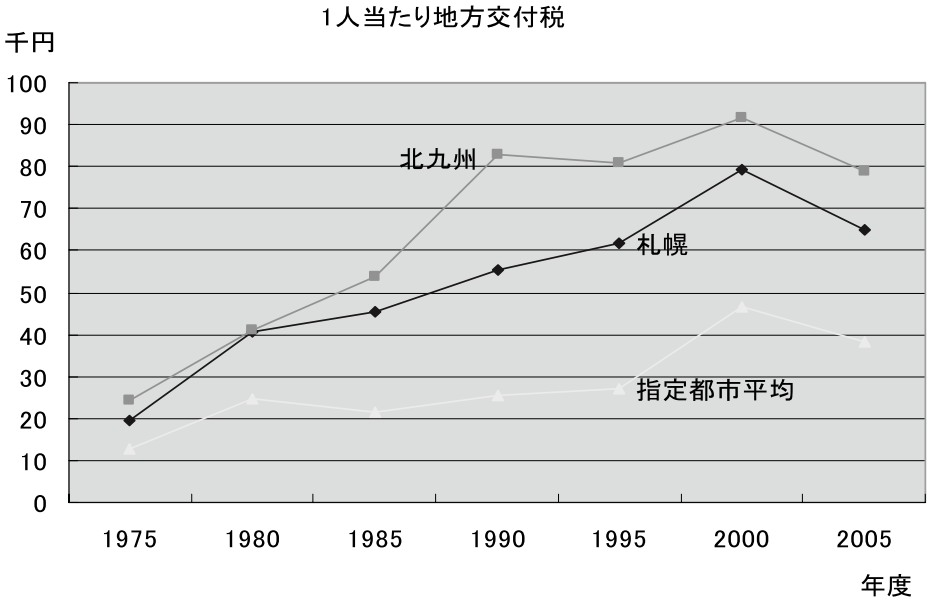

図 30：1 人当たり国庫支出金の推移

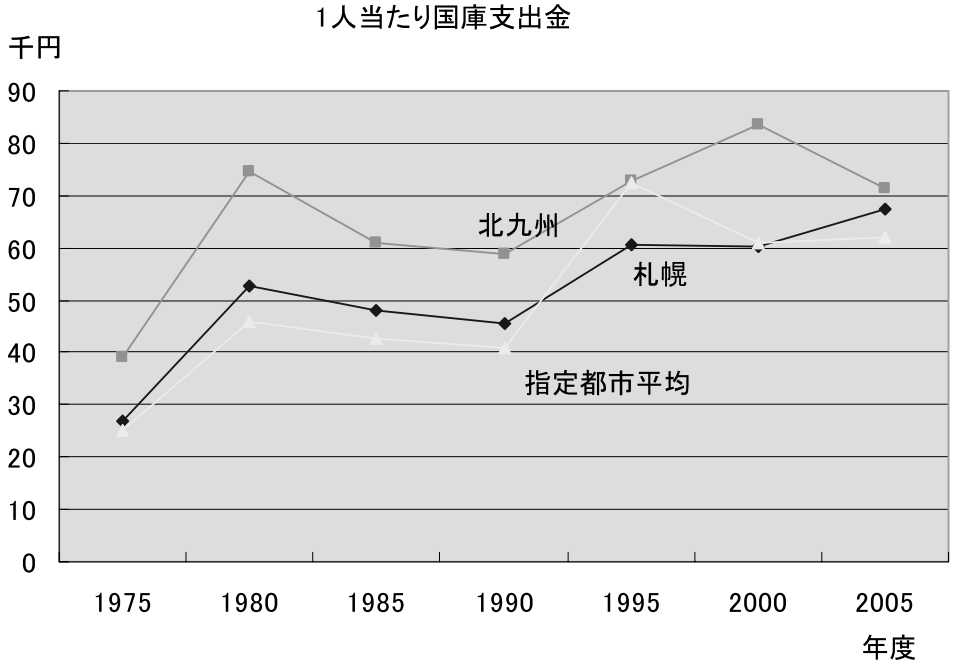

図 31：1 人当たり地方税の推移

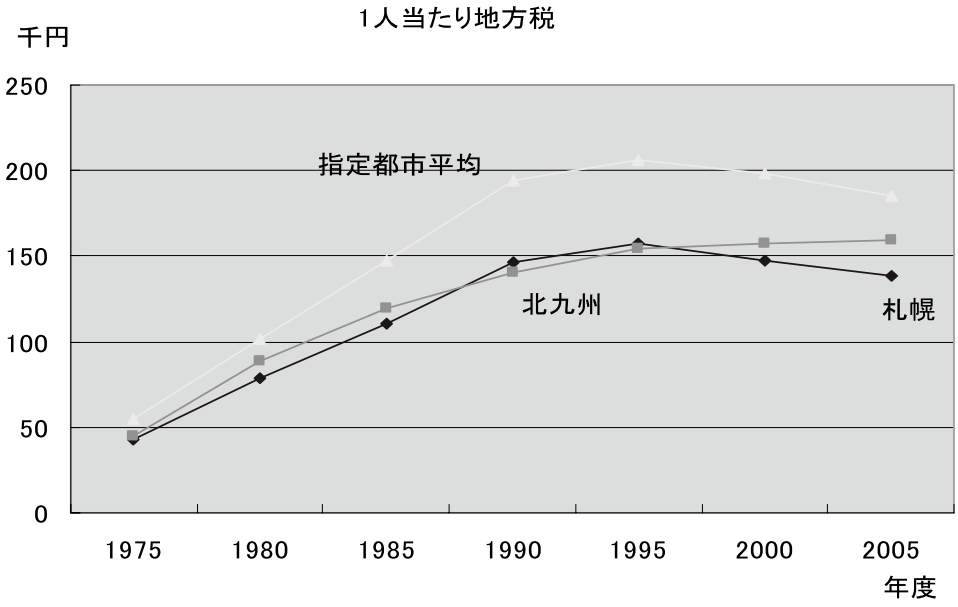

図 32：1 人当たり歳出の推移

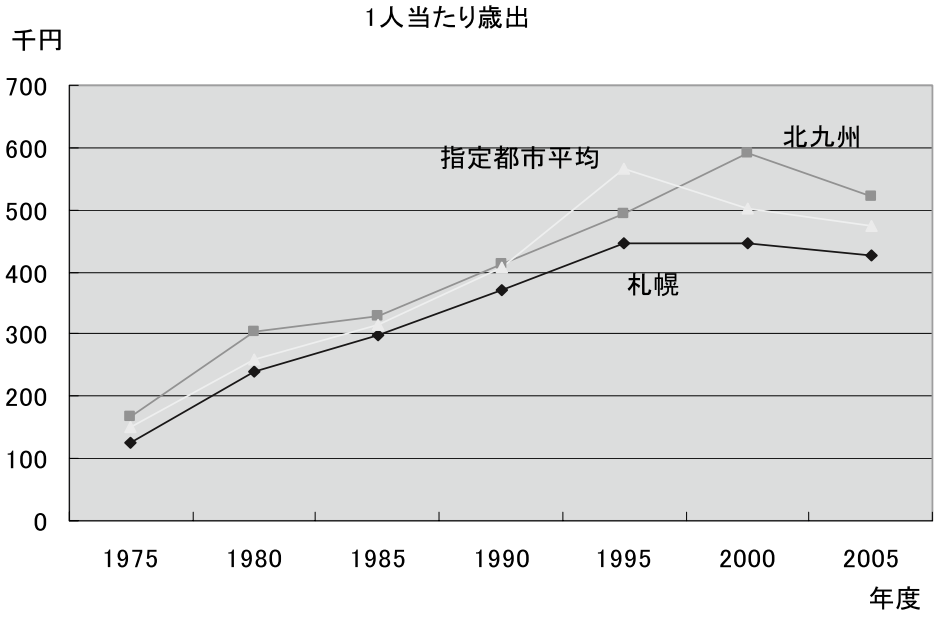

資料：図 29 から図 32 まで『地方財政統計年報』

他方、住民の負担である１人当たり地方税負担は札幌、北九州ともに政令指定都市平均をかなり下回る。ただし、近年、北九州の負担は他の都市のように低下していないことが注目される。民生費を始め、支出を削減することは政治的に困難である[(3)]。北九州はより困難度が小さい租税増加を図っているように見える[(4)]。図 32 は歳出の推移である。地方税負担は小さいが、歳出はほとんど変わらない（札幌）か、むしろ大きい（北九州）。

朝日新聞出版編（2009）によれば１人当たり民力は札幌 76.7、北九州 87.6（福岡は 98.5）である。この場合、民力は基本（人口、事業所数、課税対象所得）、産業活動（農業産出額、工業製品出荷額、就業者数）、消費（商店販売額、新設着工住宅数、乗用車保有台数）、文化（教育施設数、書籍文房具小売事業所数、図書館数）、暮らし（保育所数、公民館数、病院数）各指標を総合する。このような指標の妥当性は必ずしも明らかではないが、その民力のうち相当部分は実は他の地域からの移転に支えられている。

政治家、政策の偏向が都市人口の推移に有意な効果を示さない理由は種種あろうが、日本独特の手厚い地方交付税を始めとする国／他地域からの過大な移転による地方財政の補填、金太郎飴を思わせる全国一律の高水準の公共サービス提供が主たる要因であると思われる。しかし、現実には、政治家の思惑、有権者の要求に基づき、各都市で全国一律の給付を超える地方政府独自の地方公共財サービスを提供する。

都市の成長、衰退に対する政治的効果を見るためには、ある都市の他の都市とは異なる追加的支出による受益、それを賄う負担の差を知る必要があるが、新聞報道、市史等で得られる情報は断片的で限られている。地方公共団体の政策の差が齎す住民の受益、負担の差に関する情報公開は無いに等しく、住民がこれらを考慮に入れて居住地を選択する段階に至っていない。しかも、日本では負担に占める他地域からの移転が大きく、住民は負担を自己のものとして認識していない。負担している地域の住民も負担を知らず、負担として認識していない。都市が住民の移動に際し、互に人口を増やそうとして（業績比較）競争する条件は満たされていないのである。

---

(3)　1993 年 10 月からの北九州市高齢化社会対策総合計画中のふれあいネットワーク事業は小学校区単位に自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、婦人会等を再編してまちづくり協議会を設け、無償協力の住民による福祉協力員が高齢者を訪問、同じくニーズ対応チームが高齢者の日常生活を支援する。しかし、反面、生活保護支出削減を図り、このため、2005-2006 年、生活保護を受けられず、または打ち切られた者が死亡したとして批判された（湯浅、2007、東洋経済新報社、2007）。

(4)　例えば、北九州市は 1998 年７月、政令指定都市中最初に家庭ごみ有料指定袋制度を導入している（大谷、2006）。

しかし、今後、地方分権が進展し、住民の意識が変化し、他地域への移転に関する認識が高まれば、受益と負担の対応をより明確にする可能性もある。その場合、経済よりも政治を重視し、政治的偏向による経済的誘因への歪みにより、経済的効率性が低下する地域では長期的に経済活動が低下し、人口減少となるような因果関係を検出し易くなるかもしれない。

7　将来の展望

民生費はほとんどが公共財でなく私的財に対する消費支出（のための移転）である。その財源は社会保険と租税である（川又、2009）。社会保険は保険原理によるならば、事後的所得再分配ではなく、保険料納付と危険実現に伴う保険数理上公正な移転となるが、日本では保険料だけで賄う社会保険は少なく、租税が大きな部分を補填している。そもそも保険は被保険者の行動誘因を歪める欠陥 moral hazard を付随するが、租税による事後的所得再分配はこの歪み moral hazard を一層大きくし、生産性低下、経済活動低下を齎す。地方公共団体において、国／他地域からの移転を財源の主要な部分として、事後的所得再分配をすれば、移転の受け手の地域における相当部分の住民の生産性が低下し、経済活動を弱める可能性がある。保護はその対象者の自立を遅らせ、依存性を高め、更なる保護を求めるようになる。また、出し手の地域でも租税による超過負担 excess burdens が大きい。現在の地方交付税等の地方財政制度の下では、保護は保護を一層拡大し、他地域からの移転を増やし、長期的に社会全体の効率性の大きな損失となる。

では、このような過大な移転があり、かつ、趨勢的に大きくなってきたのはどのような政治的理由によるのだろうか。まず、移転の規模は徐徐に過大となっており（川又、2007）、有権者にとって受け入れ易かった（知らず知らず、いつの間にか巨大な規模になった）。移転に関する情報公開も不十分で、移転の出し手 transferor（一部の大都市）の住民は知らぬが仏の状態にある。日本の選挙区議員定数は人口変化に自動的に対応するようになっていないので、地方圏に有利である。地方圏の有権者の選好が都市圏よりも分散が小さいならば、地方圏の政治家の方が長期、連続して選出され、年功制 seniority の議会ではより大きな権限を持つだろう。

政策担当者の私的利益／目的は社会全体の目的とは合致しない。そこでは社会厚生最大化は目的とはならず、利益を受ける少数者からの投票、資金、地方公共団体への天下り、組織の影響力拡大等私的利益を優先する。また、政策の表面的目的と副次的効果、実質的効果の差が大きい。地方圏の地方公共団体を保護するための制度が、結果的にこれらの地域の活力を奪ってしまう。政策決定者は中長期的なより大きな効果を認識していない。表面に掲げている名目的

な政策目的を真の目的であると信じている者もいる。しかし、これらの無知で「真面目」な政策決定者／担当者は悪意ある者と同様、責任を免れない。政策決定者は政策のすべての効果を予想した上で政策を選択するべきであり、単純な思込みの下に政策を決定したとすれば、その責任は一層重い。

租税を多く負担したい者はほとんどいない。しかし、長期的な都市の盛衰を見れば、地方公共財の（他地域からの移転による）ばらまきにより、却って都市の活力が低下し、地方公共財の過大な供給／ばらまきが困難になる可能性があることを示していないだろうか。結果的に多く負担する都市の経済は発展し、多くを得ている都市は衰退するとすれば、ここでも経済学の言う合成の誤謬 fallacy of composition が成り立っていると言える。衰退したから多く得ているのか、多く得たから衰退したのかの分別は困難としても短期的な利益に基づく政策の脆弱性を示す。

現在、地方分権がそれ自体正の価値を持つかのような政治的認識／傾向 slogan/labeling があるが、実際には、地方分権は地域間格差拡大、市場分断等、負の面もある。特定産業と政治家の結託 captured/collusion も容易になるかもしれない。国と比較して情報公開、納税者の批判も一層、不十分である。政策担当者の責任も曖昧である。従前、日本では、地方財政は主要国と比較して公共部門の大きな部分を担いながら、国／他地域からの移転とそれに伴う関与により、全国一律、画一的公共サービスを提供してきた。国からの移転で財政不足を補填すれば、政策の効果は住民にも、国民にも不透明である。真の地方分権の下では地方政府の政策は最終的に住民が責任を負う。地域の選好に基づく受益と負担は地域の多様性を齎し、住民の地域間流動性の増加とともに、個人の多様性に応じた効用増加、効率性上昇を期待することができる。本稿で対象とし、必ずしも十分に検証できなかった民政費等の経済政策に関する政治家、住民の選好の人口変化への効果は、近い将来、真の地方分権の浸透が地域住民の受益と負担の対応と地域の多様性の程度を高めるならば、強く明らかなものとして感じられるようになるかもしれない。それは（各地域で最低限の公共財需要は満たすものの）地方公共財供給に関する地域間格差増加の方向でもある。地方公共財供給に関する地域住民の受益、負担に関する選好は中長期的に地域の人口変化により大きな効果を持つようになる。日本でこのような方向が選ばれるか否かは分らないが、経済成長が見込めない状況では、国民は否応無く、そのような選択に直面しているのである。

年表

西暦	和暦	事項
1859	安政 6	横浜開港。
1868	明治 1	大坂、神戸開港。
1869	2	開拓使設置：1882 年、廃止。 京都、日本最初の小学校（現柳池小学校）。
1871	4	西海道鎮台（小倉）。
1872	5	新橋横浜間鉄道開通。
1873	6	横浜、生糸改会社設立。 広島鎮台設置。
1875	8	札幌、屯田兵入植開始：1889 年、最後の屯田兵入植。 横浜、瓦斯局：高島嘉右衛門から買収。
1878	11	大都市に区設置。
1880	13	横浜正金銀行設立。
1887	20	横浜、県営上水道。
1889	22	仙台、横浜、名古屋、神戸、広島、福岡市制。（東京）、京都、大坂は特例（1898 年まで）、市長は知事が兼務。 京都電燈会社営業開始。 広島、宇品築港完成。 門司港を石炭、米等の特別輸出港に指定。
1890	23	横浜、水道市営化。横浜共同電燈会社設立。 琵琶湖第 1 疏水竣工（工費 125 万円）。
1891	24	横浜、十全医院（1874 年開設）市営化。 京都、市営蹴上発電所。 濃尾地震。
1892	25	横浜、ガス市営化。
1893	26	広島電燈（株）。
1894	27	広島、大本営設置、臨時帝国議会開催。
1895	28	京都、鴨川運河完成。 京都、京都電気鉄道（日本最初の市街電車。1918 年、市営化）。 大坂、上水道。
1896	29	大坂、常設市営病院（桃山病院）。
1897	30	京都帝国大学。
1898	31	名古屋、市営市街電車営業開始。

1899	32	横浜、神戸居留地撤廃。 広島、上水道。 博多港、外国貿易港になる。
1900	33	神戸、上水道。
1901	34	官営八幡製鉄所営業開始。
1903	36	大坂、市営市街電車営業開始。
1904	37	横浜電気鉄道（市街電車）。
1907	40	東北帝国大学。
1910	43	神戸、市営市街電車営業開始。 福岡、福博電気軌道（市街電車、のち西日本鉄道福岡市内線）営業開始。
1912	大正 1	日本鋼管川崎製鉄所。 京都、市営市街電車営業開始。 京都、蹴上浄水場完成。 広島、広島電気軌道（市街電車）。
1914	3	名古屋、上水道。
1918	7	札幌、札幌電気鉄道（市街電車）。
1921	10	千葉、市制。 川崎、上水道。 横浜電気鉄道市営化。
1922	11	札幌、市制。 名古屋、市営市街電車営業開始。
1923	12	仙台、福岡、市営上水道。 関東大震災。
1924	13	川崎、市制。
1926	14	仙台、市営市街電車営業開始。
1927	昭和 2	横浜、区制。 京都、中央卸売市場開設（日本最初）。 大坂、市営バス営業開始。
1928	3	横浜、鶴見埋立組合（のち東京湾埋立）による埋立 495 ha 完成。 横浜、京都市営バス営業開始。 大坂、中央卸売市場開設。

1930	5	仙台、市立病院営業開始。 札幌、名古屋、神戸、市営バス営業開始。
1931	6	名古屋、市民病院開設。 京都、京阪電気鉄道新京阪線（現阪急電鉄京都線）（地下鉄）。
1932	7	京都、市営トロリーバス（日本最初）。 神戸、中央卸売市場開設。
1933	8	大坂、市営地下鉄営業開始。 陸軍造兵廠、東京小石川から小倉に移転。
1936	11	福岡、雁の巣飛行場、国際空港（日本最初）。
1938	13	千葉、市立病院営業開始。
1939	14	川崎、工業用水道（日本最初）。
1941	16	仙台瓦斯（1909 年設立）市営化。
1942	17	関門鉄道トンネル。
1943	18	巨椋池干拓完成。
1944	19	川崎、市街電車。
1945	20	広島、原子爆弾。
1949	24	千葉、市営競輪開始。 広島平和記念都市建設法
1950	25	さっぽろ雪まつり。 川崎、市営バス。 横浜国際港都建設法、京都国際文化観光都市建設法、神戸国際港都建設法：これらはいずれも都市計画法の地域特例法。
1951	26	川崎港、横浜港管理権、国から市に移管。
1953	28	神戸、1970 年までに 543 ha 埋立て（戦前は 219 ha）。
1956	31	横浜、神戸政令指定都市。
1957	32	名古屋市営地下鉄営業開始。
1959	34	仙台、（市営）下水道起工。 伊勢湾台風。
1960	35	仙台、中央卸売市場。 チリ地震津波。
1963	38	名神高速自動車道路一部開通。

1963	38	5 市（市制施行は門司（港湾）1899 年、小倉（軍都）1900 年、若松（港湾）1914 年、八幡（工業）1917 年、戸畑（漁港）1924 年）合併、北九州、政令指定都市。
1964	39	仙台、下水処理場。 東海道新幹線。
1965	40	広島、太田川放水路完成。
1966	41	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法。 神戸、ポートアイランド第 1 期、1980 年までに 436 ha 埋立て。 福岡、下水処理場。
1967	42	輸出入額第 1 位港湾は神戸から横浜になる。
1968	43	東名高速自動車道路。
1969	44	川崎、市街電車廃止。 京都、市営トロリーバス廃止。 神戸、宮崎辰雄市長当選：前助役、自民、民社推薦、社会支持で共産推薦の対立候補を破る。以後 1989 年まで 5 選。 （財）神戸開発事業団設立。
1970	45	大坂、日本万国博覧会。
1971	46	札幌、市営地下鉄営業開始。 神戸、市営市街電車廃止。
1972	47	札幌、冬季オリンピック。 札幌、川崎、福岡政令指定都市。 横浜、市営地下鉄営業開始、市街電車、トロリーバス廃止。 神戸、六甲アイランド、1990 年までに 580 ha 埋立て。 福岡空港、米軍から返還。
1973	48	北九州、3 歳未満児の医療費無料化。 関門橋開通。
1974	49	名古屋、市街電車廃止。
1976	51	仙台、市街電車廃止。
1977	52	川崎、環境評価条例（全国初）。 神戸、市営地下鉄営業開始。
1978	53	横浜、人口第 2 位。 京都、市街電車廃止。

1978	53	福岡、渇水。
1979	54	名古屋、都市高速自動車道路。 福岡、市街電車（西日本鉄道福岡市内線）廃止。
1980	55	京葉道路全線開通。 広島、政令指定都市。 福岡、都市高速自動車道路。
1981	56	京都、市営地下鉄営業開始。 福岡、地下鉄営業開始。
1982	57	東京湾岸道路開通。
1985	60	北九州都市モノレール営業開始。
1986	61	国鉄／ JR 京葉線一部開通。 神戸、ポートアイランド第 2 期、1995 年までに 390 ha 埋立て。
1987	62	仙台、市営地下鉄営業開始。
1988	63	川崎駅西口再開発を契機とするリクルート事件。
1989	平成 1	仙台、政令指定都市。
1992	4	千葉、政令指定都市。
1993	5	仙台、石井市長、収賄で逮捕。 北九州、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（1992 年、2006 年廃止）に基づき輸入促進地域に指定。
1995	7	阪神・淡路大震災。
1996	8	千葉市住宅供給公社設立。
1997	9	北海道拓殖銀行破綻。 東京湾アクアライン開通。
1998	10	千葉、15 年ぶりに（普通）交付税交付団体になる。 明石海峡大橋竣工。
2003	15	福岡、第 3 子優遇。
2004	16	札幌、市営バス廃止。
2006	18	札幌市立大学設立。

参考文献

朝日新聞出版社編『民力』朝日新聞出版社　各年版

大谷俊介（2006）「北九州市における家庭ごみ収集制度の見直し」『生活と環境』597 号：33-38 （財）日本環境衛生センター

川崎一泰（2008）「地域間経済格差」上村敏之、田中宏樹編『検証格差拡大社会』日本経済新聞出版社

川崎市編（1988-1997）『川崎市史』通史編 4 巻 5 冊、資料編 4 巻 9 冊、別編　川崎市

河原温『都市の創造力』ヨーロッパの中世 2　岩波書店　2009.1.27

川又新一郎（2007）『日本の地方財政改訂版』自費出版

川又新一郎（2009）『日本の財政改訂版』自費出版

北九州市史編纂委員会編（1983.2-1993.3）『北九州市史』11 冊　北九州市

京都市編（1970-1976）『京都の歴史』10 巻、第 9 巻『世界の京都』 学芸書林

厚生労働省（厚生省）大臣官房統計情報部（統計調査部）『医師・歯科医師・薬剤師調査』各年版　1954 年以後（届出統計）、1982 年以後は 2 年ごとの調査。

厚生労働省（厚生省）大臣官房統計情報部（統計調査部）『医療施設調査、病院報告』各年版　医療施設調査は 1953 年以後（指定統計）、病院報告は 1949 年以後、当初は『医療施設調査、医師・歯科医師・薬剤師調査』、1969 年以後『医療施設調査』と『医師・歯科医師・薬剤師調査』を別冊にし、1971 年以後『医療施設調査、病院報告』。1973 年以後、静態調査と動態調査に区分、前者は 1972 年以後 3 年ごとの調査、後者は異動報告のみに基づき前者を修正。当初は年末現在、1984 年以後 10 月 1 日現在の数値。

厚生労働省大臣官房統計情報部（統計調査部）『介護サービス施設・事業所調査』各年版

厚生労働省（厚生省）大臣官房統計情報部（統計調査部）『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』各年版

厚生労働省（厚生省）大臣官房統計情報部（統計調査部）『社会福祉施設等調査報告』各年版　1956 年以後、当初は『社会福祉施設調査報告』、1993 年以後改称。

『厚生統計要覧』（財）厚生統計協会　各年版

国土交通省（建設省／国土庁）土地鑑定委員会編『地価公示』国立印刷局　各年版

札幌市教育委員会編（1986-2008）『新札幌市史』8 巻 10 冊　北海道新聞社

市町村自治研究会（自治省／総務省）編『全国市町村便覧』第一法規　各年版

週刊東洋経済臨時増刊『地域経済総覧』東洋経済新報社　各年版

新修大阪市史編纂委員会編（1978-）『新修大阪市史』10 巻　大阪市

新修神戸市史編集委員会編（1982-）『新修神戸市史』歴史編 4 巻、産業経済編 3 巻、行政編 4 巻　とくに『行政編 II：くらしと行政』（2002） 神戸市

新修名古屋市史編集委員会編（1997-2001）『新修名古屋市史』10 巻　別に新修名古屋市史資料編編集委員会編『新修名古屋市史資料編』名古屋市

鷲見英司（2008）「地方財政格差」上村敏之、田中宏樹編『検証格差拡大社会』日本経済新聞出版社

全国市長会編『日本都市年鑑』第一法規出版　各年版

仙台市史続編編纂委員会編（1970）『仙台の歴史』（仙台市史続編別巻） 宝文堂

仙台市史編纂委員会編（1994-）『仙台市史』通史編、資料編、特別編合計 30 巻（予定） 宮城県教科書連絡所

総務省統計局編『国勢調査編集・解説シリーズ』日本統計協会　5 年ごと

総務省統計局編『国勢調査報告』日本統計協会　5年ごと
総務省統計局編『国勢調査最終報告書：資料編』日本統計協会　5年ごと
総務省統計局編『住民基本台帳人口移動報告年報』各年版
総務省統計局編『統計でみる市区町村のすがた』社会・人口統計体系　日本統計協会　各年版
総務庁統計局監修（1985）『国勢調査集大成：人口統計総覧』東洋経済新報社
大都市統計協議会編『大都市比較統計年表』大都市統計協議会　各年版
地方財政調査（研究）会（自治省財政局指導課）『地方財政統計年報』（財）地方財務協会　各年版
東京都都市整備局編『東京の土地（土地関係資料集）』東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課　各年版　ただし、編集者、標題は一定でない。
（財）統計情報研究開発センター、（財）日本統計協会編（2005）『市区町村人口の長期系列：平成の大合併後の市区町村境域による遡及人口系列』（財）日本統計協会
東洋経済新報社（2007）「生活困窮者支援は住民任せ：北九州市・福祉行政の倒錯」『週刊東洋経済』6,099号：78-80
東洋経済新報社編『都市データパック』東洋経済別冊、東洋経済新報社　各年版
特別区協議会編『特別区の統計』（財）特別区協議会　1981年から各年版
内閣府編（2006）『2007年版経済財政白書』（独）国立印刷局
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編『県民経済計算年報』メディアランド　各年版
内務省地方局（自治庁）『地方財政概要』大正2年度から昭和30年度まで。
日経産業消費研究所（2008, 2009）『日経グローカル』114号、115号　日本経済新聞社産業消費研究所
日本経済新聞社、日経産業消費研究所『全国市区の行政比較調査データ集』日経産業消費研究所　1998年から隔年（1998年は公刊せず）
蓮見音彦、似田貝香門、矢澤澄子編（1990）『都市政策と地域形成：神戸市を対象に』東京大学出版会
福岡市役所／福岡市編（1958-）『福岡市史』13巻、別巻、別に資料集　福岡市役所／福岡市
保田井進、大橋薫編（1991）『地方大都市の都市問題：10年後にみる北九州市の変容と条件』多賀出版
持田信樹（1993）『都市財政の研究』東京大学出版会
矢野新一（2000）「10年後成長する都市衰退する都市」『THE21』186号（2000.5）：81-91、PHP研究所
湯浅誠（2007）「ダンピングされる生＝貧困化：21世紀のモデル都市北九州市が投げかける問い」『論座』244号：121-127　朝日新聞社
横浜市（1989）『図説横浜の歴史』横浜市市民局情報室
横浜市総務局市史編集室編（1989-2004）『横浜市史II』通史編3巻6冊、資料編8巻9冊、総目次・索引　横浜市
横浜市役所編（1931-1933）『横浜市史稿』11巻14冊　横浜市
吉富有治（2005）『大阪破綻』光文社

Acemoglu, Daron, Simon Johnson, James A Robinson（2002）, “Reversal of Fortune: Geography and Institutions in the Making of the Modern World Income Distribution”, *Quarterly Journal of Economics* 117: 1231-1294
Bettencourt, Luís M A, José Lobo, Dirk Helbing, Christian Kühnert and Geoffrey B West（2007）, “Growth, innovation, scaling, and the pace of life in cities”, *Proceedings of the National Academy of Sciences of the US* 104（17）: 7301-7306

Buzar, Stefan, Philip Ogden, Ray Hall, Annegret Haase, Sigrum Kabisch and Annett Steinführer (2007), "Splintering Urban Populations: Emergent Landscapes of Reurbanisation in Four European Cities", *Urban Studies 44* (4) : 651-677

Cebula, Richard J (2005), "Internal Migration Determinants: Recent Evidence", *International Advances in Economic Research* 11: 267-274

Cheshire, Paul, and Stefano Magrini (2006), "Population Growth in European Cities: weather matters, but only nationally", *Regional Studies* 40 (1) : 23-37

Devereux, Michael P, Rachel Griffith and Helen Simpson (2007), "Firm Location Decisions, Regional Grants and Agglomeration Externalities", *Journal of Public Economics* 91: 413-435

Duranton, Gilles (2007), "Urban Evolutions: The Fast, the Slow, and the Still", *American Economic Review* 97 (1) : 197-221

Duranton, Gilles, and Henry G Overman (2005), "Testing for Localization Using Micro-Geographic Data", *Review of Economic Studies* 72: 1077-1106

Eaton, Jonathan, and Zvi Eckstein (1997), "Cities and Growth: Theory and Evidence from France and Japan", *Regional Science and Urban Economics* 27: 443-474

Eeckhout, Jan (2004), "Gibrat's Law for (All) Cities", *American Economic Review* 94 (5) : 1429-1451

Fiva, Jon H (2009), "Does welfare policy affect residential choices? An empirical investigation accounting for policy endogeneity", *Journal of Public Economics* 93: 529-540

Fratesi, Ugo, and Massimiliano R Riggi (2007), "Does Migration Reduce Disparities? The Role of Skill-Selective Flows", *Rurds* 19 (1) : 78-102

Fujita, Masahisa, Paul Krugman and Anthony J Venables (1999), *The Spatial Economy: Cities, Regions, and International Trade,* MIT Press 小出博之訳 (2000)『空間経済学』東洋経済新報社

Gabaix, Xavier (1999), "Zipf's Law for Cities: An Explanation", *Quarterly Journal of Economics* 114: 739-767

Gelbach, Jonah B (2004), "Migration, the Life Cycle, and the State Benefits: How Low Is the Bottom?", *Journal of Political Economy* 112 (5) : 1091-1130

Glaeser, Edward L, and Joseph Gyourko (2005), "Urban Decline and Durable Housing", *Journal of Political Economy* 113 (2) : 345-375

Glaeser, Edward L, José A Scheinkman and Andrei Shleifer (1995), "Economic growth in a cross-section of cities", *Journal of Monetary Economics* 36: 117-143

Greenwood, Michael J (1997), "Internal Migration in Developed Countries", in Mark R Rosenzweig and Oded Stark eds, Handbook of Population and Family Economics vol 1B, Elsevier

Hohenberg, Paul M (2004), "The Historical Geography of European Cities: An Interpretive Essay", in J Vernon Henderson and Jacques-François Thisse eds, *Handbook of Regional and Urban Economics, Vol 4*: *Cities and Geography,* Elsevier

Jacobs, J (1969), *The Economy of Cities,* Vintage

Kim, Sukkoo, and Robert A Margo (2004), "Historical Perspectives on US Economic Geography", in in J Vernon Henderson and Jacques-François Thisse eds, *Handbook of Regional and Urban Economics, Vol 4: Cities and Geography,* Elsevier

Krugman, Paul（1991）, “Increasing Returns and Economic Geography”, *Journal of Political Economy* 99（3）: 483-499

Lundholm, Emma, and Gunnar Malmberg（2006）, “Gains and Losses, Outcomes of Interregional Migration in the Five Nordic Countries”, *Geografiska Annaler Series B: Human Geography,* 88B（1）: 35-48

Marshall, Alfred（1890）, *Principles of Economics,* Macmillan

Obstfeld, Maurice, and Giovanni Peri（1998）, “Regional Non-Adjustment and Fiscal Policy”, Economic Policy 26: 207-259

OECD（2006）, *Competitive Cities in the Global Economy,* OECD Territorial Reviews, OECD

Rhode, Paul W, and Koleman S Strumpf（2003）, “Assessing the Importance of Tiebout Sorting: Local Heterogeneity from 1850 to 1990”, *American Economic Review* 93（5）: 1648-1677

Rodgers Jr, Harrell R, and Lee Payne（2007）, “Child Poverty in the American States: The Impact of Welfare Reform, Economics, and Demographics”, *Policy Studies Journal* 35（1）: 1-21

Rossi-Hansberg, Esteban, and Mark L J Wright（2007）, “Urban Structure and Growth”, *Review of Economic Studies* 74: 597-624

Tatsiramos, Konstantinos（2009）, “Geographic labour mobility and unemployment insurance in Europe”, *Journal of Population Economics* 22: 267-283

US Bureau of the Census, Department of Commerce, *Statistical Abstract of the United States,* US Government Printing Office/Bernan Press, annual

Zipf, George（1949）, *Human Behavior and the Principle of Least Effort,* Addison-Wesley

※本論文は拓殖大学政治経済研究所・平成 22 年度研究助成の研究成果である。

（原稿受付　平成 22 年 9 月 16 日）

政治・経済・法律研究　Vol. 13　No. 1,　pp. 97 − 116　　December　2010

世界金融危機と中東欧の銀行※

Global Financial Crisis and Banks in CEE countries

高　橋　智　彦

要旨

欧州の旧社会主義国はその市場経済への移行過程において痛みを伴う経済改革を行い、多くの国営企業を民営化すると同時に外資を導入し、成長を遂げてきた。銀行業においても例外ではなく、旧国営のトップバンクですら外資に明け渡す国もあった。外資の経営能力が高いことからの効率化、資本市場での名声を用いての資金調達の容易化などが期待された。また外資系銀行の進出が、一般事業会社の進出を促し、経済の発展に寄与したとの分析もある。多くの国が欧州新興国と呼ばれ高成長を遂げた。EU の東方拡大に伴い欧州新興国の多くが EU に加盟し、国境や通貨の制約が薄れたこともあり、銀行の活動範囲も拡大していった。資産価格上昇の中で将来のユーロ導入もにらみユーロ、スイスフラン等外貨建ての貸出を伸ばす銀行もあったが、国民の自国銀行志向もあり、国内系の大銀行も伍して発展していった。しかし、2008 年のリーマン・ショックとそれに伴う金融市場の信用収縮は世界的な金融危機となり、欧州新興国の金融市場に負の影響を与えた。大国から進出した外資に比較して国内系は脆弱であり、優位性も失った。ここでは代表的な中東欧の国であるポーランドやハンガリー、チェコで効率性の変化について実証分析を行った。実証の結果、危機前に比してポーランドでは国内系のトップバンクの優位性が薄れている結果となった。これらは資本の厚みがあり、名声により資本調達が容易な大国からの進出外資銀行に比較して、国内系はトップ銀行といえども調達コストが上昇し利益性が損なわれるなど効率性が低下しやすい環境にあることを示していると思われる。逆にハンガリーでは外資系銀行が積極展開していただけに影響が大きく、効率性が損なわれるなど異なる結果となった。トップバンクが外資系であるチェコではマクロ経済的な影響が相対的に小さく、外貨建て貸出比率も小さい中で危機による銀行効率性への影響は限定的であった。

はじめに

米国の住宅市場の混乱は2007年にはサブプライムローン問題として顕在化した。住宅向け債権は多くがRMBS（住宅ローン担保証券）やそれを組み込んだCDO（債務担保証券）などの証券化商品として流動化されていたために広がりを見せ、インターバンクを中心とする金融市場の混乱や資金収縮による資産価格の下落や新興国市場からの資金が引き揚げる形で欧州新興国として有望視されていた中東欧[注1]の体制移行国の国々にも影響を及ぼした。移行国では体制移行後に西欧諸国を中心とする大銀行の資本が入っていたが、それらの多くの銀行が本国での展開で大きく資産を棄損した。さらに、中東欧では地価が高騰し、銀行の預貸率も上昇していたために、その反動も大きかった。中東欧諸国で展開していた各国銀行は収益源であったこの地域で不良債権を抱え、直接、間接の償却を余儀なくされた。撤退も懸念されている。ここでは世界金融危機の中東欧諸国の銀行への影響を分析する。特に危機の影響が比較的少なく、その後もプラス成長となったポーランドと影響が大きくIMFの金融支援を受けたハンガリー、相対的に影響が軽微なチェコについて危機前後での金融機関の効率性について実証分析を行い、そこから含意を得た。この3カ国は2004年以降にニース条約に基づきEUに加盟した12カ国の中でも規模の大きい国であり、3カ国ともユーロ導入に至らずに金融政策の独立性を保持し、内ポーランドとハンガリーは外資を導入しながらもトップバンクは国内資本の銀行が占め、主要な大きい銀行は外資に明け渡しているという銀行システムを持つ点でユニークな国である。また、チェコは上位行は全て外資系であるが先の2カ国よりも外資導入が遅かった国である。この3カ国の銀行で中東欧（除ロシア）の資産や利益の上位銀行の太宗を満たしており、この3カ国を中心に中東欧の銀行の危機前後の変化の考察を行う。

Ⅰ．移行期の外資導入

中東欧の旧社会主義圏の国の銀行はモノバンクと言われる単一銀行制度が取られ、中央銀行が商業銀行の機能も果たし、農村や工場のある地域まで網羅していた。その他、貯蓄促進のための貯蓄銀行や開発、輸出入や農業などの目的別銀行に加え、二層銀行制度と呼ばれる商業国有銀行を複数所有する形態になっていった。1980年代後半には旧ソ連やポーランドやハンガリーなどの旧社会主義圏の銀行でこのような制度が導入されていった。現在の中東欧の大銀行はこの時の機能別に分かれた銀行の流れを汲む。その後、市場経済の導入とともに各国は不良債権問題や金融危機に直面した。なぜならばローンポートフォリオが社会主義圏独特の重工業や農業に偏っており、資本も不足していた。国有銀行は徐々に民営化され新しい資本を入れ、自国の金融システムの中心的存在となった。1998年のロシア危機などの金融危機はこれらの

国々の銀行を外資に取り割安な存在にさせた。チェコやブルガリアやルーマニアなどはトップバンクを外資の傘下におく一方でポーランドはPKO銀行、ハンガリーはOTP銀行といったトップバンク（双方とも旧貯蓄銀行）に政府資本及び国内資本を温存し、オーストリア、イタリア、ベルギー、ドイツ、フランス、アイルランドの銀行が中欧の金融機関に直接投資を行い、ギリシャ、トルコなどがルーマニアやブルガリアの金融機関に進出した。スウェーデンはバルト三国に進出した。Koalewski,Weresa（2008）では金融機関への直接投資が製造業など非金融機関の直接投資を誘発したとしている。西欧で経験を積んだ大銀行の名声を持つ資本が銀行間市場などでの資金調達を効率化させ、また効率的なプロジェクトの選択を行う審査眼の経済への貢献も同書は指摘している。

外国銀行により店員教育など意識改革がはかられたが、他方、各国では預金者の根強い自国銀行志向があり、外銀よりもむしろ調達面で有利になる傾向もあった。外銀は国際金融市場での名声を生かした調達や担保評価や商品開発のノウハウ、システムやATM、クレジットカード、ネットバンキングやテレフォンバンキングの展開、運用などの優位性があるが、より低コストの預金獲得において旧貯蓄銀行などの自国資本の銀行に優位性があった。ただし、当初は移行国特有の不良債権問題の発生で過剰な貸倒引当金を積むなどの動きも散見され、収益性向上や経営安定化のためにも経営の近代化が望まれた。ポーランド、ハンガリーでは政府の財政難もあり、民営化と外資への売却が促進された。早期に2位以下の銀行の多くは外資の傘下に入ることを受け入れた。

ポーランドでは旧体制時から金融仲介機能の強化が望まれてきた。80年代に中央銀行の独立性強化なども行われてきたが、89年に新しい銀行法が制定され、二層銀行制度が導入され中央銀行の預金や貸出などの商業銀行機能が国有商業銀行に分離して移管された。90年に始まったIMFのコンディショナリティーに符合した経済改革プログラムは構造調整政策として国営企業の民営化や金融制度の再構築を含んでおり、90年代初頭には積極的な競争促進策が取られ銀行数も増加したが、経済全般と金融の混乱を経てやがて極めて慎重な民営化、外資導入の姿勢が政策当局によって取られた。95年のアイルランドのアライド・アイリッシュ銀行（AIB）のWBK銀行への出資から大銀行への外資参入が続き、98年にはついにトップバンクのPKO銀行と並ぶ国内二大銀行である旧外国為替専門銀行であったペカオ銀行をイタリアのウニクレジットが買収した。99年にはさらに外銀の参入規制が緩和され、買収が進んでいった。

ハンガリーでは87年の二層銀行制度導入で中央銀行の商業銀行機能が分離され、K&H銀行やMKB銀行（前貿易銀行）といった大銀行が生まれ、その後貯蓄銀行であるOTP銀行も商業銀行化された。94年にMKBが最初に民営化され、95年にブタペスト銀行が民営化された。円滑な民営化を進めるためにEBRD（欧州復興開発銀行）も介在して外資が所有権を持ちやすくするような措置がなされ、前者にバイエルン州立銀行、後者にGEキャピタルの資本が入る

過程で補完を行った。98年に外資の支店開設が認められたことから本格的な外資参入が始まった。ここでユニークなのはトップバンクであるOTP銀行には徐々に外資を認める方式をハンガリー政府はとり、エネルギー会社のMOLなど主要民族資本が株主に名を連らね、2002年以降にはOTP銀行がスロバキア、ルーマニア、ブルガリア、クロアチアといった第一次大戦後のトリアノン条約で領土が縮小となり残留したハンガリー人の多い地域に進出していったということである。ポーランド、ハンガリーは早期に外資を受け入れ、インフレ率が高かったことなどからロシア危機後も不良債権問題や経営問題が深刻化せずにEU加盟を迎えた。この点は民営化や外資大資本進出が遅れ、低インフレの中で不良債権問題が深刻化かつ長期化したチェコとは両国は大いに異なった。

チェコは分離前のチェコスロバキアがポーランドやハンガリーに遅れて90年に二層銀行制度を導入した。93年にスロバキアとの国家分離を経て、金融セクターの混乱が続いた。多くの中小銀行が経営破綻し、そのために新たな展開に対して政策当局は極めて慎重になった。97年にそれまでの矛盾が顕在化する形で金融危機となり、98年に中央銀行総裁のトショフスキが首相となった。この時点でも外資の導入は進んでいない。その後、99年にチェコ海外貿易銀行（CSOB）が売りに出され、ベルギーのKBC銀行が傘下に収めた。2000年以降、チェコ貯蓄銀行（CS）も含む旧目的別銀行が外資の傘下に入っていった。チェコ貯蓄銀行がオーストリアのエルステ銀行の傘下に、そしてここにはフランス系が進出しソシエテジェネラルがコメルチーニ銀行を傘下に収めた。オーストリアのライファイゼン、イタリアのウニクレジットも進出した。トップバンクであるチェコ貯蓄銀行を外資に委ねた点でポーランド、ハンガリーと異なる。

チェコから分離したスロバキアは当初は分離時の首相であるメチアル首相の政権が民族主義的な姿勢をとり、外資導入に否定的な姿勢を見せたが、EU加盟交渉の遅れなどから98年10月に開放派のズリンダ政権が発足し、99年には大きな銀行改革を打ち出し貯蓄銀行を民営化し、2000年にエルステ銀行の傘下となった。またそれと並び二大銀行とされるVUB銀行も2001年にインテッサ銀行の傘下に入った。その他、タトラ銀行はライファイゼン銀行、そしてユニークなことにIRB銀行は先述のハンガリーのOTP銀行の傘下へと入った。

この時期のこの地域の金融の特徴としては旧社会主義で社会保障が手厚いことや銀行預金への信頼が薄いことにより貯蓄志向が低く、マーシャルのkが低く、調達構造が短いことにより融資も短期が多いという傾向があった。そのために効率性が低く、外資導入効果が期待されていた。また90年代の初めから始まった民営化の過程で、社会主義時代からの不良債権処理もあり、全体に資本不足であり、国家財政もマーストリヒト基準により財政赤字を名目GDP比3%以内に抑えて早期にEUに加盟し、加盟後にユーロを導入するという目標の中で銀行救済の余裕はなかった。新たな資本の供給者として外資にかかる期待は大きかった。外資自体も進

出先の非効率性の影響を受けるためにLensink,Meesters,Naaborg（2008）では外資の銀行効率性への好影響を否定しているが、この時期の中東欧においては実際に外資による資本増強効果は格付けなどを見ても大きかった。Grigorian,Manole（2002）も実証の結果、各国での外資導入や統合の結果が大きかったとしている。政府は外資に売却後も預金保険で上位行をカバーするなど、公式、非公式に銀行市場への介入を続けた。そのことが業務拡大へのモラルハザードを起こした可能性も指摘されている。この時期進出企業の寄与もあって、中東欧地域は中期的に高成長を遂げ、業務拡大意欲を喚起すると同時に、高成長の中で問題点もカバーされていた。

（表1）中東欧地域の実質GDP成長率　　単位：（%）

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
ブルガリア	5.7	4.2	4.7	5.5	6.7	6.4	6.5	6.4	6.2	-4.9
チェコ	3.6	2.5	1.9	3.6	4.5	6.3	6.8	6.1	2.5	-4.1
エストニア	10.0	7.5	7.9	7.6	7.2	9.4	10.6	6.9	-5.1	-13.9
ラトビア	6.9	8.0	6.5	7.2	8.7	10.6	12.2	10.0	-4.2	-18.0
リトアニア	3.3	6.7	6.9	10.2	7.4	7.8	7.8	9.8	2.8	-14.8
ハンガリー	4.9	4.1	4.4	4.3	4.9	3.5	4.0	1.0	0.6	-6.3
ポーランド	4.3	1.2	1.4	3.9	5.3	3.6	6.2	6.8	5.0	1.7
ルーマニア	2.4	5.7	5.1	5.2	8.5	4.2	7.9	6.3	7.3	-7.1
スロベニア	4.4	2.8	4.0	2.8	4.3	4.5	5.9	6.9	3.7	-8.1
スロバキア	1.4	3.5	4.6	4.8	5.0	6.7	8.5	10.6	6.2	-4.7
クロアチア	3.0	3.8	5.4	5.0	4.2	4.2	4.7	5.5	2.4	-5.8

（出所）Eurostat

Ⅱ.EU 加盟と業務拡大

ニース条約による東方拡大で2004年にポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアのヴィシグラードグループ４カ国（Ｖ４）、ラトビア、リトアニア、エストニアのバルト３国、マルタ、キプロスと旧ユーゴから唯一スロベニアの計10カ国がＥＵに加盟した。2007年にはルーマニア、ブルガリアの２カ国も加わった。ＥＵ加盟と人の出入りを自由にするシェンゲン協定の拡大からさらなる投資拡大への誘因が加わり、経済成長率も上昇し、有望な取引先として各国の銀行が進出した。そうした中で中東欧諸国の多くの銀行が外資の傘下に入った。またEU加盟により、将来のユーロ導入が当然視され、ユーロ、スイスフランなどの外貨建て融資が多く行われた。ユーロ圏の銀行にとり、ユーロでの貸出は負債の特性にも合い、短期低利で調達したユーロで、長期にわたり高金利で貸出をすることの出来る中東欧での外貨建て貸出は収益性の高いものであった。ユーロ圏内での収益性が低迷する中で高い収益率を挙げられるこの地域での展開が連結ベースでの利益を大きく左右した。

特にウニクレジット（イタリア）、ライファイゼン銀行（オーストリア）、エルステ銀行（オーストリア）、ソシエテジェネラル（フランス）、KBC銀行（ベルギー）はこの地域での投資意欲が高く、各国で多くの資産を持ち展開していった。これらの銀行の本国では銀行貸出が低迷

しており、新たな業務を求めて東欧圏に積極展開していた。

地価上昇と貸出ブーム、住宅ローンブーム、そして外貨建てブームといった現象がこの時期のこの地域の特徴だった。特にラトビア、リトアニア、ルーマニア、ブルガリアでのブームは大きかった。これらの国毎のブームの強弱には為替制度も影響している。スロベニア、スロバキアでは各々 2007 年、2009 年にユーロを導入したが、その前年には導入が決まっており、外貨建てローンを展開する誘因に乏しかった。

後述する実証を行う期間の 2007-2008 年の時点ではポーランドの貸出市場のシェアは PKO 銀行がトップでそれに次いでウニクレジット傘下に入ったペカオ銀行が僅差で続く。その 2 行に続くのが BRE 銀行で旧輸出促進銀行だが、ドイツのコメルツ銀行傘下に入った。その他アライド・アイリッシュ銀行傘下の WBK 銀行、シティバンクの傘下のワルシャワ貿易銀行（Bank Handlowy）などが続く。外資の進出と定着によりこの地域の金融の特徴である金融仲介能力の低さや短期傾向が徐々に修正された。ポーランド政府はトップ銀行の PKO 銀行株保有にはこだわり EU 加盟後の 2004 年 11 月にようやく 39%を手放した。その後も EBRD も介在して外資への売却が進んでいった。各国銀行の預貸率も徐々に上昇していった。2009 年末で 49 行の商業銀行がある。EU 加盟前後から金融危機前の 2007 年にかけては不動産などのブームもあり、各銀行が収益性を向上し、効率性を改善した。この時期のポーランドの銀行の効率性を計測した Wozniewska (2008) の実証結果では徐々に効率性が向上し､効率的とされる銀行が増加している。

ハンガリーの貸出市場のシェアでは旧貯蓄銀行である OTP 銀行は圧倒的だが、それに次ぐシェアをベルギーの KBC 銀行系の K&H 銀行やイタリアのインテッサ系の CIB 銀行とウニクレジット、ドイツのバイエルン州立銀行系の MKB 銀行、オーストリアのエルステ銀行やライファイゼン銀行が分け合った。EU 加盟前後のこの地域の銀行の特徴としては高い利益性が挙げられる。EU 加盟前後に顕著な資産価格上昇の動きも見られ、そのような中で外資が積極的な展開をしたことが窺われる。2009 年末で 27 行の商業銀行がある。OTP 銀行はブルガリアでもトップクラスの銀行として展開している。

チェコではエルステ銀行の傘下に入ったチェコ貯蓄銀行と KBC 傘下のチェコ海外貿易銀行、ソシエテジェネラル系のコメルチーニ銀行の三銀行が貸出シェアのほぼ 5 割を占める。さらにウニクレジット､ライファイゼンといった銀行も合わせれば 6 割近くとなるが全て外資である。2009 年末で 39 行の銀行があり、内 32 行の所有権を外資系が持つ。

どこの国の銀行がどこの中東欧諸国に進出するかということは当初は地政学的な問題と歴史的経緯に依存した。例えばオーストリアの銀行はハンガリーやチェコ、スロバキアで大きな

シェアを占めたが、ハプスブルグ家の統治時代の関連領域でもある。しかし、この地域が高い収益率を挙げ、収益源となってくると、米国系など必ずしも歴史的な関係の深くなく、また地勢学的にも言語的にも関係の薄い外資も進出している。ハンガリーでは外貨建て住宅ローンがブームとなったが、貯蓄から貸出の豊富な金融商品の品揃えは馴染みの低かった外資系銀行を国民に身近にさせ、短期に偏っていた融資を長期化させる効果があった。金融機関の効率性を向上させることに資するものだった。他方、親会社の金融機関にとっては連結ベースでみた調達と運用の為替のミスマッチを防ぎ先述のように ALM に資するものであったが、これは金融機関から個人の借り手へのリスク転嫁に過ぎなかった。しかし、地価の上昇とやがてはユーロに合流すると思われていた自国通貨への信認からこのリスクは強く意識されなかった。さらにはユーロよりも金利が低いスイス・フラン建ての貸出も増加した。この時期の中東欧各国の短期政策金利は景気拡大とインフレ傾向を受けてユーロ圏やスイスよりも高く、顧客もユーロ建て、スイスフラン建てを歓迎していた。資産サイドで貸出が伸びる一方で預金はそれほど伸びなかった。預貸率はウクライナ、バルト三国など旧ソ連地域を中心に、地域全体で高めとなった。

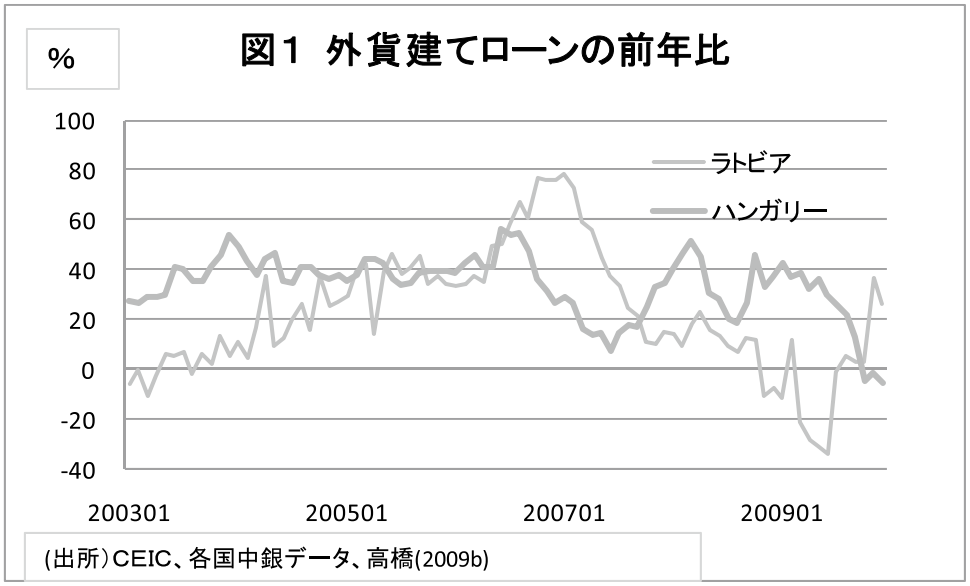

Backe,Wojcik（2006）は消費が促進される中、賃金も増え、クレジットブームに寄与しているとしている。また金融政策と財政政策、プルーデンス政策の連携の重要性を述べている。
EU 加盟前後の時期はポーランドなどが景気が低迷し、企業向け融資が伸びない中で個人向け融資が各国ともに増加した。ポーランドなどでは家計向け融資残高が企業向け残高を上回るような国もあり如何に家計主導のブームであったかがわかる。一人当たり GDP が伸びる中で個人の住宅や耐久財への需要は強かった。ハンガリーは家計向けが外貨建ての寄与もあり、大き

く伸びる一方で企業向け融資もまた伸びた。チェコやスロバキアは過去の金融の混乱から金融機関も懐疑的で大きなブームとならなかった。このことが金融危機の際に幸いする。Molnar（2010a）によればハンガリーでは住宅ローン市場は寡占状況にあり、金融機関のマージンが高く、他国よりも住宅ローン金利が高いことを指摘し、そうしたことが低利の融資が受けやすい外貨建て住宅ローンの隆盛につながった可能性を指摘している。

Ⅲ．金融危機と中東欧の銀行

しかし、2007 年に顕在化した米国サブプライムローン問題は証券化商品を通じて欧州に広がり、サブプライムローンを組まず、証券化商品を購入しなかった中東欧の銀行にも、進出銀行本社の経営悪化、資本引き揚げによる通貨と株の下落、通貨下落によるローン返済困窮者の増加と不良債権の増加などの形で影響を及ぼしてきた。親会社の多くを占める西欧の銀行は米国の証券化商品を持ち、自らも証券化に携わっており、証券化商品市場の流動性の低下で大きな打撃を受けていた。また多くの西欧諸国の内需が弱まり、東欧諸国からの輸出が減少する形で東欧諸国の経済活動の停滞を招いた。ハンガリーとラトビア、後から EU に加わったルーマニア、ブルガリアなどでは経常収支赤字の対 GDP 比率が大きく、直接投資、間接投資の受け入れとデットファイナンスでファイナンスしていたが、投資国のリスク許容度が減少し、投資が急減する中で、対外借入が急増した。格付け機関によるソブリンの格下げも起き、銀行にも影響した。2008 年 9 月に米国投資銀行 4 位のリーマンブラザーズが経営破綻するというリーマンショックが起きてからは東欧諸国及び銀行の資金繰りはさらに窮した。こうした中で 2008 年 11 月にはハンガリー、ウクライナ、2008 年 12 月にはラトビア、その後も 2009 年 5 月にルーマニアが金融財政の調整（コンディショナリティー）を条件に IMF の包括的信用枠融資（金融支援融資､SBA）を受けた。IMF の融資決定額（当時）は IMF 単独で各々 157 億ドル、164 億ドル､24 億ドル､171 億ドルに及び他に EU や欧州復興銀行（EBRD)､欧州投資銀行（EIB）も絡む大規模なものだった。

ポーランドは経常収支の赤字はあるが、その多くが対内直接投資の増加により説明できるものである。進出初期の企業は生産財の輸入を増加させるために対内直接投資の増加過程で貿易収支が一旦悪化する時期がある。また、進出企業の本国への配当や送金には所得収支赤字要因であり、こうした要因で同国の経常収支赤字は説明できる。証券投資も併せ同国のファイナンスに問題はなかった。IMF の救済も SBA ではなく、IMF による柔軟な融資枠 FCL（Flexible Credit Line）の設定のみにとどまり、深刻な危機へは陥らなかった。通貨ズオティは変動相場制であり、ユーロ導入の前段階である ERM Ⅱにもまだ加入していなかったために、金融政策

に自由度があり、通貨下落を享受すれば、金融緩和が可能で迅速な対応が可能だった。また、ズオティの下落は累積的対内直接投資の浸透で育ちつつあった輸出競争力を増大させ、輸出が成長に寄与した。結果として同国はEUで唯一のプラス成長国となり、危機も深刻化しなかった。

ハンガリーでは先述のように2008年11月にIMFから157億ドルに上るスタンドバイ（包括的信用枠）融資を受けることになった。そのコンディショナリティーの条件に銀行監督強化に加えて、OTP銀行などの資本増強など金融安定化諸政策が入ったが、大手のMKB銀行の親会社のバイエルン州立銀行がABSなど証券化商品関連の投資で損失を出し、2008年10月にドイツ政府に公的資金を申請する事態となった。傘下のMKB銀行はその後経営が安定性を欠く展開となった。また各親銀行はいずれも本国で増資を行う事態となった。ハンガリーのフォリントも変動相場制であるが、金融政策の自由度をうまく生かせずに危機は深まった。OTP銀行が投機筋に狙われ、フォリント安が銀行の経営を悪くした。ハンガリー国立銀行が通貨防衛のために政策金利を引き上げて、住宅ローン保有世帯の家計を圧迫し、ローンビジネスが悪化するなどの悪循環に陥った。

表2　不良債権比率と引当率

		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	引当率	（備考）
東欧	スロバキア	3.7	2.6	5.0	3.2	2.5	3.2	3.9	88.3	2009年5月
	チェコ	4.9	4.0	3.9	3.7	2.8	3.3	4.4	61.3	2009年6月
	ポーランド	21.2	14.9	11.0	7.4	5.2	4.4	5.7	N.A	2009年4月
	ハンガリー	2.6	2.7	2.5	2.5	2.5	3.0	4.8	52.6	2009年6月
	ルーマニア	8.3	8.1	8.3	8.0	9.7	13.8	N.A	28.7	2008年末
	ラトビア	1.4	1.1	0.7	0.4	0.4	3.6	10.7	40.7	2009年5月
	ウクライナ	28.3	30.0	19.6	17.8	13.2	17.4	29.9	29.8	2009年6月
西欧	オーストリア	3.0	2.7	2.6	2.1	2.2	2.0	2.2	63.0	2009年3月
	フランス	4.8	4.2	3.5	3.0	2.7	2.8	N.A	56.7	2008年末
	イタリア	6.7	6.6	5.3	4.9	4.6	4.9	5.5	N.A	2009年3月
	スウェーデン	1.9	1.1	0.8	0.8	0.6	1.0	N.A	47.1	2008年末

（出所）IMF世界金融安定性報告2009.10、高橋(2010a)

チェコでは元々EU加盟後の経済成長率が高く、不良債権比率も極めて低く、外貨建てローンにも消極的な銀行が多かったが、輸出相手国の景気減速から2009年にはマイナス成長となった。しかし、中央銀行の利下げと通貨安により徐々に経済は持ち直し、結果としてIMFの支援を受けた国のような局面に立たされてはいなかった。

IMFの包括的信用枠融資を受けた他の国ではラトビアは経常収支赤字の対GDP比が２桁に達する状況の中で対内直接投資は伸びず、国内産業が育たない中で、不動産投資などの投機が増え、地価が高騰していた。しかし、海外資本の引き揚げで危機に陥り2008年11月には国内資本で国内２位のパレックス銀行を国有化、他の上位銀行を経営する親銀行のスウェーデンのスウェド銀行とSEBも対応を迫られた。ルーマニアもハンガリーと同じく経常収支の赤字が大きく投資を必要としていたが、危機前は順調に投資が入っていた。銀行セクターはオーストリアのエルステ銀行系のBCR銀行とフランスのソシエテジェネラル系のBRD銀行が２大銀行であり、その他の大手もオーストリアのライファイゼンなど外資が上位を占め外貨建てローン

などの積極展開がなされる中で、危機後の通貨レウの下落からローン返済が困難になった。ウクライナでは危機前の銀行の預貸率が200%越えていた。国内大手のプロムインベスト銀行がロシア国営の対外経済活動銀行（VEB）傘下に入り、通貨の下落は外貨建てローンの支払い負担を増加させた。同国は元々不良債権比率が高く混乱は大きかった。

IMFの金融救済を受けた国々はそのコンディショナリティ（条件）で緊縮財政と金融リストラと安定化を迫られ、経常収支は短期に大幅に改善し、金融面で資本注入や銀行法改正などの諸政策を迫られた。その関係で政権はいずれも崩壊したが、金融面などで2009年には一旦、一応の小康を得ている。その後、支援期間後の扱いなどを巡り軋轢は絶えない。
変動相場制の国であるハンガリー、ポーランド、チェコが容易かつ迅速に短期金利を下げ（ハンガリーは一旦利上げ後）、景気を刺激するとともに自国の金融機関への間接的な支援を行えたのに対して、既にERM Ⅱに加盟していたバルト三国やユーロを導入していた国は金融政策を有効に使えなかった。変動相場制の国々の通貨下落は深刻なレベルではあったが、その後の外需主導の回復を許した。ただし、通貨の著しい下落は銀行の現地法人の財政状況の悪化、例えば外貨建てローンなどの不良債権化などをもたらし、資本の増強などの必要性を増大させた。親銀行は進出先の子会社の銀行に資本注入や融資の保証などを行った。IMFの2009年4月の「世界金融安定化報告」によれば、このことが現地法人の進出先の融資を親銀行の国への融資へと振り向ける懸念を生んだとしている。このような銀行の主たる生産物である当該国での貸出の棄損が中東欧各国で展開する銀行の効率性を損ねたであろうことは実証前の時点で容易に想起出来ることであるが、この地域についての銀行の効率性を定量的に測定したMolnar（2010 b）ではむしろ効率性は向上しており、以下では実証を行う。

中東欧を巡る銀行の効率性などについての研究は既出のようにあるが、以前からの中東欧各国の情勢を踏まえた後にサブプライム問題に端を発し、2008年に全面的になった世界金融危機を踏まえての金融機関の効率性の変化を収益性の観点から定量的に測定した研究として本論文は独自性がある。

Ⅳ. 効率性を巡る実証分析

国内系銀行や外資系銀行の優位性の変化の実証にあたってはサブプライムに端を発する危機が起き始める2007年と全面的な危機となった2008年の効率性を計測し、比較することを行った。なお、ここでの効率性とは今ある技術を用いて生産できる最大量に対する効率性であり、技術的効率性のことを指す。ここでの効率的という場合は必ずしも効率的資源配分を意味しな

い。2009 年については実証時点でのデータのアベイラビリティと推計において非負条件を満たさない対象が多いために今回は使用していない。

ここでは確率的フロンティア分析（SFA）を行い、生産関数を用いて効率性の推計を行った。これは生産関数の推計を行って求めたフロンティア生産曲線と、各主体の値の乖離度によって非効率性を測定するものである。

生産要素としては労働と資本、ここでは雇用者数と固定資産を用いた。また生産物は営業利益をとった。なお、クロスセクションデータ（連結がある時は連結優先、なければ単体）を用いている。 具体的には下記のように対数形で被説明変数を営業利益、説明変数を従業員数と固定資産として生産フロンティアを推計し、フロンティアと各主体の数値との距離から非効率性を推計した。具体的な式と概念図は下記の通りである。

$$\ln(OP_i) = \alpha_0 + \alpha_1 \ln(L_i) + \alpha_2 \ln(K_i) + (V_i - U_i) \qquad (*)$$

OP_i ； i 銀行の営業利益

L_i ； i 銀行の従業員数

K_i ； i 銀行の固定資産

V_i ； 誤差項～ N（0, σv^2）、半正規分布に従う

U_i ； 非効率性～ N（0, σu^2）、半正規分布に従う。

効率値は exp（$-U_i$）となる[注2]。なお、Vi と Ui は互いに無相関。

また　$0 \leqq \exp(-U_i) \leqq 1$　となる。

図2　生産フロンティアと効率性

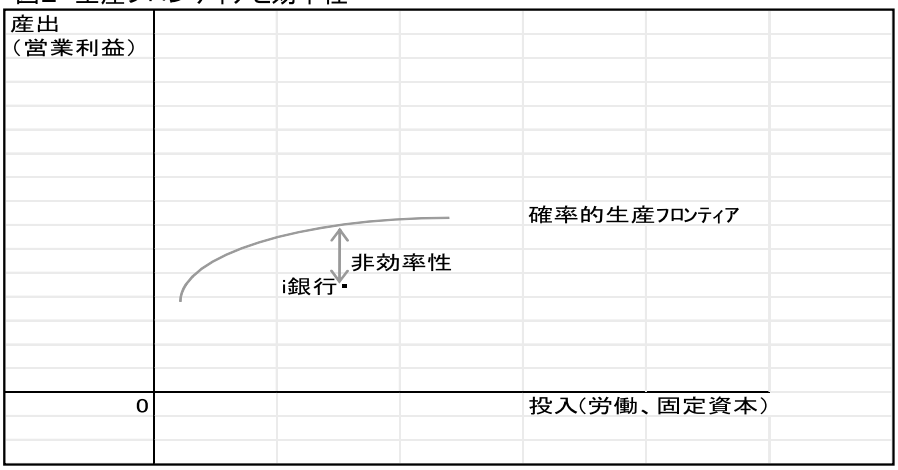

効率値の測定では経営者がリスク回避的と仮定すれば、費用関数とすることも一般的だが、当時の中東欧の金融の状況では費用最小化よりも利益最大化を意図するような拡張的政策が取られたために生産関数を用いた。また費用関数とする時にトランス＝ログ関数もよく使用されるが、ここでは過度の複雑化を避け、労働や固定資産を用いての利益最大化を行う行動をオーソドックスに分析するため、コブ＝ダグラス生産関数でフロンティアを推計しての効率性分析とした。

また効率値の測定ではDEA（Data　Envelopment　Analysis－包絡分析法）と呼ばれるノンパラメトリックな手法もある(注3)。この方法は複数の生産物と生産要素を持つ場合に有効とされ、またある生産物や生産要素に光を当てた時の効率値を求めるのに用いる。誤差項の確率分布の仮定（本稿では半正規分布）などを必要としないために広く用いられてきた。ただし、DEAで求める際にも規模に関して収穫を一定（CRS）にするか、又は可変的（VRS）にするかなど使用するモデルの選択の問題はある。

計量ソフトはオーストラリアのニューイングランド大学の効率及び生産性センター（CEPA）のFrontier 4.1を用いた。詳細な分析法はCoelli（1996）などによる(注4)。データーベースとしてはISI　EMERGING MARKETS社のEMISを使用した。

推計にあたっては先述したようにこの地域がしばしば欧州新興国と言われるように新興国の国々であり、移行国である故にEUに入ってかなりデータは整備されてきているものの、様々なデータ制約がある(注5)。ポーランド、ハンガリー、チェコの営業利益上位の金融機関の入手可能な数値を用いた。

銀行の生産物としては資産や貸出などストックの系列と各種利益などフローの系列があるが、ここでは本業の利益を示すフロー系列である営業利益（Operational Profit）を用いた。生産要素では労働力としての人員数と固定資産を用いた。入力としては人件費や賃借料や物件費といった費用項目をそのまま入力に用いる例もDEAなどでは多いが、データ制約もあり、より経済学的なアプローチから入力としては人員数と固定資産を用いている。データは過去の人員数が判明しない場合は単年度では他の変数と異なりあまりぶれないという仮定で直近の数値で代用した。固定資産についてはポーランド、ハンガリーにおいては総資産から流動資産を除したもの、数値が取得できるチェコについては無形固定資産と有形固定資産の合計値を用いた。ここで有形固定資産以外のものも用いるのは外資の持つ名声やノウハウが「のれん」のような部分や無形固定資産に乗ってくるからである。ポーランドについてはデータが揃った金融機関の内、20社ほど、ハンガリーについては利益上位の約20の金融機関でデータが揃ったものについて計測を行っている（2007年に営業利益の非負条件を満たしデータの揃う企業数が足

りないため 17 金融機関)。チェコも上位 20 社について実証を行っている。3 カ国ともに上位 5 行の銀行貸出シェアはこの時期にほぼ 5 割から 5 割超もあり、大型の金融機関は限られるが、推計の自由度を確保するために銀行以外でも貸出市場に大きな影響を及ぼす利益が上位 20 位に入るような大きなノンバンクなども入れている。自由度を確保するためにはアンバランスド・パネルとする方法もあるが、ここでは危機前後の比較を行うために採用していない。各国データを合算してドル建てないしはユーロ建てで国を横断して見ることも出来るが、為替が大きく動いた時期でもあり、為替レートによって特定の国の銀行を過大（過小）に見る傾向があることから、個別の国の中での効率性を見た。実証結果はデータの不完全性と一部の国の結果の有意性から割り引いてみる必要はあるものの各国で異なる結果となった。

ポーランドでの実証は期待された符号条件と有意性をほぼ満たした。国内系の PKO 銀行が 2007 年の段階では効率的となっていたが、2008 年にはイタリアのウニクレジット系のペカオ銀行が効率的となる結果となった。ポーランドの 2 大銀行であるペカオ銀行は外資系にはなっているが、外貨建てローンなどの動きにはきわめて警戒的であった。そのような慎重な姿勢が金融危機後にはむしろ強みになったものと思われる。アライドアイリッシュ銀行系の WBK 銀行、米シティ銀行系のワルシャワ貿易銀行、独コメルツ銀行系の BRE 銀行などは効率値を悪化させた。これらの銀行はいずれも親会社の経営がこの時期に悪化していることが影響したと思われる。ポーランドは経済自体の危機が小さく、マクロ経済の成長率も EU で最も堅調であった。そのために IMF（2009）によればポーランドの銀行の不良債権比率は 2007 年末の 5.2%から 2008 年末には 4.4%とむしろ減少している。輸出産業が伸びているために 2009 年に入っても GDP 成長率は EU で唯一プラス成長となり、金融産業は同国で堅調な展開をしている。トップバンクの PKO 銀行は優位性は落ちたが、それでもなお同国を代表する金融機関として 2010 年の EU によるストレステストの対象に同国から唯一選ばれている。

表3　ポーランド計測結果

主要銀行効率値	2007	(t値)	2008	(t値)
PKO銀行	1.000		0.827	
ペカオ銀行	0.691		0.999	
WBK銀行	0.782		0.447	
ﾜﾙｼｬﾜ貿易銀行	0.615		0.352	
BRE銀行	0.389		0.298	
全金融機関平均	0.477		0.381	
対象金融機関数	20		20	
α_0(定数項)	4.918	8.365	7.456	28.094
α_1(労働の係数)	0.080	1.188	0.204	9.521
α_2(固定資本の係数)	0.508	8.722	0.313	22.310

ハンガリーでの実証も符号条件、有意性がほぼ満たされたものの、2007 年のデータが十分でない点に留意を要する。結果については国内系の OTP 銀行が公的支援もあり効率値の相対性を上昇させる一方で、不動産向け外貨ローンなどを拡大させてきた外資系銀行で効率値の低下が見られる。ベルギーの KBC 系の K&H 銀行やライファイゼン銀行、イタリアのインテッサ系の CIB 銀行が効率値を落とした。そして独バイエルン州立銀行傘下の MKB 銀行に至ってはほとんど効率値が零に近い数値となった。その他米 CITI バンクの他、GE 系のブタペスト銀行やイタリア系のウニクレジットなどでもそれぞれ効率値の低下が見られる。IMF の金融危機融資が 2008 年 11 月に決定された際に銀行危機対策で 6000 億フォリント（約 3000 億円）の公的資金の注入が決定された。公的資金の３分の２が OTP 銀行に導入されることが決定されたために金融危機の負の影響が出なかったものと思われる。ここで不安が増幅すれば、資金調達コストの悪化で大きく効率値が下落したはずである。CIB 銀行と MKB 銀行にも資本注入がなされたが、MKB のダメージは大きく収益性は大きく棄損した。不良債権比率は表２によれば 2007 年末の 2.5%から 2008 年末の 3.0%と低水準ではあるが上昇しており、貸倒引当を急速に進めており収益性を損なったと見られる。

表４　ハンガリー計測結果

主要銀行効率値	2007	（t値）	2008	（t値）
OTP銀行	0.870		0.999	
K&H銀行	0.732		0.259	
CIB銀行	0.672		0.468	
MKB銀行	0.580		0.009	
ライファイゼン銀行	0.598		0.436	
全金融機関平均	0.632		0.441	
対象金融機関数	17		20	
α_0(定数項)	6.826	3.580	8.969	3.324
α_1(労働の係数)	0.414	4.216	0.294	2.501
α_2(固定資本の係数)	0.362	3.189	0.307	1.977

チェコの実証結果は期待された符号条件と有意性を全て満たした。チェコでは元々貿易収支ベースでは赤字ではなく、相対的には金融危機の影響は薄いとされており、トップバンクのチェコ貯蓄銀行（オーストリアのエルステ銀行系）には大きな影響は見られない。仏ソシエテジェネラル系のコメルチーニ銀行も全面的な危機の前は効率的であったが、親銀行が株式取引などで損失を出す中で効率値が落ちている。またウニクレジットでは効率値は上昇しているがベルギーの KBC 銀行系の海外貿易銀行が大幅に効率値を落としている。全体としての国のダメージは財政金融政策の効果で薄められ、外貨建てローンも推進されていなかったために個別行を除いて全体的には影響は軽微になったものと考察される。ただし、効率値の平均は既述のように大きく下落した金融機関があるために減少した。

表5　チェコ計測結果

主要銀行効率値	2007	(t値)	2008	(t値)
チェコ貯蓄銀行	0.858		0.819	
コメルチーニ銀行	1.000		0.881	
海外貿易銀行	0.893		0.021	
ウニ・クレジット	0.854		0.975	
ライファイゼン銀行	0.389		0.357	
全金融機関平均	0.563		0.486	
対象金融機関数	20		20	
α_0(定数項)	9.414	93.582	9.686	6.351
α_1(労働の係数)	0.488	9.509	0.474	4.557
α_2(固定資本の係数)	0.166	9.003	0.166	2.303

ただし、チェコの株主資本利益率（ROE）などは危機の前後で一貫して20%台の高水準を維持し（表６）、不良債権比率は2007年末の2.8%から3.3%に上昇（表２）したものの低水準だった。これらの点ではポーランドを上回る。またチェコから分離したスロバキアを収益性では凌駕している。

表6　各国銀行のROE

		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	(備考)
東欧	スロバキア	10.8	11.9	16.9	16.6	16.6	14.1	4.1	2009年5月
	チェコ	23.8	24.6	26.4	23.4	25.4	21.7	23.4	2009年6月
	ポーランド	5.8	16.9	20.6	22.5	22.4	20.7	15.6	2009年4月
	ハンガリー	19.3	25.3	24.7	24.0	18.1	11.6	15.3	2009年6月
	ルーマニア	20.0	19.3	15.4	13.6	11.5	18.1	N.A	2008年末
	ラトビア	16.7	21.4	27.1	25.6	24.3	4.6	−19.7	2009年5月
	ウクライナ	7.6	8.4	10.4	13.5	12.7	8.5	−24.5	2009年6月
西欧	オーストリア	7.0	14.8	14.8	16.9	17.0	2.6	N.A	2008年末
	フランス	8.5	10.6	11.8	14.0	9.8	−1.0	N.A	2008年末
	イタリア	7.4	9.3	9.7	14.3	12.8	4.8	N.A	2008年末
	スウェーデン	13.3	16.0	18.7	21.0	19.7	14.3	N.A	2008年末

(出所)IMF世界金融安定性報告2009.10より筆者作成、高橋(2010a)
(注)利益は税引き前利益ベース

３カ国の実証結果を横断的にみると全体では2007年よりも金融危機が全面的に及んだ2008年の効率値が落ちている。

既存研究との関係ではDEAを用いてポーランドの銀行が2000年代に効率値を増加させてきたとするWozniewska（2008）の結果と異なる結果となった。これは同研究が危機前の期間に対して検証していることによるものと思われる。また同様の時期の同じような対象国をSFAで費用効率性分析を行った例としては既述のMolnar（2010b）があるが、後発のルーマニアとブルガリアを除くEU25カ国の銀行の効率性を計測している。それによればポーランド、ハンガリー、チェコともに平均の費用効率性が上昇するという結果になり、当論文と異なる結果となっている。当論文が2008年に大きく損なわれた収益性をみているのに対して、同論文は調達コストが上昇しない限りあまり影響しない費用効率性をみていることが理由として考えられる。また同論文は地方の規模の全く異なる零細も推計対象に入れているために金融危機の

影響を受けない機関もあったことが理由とも考えられよう。

実証結果の他の側面では、体制移行が行われる前の元貿易専門銀行で、近年は新たな親会社が積極的な展開をしていた銀行の効率値が悪化している。独バイエルン州立銀行の系列のハンガリーの MKB やベルギーの KBC 銀行系のチェコ海外貿易銀行などは極端に効率値が悪化した。また米シティ系のポーランドのワルシャワ貿易銀行も効率値が低下している。各銀行ともに旧体制の専門銀行時代から為替を扱い、外貨建ての取引に強いところであり、海外経済や貿易、貿易金融の影響を受けやすい銀行である。旧貿易銀行の結果は旧貯蓄銀行の結果と大きく分かれたのは偶然ではない。今回の金融危機ではドル調達や貿易金融でも混乱が生じている。多面的な影響が旧貿易専門銀行で出てきたものと思われる。

MKB の親会社のバイエルン州立銀行はドイツの州立銀行だが、欧州諸国に積極展開しており、当時の総収入の半分をドイツ以外の欧州諸国での展開から得ていたが、アイスランドの混乱と先述の証券化商品の投資で引当金の積み増しを余儀なくされていた。KBC 銀行も 2009 年初頭には公的資金導入の申請をしている。

他方、それほど影響を受けないか、相対的に有利になった機関もある。イタリアのウニクレジットはハンガリーではシェアが少ないが展開しており、ポーランドのペカオ銀行、チェコのウニクレジットと計測した３カ国全てで効率値が上昇している。同銀行は不動産などに頼らない堅実な拡張政策を取っており、貸倒引当金の追加を迫られる中で収益性が減少している他の銀行との違いが鮮明となった。

公的資金を入れる時は世界的に経営の良いところにも全体が受けやすくするために入れるために最終的には多くの金融機関が入れているが、早期に公的資金を申請して親会社自身が公的資金を受けてもなお子会社の資本増強などの余裕がなく、なお連結ベースの引当の負担などから子会社業務を縮小させたり、資金供給を減らした金融機関は大きな影響を受けた。親会社が以前と同じように子会社に資金を供給し、子会社の資本を増強する金融機関とでは効率性が大きく異なる結果となった。

おわりに

中東欧においては危機を経て金融機関の再編なども出てきている。国内系の貯蓄銀行の底堅さは示されたが、外資の助力も得ながら効率化を行っていく必要性は変わらない。世界的な金融規制強化に対応するには内部統制やリスク管理、ネットバンキングなどの技術移転が欠かせない。危機を経て外資側も常に高収益を期待するような状況ではなくなってきている。不良債権処理もあり、効率性は損なわれてきている。ハンガリーなど銀行課税強化の意思を持つ国もあり、東欧各国の民営化初期のような投資意欲はなくなってきている。収益を嵩上げした外貨

建て住宅ローンも禁止する国も出てきている。

他方、進出する側からみれば、外資系の銀行の効率性が下がり続けるようであれば撤退も増加することが考えられる。今までは進出先の国の銀行の収益性は表３に見るように進出元の国の銀行を大きく上回って推移していた。そのため株主としても利益を享受できた。また本国での貸出が伸びなかったために証券化業務や中東欧を中心とする海外展開は必要なものであったが、それが危機後の損失の原因となった。

しかし、自己資本規制が世界的に厳しくなる中で、不良債権と証券化商品などの損失を抱えて、利益の上がらない地域に展開する余地は少なくなってきている。リスボン条約を経てさらなる EU 拡大と金融市場の一体化が見込まれている中で、外資が撤退するようであれば、中東欧にとっても影響は大きい。中東欧は全体に貯蓄不足、経常収支赤字の国々が多く、従来通り直接投資を呼び込んでいくためにも外貨建てローンの対象者への対処や全体としての規制の在り方と国際的な規制､税制の整合性をとるなどの政策当局の対応が必要である。またハンガリーの MKB 銀行に見られるような短期の急速な効率性の悪化は早期の対応が可能な中央銀行の役割の重要性を認識させるものであり、金融システムも考慮すべき変数に入れたマクロプルーデンス政策の必要性を再認識させるものである。

今回の金融危機で欧州の多くの金融機関に公的資金が注入されたが、そのことが中東欧の金融機関の競争条件に影響を与えることが効率値をみても類推される。親会社が多額の公的資金を得た金融機関が他の外資系や国内資本の金融機関よりも優位にならないかなど競争条件の整備が国際的な金融規制の再整備の中で必要となろう。

（注）

（１）日本では欧州の旧社会主義圏に対して東欧という表現が使われることが一般的であるが、ここでの中東欧とは現地で使用されるＣＥＥ（Central Eastern Europe）に対応するものである。ほぼかつての東欧と同義で使われることが多いが、ポーランドなどカトリックの国にとり東方正教など宗教的な区分の関係もあり、当該国は Eastern Europe というよりＣＥＥということに対応する。最近では旧ユーゴ諸国、アルバニアなどを含むことを明示したＣＥＳＥＥ（Central Eastern and South Eastern Europe、中南東欧）も用いられることが多い。中欧の地域協力機構であるヴィシグラード４カ国（Ｖ４、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア）を中心に旧ソ連のバルト３国（ラトビア、リトアニア、エストニア）、ＣＩＳではウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、南方ではルーマニア、ブルガリア、旧ユーゴ諸国のスロベニア、クロアチア、マケドニア、ボスニア･ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、セルビア、コソボに加えてアルバニアのバルカン諸国といった地域を示す。ほぼ同様の対象国を欧州新興国とも呼ぶ。尚、本稿ではＣＥＥの中でも狭義な使用法で用いられるＥＵ加盟国のＶ４、バルト三国、ルーマニア、ブルガリアなど、特にポーランド、ハンガリー、チェコの主要国を対象としている。

（２）効率値の詳細な導出法などは例えば Aigner et al（1977）,Fried et al（2008）

Aigner et al（1977）などによれば効率値は列ベクトルα：α（$\alpha_0 \alpha_1 \cdots \alpha_m$)、Xi をm次元の生産要素の行ベクトル、i 企業の生産をy_iと非効率性をu_iすると　$\ln(y_i) = Xi\,\alpha - U_i$

技術的効率性は$y_i / \exp(Xi\,\alpha) = \exp(Xi\,\alpha - U_i) / \exp(Xi\,\alpha) = \exp(-U_i)$　となる。

（3）DEA とは Data Envelopment Analysis の略。手法的には刀根（1993）を参考にした高橋　(2003) の説明を以下引用すると、今、規模に関して収穫が可変的で最小の入力で出力を生み出す時のモデルは下記のようになる。

入力データ行列X（Xは（m×n）型の行列)、出力データ行列Y（Yは（s×n）型の行列）とすると下記のようになる。

$$X = \begin{pmatrix} x_{11} & x_{12} & \cdots & x_{1n} \\ x_{21} & x_{22} & \cdots & x_{2n} \\ \cdot & \cdot & \cdots & \cdot \\ x_{m1} & x_{m2} & \cdots & x_{mn} \end{pmatrix} \qquad Y = \begin{pmatrix} y_{11} & y_{12} & \cdots & y_{1n} \\ y_{21} & y_{22} & \cdots & y_{2n} \\ \cdot & \cdot & \cdots & \cdot \\ y_{s1} & y_{s2} & \cdots & y_{sn} \end{pmatrix}$$

$$\min \quad \mathbf{w_i x_i} \qquad (1)$$

$$\text{sub to} \quad \mathbf{x_i} - X\boldsymbol{\lambda} \geqq 0 \qquad (2)$$

$$\mathbf{y_i} - Y\boldsymbol{\lambda} \leqq 0 \qquad (3)$$

$$\mathbf{e}\,\boldsymbol{\lambda} = \mathbf{1} \qquad (4)$$

$$\boldsymbol{\lambda} \geqq 0 \qquad (5)$$

ここでw_iはm次元の生産要素価格ベクトル（i = 1･･･ n)、x_iはm次元コスト投入量ベクトル、y_iはs次元の出力量ベクトル、eは全ての要素が1であるn次元行ベクトル、λはn次元の非負ベクトルである。規模に関して収穫一定の場合は（4）式は$0 \leqq e\lambda \leqq \infty$（4）´となる。

パラメータは入力データに未知の入力ウエイトをかけた仮想的入力で出力データに未知の出力ウエイトをかけた仮想的出力を除した比率を最大にするように決まる。

対象となっている主体（Decision　Making　Unit：意思決定主体）k の活動をDMU_kとすると、例えば2入力1出力の問題では次のようになる。

仮想的入力＝$w_1 x_1^k + w_2 x_2^k$

仮想的出力＝y_1^k

とした時に仮想的出力を仮想的入力を除した

$y_1^k / (w_1 x_1^k + w_2 x_2^k)$

を最大にするようにw_1，w_2が決まる。

DEA には出力型のモデルもあるが、出力の最大化よりも入力の最小化の方が容易なために上記のモデルで説明した。

（4）Frontier4.1 では Coelli（1996）などに基づき多段階の最尤法が用いられている。

（＊）式において$\sigma^2 = \sigma_v^2 + \sigma_u^2$

$\gamma = \sigma_u / \sigma_v$

（＊）式の係数αとσ^2の推計値を最小二乗法でγの尤度関数を求め、最尤法で効率値を計算している。

（5）各金融機関においては基本的にEUの会計に準拠しているものの、それ自体が連結の決算を発表しているものもあるが、EU域内の親会社や米国の親会社の連結決算の中での個別の単体企業として発表しているものもある。各々の親会社の会計基準が異なるために欧米各々の子会社のディスクローズはまちまちになる。上場の連結決算発表はEU各国で足並みが揃っているものの個別財務諸表や非上場企業の発表形式はかなりの裁量の余地があり、途中で所有権が国境を越えて移る企業もあり、時系列で同じようなベースで各行のデータを入手するのは困難である。例えば有形固定資産（tangible asset)、無形固定資産（intangible asset）まで開示しているところもあれば、流動資産（current asset)、固定資産（fixed asset）という形でのみ開示しているところもある。人員数にしても直近の数値は掴めるものの、過去系列が判明しないところもある。これはこの地域の実証の先行研究でしばしば説明されていることである。

参考文献

・Aigner,D.J.,Knox Lovell,C.A.,Schmidt,P.,”Formulation and Estimation of Stochastic Frontier Produnction Function Models”Journal of Econometrics,6,pp.21-37（1977）.

・Backe,P,Wojcik.C.,”Catching-up and credit booms in Central and Eastern European EU Member States and acceding countries:an interpretation within the new neoclassical synthesis”,CESIFO Working Paper No.1836（2006）.

・Barisitz,S.,”BANKING TRANSFORMATION1980-2006 IN CENTRAL AND EASTREN EUROPE-FROM COMMUNISM TO CAPITALISM”South-Eastern Europe Journal of Economics 2（2009）161-180 .

Coelli, T. J.,“A Guide to Frontier Version 4.1”CEPA Working Papers, NO.7/96, 1996

・Dedek.O.”Bank consolidation inf the Czech Republic”,Bis PaperNo.4（2001）.

・Habrylchyk.O.,Jurzyk E.,”Inherited or Earned Preformance of Foreign Banks in Central and Eastern Europe”.IMF Working Paper（2010）.

・Fried,H.O.,Knox Lovell,C,A,, Schmidt,S.S.,”The Measurement of Productive Efficiency and Productivity Growth”OXFORD（2008）.

・Grigorian,D.A.,Manole,V.,“Determinants of Commercial Bank Performance in Transition：An Application of Data Envelopment Analysis”World Bank Policy Research Working Paper 2850（2002）.

・IMF“Grobal Financial Stability Report”,2009.4、2009.10

・Kowalewski,O.,Weresa M.A.,”The Role of Foreign Direct Investment in the Economy”Reiner Hampp Verlag（2008）.

・Lensink,R.,Meesters,A.,Naaborg,I.,”Bank efficiency and foreign ownership:Do good institutions matter?“,Jornal of Banking & Finance Volume32,Issue5,pp.834-844（2008）.

・Marton K.,McCarthy,”From State to Foreign Ownership:The Banking Sector in Eastern and Central Europe”Global Economy Journal（2008）.

・Molnar,M.,“ENHANCING FINANCIAL STABILITY THROUGH BETTER REGULATION IN HUNGARY”ECONOMICS DEPARTMENT WORKING PAPER No.786（2010a）.

・Molnar,M.,”NEW INSIGHTS INTO BANKING EFFICIENCY – HOW DO BANK IN HUNGARY COMPARE”, Presentation on Luxembourg Statec 40th Conference on Medium Term Economic

Assessment September 23-24,2010（2010b）.
・OeNB“Banking in Central and Eastern Europe since the Turn of the Millennium-An Overview of Structural Modernization in Ten Countries”Focus2/05（2005）.
・Wozniewska G.,”Methods of measureing the efficiency of commercial banks: An example of Polish banks”vilniaus universiteto leidykla Ekonomika 2008 8vol4 pp. 8-11（2008）.
・大田英明「ＩＭＦ（国際通貨基金）使命と誤算」中公新書（2009）
・高橋智彦「巨大経営統合を考慮した銀行の効率性について」ジャフィージャーナル 2003 pp. 23-48（2003）.
・高橋智彦「チェコ中央銀行のユニークな試み、金利見通し、ファンチャートで公表へ」時事通信社「金融財政」07 年 9 月 27 日号 pp. 8-11（2007）.
・高橋智彦「地方銀行の効率性測定」西尾チヅル他編著「マーケティング・経営戦略の数理」朝倉書店 pp. 36-49（2009a）.
・高橋智彦「癒えないラトビアの傷ーユーロ圏に波及の可能性も」時事通信社「金融財政ビジネス」09 年 9 月 28 日、pp.14-17（2009b）.
・高橋智彦「脆弱な銀行システムにくすぶる不安―東欧金融危機の現在」時事通信社「金融財政ビジネス」2010 年 3 月 8 日号、pp10-14（2010a）.
・高橋智彦「ハンガリー情勢　緊縮財政下で再建に本腰へー新政権の経済政策を追う」時事通信社「金融財政ビジネス」2010 年 7 月 29 日号、pp. 16-19（2010b）.
・刀根薫「経営効率性の測定と改善―包絡分析法 DEA によるー」日科技連（1993）
・西村潔「中東欧・旧ソ連諸国の金融改革と EBRD」開発金融研究所報 2005 年 3 月第 25 号、pp. 75-104
・Ｇバコシ「ハンガリーの銀行改革とユーロ」京都女子大学現代社会学部「現代社会研究第 7 号」、pp.19-43（2004）.
・松澤裕介「市場移行期のチェコにおける銀行危機の展開」比較経済体制学会年報 vol.42,no.2,pp.43-55（2005）.

※本論文は拓殖大学政治経済研究所・平成 22 年度研究助成の研究成果である。

（原稿受付　平成 22 年 9 月 29 日）

政治・経済・法律研究　Vol. 13　No. 1,　pp. 117 － 138　　December　2010

居住用建物の賃貸借における更新料に関する裁判例をめぐる議論

－更新料の意義における民法的視点と消費者契約法的視点－

Arguments about Cases of the Renewal Fee in the Rental Contract of Residential Building

長　　友　昭

Ⅰ　はじめに

Ⅱ　問題の所在および関連各裁判例の検討
　1　消費者契約法制定以前の議論
　　（1）更新料および更新料約定の有効性に関する従前の議論
　　（2）更新料約定の有効性に関する議論
　　（3）小括
　2　消費者契約法制定以降の議論
　（1）問題の所在
　（2）各裁判例における更新料についての議論
　3　各裁判例の採用する判断枠組み

Ⅲ　学説の検討
　1　問題の所在
　2　学説の状況
　　（1）裁判例への応答
　　（2）民法における更新料の「無償性」からの見解
　　（3）民法、借地借家法における契約類型論からの見解
　　（4）消費者契約における不当条項規制の適用からの見解
　　（5）不動産法、不動産取引制度、不動産取引の実態を総合的に考慮する見解
　3　小括

Ⅳ　むすび

Ⅰ　はじめに

本稿は、居住用建物における更新料に関する諸裁判例および諸学説の採用する議論を整理し、更新料の有効性判断においてあるべき法適用の理論を模索し検討するものである。

居住用建物の賃貸借における更新料とは、色々な性格を有しながらも、期間の定めのある賃貸借契約の期間が満了した場合において、合意によって賃貸借契約を更新するときに、契約更新の対価として賃借人から賃貸人（地主・家主等）に支払われる金銭[1]である。しかしながら、この更新料については、民法にはもちろん、借地借家法その他の法律にも明文の規定がなく、「更新料」という語句そのものも見て取れず、「更新」「契約の更新」「賃貸借の更新」などがあるにすぎない[2]。とはいえ、そのことによって更新料の意義が小さいものであるとはいえず、賃貸借契約の中には、契約締結の際に、更新料の支払いがあらかじめ約定されているものがしばしば見受けられる。このような約定を更新料約定（更新料特約）といい、実際の賃貸借契約の際に広く用いられている[3]。

この更新料約定について、近時、消費者契約法10条に基づいて、その有効性を判断する下級審裁判例が相次いで出された。そして、それらの判断が、更新料約定を有効とするものと無効とするものとに分かれていたことにより、各方面から注目を集めている。さらに、これらの判断の分岐理由について、多くの議論が展開されている。

そこで本稿では、まず更新料および更新料約定の有効性について、各裁判例における議論を整理し（Ⅱ）、その上で、各裁判例および学説の採用する判断枠組み、特に民法、借地借家法および消費者契約法10条の適用の射程について、その当否を検討し（Ⅲ）、若干の今後の展望を示す（Ⅳ）こととしたい。

Ⅱ　問題の所在および関連各裁判例の検討

1　消費者契約法制定以前の議論

（1）更新料および更新料約定の有効性に関する従前の議論

上述のように、賃貸借契約における更新料とは、契約更新の際に賃借人から賃貸人に対し支払われる金員のことであり、賃貸借契約の中には、いわゆる更新料特約として、契約締結の際に、

1　鈴木重信「更新料」遠藤浩＝林良平＝水本浩監修『現代契約法体系　第3巻　不動産の賃貸借・売買契約』有斐閣、1983年、48頁。

2　前掲注（1）48頁。

3　もっとも、更新料の有無や額については、日本国内においても大きな地域差があることが指摘されている。後の裁判例でも検討するが、さしあたり国土交通省「民間賃貸住宅に係る実態調査（不動産業者）」参照。

更新料の支払いがあらかじめ約定されているものがしばしば見受けられる。この更新料特約に関する論点[4]には、①法定更新の場合にも適用があるか、②更新料の不払が賃貸借契約の解除原因となるか[5]、③更新料約定が存在しない場合に、賃借人が更新料を支払うべき義務が生ずる旨の商慣習又は事実たる慣習があるか、などがあるが、本稿の検討対象からは外れる。本稿では、民法や借地借家法その他に明文の規定のない更新料について、この更新料特約の性質が問題とされ、学説および裁判でその無効が主張されてきたことに着目して議論を進める。

（２）更新料約定の有効性に関する議論

更新料約定を無効とする学説には、更新後の新家賃の一カ月分程度の更新料を支払う旨の特約、あるいは、これに付随してなされる、更新料の支払がなされないときは契約が解除される旨の特約は、借地借家法に反する借家人に不利な特約であり、無効と解すべきではなかろうか[6]と主張するものがある。

裁判においても、賃借人側から、借地借家法 30 条（旧借家法 6 条）等を根拠に更新料約定が無効であると主張された事例があるが、東京地裁判昭和 50･9･22（判時 810 号 48 頁）が、「賃借人の立場からすれば、約定更新料を弁済提供すれば、更新前の契約と同じ賃借期間が確保されることとなるのであるから、法定更新される場合と比較して一方的に賃借人に不利な特約とは言えず、従って更新料の額が 1、2 か月の賃料相当額である限り実質的に」法を潜脱するための特約とは言えない、と判示する等、更新料約定自体は基本的に有効であると解されており、これを無効と判断した裁判例は見あたらなかった。

（３）小括

このように、更新料が高額に過ぎる場合に更新料約定を一定金額の限度で有効であるとするもの[7]はあるが、約定自体が無効とまでは言えず、更新料約定自体は有効であるとするのが下級審裁判例および実務の判断であるといえる。

4　梶村太市「借地借家契約における更新料をめぐる諸問題 (上)(下)」判タ 341 号 91 頁、342 号 57 頁、太田武聖「更新料」判タ 695 号 23 頁、小川浩「建物賃貸借の法定更新をめぐる二つの問題」判タ 964 号 11 頁等。なお、平成 13 年 4 月 1 日の消費者契約法の施行後、建物賃貸借契約に付随する約定（原状回復特約、敷引特約等）が同法 10 条に該当し無効であるとの判断を示した裁判例があらわれ（原状回復特約につき、大阪高判平 16.12.17 判時 1894 号 19 頁等、敷引特約につき、神戸地判平 17.7.14 判時 1901 号 87 頁等）、更新料約定についても、同条に該当し無効ではないかとの問題提起がされるようになった（武田信裕「家屋賃貸借契約における更新料支払条項・敷引特約と消費者契約法」NBL855 号 30 頁）。

5　更新料支払義務の不履行を理由として土地賃貸借契約の解除を認めた最高裁判例として、最二小判昭 59.4.20 民集 38 巻 6 号 610 頁。

6　伊東孝彦「特約の効力」水本浩＝田尾桃二編『現代借地借家法講座 (2) 借家法』302 頁。

7　東京地判昭 54.9.3 判タ 402 号 120 頁、東京地判昭 56.11.24 判タ 467 号 122 頁、東京地判昭 61.10.15 判タ 645 号 203 頁など。

２　消費者契約法制定以降の議論

（１）問題の所在

下級審裁判例および実務においては、更新料約定は有効であるという判断が固まったかに見えていた。しかしながら、消費者契約法の制定を契機として、更新料約定の有効性について、主に京都を中心とする地域の賃貸借契約において疑義が呈された。本稿で検討対象とする裁判例[8]は以下の通りである[9]。

・裁判例①　京都地判平成 20・1・30 判時 2015 号 94 頁【控訴→裁判例③】
（賃料：1 ヵ月 4 万 5,000 円、契約期間：1 年、更新料：10 万円）

・裁判例②　京都地判平成 21・7・23 判時 2051 号 119 頁【控訴】
（賃料：1 ヵ月 5 万 8,000 円、契約期間：2 年、更新料：賃料 2 ヵ月分）

・裁判例③　大阪高判平成 21・8・27 判時 2062 号 40 頁（裁判例①の控訴審）【上告、上告受理申立て】

・裁判例④　京都地判平成 21・9・25 裁判所 HP（平成 20 年（ワ）1286 号）【控訴→裁判例⑧】
（賃料：1 ヵ月 5 万 3,000 円、契約期間：2 年、更新料：賃料 2 ヵ月分）

・裁判例⑤　京都地判平成 21・9・25 判時 2066 号 95 頁【控訴→裁判例⑦】
（賃料：1 ヵ月 3 万 8,000 円、契約期間：1 年、更新料：賃料 2 ヵ月分）

・裁判例⑥　大阪高判平成 21・10・29 判時 2064 号 65 頁【上告、上告受理申立て】
（賃料：1 ヵ月 5 万 2,000 円、契約期間：2 年、更新料：賃料 2 ヵ月分）

・裁判例⑦　大阪高判平成 22・2・24 判例誌未登載（平成 21 年（ネ）2690 号）（裁判例⑤の控訴審）【上告、上告受理申立て】

・裁判例⑧　大阪高判平成 22・5・27 判例誌未登載（平成 21 年（ネ）2548 号）（裁判例④の控訴審）【上告、上告受理申立て】

8　裁判例の対立点についての簡略な紹介として、長友昭「最近の判例の動き」不動産学会誌 92 巻、84-85 頁がある。評釈および関連論考としては武田信裕「家屋賃貸借契約における更新料支払条項・敷引特約と消費者契約法」NBL855 号、澤野順彦「更新料特約および敷引特約の効力」NBL913 号、渡邉雅之「消費者契約法 10 条に関する近時の重要判例の分析」NBL918 号、片井輝夫「賃貸マンション更新料を無効と判断した大阪高裁平 21.8.27 判決」ビジネス法務 10 巻 2 号、牛尾洋也「更新料判決と居住用建物賃貸借法 -- 典型契約論の意義について」法時 82 巻 1 号、長野浩三「建物賃貸借契約における更新料支払条項を消費者契約法 10 条により無効した裁判例」消費者法ニュース 82 号、中原洋一郎「居住用建物の賃貸借契約における更新料特約の効力」不動産研究 52 巻 1 号、笠井修「判例研究 更新料特約と消費者契約法 10 条 [京都地判平 21.7.23 等]」現代消費者法 6 号、牛尾洋也「更新料・二つの大阪高裁判決 [平成 21.8.27, 平成 21.10.29]」龍谷法学 42 巻 3 号、加藤雅信「賃貸借契約における更新料特約の機能と効力 -- 近時の大阪高裁の相反する裁判例の検討を兼ねて」法律時報 82 巻 8 号、大澤彩「建物賃貸借契約における更新料特約の規制法理 (上)(下)」NBL931・932 号、栗原由紀子「更新料支払特約と消費者契約法 10 条 - 大阪高判平成 21 年 8 月 27 日と同判平成 21 年 10 月 29 日の検討 -」尚絅学院大学紀要 59 号などがある。

9　この裁判例の整理（特に番号）については、大澤彩「建物賃貸借契約における更新料特約の規制法理 (上)」NBL931、20 頁に従い、同稿公刊後の情報を若干加筆することとした。

（２）各裁判例における更新料についての議論

【裁判例①　京都地判平成 20・1・30】

まず、更新拒絶権放棄の対価としての性質について、「賃貸人は、正当事由があると認められる場合であれば、賃貸借契約の更新をしない旨の通知をすることができるところ（借地借家法 28 条）、賃貸人と賃借人との間で更新料が授受され、賃貸借契約の合意更新（ないし自動更新）が行われる場合においては、賃貸人は、正当事由が存在しないことが明らかでないときにおいても、賃貸借契約の更新をしない旨の通知をしないで、契約を合意更新（ないし自動更新）こと、および「更新料を支払うことをあらかじめ合意している場合には、賃貸人は、更新料の支払が受けられることを期待して、更新拒絶権を行使しないものと考えられる」ことから更新拒絶権放棄の対価としての性質を認めている。もっとも、そうはいっても「専ら他人に賃貸する目的で建築された居住用物件の賃貸借契約においては、更新拒絶の正当事由が認められることは多くない」ので、その性質は「あるといっても希薄」であると判断されている。

また、賃借権強化の対価としての性質や賃料の補充・一部前払いとしての性質も一定程度肯定している点で注目に値する。

【裁判例②　京都地判平成 21・7・23 判時 2051 号 119 頁】

まず、更新料特約について、「賃借人が賃料以外の金員の支払を負担することは賃貸借契約の基本的内容に含まれないところ」、「更新料が、賃料の補充としての性質を有しているといえるかは後記のとおり疑問であるし、仮にその性質を有していたとしても、その支払時期が早い点（民法 614 条参照）で賃借人の義務を加重する特約である」とし、その上で「更新料を授受することが慣習化していることを認めるに足りる証拠はない」のであるから、「更新料特約は、民法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の義務を加重したものといえる」とする。

次に、更新料特約が民法一条二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するといえるか否かについて、「消費者と事業者との間に情報の質及び量並びに交渉力の格差があること」という消費者契約法１条の規定「にかんがみ、当事者の属性や契約条項の内容、そして、契約条項が具体的かつ明確に説明され、消費者がその条項を理解できるものであったか等種々の事情を総合考慮して判断すべきである」とする。これによれば、「居住用として本件物件の賃借人となった者」と「貸家業を営み、多くの借家人と賃貸借契約を締結してきた」「建物賃貸借に関する情報（礼金、保証金、更新料等を授受するのが通常かどうか、同種の他の物件と比較して本件賃貸借契約の諸条件が有利であるか否か）を継続的に得ることができる立場」にある者では、そのような「情報に接してきた期間にも差があるものと推認でき」、「両者の間に情報収集力の格差があることは否定できない」とする。

以上を踏まえて、「更新料特約は」、「賃借人として…物件を（たとえ一か月でも）継続して

借りようとする以上、その全額を支払わなければならないものであり、…更新料特約について交渉する余地がほとんどない」というものであって、「物件を選ぶ際に更新料の存在及びその額を知り得ないこともあり、更新料まで考慮して契約を締結することは困難である」とする。そして、契約期間に対する更新料の額が妥当でないこと、「正当事由（借地借家法 28 条）の有無に関係なく支払わなければならないこと、法定更新なら全く金員を支払う必要がないことから」、「原告にとって大きな負担」であると断じる。

そして、更新料の法的性質については、更新拒絶権放棄の対価について、「建物の賃貸借において、賃貸人に明渡しの正当事由（借地借家法 28 条）がない限り、賃借人は何らの対価的な出捐をする必要がなく、継続して賃借物件を使用することができるところ、居住用建物の賃貸借において、賃貸人が当該物件の使用を必要とする事情は通常想定できず…、正当事由が認められる可能性はほとんどないことから、更新拒絶権放棄の対価という要素に合理的理由があるとはいえない」とする。

また、賃借権強化の対価についても、更新拒絶権放棄の対価について述べた通り、「正当事由が認められる可能性はほとんどないため、期間の定めのない賃貸借と定めのある賃貸借とで賃借権の保護の度合いは実質的に異ならず、賃借権強化の対価という要素に合理的理由があるとはいえない」とする。

さらに、賃料の補充については、「更新後の実際の使用期間…の長短にかかわらず、賃料…を支払わなければならないのであり、使用収益に対する対価である賃料の一部として評価することはできない（…更新後、短期間で賃貸物件を明け渡した場合でも、残期間に対応する更新料が返還されることはうかがえない。）と述べる。

そして、中途解約権の対価については、「賃貸借契約書…により、賃貸人にも中途解約権が留保されており、その対価を賃借人に一方的に負担させる合理的理由があるとはいえない」とする。

よって、「更新料特約は」、消費者契約「法 10 条に該当し、無効である」と結論付ける。

【裁判例③　大阪高判平成 21・8・27 判時 2062 号 40 頁】

まず、更新料約定の民法 90 条該当性と授受された更新料の不当利得性について、「消費者契約法が施行された平成 13 年 4 月 1 日よりも前」で、「更新料約定に基づいて更新時期ごとに…更新料を支払うべきこととなることを了解して…賃貸借契約を締結した」のであるが、これは「窮迫等に乗じて…賃貸借契約に至ったことは全く認められないし、本件更新料が直ちに暴利とまでいうことはできないから、消費者契約法の施行前であった…賃貸借契約締結時の時点では、…更新料約定を公序良俗に反するとまでいうことは難しく、民法 90 条により無効であるとまでいうことはできない」とし、「更新料…の授受に法律上の原因がないということはできない」ことを述べた。

その上で、消費者契約法施行後の更新契約において「更新料約定は、まず消費者契約法10条の適用の有無から検討するのが相当であるから、ここでは、その後の本件更新料約定が公序良俗に反するかどうかの判断を留保することと」した。

まず、更新料の法的性質について、「〈1〉賃貸人による更新拒絶権放棄の対価（紛争解決金）、〈2〉賃借権強化の対価、〈3〉賃料の補充という複合的性質」について検討する。

更新拒絶権放棄の対価（紛争解決金）の性質については、「専ら他人に賃貸する目的で建築された居住用物件の賃貸借契約においては、もともと賃貸人は、賃料収入を期待して契約を締結しているため、建替えが目論まれる場合など頻度の少ない例外的事態を除けばそもそも更新拒絶をすることは想定しにくく、賃借人も、更新拒絶があり得ることは予測していないのが普通の事態」であり、「仮に例外的な事態として賃貸人が更新拒絶をしたとしても、建物の賃貸人は、正当事由があると認められる場合でなければ、建物賃貸借契約の更新拒絶をすることができず（借地借家法28条）、賃貸人の自己使用の必要性は乏しいため、通常は更新拒絶の正当事由は認められないと考えることができるから、更新料が一般的に賃貸人による更新拒絶権放棄の対価の性質を持つと説明することは、困難である」と判断する。そして、とりわけ、契約期間が短期間で、更新拒絶権放棄の利益わずかであるから、「短期間にもともと現実化する確率の極めて小さな更新拒絶という危険を放棄するという実に些少な利益のために…些少とはいえない対価を支払うこと…はまずあり得ないから、なおさら説明困難」であるとする。また、「近時賃貸物件の供給過剰状態が続いているとすれば、賃貸借契約の更新がされないことによる危険は、賃貸人も、賃借人以上に又は少なくとも賃借人と同様に負うのが自然の流れであるから、その危険は対等に負担されるのが相当であり（消費者契約法の下では、情報格差等を是正した上で契約当事者が真に対等な関係の下で自由な意思形成をし契約が締結されることにより、市場メカニズムが機能し、効率的で合理的な取引がされることが目指されているのであるから、このことは、特に強調されるべきである。）、賃貸人のみが更新拒絶権放棄の対価として更新料を取得すべき理由はない」と断じる。

賃借権強化の対価の性質については、合意更新があれば、更新後も期間の定めのある賃貸借契約となるのに対し、法定更新の場合には、更新後の賃貸借契約は、期間の定めのないものとなるように見えるが、「契約期間が1年間という借地借家法上認められる最短期間であって、合意更新により解約申入れが制限されることにより賃借権が強化される程度はほとんど無視してよいのに近い」とし、なおかつ「専ら他人に賃貸する目的で建築された居住用物件の賃貸借契約においては、通常は賃貸人からの解約申入れの正当事由は認められない」のであるから「賃借権強化の対価として説明することも、難しい」とする。

賃料の補充の性質については、「更新料は、本件賃貸借契約が更新されないときに授受されることはないから、後払いされる賃料の性質を持たないことは明白で」あり、また、「家賃の増減と連動することがなく、また、…更新後…賃貸借契約…の期間途中で終了した場合でも全

く精算されない扱いとされていること」から、「更新料の性質を前払賃料として説明することも困難である」とする。また、「更新料が賃料の前払であるとの説明がなかったとしても、更新料は遅くとも昭和40年代以降全国都市部の居住用物件の賃貸借契約で広く用いられており、企業、生活保護でも補助、扶助の対象とされ、民事調停、和解、公正証書でも更新料条項が用いられているから、本件更新料の性質を賃料の補充であると合理的に意思解釈すべきであると主張する」件について、ここに言う更新料は。「具体的な事実関係の下でそれぞれ法律的な意味合いが異なり得る」ので、「建物賃貸借の更新時に更新料を授受するとの慣習法は認められないし、…そのような事実たる慣習が存在するとは認定することができない」と述べる。

以上のことから、更新料の法律的な説明として、「更新料は、当初…賃貸借契約締結時及び…更新契約時に、あらかじめその次の更新時に…定額の金銭支払いが約束されたものでしかなく、それらの契約において特にその性質も対価となるべきものも定められないままであって、法律的には容易に説明することが困難で、対価性の乏しい給付というほかはない」と断じる。

その上で、更新料約定の消費者契約法10条前段該当性を判断するが、ここでは民法601条を挙げて、「民法601条によれば、賃貸借契約は、賃貸人が賃借人に賃借物件の使用収益をさせることを約し、賃借人がこれに賃料を支払うことを約する契約であり、賃借人が賃料以外の金銭支払義務を負担することは、賃貸借契約の基本的内容には含まれないことが明らかである」とし、そうであれば、「更新料も…賃貸借契約において附款として定められた、更新の際に支払われる対価性の乏しい給付というべきであるから、…更新料約定は、民法の任意規定の適用される場合に比して賃借人の義務を加重する特約であるということができ」、「更新料約定は、消費者契約法10条前段に該当する」と判断する。

また、更新料約定の消費者契約法10条後段該当性については、更新料約定「がない場合と比べて…無視できないかなり大きな経済的負担が生じるのに、…賃借人が負う金銭的対価に見合う合理的根拠は見出せず、むしろ一見低い月額賃料額を明示して賃借人を誘引する効果があること」、賃貸人と賃借人の間に「情報収集力に大きな格差があったのに」、更新料約定は「客観的には情報収集力の乏しい」賃借人から「借地借家法の強行規定の存在から目を逸らせる役割を果たしており、この点で」賃借人は「実質的に対等にまた自由に取引条件を検討できないまま当初本件賃貸借契約を締結し、さらに本件賃貸借契約締結に至ったとも評価することができる」として、消費者契約法10条後段該当性を認めた。

また、更新料約定の本件賃貸借契約における中心条項性については「確かに、契約における対価に関する条項は、消費者と事業者との間でされる取引の本体部分となり、それは基本的に市場の取引により決定されるべきであるから、消費者契約法10条の適用対象とならないのが原則であると解される。しかしながら、経済的性質をも含めた広い意味で対価とされるもの（以下この項においては、これをも単に「対価」という。）を理解すべき情報に不当な格差があり、又は理解に誤認がある場合には上記原則のようにいうことができないことは自明であり、上記

原則が適用されるためには、その前提として、契約当事者双方が対価について実質的に対等にまた自由に理解し得る状況が保障されていることが要請されるといわなければならない」として、中心条項には当たらないとする。

【裁判例④　京都地判平成 21・9・25 裁判所 HP】

更新料の性質について「更新時に支払をすることを約束した金銭という外な」いと述べて、その性質の不確定性・曖昧性を示している。

【裁判例⑤　京都地判平成 21・9・25 判時 2066 号 95 頁】

更新料の法的意義について「一種の贈与的性格を有する」として、その対価性の乏しさや不合理さを示すものとなっている。

【裁判例⑥　大阪高判平成 21・10・29 判時 2064 号 65 頁】

まず、更新料支払条項の有効性について「そもそも、賃借人は、賃貸借契約を締結することによって、借地借家法２８条に基づき、期間満了後も原則的に賃貸借契約の更新を受けることができるのであって、その際に、当然に何らかの金銭的給付を義務付けられるものではないことからすれば、本件更新料支払条項のように、賃貸借契約の更新に伴って更新料の支払いを義務付ける旨の合意は、賃借人の義務を加重する特約であ」るとして、消費者契約法 10 条前段に該当するものとする。

次に、消費者契約法 10 条後段に該当するか否かについては、同法の目的（同法１条参照）「に照らせば、「民法第１条第２項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」契約条項とは、消費者と事業者との間にある情報、交渉力の格差を背景にして、事業者の利益を確保し、あるいは、その不利益を阻止する目的で、本来は法的に保護されるべき消費者の利益を信義則に反する程度にまで侵害し、事業者と消費者の利益状況に合理性のない不均衡を生じさせるような不当条項を意味するもの」として、消費者契約法 10 条後段に該当することを認める。

その上で更新料支払条項の趣旨について検討する。ここで更新料を礼金と比較するという論法を採用し、「礼金の主な趣旨は、…賃借権の設定を受けた賃借人としての地位を取得する対価」であるが、「賃貸借契約が更新されるか否か、また、どの程度更新されるかについては賃借人次第であることからすると、礼金は、当初に合意された賃貸借期間の長さに相応した賃借権設定の対価ということはできるが、同地域、同規模の賃貸物件と比べて金額が明らかに高額であるなどの特段の事情のない限り、更新後に永続的に継続される賃貸借期間の長さを含んだ賃借権設定の対価まで含んでいるものと直ちに解することはできない」ので、「共同住宅の賃貸人は、事業経営者として、賃貸物件の建築費用等について相当額の資本を投下して賃貸事業

を行うものである…ところ、当然のことながら、最終的には投下資本の回収を超える収益の確保を目的とする以上、その事業計画においては、当該建物の規模・設備状況・築年数、当該建物が存在する地域性、賃料の近隣相場のほか、原状回復（リフォーム）及びメンテナンスに要する諸費用、賃貸借契約の回転率、空室率、賃料不払い等のリスク要因も踏まえながら、当該賃貸物件の提供に対する収益上可能かつ最適の対価を設定することになる」と評価する。そして、「上記対価の設定に際しては、賃借人が短期間のうちに退去することもあれば、何度も更新を繰り返して長期にわたって居住することも想定される賃貸用共同住宅の居室という性質にかんがみると、賃貸人としては、賃借人との間で何らの対価も取得することなく賃貸借契約の更新を重ねるよりは、短期間に異なる賃借人との間で新規の賃貸借契約を繰り返すことによってその都度礼金を取得することの方が経営的に有利であるが、それを実現しようとしても、賃貸人において賃貸借契約の更新を拒絶することは借地借家法２８条によって基本的に認められないことから、その代わりに、賃借人からは賃貸借期間の長さに応じた賃借権設定の対価を受け取るものとし、その具体的方法として、賃貸借契約の締結時点において長期間の賃貸借契約を想定した多額の礼金を取得するのではなく、まずは比較的短い賃貸借期間に相応した賃借権設定の対価としての礼金…の支払いを受けた上で、将来的に賃貸借契約が更新された場合には、結果的に期間の長い賃借権を設定したことになるとして、賃借権設定の対価の追加分ないし補充分として一定程度の更新料の支払いを受ける旨をあらかじめ賃借人との間で合意しておくことも、賃貸事業の経営において効果的な投下資本の回収及び利益追求の手段として必要かつ合理的な態度であることは否定できず、また、このように、賃借権を設定するにあたってその期間の長さに応じた対価を取得することが営利事業の方法として一概に社会正義に反するとはいえない」と論じ、「更新料は、…賃貸借契約に基づく賃貸事業上の収益の一つして、賃借人である控訴人に設定された賃借権が本件賃貸借契約の更新によって当初の賃貸借期間よりも長期の賃借権になったことに基づき、賃貸借期間の長さに相応して支払われるべき賃借権設定の対価の追加分ないし補充分と解するのが相当であり、…更新料支払条項は、その支払義務及びその金額についてあらかじめ合意しておいたもの」であるという評価を下す。

その上で「更新料は、賃貸人…にとって、必要かつ合理的な理由のある収益ということができるところ、その反面において、賃借人…の不利益になることは否めないのであるから、そのような利益状況の差を生じさせる本件更新料支払条項が、消費者契約法１０条後段の不当条項に該当するか否か」を判断する必要があると論じる。そして「賃貸人が、賃貸借契約を締結するにあたり、賃借人に対し、賃貸借期間の長さに応じた賃借権設定の対価の支払いを求めようとすることには一定の必要性と合理性が認められ、法的に許されないものでもない（賃借人としては、それに納得できないのであれば、契約を締結しなければよいのであって、これを契約条項の押し付けであるとは認められない。）ことを併せ考えると、更新料支払条項によって支払いを義務付けられる更新料が、賃貸借契約の締結時に支払うべき礼金の金額に比較して相当

程度抑えられているなど適正な金額にとどまっている限り、直ちに賃貸人と賃借人の間に合理性のない不均衡を招来させるものではなく、仮に、賃借人が、賃貸借契約の締結時において、来るべき賃貸借契約の更新時において直面することになる更新料の支払いという負担について、それほど現実感がなかったとしても、そもそも更新料を含めた負担額を事前に計算することが特段困難であるとはいえないのであるから、更新料の金額及び更新される賃貸借期間等その他個別具体的な事情によっては、賃借人にとって信義則に反する程度にまで一方的に不利益になるものではないというべきである」として、消費者契約法10条後段に該当しないと結論付ける。

なお、本件原審の大津地判平成21・3・27については判時2064号70頁を参照。

【裁判例⑦　大阪高判平成22・2・24判例誌未登載】

まず、「更新料を含めた賃貸借契約に伴う全体の収支や経済合理性を検討した上で…居室を賃借すると決め、更新料についても、更新の際に負担する金銭で、自己の支出となり、賃貸人…の収入となり、返還されない金銭であることを理解していたことは十分に窺われるし、…更新料を含めて賃貸期間に応じて支払う金銭の合計が、ほぼ賃貸期間に比例していることも理解し得たことが窺われる」と認定するが「賃貸借契約締結当時」、賃借人は「大学の学生であり、賃貸借契約あるいは更新料について十分な法的知識はなかったことが窺われること…からすると」賃借人に「上記のような理解があったからといって、直ちに、本件賃貸借契約締結当時、本件の更新料の性質につき「目的物の使用収益の対価」と認識していたとは認め難く、せいぜい、単に賃貸借契約更新時に支払われる金銭と認識していたにとどまる可能性も十分にあるというべき」とし、「例えば更新をしてもらうことに対する謝礼と考えて支払う可能性も十分に認められる」と論じる。

そして「居住用賃貸物件の賃貸借契約において賃貸人が更新拒絶をすることは、…想定しにくく、…更新拒絶の正当事由が認められる可能性は少ない」ので、「更新料…を支払って更新拒絶のリスクを回避する意味は小さ」いとする。

また、「法定更新された場合の解約申入れにも正当事由の存在が必要とされており、…法定更新後の賃借人の立場と合意更新後の賃借人の立場の安定性の差異はわずかに過ぎず、賃借権がそれによって強化されたと評価することは困難であること」を確認する。

【裁判例⑧　大阪高判平成22・5・27判例誌未登載】

まず、最判昭59・4・20・民集38巻6号610頁を引用して、「更新料がいかなる性質のものであるかは、当該賃貸借契約成立後の当事者双方の事情、当該更新料の支払の合意が成立するに至った経緯その他諸般の事情を総合考慮したうえ、具体的事実関係に即して判断されるべきものである」と述べ、一般的に検討するのではなく、あくまでも具体的な事実関係のもとにお

いて判断することを宣言する。

その上で、更新料条項の合理性について、「更新料発生の経緯からの検討」を行い「地価の高騰が続いていた当時は、借家契約における更新料について、合理性がなかったとまでは言えないが、地価の高騰が収まり、むしろ賃料相場の横ばいないしは下落が認められるようになった平成 18 年時点では、更新料を認めることの合理性はなく、賃借人…の利益を害し、賃貸人…や賃貸物件管理業者…の利益確保を狙った不合理な制度」でると評価する。

以上を踏まえて「更新料の法的性質からの検討」を行う。

まず、賃料補充の性質については、「地価高騰がおさまり、逆に地価が下落して、賃料相場の横ばいないしは下落が認められるようになってからは、賃貸借契約の更新時に、継続賃料と新規賃料との差を更新料で補充するという前提事実が崩れている」ので「賃料の不足分を更新料で補充するなどという議論は、およそ合理性のないこと」と論じる。

次に、賃貸借契約更新の異議権放棄の対価としての性質については「…新築された賃貸用の収益物件で…契約更新時点…で、賃貸人…の自己使用の必要性から…更新拒絶について正当事由が存在し、契約更新の異議権が発生するなどということは、およそ考えられない」ものであり、「むしろ、本件賃貸借契約の更新時点で、賃借人…が引き続き本件ワンルームマンションの賃借を希望しているのに、賃貸人…が同マンションの明渡しを希望する場合は、賃貸人…が賃借人…に相当多額の立退料を提供しなければ、賃貸借契約の更新拒絶について正当事由が認められないであろう」から、「賃借人…の更新料の支払を対価として、賃貸人…が本件賃貸借契約更新の異議権を放棄するなどということは、およそ考えられない議論であり、本件更新料が賃貸人の異議権放棄の対価としての性質を有するなどということは、全く合理性のない議論である」と判断する。

そして、賃借権強化の対価としての性質については、上記の議論から見ても「賃借人…が賃貸人…に…更新料を支払うことによって、賃貸人…からの正当事由に基づく賃貸借契約の更新拒絶を防ぐということは、およそ考えられない」とし、「賃借権強化の対価としての性質もない」とする。

まとめとして「更新料の法的性質（賃料補充の性質、賃貸借契約更新の異議権放棄の対価としての性質、賃借権強化の対価としての性質）から、…更新料の合理性を基礎付けることはできず、以上の観点からも、本件更新料条項は全く合理性がないものである」との評価を下す。

以上の検討に加えて、さらに、更新料に対する社会的承認からの検討も加えている。すなわち、国土交通省が実施した賃貸住宅管理会社を対象としたアンケート調査や厚生労働省の調査資料、さらに生活保護費の住宅扶助のうち、自治体別扶助件数と扶助金額を検討し、これら「によると、現在における民間賃貸住宅における更新料支払条項は、全国的にみると決して一般的なものではなく、首都圏、愛知、京都、滋賀、奈良、沖縄等が多いが、大阪、兵庫等の大都市でも更新料はほとんど徴収されておらず、地域によって大きなばらつきがある。その意味では、

本件更新料が、日本全体で社会的な承認を得ていると評価できるものではない」とし、また「全国的にみても多額の更新料額である」という他の地域との比較検討も行っている。そして、「更新料及びその金額が、全国的にも実施されているもので、社会的にも承認を得られているものであるとは認められない」と判断する。

さらに国土交通省の標準契約書、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）融資建物、生活保護費（住宅扶助のうちの更新料）についても検討を加え、その上で「住宅の賃貸借契約において、更新料の徴収が40年以上にわたり一部の地域で行われてきたことは認められるが、そのことを理由に、一部の地域で根強く続いている更新料徴収の慣行が、更新料に対する社会的承認を得られた合理的な制度であるとは到底認められず、むしろ、本件更新料条項は、賃借人…の利益を犠牲にし、賃貸人…や賃貸住宅管理業者…の利益確保を優先した不合理な制度である」と結論付ける。

また、消費者契約法10条前段の要件充足については、まず、いわゆる中心条項論の検討を行い、「賃貸借契約は、賃借人による賃借物件の使用とその対価としての賃料の支払を内容とすることを要素とする契約であるところ、更新料の特約は、付随的なものであって、契約の主要な要素（中心条項）であるということはできない」とする。その上で、民法601条、借地借家法26条、28条を挙げて「更新料条項は、民法601条が定める賃料支払義務に加えて、賃借人に賃料の補充という性格を有しない合理性のない金員である更新料の支払を求め、賃借人の義務を加重するもの」とし、また、「賃貸借契約の更新料支払条項が設けられると、賃借人は、賃貸借契約の期間満了に際し、更新料を支払わなければ賃貸借契約は更新されず、賃貸物件を明け渡さなければならない状態に追い込まれるので、借地借家法26条、28条が定める法定更新の要件を加重する」として、消費者契約法10条前段の要件を充足するとする。

そして、消費者契約法10条後段の要件の充足については、「消費者契約条項締結時を判断の基準時として、消費者契約法1条所定の下記目的に照らし、消費者契約条項の内容のみならず、契約当事者の有する情報力、交渉力の格差の程度、同条項を無効とすることにより事業者が受ける不利益等諸般の事情を総合的に考慮して、判断すべきである」と宣言した上で「更新料条項の合理性」、「更新料のメリット、デメリット」、「情報力、交渉力の格差」、「賃料額、更新料額の妥当性」を客観的・主観的・個別的など総合的に検討する。さらに「借地借家法26条、28条の抵触のおそれ」として「賃貸借契約の更新料支払条項が設けられると、賃借人は、賃貸借契約の期間満了に際し、更新料を支払わなければ賃貸借契約は更新されず、賃貸物件を明け渡さなければならない状態に追い込まれるので、借地借家法26条、28条が定める法定更新の要件を加重することになり、本件更新料条項は、強行規定である借地借家法26条、28条（同法30条参照）に抵触する可能性がある」ことや「控訴人の不利益」などについても検討した上で、更新料条項は、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して被控訴人Ｙ１の利益を一方的に害する内容であることが認められ、消費者契約法10条後段の要件も充足することが認められる」と総括する。

3　各裁判例の採用する判断枠組み

上述の裁判において、更新料約定の有効性の判断が分かれ、無効と判断されたり有効と判断されたりしているわけだが、結論を問わず、その判断枠組みはおおむね共通している。すなわち、まず (a) 更新料の法的性質について検討がなされ、そのような法的性質を持つ更新料が (b) 消費者契約法 10 条の前段要件に該当するかどうかを判断し、さらに (c) 同条の後段要件にも該当するかどうかを判断するというものである。そこで、本稿においても、以後この判断枠組みについて、その当否とそれに対する学説からの応答を主たる検討対象とする。

他方で、裁判例⑧に見られる、社会の事情を大いに反映した判断枠組みについても注目に値する。これについても以下必要な範囲で言及するものとする。

Ⅲ　学説の検討

1　問題の所在

検討した各裁判例では、更新料の法的性質をほぼ (a) 更新拒絶権の放棄の対価、(b) 賃借権強化の対価、(c) 賃料の補充、(d) 中途解約権の対価（また、これらの複合）としている。更新料を無効とする裁判例では、これらを検討した上で、いずれの性質も否定して、更新料を「法律的に説明が困難な、対価性の乏しい給付」などと捉え、民法 601 条や借地借家法 28 条が定める賃貸借の基本的内容に含まれないもの、または当該法に反するもの、即ち消費者契約法 10 条前段にあたるものとした。この点、更新料を有効とする裁判例では、礼金を参考にして更新料の法的意義を認めつつも、賃借人の義務の加重であるとし、理由は異なるものの消費者契約法 10 条前段にあたるとした。つまり、すべての裁判例が更新料条項を消費者契約法 10 条前段にあたるものとしているのである。

他方で、更新料を無効とする裁判例は、上述の更新料の性質の不明確性や賃貸人による説明不足から、更新料条項を消費者契約法 10 条後段に該当する信義則違反としたのに対し、更新料を有効とする裁判例では、更新料支払の予見可能性や十分な説明がなされたことから同条後段には該当せず、更新料の支払を有効とした。また、これらとはやや別の視点からの裁判例として、裁判例⑧では、更新料を消費者契約法 10 条後段に当たるものとしつつも、その理由として更新料の全国的な運用事情などについても検討を加えている。そこには更新料の法的性質に対する見解の違いも見て取れるが、個別の更新料の（賃料等に比しての）高額さ等の影響も考えられる[10]。

そこで、以降ではこれらの裁判例に対する学説からの応答を紹介し、その議論状況を検討する。

10　長友昭「最近の判例の動き」不動産学会誌 92 巻 109 頁参照。

２　学説の状況

（１）裁判例への応答

学説については、裁判例が出てから間もないこともあって、基本的に裁判例に応答したもののみである。

更新料を有効とする学説としては「賃貸借契約においては、賃料と並んで更新料や礼金などの金額も対価性を持つことは否定できない以上、当事者の自由意志や市場経済システムによって決定されるべき事項である」として、更新料特約をいわゆる中心条項と解し、消費者契約法の趣旨を持ち出すこともなく、消費者契約法 10 条の適用がないものと解する見解[11]がある。

更新料を無効とする学説としては、上述の裁判例で検討されたような更新料の法的性質の各要素について「いずれの要素にも合理性がなく、単に慣行、贈与としか考えることができない」とする見解[12]がある。また、「更新料そのものには法的な根拠は存在せず、更新料支払特約は、契約更新を条件とした一種の贈与契約」とする見解[13]、民法 601 条の趣旨から「更新料は、法律上賃借人が負担すべきとする合理的理由は存在しない」が、「合意に基づき更新料を支払うことがあるとすれば、それは法律上は自然債務であり、贈与と考えるほかない」とする見解[14][15]などがある。

以下で詳細に紹介する学説も、おおむね無効説に立つようであるが、そこにおいては更新料の法的性質、なかでもその「対価性」を認めるのか、認めるとしてその意義や射程はどのようなものなのかが問題となっている[16]ように思われる。

（２）民法における更新料の「無償性」からの見解

加藤雅信は、裁判例⑤が「原判決は、本件更新料条項が極めて乏しい対価的性質しか有さず、一種の贈与的性格を有するとも評価できると判断し、これを前提にして、被控訴人Ｙ１は、このような本件の更新料の性質を認識していれば、更新料を払いたくないと考え、本件居室を賃借しようとしなかった可能性もあり、本件更新料条項の性質について一種の誤認状態に置かれた上、対価性の乏しい贈与的金銭の支払を約束し、実際に支払を行うことになったのであるから、法的に保護された利益を侵害したものといえるとする」と述べたことに対し、「これらの

11　宮崎裕二「賃貸住宅契約と消費者契約法」法律時報 81 巻 13 号 372 頁。

12　武田信裕「家屋賃貸借契約における更新料支払条項・敷引特約と消費者契約法」NBL855 号 37 頁。

13　栗原由紀子「更新料支払特約と消費者契約法 10 条 - 大阪高判平成 21 年 8 月 27 日と同判平成 21 年 10 月 29 日の検討 -」尚絅学院大学紀要 59 号 133 頁。なお、澤野順彦「契約の更新と更新料」稲葉威雄ほか編『新借地借家法講座第 1 巻　総論・借地編 1』日本評論社 1998 年 246 頁も参照。

14　澤野順彦「更新料特約および敷引特約の効力」NBL913 号 21 頁。

15　自然債務と贈与を同義と捉えているというよりは、賃貸人と賃借人が合意に基づいて更新料を支払う（差し入れる）という関係を、ある種の独特な債権債務関係と考えて、これを自然債務（あるいは贈与）と評価しているものと思われる。なお、前掲注（14）21 頁も参照。

16　牛尾洋也「更新料・二つの大阪高裁判決」龍谷法学 42 巻 3 号 70 頁参照。

事件において「更新料」の支払いが行われ、また、一般にも、不動産賃貸ビジネスにおいて「更新料」支払いが相当程度に行われているとしたら、それは、一定程度、営利ないし自己の便益の追求というビジネス目的に資するからであり、なんらかのかたちの対価性を有しているからであろう」と指摘する。これはすなわち「これまでの判例を大きくはみだした、特異なもの」であって「現実からはとても考えにくい事実認定[17]」であると指摘する。

ここにおいて加藤は「当事者の内心的効果意思の合理的探究」の重要性を指摘し更新料についても「種々の機能を営みうる」が、「更新料が賃料の前払いないし賃料の補充の意味をもつことが多いと考える[18]」と判断すべきことを指摘する。この見解では、民法の601条の中心条項と考えられる「賃料」の意義を狭く解すべきではなく、社会に実在する賃貸借契約からの「合理的探究」によって理解すべきだという契約観が見て取れる。

（3）民法、借地借家法における契約類型論からの見解

牛尾洋也は、裁判例全般に対する評価として「制度的規制によることなく、ガイドラインに留まる日本の賃貸市場のコントロールのもとでは、賃料以外の金銭の支払いの合理性については引き続き厳しい司法判断が求められるであろう[19]」。と指摘する。

そして、更新料を有効とする裁判例が更新料を礼金と比較してその妥当性を認めた点について「対価について主観的な理解をすることで、かえって礼金の合理性の問題に射程を拡大した[20]」と評価する。すなわち「礼金有効判決の論理を借用し、経営上の最適の対価設定の項目に「賃借権設定の対価」という「礼金」取得を組み込み、更新料をその延長線上（＝追加分、補充）で把握した。しかし、こうして把握された更新料取得が「営利事業の方法として一概に社会的正義に反するとはいえない」として、対価の理解について営利性や社会的正義などの価値的な評価を加えることで、その対価性が必ずしも客観的な指標に基づくものでないことを明らかにした。

また、そもそも、更新料を礼金の延長線上で把握することについて、幾つかの疑問がある。一つは、礼金を課しても更新料を取っていない賃貸借契約も多く、何故、当該更新料のみ礼金の延長線上に位置づけうるのかの説明が困難である。つぎに、礼金は「賃借権設定の対価」とされているが、賃料以外に何故、賃借権設定の対価が必要であるのか、さらにこの性質自体、いかなる内容であるのかの説明も不十分であろう[21]」と論じる。

そして、賃貸借契約が継続的契約であることから、「代金」や「対価」について注意して考える必要があると指摘し、対価は当事者の合意のみではなく、経済的対価をも問題としなけれ

17　加藤雅信「賃貸借契約における更新料特約の機能と効力」法律時報82巻8号52頁。
18　前掲注（17）52頁。
19　牛尾洋也「建物賃貸借における敷金・更新料・補修分担金の各特約と消費者契約法10条」私法判例リマークス41号（2010下）49頁。
20　前掲注（19）49頁。
21　前掲注（16）74頁。

ばならないと指摘する。例えば、本来の「契約の拘束力」の例外として地代増（減）額請求権が認められることを挙げて、そこにおいては経済的な諸事情が新たな家賃の決定に作用し、借地借家法32条において一定の要件の下で、厳密な不動産鑑定実務と協働して増額請求権の是非と適正賃料額の決定が図られる仕組みがあることに鑑み、「かかる制度の趣旨に立ち返るならば、事情変更等の理由が生じた場合の外に、当事者が合意した「賃料」以外の経済的要素を「対価」として安易に考慮することについては、法的判断として慎重でなければならない」と述べる[22]。

また、上記の借地借家法の規定を踏まえる一方で、「更新料の法的性質に関して、賃料とは別の慣習や不公平感、紛争回避などといった対価性の乏しいものから、やがて、賃料とは別個の対価性を有するものとして、更新拒絶権放棄の対価、賃借権強化の対価、賃料の補充が論じられてきたが、近年は、もっぱら賃料の補充の性質として対価性を有すると評価しうるか否かの判断に収斂されるようになった[23]」と分析する。そして「この推移が物語るのは、賃貸借契約が、次第に法的に対等・平等な関係として双務有償契約の本質に則して規律されてきたことと、その中核として民法601条の対価である「賃料」に大きな規範的意味が見い出されてきたことである[24]」と指摘する。すなわち、(居住用)建物賃貸借における契約の意義という視点から、更新料の意義や適用法規を探るべきであるとする見解である。

（4）消費者契約における不当条項規制の適用からの見解

大澤彩は、不当条項規制をどのように構成するのかという問題意識から、消費者法と民法の関係、より具体的には不当条項規制の「原理」とこれを支える民法の「原理」の関係という問題意識から、消費者契約法1条に見られる消費者と事業者の情報の格差の含意を明らかにしつつ[25]、主に消費者契約法10条適用の局面について分析する。すなわち、同条前段の該当性について、民法614条本文、民法601条、借地借家法28条と比較する際には、更新料の金額の相当性および情報・交渉力の格差の存在と説明の欠如が判断されると指摘する[26]。すなわち「効力肯定例では更新料特約の「存在」や「金額」の説明で足りるとされているのに対し、効力否定例では更新料特約の「法的性質」「趣旨」についての説明をも要求している点に違いがあり、後者では「法定更新の場合には対価を支払うことなく更新できる」という借地借家法の原則についての知識の差も考慮されている」として、判断の分岐の理由はこれらの違いであると論じる[27]。

22　前掲注（16）72-73頁参照。
23　前掲注（16）73頁。
24　前掲注（16）73頁。なお、牛尾洋也「更新料判決と居住用建物賃貸借法－典型契約論の意義について－」法律時報82巻1号104頁も参照。
25　詳細は大澤彩『不当条項規制の構造と展開』有斐閣、2010年、特に70-72頁、149頁、469-474頁を参照。
26　大澤彩「建物賃貸借契約における更新料特約の規制法理(上)消費者契約法10条における「信義則」違反の意義・考慮要素に関する一考察」NBL931号24頁参照。
27　前掲注（26）25頁参照。

また、更新料が契約の中心条項に当たるか否か、すなわち消費者契約法10条適用の対象外になるか否かについては、中心条項についての学説を詳細に検討した上で、「中心条項と付随条項の区別の当否それ自体については十分な検討を要するが、少なくとも本件更新料特約に照らして考えると、次の2点を指摘することができる」と述べる。すなわち「第1に、仮に更新料が賃料の補充という性質を有するとすれば、これを定める条項は確かに中心条項に当たる。しかし、裁判例⑤がいうように、更新料特約は賃貸借契約に当然のように付随しており、これを賃借人が賃貸人と交渉することによって排除することが困難であることや、更新料それ自体の対価がほとんど想定できない点で、「対価を定める条項へは不当条項規制が及ばない」とする説が前提としている「交渉可能性」や「消費者の合理的選択可能性」はきわめて低い。仮に更新料特約が契約書等に「明確に」記載されていたとしても、賃借人が更新料の金額等について交渉することは困難であろう。第2に、更新料が「更新拒絶権放棄の対価」といえる場合、これは前述の「従たる給付」に関する条項ということができ、「従たる給付」が実質的に「主たる給付」の値上げ条項となっているとすれば、その危険からは賃借人は保護されるべきとみることができる。そうすると、賃借人が更新料と賃料を一体として「賃借の対価」とみているかどうかが1つのポイントとなる」というものである。

これは、「消費者契約法10条が適用されるか否かについては、対価か否かで区別するのではなく、条項の明確性や当事者間の交渉力の有無等を考慮に入れる必要がある」とするもので、対価性のみならず、交渉可能性や実際の交渉力を考慮に入れなければ意味がないというものである。これは、裁判例③における「対価とされるもの…を理解すべき情報に不当な格差があり、又は理解に誤認がある場合」や裁判例⑤における「当事者の全くの自由には委ねられていない」ものとして述べられているものでもある[28]。この見解は、不当条項規制において、中心条項にあたるか否かを当該条文の趣旨から明確に分けるのではなく、具体的な交渉力などを加味して判断すべきだとするものであるといえる。

とはいえ、そこには消費者保護を図るための課題も含まれており、「消費者契約法が「情報・交渉力の格差」を問題にすることによって、従来民法や借地借家法では無効とすることが困難であった更新料特約が無効とされる可能性が出てきた点に、消費者契約法の意義を見いだすことができる」と述べつつも「一方、賃貸借契約における交渉力の格差という点でみれば、賃借人にとっては住宅を「借りる」ことが重要であり、そのためには、相当に不利な条件であっても、それを受け入れる、受け入れざるを得ないということになる。確かに無理に契約を迫られているわけではなく、「いやならいいです。ほかをあたってください」といわれるだけであるが、ほかによい条件のところがみつかるとも限らないし、そもそもいつまでも探しているというわけにもいかないということも多いため、仕方なく契約するということになる。このことか

28　大澤彩「建物賃貸借契約における更新料特約の規制法理(下)消費者契約法10条における「信義則」違反の意義・考慮要素に関する一考察」NBL932号58頁参照。

ら、更新料特約が定められていたとしても、それを賃借人が交渉によって排除することは困難であるということは容易に想像できる」として[29]、両者のバランスをとって真の消費者保護を図るべきことを示唆している。

（5）不動産法、不動産取引制度、不動産取引の実態を総合的に考慮する見解

この見解は、更新料特約を分析するにあたり、それが不動産取引（の一部）であることの特徴やそのようなものを含み得る不動産取引の実態を重視する見解である。

秋山靖浩は、裁判例③と裁判例⑥、特に裁判例③について、居住用建物の賃貸借における通常損耗分を賃借人の負担とする特約について、賃貸人の説明を重視する態度を明らかにした最判平成17・12・16判時1921号61頁（平成17年判決）との比較を試みる[30]。そして、平成17年判決は、通常損耗補修特約の明確な合意を要求し、特約の成立要件を厳格に解することによって、特約の成立自体を否定した。その結果、返還されるべき敷金から通常損耗分の補修費用を差し引くことを認めないという結論を導き、賃借人の保護を図ったと指摘する[31]。他方で、平成17年判決と裁判例③を比較し、2つの点を指摘する。すなわち、第一に平成17年判決は特約の成立自体を否定しているのに対し、裁判例③は特約の成立自体は認めた上でその効力を制限している（無効とする）が、いずれの法律構成も、特約に基づく賃貸人の主張を認めずに、賃料以外の金銭（通常損耗分の補修費用や更新料）の負担から賃借人を解放することを狙ったものであるとする。これは、不当条項の規制において、条項の成立レベルの規制（条項の成立を否定）と条項の内容レベルの規制（条項の効力を否定）があり、これを有効に活用した場面であると捉える[32]。第二に、裁判例③の判断の仕方は、法律構成こそ異なるものの、平成17年判決の考え方の延長上に位置づけることができるということである。すなわち、いずれも特約の存在のみならず、その法的性質等に関する説明をも賃貸人に厳格に求めており、賃貸人の説明を相当に重視する点で共通しているとする[33]。そして、これを裏付けるものとして、近時の更新料に関する不動産取引の実態の変化を紹介する。それは、財団法人日本賃貸借住宅管理協会が2010年10月から導入している「めやす賃料表示」である。これは、賃料、共益費・管理費、敷引金、更新料等を合算して、4年間賃貸した際にかかる1か月あたりの金額を示すものである[34]が、秋山は、これについての評価として「更新料のような賃料以外の金銭も含めて、

29　前掲注（28）59頁参照。

30　秋山靖浩「ロー・クラス不動産法入門(20)不動産の利用(2)居住用建物の賃貸借における更新料特約（その2）」法学セミナー55巻12号、2010年12月、95頁。

31　前掲注（30）96頁。

32　前掲注（30）96頁参照。

33　前掲注（30）96頁参照。同様の見解に、大山盛義「住居用建物賃貸借契約における更新料支払特約と消費者契約法10条」沖縄法学39号、2010年3月、90頁。

34　詳細は、財団法人日本賃貸借住宅管理協会ホームページ http://jpm.jp/ を参照。なお、日経産業新聞2010年10月18日17面も参照。

賃料という分かりやすい形で賃借人の負担を明確化しようという試みは」、裁判例③「の問題意識にも通じるところがある」とした上で、「めやす賃料表示制度の導入は、更新料特約について、将来的には」裁判例③「が述べるような方向での解決を示唆しているともいえそうである」と述べる。他方で、更新料特約が無効だとなれば、賃貸人は今後、賃借人と更新料特約を結んで更新料を取得することが難しくなるだけでなく、既に支払われた更新料相当額につき、賃借人からの返還請求に応じなければならないおそれもあることを指摘する。確かに、賃借人を「消費者」として保護することは重要であるが、賃貸人の中には、零細な規模で賃貸経営を行っている者も少なくなく、このことにより賃貸物件市場が低迷することを危惧する[35]。グレーゾーンの「解消」を巡る消費者金融業の低迷や破たんの現状から、賃貸住宅版の「過払い訴訟ブーム」を懸念する動きもある[36]。ここにおいて、大山盛義は、一般に、礼金が返金する必要のない金員と理解され、礼金の受領を有効とする裁判例[37]もあることから、今後、「不動産仲介業者としては、原状回復費用算定や返金義務などで煩わされることを回避するために、敷金接受を止め、返金する必要のないと考えられている礼金を多めにとろうとする方式にシフトしているのではないか[38]」と一歩進んだ推察を試みている[39]。

Ⅳ　むすび

居住用賃貸不動産の更新料については、その有効性に関する判断が高裁レベルでも分かれており、不動産実務関係者の間からも注目されており、学界でも議論をよんでいる。この議論においては、主な立脚点の違いによる議論がなされている。すなわち、民法の典型契約の趣旨の視点から裁判例を批評する立場や民法、借地借家法における不動産賃貸借契約の固有性の視点から裁判例を批評する立場、そして消費者契約法における不当条項規制の視点から裁判例を批評する立場などである。特に、消費者契約法10条後段における「信義則」をどのように解するかを判断する際に上記のいずれの見解に立つかで、評価の変わる傾向にあることが看取された。

ここで検討した裁判例は、最高裁へ上告されており、実務においても最高裁での判断が待たれている。さらには、近時の民法改正の議論の中での賃貸借法改正に関する議論[40]も注目に値する。これらの検討については他日を期し、今後の研究課題としたい。

35　前掲注（30）97頁参照。

36　鈴木祥子「弁護士業界も熱視線⁉ 賃貸住宅の更新料の瀬戸際」週刊ダイヤモンド98巻38号、2010年9月18日号、12-14頁。

37　京都地判平成20・9・30など。

38　大山盛義「住居用建物賃貸借契約における更新料支払特約と消費者契約法10条」沖縄法学39号、2010年3月、53-95頁。

39　前述のように、その後の裁判例⑧においても、不動産取引の実態を重視した判断枠組みの一端がうかがえる。

40　さしあたり民法改正検討委員会『シンポジウム「債権法改正の基本方針」』別冊NBL127号、内田勝一「賃貸借契約の全体的見直しは必要か」『民法改正を考える』法律時報別冊2009年、秋山靖浩「賃貸借　特集「債権法改正の基本方針」を読む」法律時報81巻10号を参照。

【追記 1】

本稿脱稿後に、更新料についてこれまでの裁判例とは異なる判断を示した京都地判平 22・10・29（判タ 1334 号 100 頁）に接した。詳細な検討は他日を期すが、概要を紹介する。

すなわち、今日の本件のような居住用賃貸建物の賃貸借契約では、「賃貸人としては、賃貸借契約を更新して 1 年又は 2 年は賃料を取得できると考えていたとしても、賃借人から解約の申入れがなされると、契約期間の途中で賃貸借契約が終了し、賃貸人としてはそれ以降の新たな賃借人が見つかるまでは空室となって賃料を取得できないことになるが。賃借人の側からいえば、1 年又は 2 年の賃貸借契約であり、本来 1 年又は 2 年は賃料を支払う義務を負うところ、契約期間中いつでも解約することができるが、解約した場合には違約金として更新料が返還されないと考えることができる。他方、契約期間中に解約されずに賃貸借契約の期間が満了した場合には、その更新料は賃料ということになる」と判示した。

すなわち、「更新料を授受した時点では、いまだ更新料の法的な性質は確定しておらず、期間が満了した場合には賃料に、賃借人が途中で解約した場合には既経過部分については賃料に、未経過部分は違約金として扱われる」というものである。また、更新料が賃料と違約金の 2 つの性質を持ちうるという更新料条項の理解を前提として、消費者契約法上の有効性については、同法 10 条前段該当性は肯定した上で、後段該当性について「賃料は必ず月額で定めなければならないものではなく、更新料名目で賃貸借契約の更新時に賃料の一部を一時払として支払を求めることは不合理なものではない」とし、「本来、期間の定めのある契約では一方的に途中で契約を終了させることができないのが原則であるから、違約金を徴収することには一定の合理性が認められる」として、同条項を有効としつつ、「更新料の違約金条項としての側面から…規約金条項の有効性基準が定められている同法 9 条 1 号の問題」としてみると、「賃貸借契約を途中で解約した賃借人については、更新料の額や途中解約した時期により、更新料条項が一部無効となって、更新料の返還が求められることができる事案があると考えられる」と判示した。

【追記 2】

本稿脱稿後に、丸山絵美子「『更新料特約』の効力」消費者法ニュース 86 号 269 頁に触れた。丸山は、期間の定めのある賃貸借契約において更新料を約定することの合理性を述べる加藤雅信説によりながら「更新料特約は無効となるか否かは、中途解約の時期によって異なってくることとなり、更新料支払い後に、実際に居住して賃料前払いを消化した部分についてまで賃貸人は返還を迫られることはないと考える」とする。上記の追記 1 で述べた京都地判平 22・10・29 にも通ずるものがあると思われる。

【追記 3】

本稿校正中の 2011 年 3 月 5 日、朝刊各紙（日経・朝日・読売・毎日・産経）において、更

新料の有効・無効の判断が分かれている上述の上告中の3件の訴訟について、最高裁第2小法廷（古田佑紀裁判長）が、原告、被告双方の意見を聞く弁論を2011年6月10日に開くことを決めたという報道に触れた。これを経て、最高裁は、更新料に関する統一的な判断を示すものと思われる。

（原稿受付　平成22年9月30日）

政治・経済・法律研究　Vol. 13　No. 1,　pp. 139 − 163　　December　2010

形式論理学と数学の関係

− 経済学への応用に向けて −

The Relation between Formal Logic and Mathematics

− towards Application to Economics −

信　田　　強

はじめに

私がちょうど60才位のとき、高校時代の恩師に「形式論理学と数学の関係が良く分かったので、もう数学は怖くなくなりました。」と申し上げたところ、恩師は私の顔をしみじみ見て、「信田、もう遅いんじゃないか。」といわれた。なるほどいわれてみれば、私個人にとっては手遅れだなと思った。しかし、前途のある方、興味のある方にとっては、現在を含むこの頃の私の境地を記しておくことは、有益であろうと思われる。これが本稿作成の目的である。

経済学についていえば、経済学における正確な理解、表現、推論には哲学や歴史、統計などばかりでなく数学の知識を必要とすることが多い。ところが、経済学に必要な数学を良く理解できないで経済学の研究を放棄してしまう研究者の卵も多いことも事実である。ここでは、このような場合、なぜ数学が理解できないかを解明し、数学の良き理解に到達したい。

数学を良く理解できない場合、数学を根本的で最高の独立した体系と思い込んで、むきになって、それ自身を理解しようとすることがほとんどである。そして、定理とその証明などを理解できないとき、自分は頭が悪いと思って、数学をあきらめてしまうのである。

実は数学は独立した根本体系ではなく、形式論理学を数の世界にあてはめたものにすぎないのである。この形式論理学の適用という点では、他のあらゆる学問（考古学、医学、物理学、化学、生物学、歴史学、経済学など）も同じである。学問でなくても、ミステリー小説などはしっかり形式論理学が適用されている。例えば、西村京太郎氏のミステリー。

さて、形式論理学の本質は必要条件と十分条件の概念およびその関係である。これらを以下、順次解説しながら数学の本質に迫ってゆこう。そして、数学の良き理解、経済学の良き理解に到達できるようにしよう。本稿で幾何学、図形の解説が多いのは必要条件、十分条件の理解に適切だからである。実際、幾何学において論理の美しさにはじめて目覚めた人が多い。私もその一人である。

本稿の順序は数学の最初歩を簡単に復習した後、必要条件と十分条件を含む形式論理学の解説をし、それによって数学の定理の良き理解に至るようにしてある。また、経済学の定理、公式の意味も良く理解できるように工夫してある。これによって、数学の初心者、もしくは数学

嫌いになって、見るのもいやになった人から、数学や経済学で苦闘している中級者まで、展望が開けるはずである。

とくに、本稿で特筆すべきは背理法（もしくは対偶命題の証明）の構造を明確に示したことである。ストレートな三段論法は数学を含む学問の王道であるが、背理法でないとむずかしい証明、背理法がきわめて有効な証明が存在する。これが、数学や経済学の理解に資すると思われる。

なお、論理の流れの都合上、経済学への数学、論理学（とくに形式論理学）の応用については、基本的に注において述べた。

○交換法則、結合法則、分配法則 (1)

・交換法則　$A + B = B + A$,　$AB = BA$

・結合法則　$(A + B) + C = A + (B + C)$,　$(AB)C = A(BC)$

・分配法則　$A(B + C) = AB + AC$

○文字式の使い方の例（文字式の威力）(2)

・各ケタの数をたしたとき、その合計が 3 で割り切れる数は 3 で割り切れる。

・3 ケタの数の例

3 ケタの数の数 ABC（例 291、A = 2、B = 9、C = 1）

・$\begin{cases} ABC = 100A + 10B + C \\ A + B + C = 3k \quad \Rightarrow \quad C = 3k - A - B \end{cases}$

これより、

$$\begin{aligned} 100A + 10B + C &= 100A + 10B + (3k - A - B) \\ &= 99A + 9B + 3k \\ &= 3(33A + 3B + k) \end{aligned}$$

さらに別の例をあげる。

$$\frac{B}{A} = \frac{Bk}{Ak}, \quad \frac{Bk}{Ak} = \frac{B}{A}$$

前者は分数計算で通分するときに使用する法則で、後者は共通因数で、約分するときの法則である。こういう法則を数値例でも良いから先に示すことが、小学校の教育において重要である。さもないと、めんどうくさい計算技術の修得が算数だと子供は思ってしまい、数学嫌いがふえる。次は分数計算の文字式である。はじめの二つの式が通分の例である。

$$\frac{B}{A}+\frac{D}{C}=\frac{BC}{AC}+\frac{AD}{AC}=\frac{BC+AD}{AC}$$

$$\frac{B}{A}-\frac{D}{C}=\frac{BC}{AC}-\frac{AD}{AC}=\frac{BC-AD}{AC}$$

$$\frac{B}{A}\times C=\frac{BC}{A}$$

$$\frac{B}{A}\div C=\frac{\frac{B}{C}}{A}=\frac{B}{AC}$$

$$\frac{B}{A}\times\frac{D}{C}=\frac{BD}{AC}$$

$$\frac{B}{A}\div\frac{D}{C}=\frac{BC}{AD}$$

○命題と論証 (3)

・命題：何かを述べているもの

・命題 A ⇒命題 B

つまり命題 A が成立すれば命題 B が必ず成立する。このとき上のように記する。命題 A は命題 B の十分条件という。また、命題 B は命題 A の必要条件という。命題 B が成立しないと命題 A が成立しないので、命題 B は命題 A の必要条件と呼ばれる。命題 A が十分条件といわれるのは、命題 A が成立すると必然的に、十分に命題 B が成立するからである。

命題 B が成立するとき、必ずしも命題 A は成立しないが、つまり、逆は必ずしも成立しないが、成立するとき命題 A は命題 B の必要十分条件、もしくは命題 B と同値といわれる。また命題 B は命題 A の必要十分条件、もしくは命題 A と同値といわれる。

○公理と定理

・出発点となる自明の命題は公理と呼ばれる。

・公理を出発点として派生してゆくいくつかの命題のうち重要なものは定理と呼ばれる。

○数学と形式論理学

数学は必要条件と十分条件の形式論理学を数の世界にあてはめたものである。したがって、数学はとくに独立したものではなく、むずかしいものでもない。それは本来透明なものである。他の学問もこの形式論理学をその学問の分野にあてはめたものと見て良い。

○方程式を解く原理 (4)

・未知数を含んだ等式は方程式と呼ばれる。

・方程式を解く原理

(1) 等式の両辺に同じ数を加えても、等式は成立する。

(2) 等式の両辺から同じ数を引いても、等式は成立する。

(3) 等式の両辺に同じ数をかけても、等式は成立する。

(4) 等式の両辺を 0 でない同じ数で割っても、等式は成立する。

なお、移項のテクニックは (1) もしくは (2) をさし、特別なものではない。

教育においては (1)、(2) の原理をまず明示し、これが移項と呼ばれることを後でいうべきである。さもないと原理なき計算技術に終わる。これは数学嫌いを一層増加させる。

解法例

$$\frac{3}{2}\chi+5=\frac{1}{3}\chi-7$$

両辺に 6 をかける。

$$9\chi+30=2\chi-42$$

両辺から 2χ を引く。

$$7\chi+30=-42$$

両辺に -30 を加える。

$$7\chi=-72$$

両辺を 7 で割る。

$$\chi=-\frac{72}{7}$$

数式は命題とみなすことができる。$\chi = -\frac{72}{7}$ という数式に 7 をかけ、-30 を引き、2χ を加え、6 で割れば、$\frac{3}{2}\chi + 5 = \frac{1}{3}\chi - 7$ という式が出て来る。したがって、$\frac{3}{2}\chi + 5 = \frac{1}{3}\chi - 7$ という式と $\chi = -\frac{72}{7}$ という式は同値である。

・別の例

$\chi = 1 \Rightarrow \chi^2 = 1$ が成立するが、$\chi^2 = 1 \Rightarrow \chi = 1$ or $\chi = -1$

なので次のようになる。

$\chi = 1 \Rightarrow \chi^2 = 1 \Rightarrow \chi = 1$ or $\chi = -1$

$\chi = 1$ or $\chi = -1$ ならば必ず $\chi^2 = 1$ なので

$\chi = 1$ or $\chi = -1 \Rightarrow \chi^2 = 1$

となる。結局

$\chi=1 \underset{\text{非同値}}{\Rightarrow} \chi^2=1 \underset{\text{同値}}{\Rightarrow\Leftarrow} \chi=1$ or $\chi=-1$

となって $\chi = 1 \Rightarrow \chi^2 = 1$ については逆はいえない。

○不等式を解く原理

(1) 不等号の両辺に同じ数を加えても、不等号の向きは変わらない。

(2) 不等号の両辺から同じ数を引いても、不等号の向きは変わらない。

(3) 不等号の両辺に正の同じ数をかけても、不等号の向きは変わらない。

(4) 不等号の両辺を正の同じ数で割っても、不等号の向きは変わらない。

(5) 不等号の両辺を負の同じ数で割るか、両辺に同じ負の数をかけると、不等号の向きは反対になる。

以上の（1）から（5）の文のコンマの後半部分は、それぞれ前半部分の必要条件になっている。このことについては注（4）も参照。

・以上とは少し別のことであるが、$0 < \chi(\chi - 1)(\chi - 2)$ の解は本稿の関数の項（次の項）の $y = \chi(\chi - 1)(\chi - 2)$ で $y > 0$ の解にあたり、この解はグラフより、$0 < \chi < 1$, $2 < \chi$ であることが分かる。

○関数

ある数 y がある数 χ が定まると定まるとき、y は χ の関数という。

$\chi \Rightarrow y$

例えば、$y = 0.5\chi + 1$ のとき、$\chi = 1 \Rightarrow y = 1.5$ なので、y は χ の関数である。また、はじめに与える変数を独立変数、それによって後から後から定まる変数を従属変数という。上の場合、χ が前者で、y が後者である。図示すると付図 1 のようになる。

付図 1

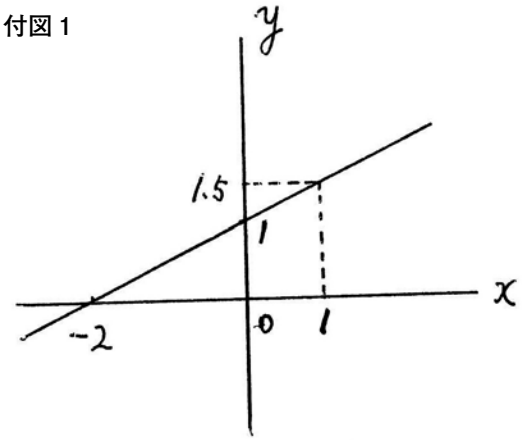

$y = 1.5$ を与えると $\chi = 1$ が定まるので、χ は y の逆関数という。表現としては、$\chi = 2y - 2$

が逆関数である。

方程式は移項によって左辺を0にできるので、関数式で左辺を0とおいたものと考えてよい。我々の例では、$0 = 0.5\chi + 1$となる。付図1で、$y = 0$のとき$\chi = -2$となっている。

関数がもっと複雑で、次のような場合を考えよう。

$y = \chi(\chi - 1)(\chi - 2)$

このグラフは付図2のようになる。

付図2

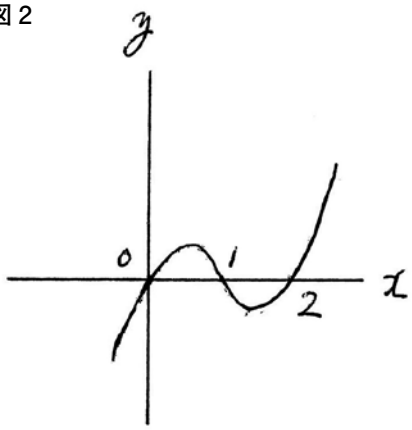

$y = 0$にすると方程式になり、これは次のようになる。

$0 = \chi(\chi - 1)(\chi - 2)$

ここで、$\chi = 0$ or 1 or 2であることは明白である。

ただし$y = 0$とおいたときの方程式が複素数の解を持つときには、その根は実数軸であるχ軸上にはない(5)。

○合同とは図形を重ねたとき（このとき裏返してでも良い。）ぴったり重さなるとき、その二つの図形を合同という。当然、対応する角、長さ、面積、形態なども等しい。

・三角形の合同の必要十分条件

(1) 二つの三角形の対応する三辺の長さが等しいとき合同である。逆も真。

つまり三辺等しい$\rightleftarrows$合同。

付図3

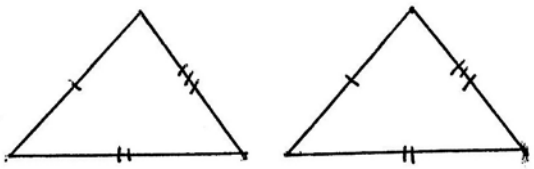

(2) 対応する二つの辺が等しく、その挟む角が等しいとき、合同である。逆も真。

付図 4

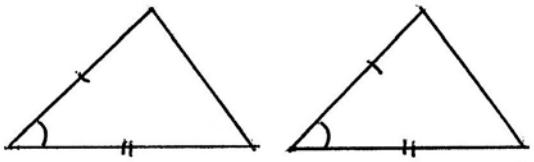

(3) 対応する二つの角が等しく、その挟む辺が等しいとき、合同である。逆も真。

付図 5

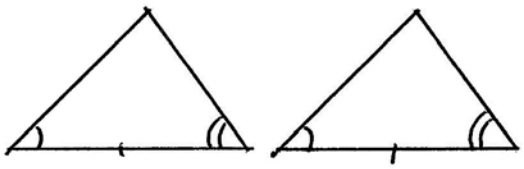

○図形の大きさは必ずしも同じでないが、形態が同じとき相似という。

・三角形の相似の必要十分条件（同値条件）

(1) 対応する三辺の比が等しい。

(2) 対応する二辺の比とその挟む角が等しい。

(3) 対応する二つの角が等しい。

○三段論法（正統的な証明法である。）

A ⇒ B で B ⇒ C のとき、A ⇒ C。つまり A ⇒ B ⇒ C のとき、A ⇒ C。

・三角形の面積

付図 6

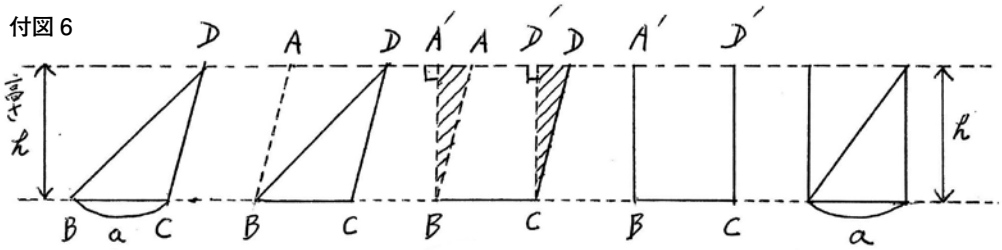

△ A'BA と△ D'CD は合同だから面積は等しい。(AB と CD は平行と仮定している。) したがって平行四辺形 ABCD の面積は長方形 A'BCD' に等しい。四辺形　ABCD の面積ははじめの三角形（つまり△ DBC）の面積の 2 倍である。したがって右側の四辺形（長方形 A'BCD'）の面積の半分（つまり $\frac{1}{2}$ ah）ははじめの三角形（△ DBC）の面積に等しい。ゆえに、

はじめの三角形の面積 = $\frac{1}{2}$ ak

○加比の理とチェバの定理

加比の理は分数に関する定理であり、チェバの定理は図形に関する定理であるが、加比の理を用いるとチェバの定理は極めて明確に証明される。

加比の理は同じ比率の分数が２つあるとき、その分母同士を加え、また、分子同士を加えて新しい分数を作ったとき、この比率ははじめの二つの分数に等しいというものである。念のため証明しておく。

同じ比率を m とする。このとき、

$$\frac{B}{A}=m\ ,\ \frac{D}{C}=m \quad \text{ならば、} B=mA,\ D=mC$$

となる。このとき、

$$\frac{B+D}{A+C}=\frac{mA+mC}{A+C}=\frac{m(A+C)}{A+C}=m$$

となって、証明終。

加比の理としては、同じ濃度の食塩水を加えても濃度は同じであるというような具体例が考えられる。またある濃度の食塩水の部分を取り去っても、残りの食塩水の濃度ははじめの濃度と同じである。

さてチェバの定理に入る。任意の三角形を付図７のように取り、その中に任意の点 P を取る。また AP、BP、CP の延長の直線と辺との交点をそれぞれ D、E、F とする。

付図７

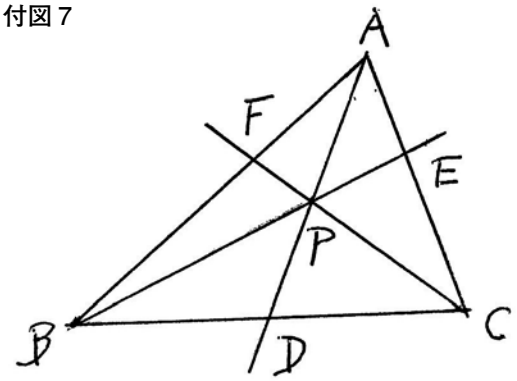

このとき次の関数が成立する。これがチェバの定理である。

$$\frac{FB}{AF}\times\frac{DC}{BD}\times\frac{EA}{CE}=1$$

付図７において、BD の長さ：DC の長さ＝△ ABD の面積：△ ADC の面積、である。なぜなら、これらの三角形の高さは等しいから、面積比は底辺比 BD:DC になるからである。同様に、BD:DC ＝△ PBD の面積:△ PDC の面積となる。すると、加比の理により次の関係が成立する。

$$\frac{DC}{BD}=\frac{\triangle ADC\text{の面積}}{\triangle ABD\text{の面積}}=\frac{\triangle PDC\text{の面積}}{\triangle PBD\text{の面積}}$$

$$=\frac{\triangle ADC\text{の面積}-\triangle PDC\text{の面積}}{\triangle ABD\text{の面積}-\triangle PBD\text{の面積}}=\frac{\triangle APC\text{の面積}}{\triangle ABP\text{の面積}}$$

同様にして、

$$\frac{EA}{CE}=\frac{\triangle BPA\text{の面積}}{\triangle BCP\text{の面積}},\quad \frac{FB}{AF}=\frac{\triangle CPB\text{の面積}}{\triangle CAP\text{の面積}}$$

となる。なお、△ ABP と△ BPA は同じものである。他も同様。

すると、AF、FB、BD、DC、CE、EA がそれぞれの蝶の羽根のような面積に置き換えられ、これ等の面積はちょうど打ち消し合って、1 になる。証明終。

○ピタゴラスの定理 (6)

直角三角形（一つの角が直角である三角形）の底辺の長さの 2 乗と垂線の長さの 2 乗との和は斜辺の長さの 2 乗に等しい。斜辺は一番長い辺である。付図 8 では AB が底辺、BC が垂線、AC が斜辺である。

AB という長さの 2 乗は正方形 ADEB の面積である。

四辺形 BFGC も、四辺形 CHIA も正方形である。∠ ABC は直角である。線分 BJ は B から HI に下した垂線である。

付図 8

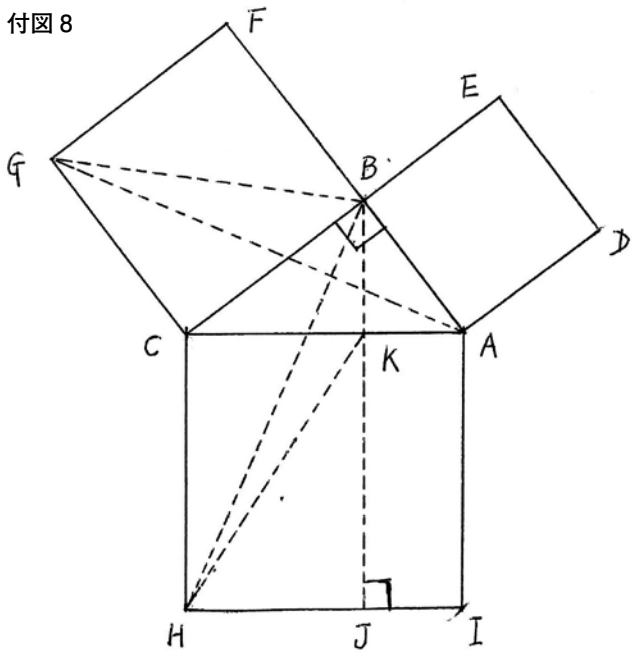

底辺は共通で高さが等しいので、

△GCB の面積＝GCA の面積

△GCA と△BCH は、GC ＝ CB，CA ＝ CH，∠GCA ＝∠BCH なので、二辺挟角の合同条件によって、合同である。したがって面積も等しい。また底辺共通、高さは等しいから、△BCH の面積＝△KCH の面積。したがって $\frac{1}{2}$ 正方形 BFGC の面積＝△GCB の面積＝△KCH の面積＝ $\frac{1}{2}$ 長方形 CHJK の面積。したがって、正方形 BFGC の面積＝長方形 CHJK の面積。同様にして、

正方形 BADE の面積＝長方形 JIAK の面積

以上から

正方形 BADE の面積＋正方形 BFGC の面積

＝長方形 CHJK の面積＋長方形 JIAK の面積

この式の右辺は正方形 ACHI の面積であるから、次のピタゴラスの定理が証明されたのである。直角三角形において、

底辺の長さの 2 乗＋垂線の長さの 2 乗＝斜辺の長さの 2 乗

・ピタゴラスの定理の別証

付図 9 のような直角三角形は、同じものが 4 個あると、付図 10 のように組み立てることができる。これは C を一辺とする正方形である。この面積は c を用いると c^2 である。同じ面積は、a，b を用いると $4 \times \frac{1}{2}ab + (b - a)^2 = a^2 + b^2$ となる。ここで、$4 \times \frac{1}{2}ab$ は三角形 4 個の面積で、$(b - a)^2$ はまん中の小さい正方形の面積である。（付図 10 参照。）これより、$c^2 = a^2 + b^2$ となり、ピタゴラスの定理が証明された。

付図 9

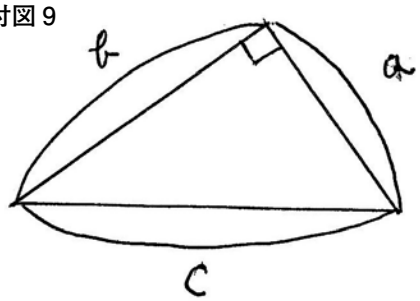

付図 10

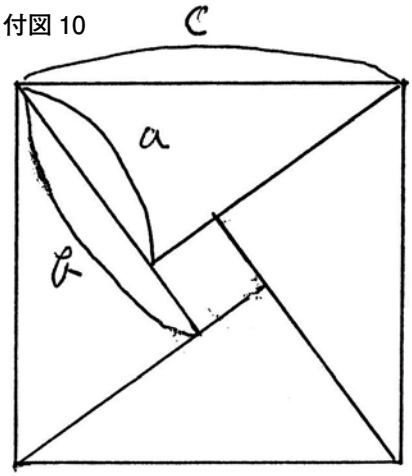

○連立方程式の解ははじめの連立方程式の必要条件であって、十分条件ではない。

$$\begin{cases} 2\chi + 3y = 18 \cdots\cdots\cdots (1) \\ -5\chi + 7y = 13 \cdots\cdots (2) \end{cases}$$

(1)、(2) 式を同時に満たす χ，y の組を求める。(1)、(2) が同時に成立しているとき、(1) × 5 + (2) × 2 を作る。

$$\begin{array}{rr} & 10\chi + 15y = 90 \\ +) & -10\chi + 14y = 26 \\ \hline & 29y = 116 \\ & \therefore y = 4 \end{array}$$

これを(1)式に代入

$2\chi + 12 = 18$

$2\chi = 6$

$\chi = 3$

付図 11

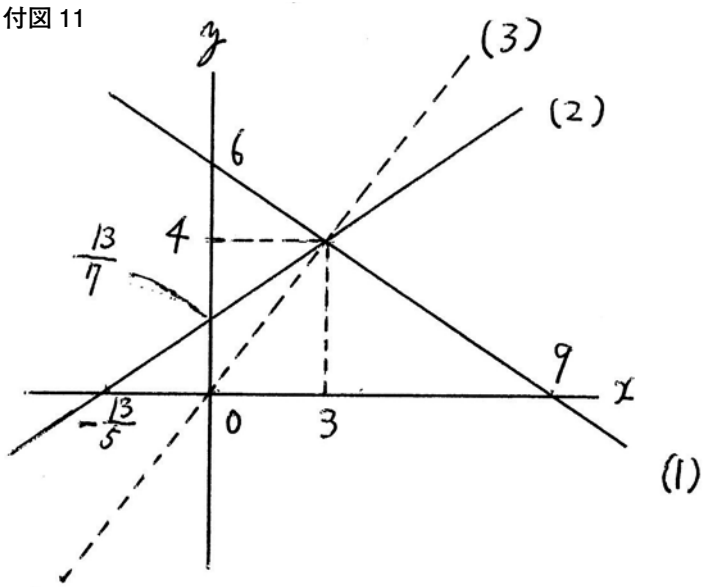

よって、$\chi = 3$，$y = 4$ となる。つまり、

(1)式と (2)式の同時成立　⇒　$\chi = 3$，$y = 4$

この逆はいえるだろうか。いえないのである。なぜなら、例えば

$y = \frac{4}{3}\chi$　……(3)

という式を考え、(1)式とこの (3)式の連立方程式を考え、解を求めると、同じ $\chi = 3$，$y = 4$ という解が得られる。したがって、$\chi = 3$，$y = 4$ という解の組の命題は (1)式と (2)式の同時成立の命題ばかりでなく、(1)式と (3)式の同時成立の命題からも出て来るのである。実は $\chi = 3$，$y = 4$ を解とする連立方程式は無数にあるのである。付図 11 参照。

○円周角について

・中心が O の円周上の点 AB を結ぶ線分を弦 AB といい、対応する下側の円の一部を弧 AB という。付図 12 のように円上の点を C としたとき、∠ ACB を弧 AB 上に立つ円周角といい、

∠ AOB を中心角という。

付図 12

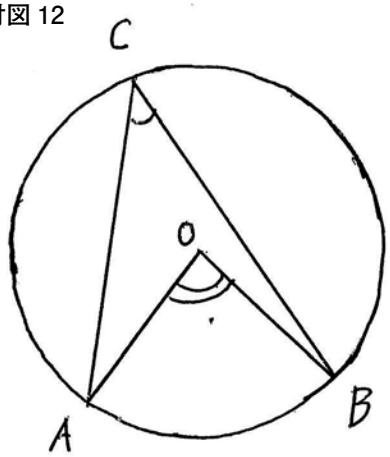

・円周角に関する定理の証明に必要な定理は二等辺三角形に関するものである。つまり二等辺三角形であれば両底角は等しいというものである。付図 13 の△ ABC で AB = AC とする。BC の中点をとり M とすると、△ ABM と△ ACM は対応する三辺が等しいことにより、合同である。よって、∠ ABM =∠ ACM つまり∠ ABC =∠ ACB となる。

付図 13

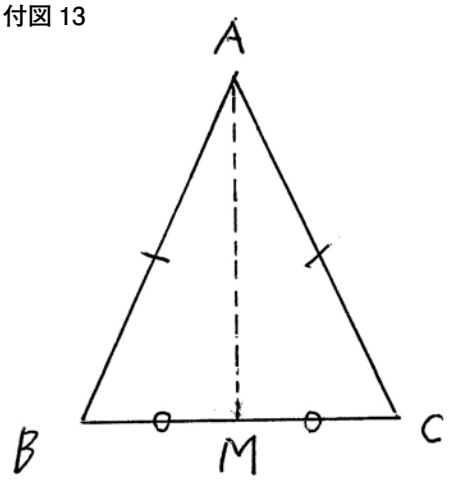

・付図 14 の C 点から O を通る直線 CD を引き、円との交点を D とする。このとき、∠ ACO =∠ CAO となる。△ OCA は二等辺三角形だからである。∠ ACO +∠ CAO +∠ COA = 180° =∠ COA +∠ AOD。よって、∠ ACO +∠ CAO =∠ AOD。

同様にして、∠ CBO +∠ BCO = BOD。これより、∠ CAO =∠ ACO, ∠ CBO =∠ BCO を考慮すると次のようになる。2(ACO + BCO) =∠ AOD +∠ BOD =∠ AOB。つまり、2∠ ACB =∠ AOB。C 点は任意であるから、弧 AB に立つ円周角は中心角の半分であるこ

とが分かる。中心角は与えられていて一定であるから、円周角も一定である。

とくに中心角が 180° のとき、円周角は直角になる。

付図 14

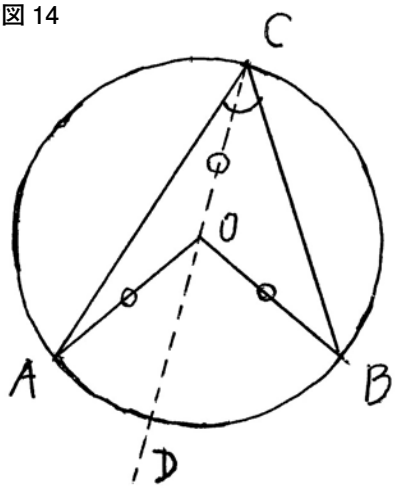

○形式論理学の三法則

人間の思考は必ず以下の三法則の下で行われる。また以下の三法則をみたさない推論は成立しないという意味でも重要なものである。これは後述の背理法という証明の基礎にもなっている。以下で A といっているのは命題である (7)。

(1) 同一律：A は A である。

(2) 矛盾律：A は非 A ではない。

(3) 排中律：A と非 A の中間はない。

・背理法

A ⇒ B を三段論法などによって直接に証明できないとき、もしくはむずかしいとき、A ⇒ 非 B が成立しないことを証明することによって、間接的に A ⇒ B を証明する方法である。この論法の背後には上記の形式論理学の三法則がある。つまり A ⇒非 B だと、形式論理学の三法則のどれかを満たさなくなり、A ⇒非 B が成立しないことが示される。

ここで注意を要することは、A ⇒非 B が成立しないということは、A ⇒非（非 B）⇒ B が成立することになるが、非（非 B）＝ B がさす内容は、実は論理的には、非 B を除く森羅万象（この中には当然、空集合も考えられる。）をさすので、B の内容は茫洋として特定しがたい。これは、はじめに証明したかった A ⇒ B の B の内容を特定できないことになるので、意味がなくなる。

ところが、通常、暗黙の前提がある。それは非 B と B は意味のある有限な集合をなし、B は非 B の補集合（非 B と B の和集合から非 B 集合を引いたもの）であるというものである。有限な集合とは例えば 90° 以内の正の角度がある。非 B としては非直角を考える。すると、

非Ｂでない、つまり非直角でないということが証明されると、非（非Ｂ）つまり 90° 以内の正の角度から非 90° を除いたものつまり 90° ＝ Ｂが証明される。これは次に述べる例、円の接線と接点と中心を結ぶ直線は直角をなすことの証明に用いられる。

いいかえると、正確にいうと A ならば非Ｂが成立しないと単純に証明するのではなく、A であって、かつＢと非Ｂが有限の集合をなすときに非Ｂの不可能を証明するのである。

また、$\sqrt{2}$ が無理数であることを証明するときの暗黙の前提は、実数は循環小数（有理数もしくは分数）と非循環小数（無理数）とから成るという前提である。これがあると実数 $\sqrt{2}$ が分数でないということが証明されると、$\sqrt{2}$ は無理数であることが自動的に証明される。これも後述する。

A ⇒非Ｂであることが成立しないことを単純に証明するだけで、充分意味のある場合もある。例えば A として代数方程式、非Ｂとして代数的方法（加減乗除、ベキ根）を用いて解けるとしたときに、A ⇒非Ｂが成立しないことが証明されると解こうとする無駄な努力をしないですむからである。

○円の接線と接点と中心を結ぶ直線は直角をなす (8)

直角をなさないとすると、付図 15 の AC のような直線に接線はなる。∠ OAC は鋭角であるから、∠ ABO が 90° である直角三角形を作ることができる。OA がその斜辺であるから OA ＞ OB となる。これは AC が円の内部を通ることになり、AC が接線であることに矛盾する。したがって、∠ OAC は非直角でありえない。暗黙の大前提として、∠ OAC は 90° 以内の正の角度と考えてよいので、∠ OAC は直角以外にはありえない。したがって∠ OAC は直角である。これが背理法による証明である。

付図 15

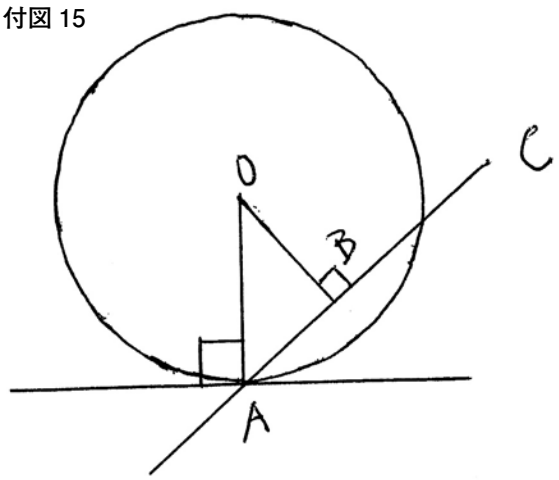

○背理法と対偶の証明

さて、A ⇒ Ｂが真のとき、まずＢだけを独立して考えて、Ｂが成立しないと、つまり非Ｂが成立すると、A は成立しない（なぜならば、A ならば必ずＢだから、Ｂでないと A は成立

しない。これがＢがＡの必要条件である理由であった。)。したがってＡ⇒Ｂならば、非Ｂ⇒非Ａとなる。

さらに、非Ａが成立しないと、つまり非非Ａが成立すると、非Ｂが成立しない、つまり非非Ｂが成立する。非非ＡはＡであり、非非ＢはＢであるから、非非Ａ⇒非非ＢとＡ⇒Ｂとは同値である。

以上をまとめると、Ａ⇒Ｂならば非Ｂ⇒非Ａ、さらに非Ｂ⇒非ＡならばＡ⇒Ｂとなる。つまりＡ⇒Ｂと非Ｂ⇒非Ａとは同値である。Ａ⇒Ｂのとき非Ｂ⇒非ＡはＡ⇒Ｂの対偶という。Ａ⇒Ｂと対偶は上のように同値であるから、Ａ⇒Ｂが証明しにくいとき、対偶である非Ｂ⇒非Ａを証明してもよい。

ただし、非Ｂというとき、これは空集合を含む森羅万象からＢを除いた補集合を論理的にはさすが、背理法のところでも述べたが、通常、暗黙の前提として、Ｂと非Ｂからなるなんらかの意味のある有限な集合が非Ｂを考えるときの前提になっている。この集合からＢを除いたものが非Ｂである。

付図15の例では背理法を用いたが、対偶で証明すると次のようになる。対偶は付図16のように接点から発する直線が中心と接点とを結ぶ直線となす角が90°でないならば、はじめの直線は接線でないということである。上の説明での非Ｂはここでは非90°、Ｂは90°。暗黙の前提は非ＢとＢの和集合は90°以内の角であることである。(9)

背理法のときと同じ論法で90°をなさないはじめの直線は接線にならない。ただし、この場合、接線が90°でないならばという仮定をおいていないのでやや分かりやすいかもしれない。

ただ、論証テクニックとしては対偶の証明よりも背理法の方が一般性があるように思われる。

付図16

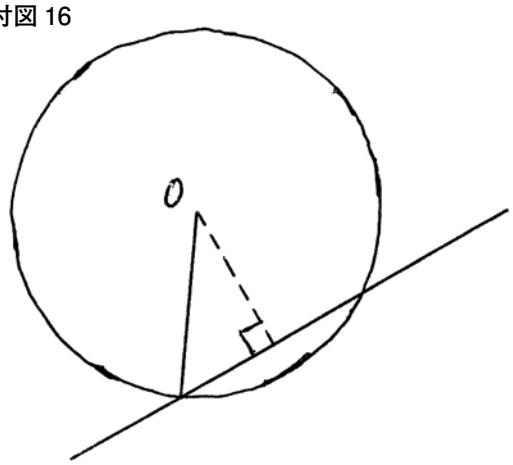

・ピタゴラス数をみたす三角形は直角三角形である。ピタゴラス数とは三つの正の数があるときある二つの数のそれぞれの二乗の和が残りの数の二乗に等しいとき、その三つの数をいう。

直角三角形はピタゴラスの定理によってピタゴラス数をみたす。逆にピタゴラス数をみたす三角形は直角三角形であろうか。

付図 17

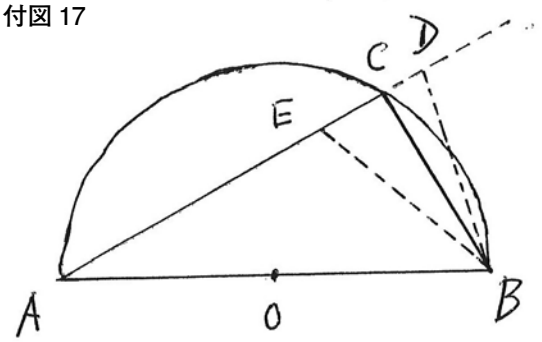

付図 17 において半円 AB 上の点 C と直径 AB のなす三角形は円周角の定理によって直角三角形であるから、$AC^2 + CB^2 = BA^2$ となり、ピタゴラス数をみたす。

半円の外側の AC の延長上の点 D を取ると $AD^2 + DB^2 > AB^2$ となってピタゴラス数をみたさない。AD 上の点で半円の内側の点 E を取ると $AE^2 + EB^2 < AB^2$ となって、やはりピタゴラス数をみたさない。したがってピタゴラス数をみたすのは半円上の点だけとなる。半円上の点は直角三角形を作るものであるから、ピタゴラス数をみたすのは直角三角形だけとなる。

この付図17の議論の暗黙の前提は、ABを斜辺とする任意の三角形は半円AB上か、その外か、その内かに対応する頂点 C、D、E を持つということである。

別証もある。付図 18（a）のような三角形は、$a^2 + b^2$ ＝斜辺の二乗、というふうにピタゴラス数をみたす。他方、付図 18（b）のようなピタゴラス数をみたす三角形は $a^2 + b^2 = c^2$。このとき付図（a）（b）の a、b は共通なので、付図 18（a）の直角三角形の斜辺は付図 18（b）のピタゴラス数をみたす三角形の c に等しい。しかがって、対応する三辺が等しいことになり、二つの三角形は合同になり、後者の三角形の a、b が挟む角は 90° となる。

付図 18

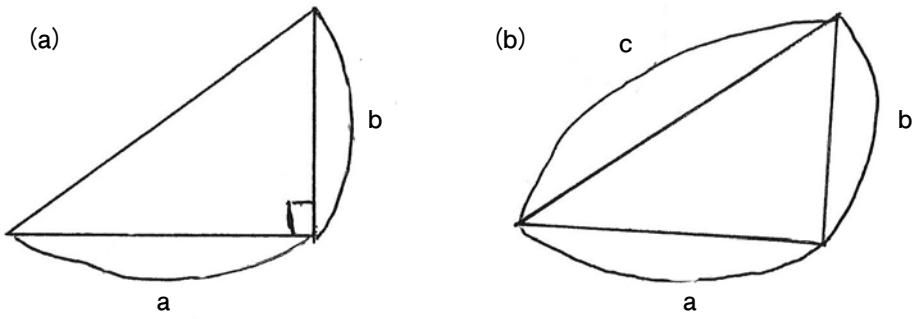

具体的な数値例は付図 19 のようなものがある。ピタゴラスの定理によって付図 19（a）の三角形は斜辺が 5 になる。これにより、付図 19（b）の三角形と対応する三辺が等しくなり、(a)

と（b）の三角形は合同になる。すると付図 19（b）の三角形も直角三角形になる。

付図 19

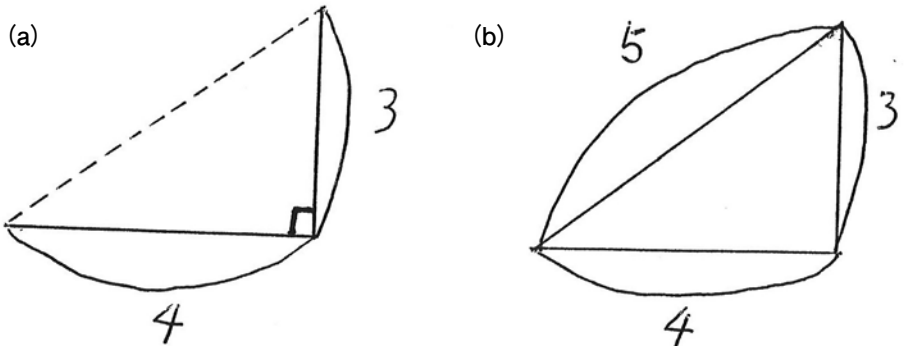

○$\sqrt{2}$ が無理数であることの背理法による証明 (10)

・循環小数でない数を無理数という。

・整数も循環小数の一種である。例えば 5 は 5.000……というふうに考える。循環小数は規則性を持つので有理数とも呼ばれている。

・循環小数は分数で表すことができる。例えば、5.132132132……というような循環小数を考え、これを χ とおく。

$$\chi = 5.132132132\cdots\cdots \qquad (イ)$$

この両辺に 1000 をかける。

$$1000\ \chi = 5132.132132\cdots\cdots \qquad (ロ)$$

（ロ）－（イ）を作ると次のようになる。

$$999\chi = 5127$$

$$\chi = \frac{5127}{999} = \frac{1709}{333}$$

・分数は循環小数である。例えば $\frac{3}{13}$ という分数があったとすると、これは循環小数になる。なぜならば 3 を 13 で割ってゆくと余りが出るが、この余りは 12 以下の数であるが、計算を続けてゆくと、この有限な範囲内で必ず同じ余りがでる。このとき循環が生ずる。

```
      0.2 3 0 7 6 9 2
1 3）3
     2 6
       4 0
       3 9
         1 0 0
           9 1
             9 0
             7 8
             1 2 0
             1 1 7
                 3 0
                 2 6
                   4
```

この例では6番目の余りで同じ余り4が出るから、ここから循環がはじまる。つまり、0.230769230769230769……となる。

・既約分数：任意の分数において、分子分母を素因数分解したとき、分子と分母の共通因数を約分し切った後の分数。つまり、分数は既約分数になる。

例　$\frac{144}{972} = \frac{2^4 \times 3^2}{2^2 \times 3^5} = \frac{2^2}{3^3} = \frac{4}{27}$

・$\sqrt{2}$ が既約分数 $\frac{B}{A}$ であるとする。

$\sqrt{2} = \frac{B}{A}$

両辺を2乗すると次のようになる。

$2 = \frac{B^2}{A^2}$

これにより次のようになる。

$2A^2 = B^2$

これより B^2 は偶数である。偶数の二乗は偶数で、奇数の二乗は奇数であるから、Bは偶数である。これを $B = 2k$ と表す。すると上式は次のように表すことができる。

$2A^2 = 4k^2$

これより次のようになる。

$A^2 = 2k^2$

これはAも偶数であることを意味する。このことは $\frac{B}{A}$ が既約分数である仮定に矛盾する。つまり $\sqrt{2}$ が既約分数であると仮定すると $\sqrt{2}$ が非既約分数であることになり、形式論理学の同

一律と矛盾律をみたさなくなる。つまり$\sqrt{2}$が既約分数であるという命題は$\sqrt{2}$が非既約分数であるという命題を必要条件することになる。これは同一律と矛盾律をみたさず、不可能である。したがって$\sqrt{2}$は分数でありえない。つまり循環小数もしくは有理数でありえない。このことは$\sqrt{2}$は無理数であることを意味する。

以上の背理法の議論の暗黙の前提は$\sqrt{2}$は存在する数であること、そして数は有理数と無理数から成るというものである。

○微係数と導関数

$y = \chi^2$を$0 \leqq \chi$の範囲で考える。$\chi = 0.15$のとき$y = 0.0225$である。点(0.15, 0.0225)と(0.5, 0.25）を結ぶ直線の傾きは$\frac{0.25-0.0225}{0.5-0.15}=0.65$である。傾きとは$\chi$が1行ったと考えたとき、yがどれだけ増加したかを見るものである。

点（1，1）から$y = \chi^2$上を点（0.15，0.0225）へ向かって下って行くとき、この動く点の傾きは点（0.15，0.0225）から見てどうなるであろうか。点（1，1）の点（0.15，0.0225）からの傾きは$\frac{1-0.0225}{1-0.15} = 1.15$であり、点（0.5，0.25）の点（0.15，0.0225）からの傾きは先に示したように、0.65である。付図19を見れば明らかであるが、傾きはだんだん小さくなってゆく。動く点が限りなく点（0.15，0.0225）に近づくとき、傾きはどのような値に近づくであろうか。これを考えてみよう。

動く点の座標は点（0.15，0.0225）からの増加分を横座標について$\triangle\chi$、縦座標について$\triangle y$とすると（$0.15 + \triangle\chi$，$0.0225 + \triangle y$）である。$y = \chi^2$であり、これは任意のχの水準で成立するから、$y + \triangle y = (\chi + \triangle\chi)^2$である。$\chi = 0.15$のとき$y = 0.0225$であるから次の関係が成立する。$0.0225 + \triangle y = (0.15 + \triangle\chi)^2$。これより、$\triangle y = (0.15 + \triangle\chi)^2 - 0.0225 = 2 \times 0.15 \times \triangle\chi + \triangle\chi^2$。したがって、

$$\frac{\triangle y}{\triangle\chi} = \frac{2\times0.15\times\triangle\chi+\triangle\chi^2}{\triangle\chi} = 2\times0.15+\triangle\chi$$

となる。$\triangle\chi$が限りなくゼロに近づくと

$$\lim_{\triangle\chi\to0}\frac{\triangle y}{\triangle\chi} = \lim_{\triangle\chi\to0}(2\times0.15+\triangle\chi)=2\times0.15=0.3$$

となる。lim は limit すなわち極限の略記である。極限値はこの場合0.3という値である。

付図 19

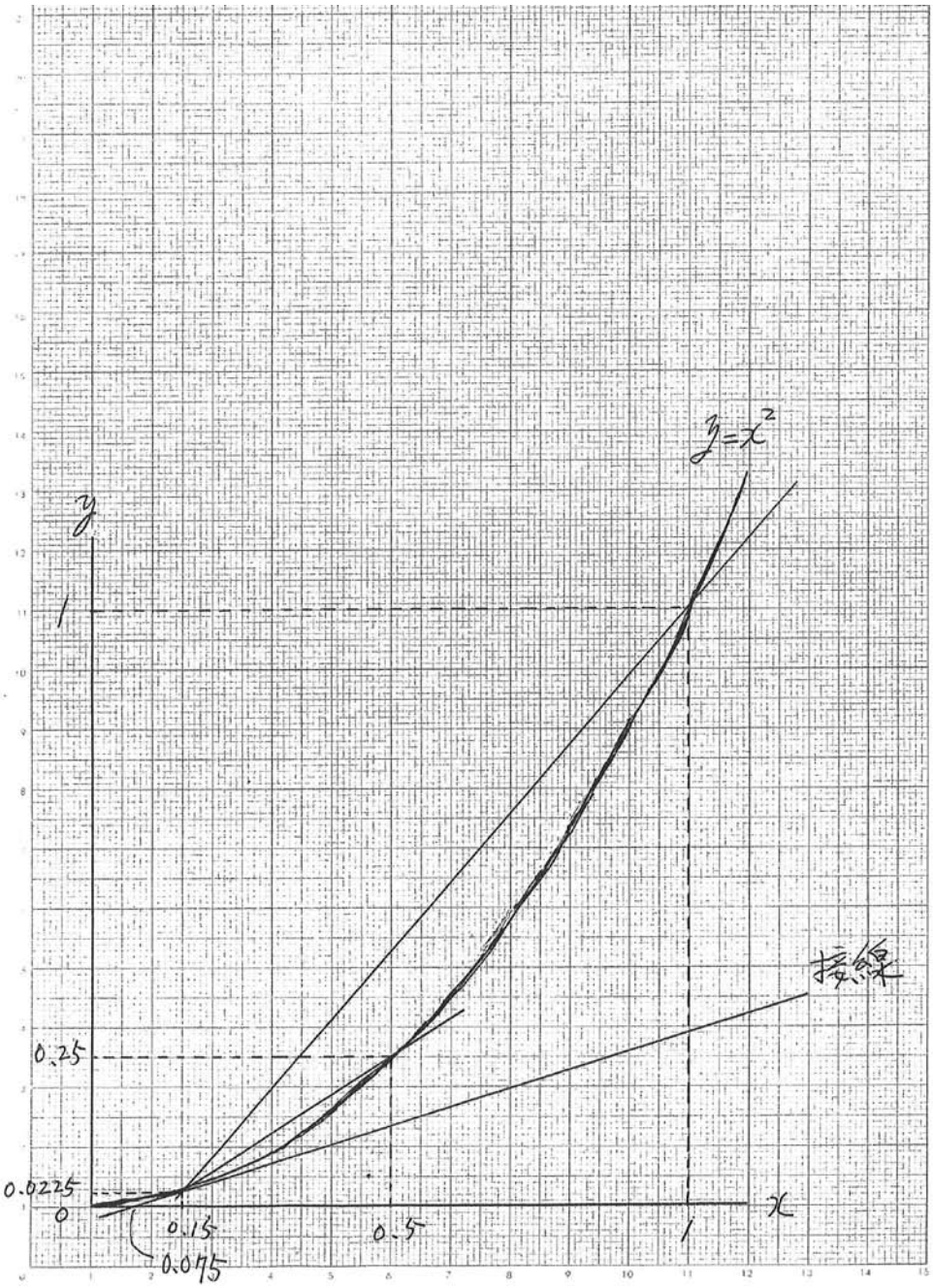

この 0.3 という値は極限値以外にどのような意味を持つ値であろうか。たしかに点（0.15, 0.0225）を通る接線でない直線が接線に近づくと、近づく直線の値は 0.3 に近づく。しかし、接線の傾きは本当に 0.3 であろうか。これを確かめてみよう。まず、背理法を用いる。

もし極限値をとる直線が点（0.15, 0.0225）における $y = \chi^2$ に対する接線でなく、点（0.15,

0.0225）を通る他の直線だとすると、傾きが 0.3 より大きいときは付図 19 の接線でない他の直線のように $y = \chi^2$ のグラフと交ってしまう。交点は $y = \chi^2$ 上での点（0.15，0,0225）への動きによって 0.3 に近づくことができても、極限値でありえない。したがって極限値をとる直線が非接線であることはない。

同様にして傾きが 0.3 より小さいケースでもこの極限値をとる直線が非接線であることはない。

曲線 $y = \chi^2$ 上の点（0.15，0,0225）を通る直線の中で接線の傾きは傾きの極限値 0.3 でない傾きではないということが上において背理法によって証明された。つまり、接線の傾きは 0.3 とは異なる傾きであることはないとういことが証明されたのである。このとき、背理法の暗黙の前提は接線が点（0.15，0,0225）において存在するということである。この暗黙の前提が成立すると考えると、点（0.15，0,0225）を通る極限値 0.3 の傾きを持つ直線は接線であるということになる。つまり、この接線が存在するということは、それが何らかの傾きを持つということを意味するが、背理法によってこの傾きが 0.3 とは異なる傾きでないわけであるから、この傾きは 0.3 以外にはなく、0.3 であるということになるのである。

$y = \chi^2$ の我々のケースで点 (0.15, 0,0225) で接線が存在することは直感的には付図 19 によって示される。点（0.15，0,0225）以外の他の点でも接線が存在することは容易に見て取れる。

なお、上のような χ と y の議論で、χ を時間、y をそれに対する何かの変化と考えたとき、極限値でない $\frac{\triangle y}{\triangle \chi}$ を $\triangle \chi$ の区間の平均変化率、極限値の $\frac{\triangle y}{\triangle \chi}$ を瞬間変化率と呼ぶこともある。

我々は $y = \chi^2$ において、点（0.15，0,0225）を出発点としていたが、一般に任意の χ を出発点として極限値すなわち接線の傾きを考えることができる。

$$\frac{\triangle y}{\triangle \chi} = \frac{(\chi+\triangle\chi)^2-\chi^2}{\triangle \chi} = \frac{\chi^2+2\triangle\chi\cdot\chi+\triangle\chi^2-\chi^2}{\triangle \chi} = 2\chi+\triangle\chi$$

$$\lim_{\triangle\chi\to 0}\frac{\triangle y}{\triangle \chi} = 2\chi$$

$\lim_{\triangle\chi\to 0}\frac{\triangle y}{\triangle \chi}$ は $\frac{dy}{d\chi}$ と書かれる。また $y = \chi^2 = f(\chi)$ と書いて、$\frac{dy}{d\chi} = f'(\chi)$ と書くと、$\frac{dy}{d\chi} = f'(\chi)$ は導関数と呼ばれ、上の例では $\frac{dy}{d\chi} = f'(\chi) = 2\chi$ である。$\chi = 0.15$ のとき $f'(0.15) = 0.3$ となり、これは $\chi = 0.15$ のときの微係数（接線の傾きを示す数）と呼ばれる。

$y = \chi^2$ は 2 次関数であるが、1 次関数（この導関数は定数）、3 次関数以上の関数の導関数も導出される。また、指数関数、対数関数、三角関数など他の関数の導関数も導出される。

しかし、最も重要なことは微係数と導関数の意味を良く理解しておくことである。

なお関数の極大もしくは極小を正確に定義するとき、または関数の凸凹をみるとき（凸凹はトツ、オウと読みます。）、2 次導関数の概念が必要となる。2 次導関数は導関数をもう一回微

分したものである。つまり、導関数の導関数である。

なお、微分に対して積分の概念がある。積分するということは、与えられた関数を何かの関数の導関数とみて、その何かの関数を求めることである。つまり積分は微分とは逆方向の考え方である。

○$Z = 2\chi^2 + 3y^2$というような関数を考えることができる。独立変数はこの場合χとyであり、従属変数はZであるから、$Z = f(\chi, y)$とも書かれる。

ここで独立変数の一方を固定して、他方を動かしてみる。この動かした分に対するZの変化分の導関数を求めてみる。これは偏導関数と呼ばれる。この偏導関数の下で、固定しなかった変数に特定の値を与えたときに出てくる値を偏微係数という。

yを固定したときのχの偏導関数は我々の関数では次のようにして求められる。

$$\frac{\triangle z}{\triangle \chi} = \frac{2(\chi+\triangle\chi)^2+3y^2-(2\chi^2+3y^2)}{\triangle\chi} = \frac{4\chi\triangle\chi+2\triangle\chi^2}{\triangle\chi} = 4\chi+2\triangle\chi$$

であるから

$$\lim_{\triangle\chi\to 0}\frac{\triangle z}{\triangle\chi} = 4\chi$$

となる。yを固定した場合の$\lim_{\triangle\chi\to 0}\frac{\triangle z}{\triangle\chi}$は$\frac{\partial z}{\partial\chi} = \frac{\partial f}{\partial\chi}$と書かれる。つまり、

$$\frac{\partial f}{\partial\chi} = 4\chi$$

同様にして

$$\frac{\partial f}{\partial y} = 6y$$

となる。

我々の関数$Z = f(\chi, y) = 2\chi^2 + 3y^2$において、偏微係数は、例えば、$\chi = 2$のとき$\frac{\partial f}{\partial\chi} = 4 \times 2 = 8$，$y = 1$のとき$\frac{\partial f}{\partial y} = 6 \times 1 = 6$

○偏微係数の考え方は次の全微分の考え方と結びついて関数Zの極大、極小、つまり$dZ = 0$になる点（χ，y）をみつける手段となっている。これは記述統計学の最小自乗法や他の分野の理論の基礎となっている。微小な増加分dZ，$d\chi$，dyとの間には次の関係が成立する。

$$dz = \frac{\partial f}{\partial\chi}d\chi + \frac{\partial f}{\partial y}dy$$

これを全微分という。ただし、$Z = = f(\chi, y)$とし、$\frac{\partial f}{\partial\chi}$，$\frac{\partial f}{\partial y}$の値は与えられた点（$\chi$，y）において導出される値とする。

○独立変数が一つの場合は全微分は偏導関数でなく通常の導関数を用いて定義できる。

$y = f(\chi)$ とすると

$dy = f'(\chi)\, d\chi$

となる。$f(\chi) = \chi^2$ のときは $f'(\chi) = 2\chi$ で、$\chi = 0.15$ のときの dy は $dy = f'(0.15)\, d\chi = 0.3 d\chi$ となる。つまり $d\chi$ が微小なときは dy の反応は接線の傾きになる。これははじめの $y = \chi^2$ のグラフから見やすいことである。

○数学において、十分条件から必要条件を導出する王道は三段論法である。これはピタゴラスの定理の証明に典型的に見てとれることである。

ただし、$\sqrt{2}$ が無理数であるという証明には背理法が不可欠であった。また背理法の構造を認識するためには形式論理学の三律の理解が不可欠であった。

4 次方程式の代数的解法はフェラーリ（Ferrari，1522 ～ 1565）によって、通常の論法を用いて発見された。代数的解法というのは加減乗除および根号（平方根、立方根、…、n 乗根）を用いて未知数の値を求めることである。その後、数学者達は 5 次方程式以上の代数的解法をさがし続けたが、ついに発見できなかった。その後、アベール（Abel，1802 ～ 1829）によって 5 次以上の方程式の代数的解法が存在しないことが背理法によって証明されたのである。フェラーリの発見からアベールの発見まで何と 250 年以上経過したのであった。ここで、三段論法ばかりでなく背理法の重要性も浮び上がって来る。

代数方程式の根の存在についてガウス（Gauss，1777 ～ 1855）の代数学の基本定理によって証明が行われたが、この定理の別証をコーシー（Cauchy，1789 ～ 1857）が行ったとき背理法を用いている。もっと正確にいうと対偶命題を用いた証明を行っている。(11)

微分法はニュートン（Newton，1642 ～ 1727）、ライプニッツ（1646 ～ 1716）によって発見され、これによって変化が合理的にとらえられるようになった。積分法はすでにふれたが微分法から派生したものである。

数学においては三段論法や背理法の論理によって証明を行うので形式論理学が重要であるが、命題の本質を表す概念、その定義も重要である。方程式の根、複素数、微係数、導関数などの概念の創出、定義が数学の進歩となっている。

経済学で用いる数学は他に、行列、行列式、微分方程式などがあるが、代数学と微分積分学を良く理解していればそれほどむずかしいものではない。これらはすべて、必要条件と十分条件の論理学が基礎になっており、独自の概念が用いられているのである。また、この論理自体の理解にはピタゴラスの定理などを含む幾何学が最適であると昔からいわれている。それで本稿ではピタゴラスの定理などを詳しく解説したのである。

経済学で最も有名な命題には、ミクロ経済学では「完全競争均衡の必要条件はパレート最適である。」というようなものがあり、マクロ経済学では「適正成長率は資本設備の完全稼働の

必要条件である。」というようなものがある。前者では完全競争が後者では資本設備の完全稼働がそれぞれの十分条件になっている。ただし、命題のこの表現の仕方は厳密に述べたものではなく、非常に大雑把に述べたものである。これによって命題の本質が浮き出るようにしてある。また完全競争とか完全稼働とかの概念の理解も不可欠である(12)。

経済学の命題についても必要条件と十分条件とを分けて考えるような論理的思考が重要である。試験の時に公式を丸暗記するようなことではなく、命題の論理的意味を見極めるべきである。

注

(1) これらの法則については簡略化ために、とくにことばで述べない。

(2) 数値例だと見透しが悪いが、文字式を使用すると明瞭になる例をあげている。

(3) 厳密に述べているわけではない。常識的な範囲で述べているが後の論理展開においてこまらないように述べてある。

(4) 我々は方程式もしくは不等式を解く練習をし、解く技術を中学校、高等学校で学んだが、なぜ解けるかという理論を必ずしも良く理解しているわけではない。この理解を深めることは技術の向上にとっても重要である。また解く練習にムダな時間を消費することを防ぐ。

なお、以下の方程式を解く原理（1）から（4）中の「等号は成立する」の部分は、それぞれ前半の部分の必要条件になっている。この指摘は査読者によるものである。以下の不等式を解く原理についても同様。

(5) 複素数については高校の数学の教科書、もしくは高木貞治著『代数学講義』共立出版、昭和 48 年、第 1 章参照。また別の教科書、参考書でもよい。

(6) 周知の証明であるが、三段論法の典型であるので、あえてのせた。三角形の等面積のままの移動が三段論法になっている。

(7) 井上昌計著『論理学』成文堂、平成 16 年、第 19 刷、形式論理学、Ｉ論理学の原理、参照。

(8) 高校 1 年のときに「直角でないと矛盾が生ずるから。」という説明を受けたとき、何か非常に納得がいかないものが心に残り、これが 60 才をすぎても続いていた。これが本稿作成の最も大きな動機である。この疑問が実は数学と論理学との間の深い関係を内包していることは、後で気が付いたことである。とくに後述の暗黙の前提の存在。

(9) 対偶の応用例を幾何学でなく経済学において示しておこう。

A ⇒ B の対偶は非 B ⇒非 A である。非 B ⇒非 A は非 A ⇒非 B とは異なっている。ところが非 B ⇒非 A を非 A ⇒非 B と混同したために、後で大きな混乱を引き起こしたという事例がソ連などである。これは次のとおりである。A を「ある体制は資本主義体制である。」、B を「その体制では失業が生じる。」とすると、対偶では「失業が生じなければ資本主義体制ではない。」ということになる。これを「資本主義でなければ失業が生じない。」というふうにすると、このことはマルクスがいった A ⇒ B という命題からは論理的に出て来ないことになる。このことが大きな混乱を引き起こし、ソ連崩壊の一因にもなったと考えられる。ただし、マルクス自身にもこの混乱があった可能性もある。

対偶概念の正確な理解によるマルキストへの批判は、小室直樹著『数学嫌いの人のための数学』東洋経済、2001 年、第 4 刷、pp,224 ～ 231 参照。前パラグラフのマルキストへの批判はこの小室氏の著書によるものである。これは経済学への対偶概念の応用としてすぐれたものである。この指摘は査読者によるものであり、私は査読者に心から感謝するものである。

なお、私自身によるマルクスに対する批判は拙著『現代経済学の構想』日本評論社、2008 年、第 1 版、第 8 刷、序論、参照。

さらに、対偶とは異なっているが、必要条件と十分条件との峻別が有効である例として、GDP の需給の一致の必要条件が投資＋（財政支出－税収）＋貿易収支に貯蓄が等しいという命題がある。したがって、貯蓄が大きくなると貿易収支の黒字が大きくなるというようなことはいえない。なぜなら投資か（財政支出－税収）が増加して GDP の需給均衡が成立することもありうるからである。注（12）の拙著 pp,60 ～ 62 参照。

（10）周知の証明であるが、より詳しく厳密に述べてある。

（11）注（5）の高木の前掲書。詳しくは、改訂新版 12 刷、p50 参照。

（12）詳しくは前者の命題については拙著『現代経済学の構想』日本評論社、2008 年、第 1 版、第 8 刷、補論Ⅶ、後者については同書第 1 章Ⅹ、参照。

パレート最適それ自身の説明、もしくは適正成長率の公式の導出がされることが多いが、必ずしもパレート最適が完全競争の必要条件であり、適正成長率の公式が資本設備の完全稼働の必要条件であるというふうには、明示的に説明されてないこともあるようである。

（原稿受付　平成 22 年 4 月 9 日）

拓殖大学政治経済研究所
『拓殖大学論集　政治・経済・法律研究』投稿規則

1. 目　的

『拓殖大学論集　政治・経済・法律研究』（以下「紀要」という）は，研究成果の発表を含み多様な発信の場を提供し，研究活動の促進に供することを目的とする。

2. 発行回数

本紀要は，原則として年 2 回発行する。その発行のため，以下の原稿提出締切日を厳守する。

(1) 9 月末日締切－ 12 月発行

(2) 11 月末日締切－ 3 月発行

上記の発行に伴い, 政治経済研究所（以下「研究所」という）のホームページにも掲載する。

3. 投稿資格

投稿者（共著の場合には少なくとも 1 名）は，原則として研究所の研究員とする。

ただし，次の者は，政治経済研究所会議（以下「会議」という）が認めた場合，投稿することができる。

(1) 拓殖大学（以下「本学」という）・拓殖大学北海道短期大学の専任教員

(2) 研究所の元研究員

(3) 本学・拓殖大学北海道短期大学の元専任教員

(4) 本学・拓殖大学北海道短期大学の客員研究員・講師

なお，会議は上記以外の者に，投稿を依頼することができる。

4. 著作権

掲載された記事の著作権は，研究所に帰属する。

したがって，研究所が必要と認めたときはこれを転載し，また外部から引用の申請があったときは研究所で検討のうえ許可することがある。

5. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは,『拓殖大学論集　政治・経済・法律研究』 執筆予定表を，毎年 4 月の決められた日までに研究所に提出する。

6. 投稿原稿

(1)　投稿原稿は，①論文・②研究ノート・③判例研究・④解説論文・⑤講演・⑥シンポジウム・⑦書評・⑧随想・⑨通信・⑩報告・⑪資料・⑫抄録・⑬その他のいずれかとする。

研究所研究助成金を使用して学会等で既発表のものは，既発表であることを投稿原稿に抄録として掲載することができる。

記事の区分・範疇については別に定める拓殖大学政治経済研究所 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 執筆要領（以下「執筆要領」という）に従って投稿者が指定するが，編集委員会は，投稿者と協議の上，これを変更することができる。

(2) 研究所からの研究助成を受けた研究成果の発表に係わる原稿は，論文に限る。

(3) 投稿原稿の分量は，本文と注及び図・表を含め，原則として，以下のとおりとする。なお，日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

① 論文	40,000 字（1 行 43 字× 34 行で 27 頁）以内	A4 縦版・横書
② 上記以外のもの	20,000 字（1 行 43 字× 34 行で 14 頁）以内	

上記分量を超えた投稿原稿は，編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。投稿者の希望で，本紀要の複数号にわたって，同一タイトルで投稿することはできない。ただし，編集委員会が許可した場合に限り，同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は，最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

(4) 執筆に際しては，別に定める執筆要領に倣うものとする。

(5) 投稿原稿の受理日は，編集委員会に到着した日とする。

(6) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し，原本を編集委員会宛とする。

(7) 投稿原稿数の関係で，紀要に掲載できない場合には，拓殖大学政治経済研究所長（以下「所長」という）より，その旨を執筆者に通達する。

7. 原稿の審査・変更・再提出

(1) 投稿原稿の採否は，編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて，編集委員会が決定する。編集委員会は，原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。

(2) 提出された投稿原稿は，編集委員会の許可なしに変更してはならない。

(3) 編集委員会は，投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。

(4) 編集委員会は，紀要に掲載しない事を決定した場合は，所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

8. 校　正

投稿原稿の校正については，投稿者が初校および再校を行い，所長が三枚を行う。

この際の校正は，最小限の字句に限り，版組後の書き換え，追補は認めない。

校正は，所長の指示に従い，迅速に行う。

校正が，決められた期日までに行われない場合には，紀要に掲載できないこともある。

9. 投稿（原稿）科，別刷・抜刷

投稿者には，一切の投稿（原稿）科を支払わない。

投稿者へ別刷を，50 部まで無料で贈呈する。それを超えて希望する場合は，有料とする。

10. 発行後の正誤訂正

(1) 印刷の誤りについては，著者の申し出があった場合にこれを掲載する。

(2)　印刷の誤り以外の訂正・追加などは，原則として取り扱わない。

ただし，投稿者（著者）の申し出があり，編集委員会がそれを適当と認めた場合に限り掲載する。

11. その他

本投稿規則に規定されていない事柄については，その都度、編集委員会で決定する。

12. 改　廃

この規定の改廃は，会議の議を経て，所長が決定する。

附　則

この規則の規程は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

拓殖大学政治経済研究所
『拓殖大学論集　政治・経済・法律研究』　執筆要領

1. 用　語

用語は，日本語又は英語とする。

ただし，これら以外の言語での執筆を希望する場合は，事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て，その承諾を得たときは，使用可能とする。

2. 様　式

投稿原稿は，完成原稿とし，原則としてワープロ原稿（A4 用紙を使用し，横書き，1 行 43 字× 34 行でプリント）2 部を編集委員会宛に提出する。

(1)　数字は，アラビア数字を用いる。

(2)　ローマ字（及び欧文）の場合は，ダブルスペースで 43 行。1 行の語数は日本語 43 文字分。

(3)　上記以外の様式にて，投稿原稿の提出する場合には，編集委員会と協議する。

3. 表　紙

投稿原稿と一緒に，『拓殖大学論集　政治・経済・法律研究』 投稿原稿表紙に必要事項の記入，「拓殖大学政治経済研究所ホームページへ公表承認印」を捺印し，原稿提出期日までに添付する。

投稿分野・区分については，以下に付記する。

4. 要　旨

投稿論文には，研究目的・資料・方法・結果などの内容がよくわかる要旨を，A4 用紙 1 枚程度に作成し添付する。日本語以外の言語による投稿論文には，必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けた日本語訳も添付する。その際，投希論文キーワードも 5 項目以内で記載する。

また，要旨には，図・表や文献の使用あるいは引用は避ける。

5. 図・表・数式の表示

(1)　図・表の使用は，必要最小限にし，それぞれに通し番号と図・表名を付けて，本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定するする。図・表も分量に含める。

(2)　図および表は，コンピューター等を使って，きれいに作成すること。

(3)　数式は，専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・参考文献

(1)　注は，本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし，後注方式により本文の最後に一括して記載する。また，引用，参考文献の表記についても同様とする。

(2)　英文表記の場合は，例えば，*The Chicago Manual of Style* 等を参考にする。

7. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は，編集委員会の査読を経て，修正・加筆などが済み次第，A4 版用紙（縦版，横書き）にプリントした完成原稿 1 部と電子殊体（FD 等）を提出すること。

電子媒体（FD 等）の提出時には，コンピューターの機種名と使用 OS とソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお，手元には，必ずオリジナルの投稿論文データを保管しておくこと。

8. 改　廃

この要領の改廃は，政治経済研究所会議の議を経て，政治経済研究所長が決定する。

附　則

この要領の規程は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付記：投稿分野・区分の定義について

①論　　文：(1)　研究の課題，方法，結果，含意（考察）について明確になっている。
(2)　方法，技術，表現などが一定の水準に達している。
(3)　項目(1)の事項について独自性がみられる。

②研 究 ノ ー ト：(1)　研究の中間生産物として考えられるもの。
(2)　論文に準じる形式のもの。

③判 例 研 究：裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。

④解 説 論 文：他の専門分野の人々にも分かるように，研究内容を解説したもの。

⑤講　　演：研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。

⑥シンポジウム：研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。
紙上のシンポジウムを含む。

⑦書　　評：専門領域の学術図書についての書評。

⑧随　　想：自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。

⑨通　　信：個人，特定の団体に向けて書かれた通信文。
教育・研究に関する主題に限る。

⑩報　　告：学界展望など。
研究所からの通知を含む。

⑪資　　料：上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。

⑫抄　　録：政治経済研究所研究助成要領第 10 項（2）に該当するもの。

執筆者紹介（目次掲載順）

野口　忠彦（のぐち・ただひこ）	政経学部教授	政治理論，代表デモクラシー論
川又新一郎（かわまた・しんいちろう）	政経学部教授	財政学，地方財政
高橋　智彦（たかはし・ともひこ）	政経学部教授	国際金融論，金融論
長　友昭（ちょう・ともあき）	政経学部助教	民法，中国法
信田　強（のぶた・つよし）	政経学部教授	マクロ経済学，近代経済学説史

編集委員

阿部松盛　池田高信　清水洋二　高久泰文　野口忠彦　村上倫太郎

拓殖大学論集　政治・経済・法律研究　第13巻第1号　ISSN 1344－6630

（拓殖大学論集279）ISSN 0288-6650

2010年12月22日　印　刷

2010年12月22日　発　行

編　集　拓殖大学政治経済研究所編集委員会

発行者　拓殖大学政治経済研究所長　池田高信

発行所　拓殖大学政治経済研究所

〒112－8585　東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03－3947－7595　Fax. 03－3947－2397（研究支援課）

印刷所　神谷印刷株式会社

THE REVIEW OF TAKUSHOKU UNIVERSITY: POLITICS, ECONOMICS and LAW

Vol. 13 No. 1 December 2010

Articles

Tadahiko Noguchi — Semantic Analysis of Japanese "Minshushugi" Translated from "Democracy" −3− (1)

Shinichiro Kawamata — Political Influence on the Growth and Decline of Cities (57)

Tomohiko Takahashi — Global Financial Crisis and Banks in CEE countries (97)

Tomoaki Cho — Arguments about Cases of the Renewal Fee in the Rental Contract of Residential Building (117)

Study Note

Tsuyoshi Nobuta — The Relation between Formal Logic and Mathematics – towards Application to Economics – (139)

Submission of Manuscript to *The Journal of Politics, Economics and Law* ····· (164)

Instructions for Contributors ····· (167)

Edited and Published by

INSTITUTE FOR RESEARCH IN POLITICS & ECONOMICS
TAKUSHOKU UNIVERSITY

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8585, JAPAN